

平成27年3月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（3月10日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
陳情及び請願の付託	4
村長行政報告	4
一般質問	15
服部 晃 君	16
後藤 修 君	26
大浦 トキ子 君	43
熊田 喜八 君	54
延会の宣告	63

第2号（3月11日）

議事日程	65
本日の会議に付した事件	65
出席議員	66
欠席議員	66
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	66
職務のため出席した者の職氏名	66
開議の宣告	67
議事日程の報告	67
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	67

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
延会の宣告	97

第 3 号 (3月12日)

議事日程	99
本日の会議に付した事件	100
出席議員	100
欠席議員	100
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	100
職務のため出席した者の職氏名	101
開議の宣告	102
議事日程の報告	102
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	151
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	156
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	165
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	169
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	171
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	173
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	176

議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	177
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	181
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	182
議案第28号の上程、説明	184
延会の宣告	197

第 4 号 (3月13日)

議事日程	199
本日の会議に付した事件	199
出席議員	199
欠席議員	200
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	200
職務のため出席した者の職氏名	200
開議の宣告	201
議事日程の報告	201
議案第28号の質疑、討論、採決	201
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	231
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	236
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	238
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	239
延会の宣告	240

第 5 号 (3月16日)

議事日程	241
本日の会議に付した事件	241
出席議員	241
欠席議員	241
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	241
職務のため出席した者の職氏名	242
開議の宣告	243
議事日程の報告	243
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	243

議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	244
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	245
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	246
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	247
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	249
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	250
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	253
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	254
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	255
議案第43号の上程、説明	258
延会の宣告	279

第 6 号 (3月17日)

議事日程	281
本日の会議に付した事件	281
出席議員	281
欠席議員	282
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	282
職務のため出席した者の職氏名	282
開議の宣告	283
議事日程の報告	283
議案第43号の説明、質疑、討論、採決	283
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	327
延会の宣告	335

第 7 号 (3月18日)

議事日程	337
本日の会議に付した事件	337
出席議員	338
欠席議員	338
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	338
職務のため出席した者の職氏名	338
開議の宣告	339

議事日程の報告	3 3 9
議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 9
議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 0
議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 2
議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 3
議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 5
議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 7
議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 8
議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 0
議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 2
議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 3
議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 7
議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 9
議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 1
陳情及び請願審査報告	3 6 6
閉会中継続審査申出	3 6 9
日程の追加	3 7 0
議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 1
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 2
発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 4
発議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 5
議会広報常任委員の選任について	3 7 6
日程の追加	3 7 7
閉会中継続審査申出	3 7 8
表彰状伝達	3 7 8
閉会の宣告	3 7 9

3 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成 2 7 年 3 月 天 栄 村 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 7 年 3 月 1 0 日 (火曜日) 午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
例月出納検査の結果
- 日程第 4 陳情及び請願の付託
- 日程第 5 村長行政報告
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第 2 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 4 号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 5 号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 6 号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 7 号 天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 8 号 天栄村放課後児童クラブ条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第 6 まで

出席議員 (1 0 名)

1番	大須賀	溪 仁	君	2番	服 部	晃	君
3番	大 浦	トキ子	君	4番	廣 瀬	和 吉	君
5番	揚 妻	一 男	君	6番	渡 部	勉	君
7番	熊 田	喜 八	君	8番	須 藤	政 孝	君
9番	後 藤	修	君	10番	小 山	克 彦	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸	君	副 村 長	森	茂	君
教 育 長	増 子	清 一	君	参 事 兼 総務課長	伊 藤	栄 一	君
税 務 課 長	森	廣 志	君	住 民 福 祉 課 長	揚 妻	浩 之	君
産 業 振 興 課 長	吉 成	邦 市	君	地 域 整 備 課 長	佐 藤	市 郎	君
参 事 兼 管 理 者	小 山	志 津 夫	君	湯 支 所 本 長	兼 子	弘 幸	君
天 保 育 所 栄 長	北 畠	正	君	学 校 教 育 課 長	清 浄	精 司	君
生 涯 学 習 課 長	山 本	サ ト 子	君				

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 事 務 局 長	蕪 木	利 弘	書 記	星	千 尋
書 記	森	和 昭			

◎開会の宣告

○議長（小山克彦君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、平成27年3月天栄村議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成27年3月天栄村議会定例会は成立いたしました。

これより平成27年3月天栄村議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小山克彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

2番 服部 晃 君

3番 大浦 トキ子 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小山克彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部晃君。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃君登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る3月3日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成27年3月天栄村議会定

例会の会期について審議いたしました結果、今定例会の会期は本日3月10日より18日までの9日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長からの報告がありましたとおり、本日より3月18日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3月10日から18日までの9日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小山克彦君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承を願います。

◎陳情及び請願の付託

○議長（小山克彦君） 日程第4、陳情及び請願の付託について。

本日まで受理した陳情は1件、請願は2件であります。皆さんのお手元に配付しておきました陳情文書表及び請願文書表のとおりであります。

なお、これらについては所管の産業建設常任委員会に付託しましたので、ご報告を申し上げます。

◎村長行政報告

○議長（小山克彦君） 日程第5、村長行政報告。

村長より平成27年3月定例会における行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、平成27年天栄村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案57件をご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、12月定例会以降の行政運営の状況並びに平成27年度における施策の概要を申し

上げます。

12月定例会以降の行政運営の状況についてご報告いたします。

まず、永年にわたる防火思想の啓発や予防消防の活動等が認められ、3月6日、東京都のニッショーホールにおいて、天栄村消防団がはえある消防庁長官表彰旗を受章されました。まことにおめでとうございます。

このことは、消防団のみならず、天栄村にとっても大変名誉なことであり、日ごろから訓練や予防活動を継続してきた成果のたまもであります。今後も服部団長の指揮のもと、ますますご活躍されることをご期待申し上げます。

さて、本年実施している防災対策事業の進捗状況でございますが、役場前の防災機能強化工事につきましては、9月に着工し、今月末の完成を目指し、現在工事が進められておりますが、若干のおくれがあるため、翌年度の繰り越し事業として実施してまいりたいと考えております。

湯本地区防災センター整備工事につきましては、同じく9月に着工し、基礎工事等を施工してきましたが、冬期間におけるコンクリート打設工事等が困難なため、同じく繰り越し事業として実施し、早期完成を目指してまいります。

防災行政無線屋外子局等更新工事につきましては、8月に着工し、おかげさまをもちまして設置は終了したところであり、今後、試験放送を行った上で、年度内完成を見込んでおります。

消防ポンプ自動車の更新事業につきましては、2月10日に納車され、当日、消防団に引き渡しを行ったところであります。

また、須賀川市内に設置しておりました湯本学生寮でございますが、1月下旬に解体工事の発注を行い、3月末の完了に向けて現在工事を進めております。解体工事が終了次第、来年度跡地の活用方法につきましてご相談を申し上げたいと考えております。

次に、除染作業に伴う仮置き場の進捗状況でございますが、村内の除染に必要とされる仮置き場用地が各地区のご理解で確保され、計14カ所において現在事業を進めております。そのうち8カ所が完成し、除去土壌物の搬入完了もしくは搬入を現在実施しているところであります。また、今坂地区及び中屋敷地区の仮置き場につきましても、今月完成予定であります。残りの中郷地区、太多郎地区、土橋久保地区、高戸屋地区においては、現在建設工事に着手しておりますが、年度内完了には至りませんので、繰り越し事業として引き続き実施し、早期完成に向けて進めてまいります。

住宅除染では、下松本地区が先月完了し、大里中部地区が今月完了する予定となっております。これにより6地区の除染が完了となったところです。また、現在、上松本地区、小川地区、今坂地区、中屋敷地区の除染を進めておりますが、いずれも繰り越し事業として引き続き実

施してまいります。

また、懸案となっていました中間貯蔵施設に関しましては、先般、県と関係自治体が除染廃棄物の搬入に対して受け入れを表明し、国と安全確保協定を締結したところであります。現在、国は、予定地内に除染廃棄物を仮置きする一時保管場の整備を進めており、来年度には、除去土壌物を試験的に運搬するパイロット輸送を開始する予定であると伺っています。今後は、このパイロット輸送による除去土壌物の安全な輸送方法に向けて、国・県と綿密に協議を進めてまいります。

次に、福祉関係についてであります。平成27年度から3年間の第7次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画案について、昨年12月より介護保険事業計画等策定委員会でご審議をいただき、先般、ご承認をいただいたところであります。

次期計画では、介護保険料基準額について、期間中の介護認定者数や保険給付費などの推計をもとに、月額5,000円、年額6万円として算定していることから、保険料の改定議案を本定例会に上程しております。

また、新たな子ども・子育て支援制度に関しましては、本年4月からの開始が正式に決定されたところであります。新制度では、市町村は教育・保育を提供する施設・事業の基準や利用者負担などについて、村子ども・子育て会議の審議を経て定めるよう子ども・子育て支援法等で規定されており、これらの議案につきましても本定例会に上程しているところであります。

次に、健康づくりプロジェクト事業につきましては、特定健診、がん検診がいずれも1月末で終了いたしました。検査費用の無料化や受診勧奨に努めた結果、受診者総数は対前年度比延べ283人、約10%の増となり、疾病の予防、早期発見、早期治療に大きな効果を上げたところであります。

また、12月に妊婦や4歳未満の子供59名の内部被曝検査を実施し、全員が健康に影響はないとの判定を受けたところであります。来年度も定期的な検査、正確な情報の提供に努め、村民の長期的な健康管理や安全・安心の確保につなげてまいります。

次に、税務関係では、1月より税の新システムを導入し、証明書の発行や問い合わせ等に対してより迅速な対応が可能となりました。今後もこのシステムを活用し、住民サービスの向上に努めてまいります。さらに、社会保障・税番号制度へ対応するため、システムの改修を図っているところであり、これにより、番号を用いた地方税情報の管理と連携が図られ、ネットワークを通じて情報を取得することが可能となり、納税者の利便性が図られるものと考えております。

また、来年度は固定資産の評価替えの年となっており、国が示している固定資産評価基準に則し、固定資産の評価替えを進めているところであります。この評価に当たっては、評価

基準が一部見直され、よりきめ細かい評価ができるものと考えております。

村税の滞納対策としましては、多額滞納者や新規滞納者の発生を防止するため、電話催告や訪問徴収、早期の資産調査を実施するとともに、悪質な滞納者に対しては厳正な滞納処分を実施しているところであります。

国土調査につきましては、後藤地区を中心とした牧本第22地区の調査もほぼ完了し、翌年度の細部測量に向け準備を進めているところであります。

次に、農業振興についてでございますが、生産調整につきましては、すかがわ岩瀬地域農業再生協議会が中心となり、経営所得安定対策とあわせて推進してきたところであります。

平成26年産米の生産調整につきましては、県配分目標数量に対して98.3%の達成率となっております。また、経営所得安定対策の加入につきましては、水田所有者の60.9%が加入され、交付金7,378万9,000円の交付がなされたところであります。

次に、平成27年度の生産調整につきましては、昨年末の県からの配分通知では、対前年比で82トン減の3,406トンとなり、作付目標面積は対前年比15.6ヘクタール減の654ヘクタールと示されたところであります。

なお、平成27年度の生産調整の配分方法等につきましては、昨年度と同様、県内一律配分となったことから、去る1月30日に、すかがわ岩瀬地域農業再生協議会の臨時総会により可決承認され、生産調整の配分内容が決定されたところであります。この結果を受け、先月19日から説明会を開催し、生産調整の推進と経営所得安定対策の加入推進を図っているところであります。

次に、米価下落対策として、生産者の農業所得の確保と生産意欲の向上を目的として、東京電力福島第一原発事故の影響により、平成24年から26年の3カ年間ににおけるゼオライトの散布費用の助成として3,440万円を2月末に交付いたしました。

次に、中山間地域直接支払交付金につきましては、第3期対策の最終年度を迎え、16地区が耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保に取り組み、今年度の取り組み面積は616ヘクタール、交付金5,128万4,000円が交付されたところであります。

多面的機能支払いにつきましては、7地区が地域の農道・水路、環境保全、農業施設の維持管理に取り組み、今年度の取り組み面積は383ヘクタール、12月に交付金1,258万5,000円が交付されたところであります。

環境保全型農業直接支払交付金につきましては、64名の農業者の方々が取り組み、今年度の取り組み面積は125ヘクタール、976万4,000円が交付される見込みとなっております。

次に、農産物のPR事業として、2月5日、6日には東京都板橋区大山商店街にて、生産者とともに3大ブランド等の村農産物販売を行い、安全・安心のPRを行ってまいりました。

有害鳥獣対策としては、わな免許取得補助事業により、新たに9名の方がわな免許を取得

いたしました。

次に、湯本スキー場経営評価委員会につきましては、今年度4回の委員会を開催し、湯本スキー場の経営改善施策について、2月23日に答申を受けたところであります。経営改善計画策定後の初年度である今シーズンについては、2月までの売り上げ実績により十分な成果が上がっているとの評価をいただきましたが、細部についてははまだ改善されていないものがあるとの課題もございました。湯本スキー場につきましては、引き続き経営改善に努めるよう指導してまいります。

次に、観光の取り組みでは、平成27年度に開催される「ふくしまデスティネーションキャンペーン」に向け、天栄村キャンペーンクルーとともに、首都圏のキャラバン等に積極的に参加し、村観光素材のPRに努めたところであります。

また、2月7日、8日に実施した東京都有楽町駅前広場でのイベントでは、天栄村マスコットキャラクター「ふたまたぎつね」と天栄村キャンペーンクルーによるPRステージで天栄村の観光PRを行ってまいりました。

また、風評払拭の対策としまして、一昨年から取り組んでいるサポーター制度では、現在、天栄村応援団として800名を超える全国からのサポーターが集まりました。

次に、企業誘致につきましては、首都圏の企業が参加した企業立地セミナー等に参加するとともに、地元企業への訪問を行っているところであり、今後もさまざまな方策を考えながら、企業誘致を積極的に進めてまいります。

また、雇用対策につきましては、福島県緊急雇用創出基金事業を活用した結果、今年度は10事業で29人の雇用を創出し、観光や商工業、さらには道路整備など多岐にわたる業務に従事していただいているところであります。

次に、主な道路整備についてであります。特定防衛施設周辺整備調整交付金で進めておりました村道飯豊・赤坂線につきましては、昨年12月に完成を迎え、地域にとって待望の開通となったところであります。また、村道戸ノ内・丸山線改良工事の設計委託も発注しており、次年度から工事を発注する予定でございます。

農林土木事業においては、農業施設維持管理適正化事業の採択を受け、天房池改修工事を発注いたしました。また、児渡地区や釜ヶ入地区の排水路整備関係の設計を進めております。

除雪事業についてであります。本庁地区においては一部除雪路線の見直しを図った結果、おおむね順調に実施しておりますが、湯本地区においては、12月上旬からほぼ毎日のように除雪作業を実施しているため、当初計画に逼迫している状況でございます。しかしながら、道路の安全を確保するためには除雪は不可欠でございますので、今後も適切に実施してまいりたいと考えております。

水道事業では、県道郡山・矢吹線の配水管移設工事、石綿管更新事業では、大里仁戸内地

区から小川地区までの布設がえ工事を発注いたしました。また、簡易水道事業では、新たな配水池築造工事の年度内完了に向け進めているところであります。

次に、教育の取り組みにつきましては、12月から2月までの間は、「天栄村教育祭」と銘打ち、文化の森てんえいにおいて、子どもギャラリー「森の美術館」作品展示会、村教職員による研究物展示会など、村内園児、児童、生徒、そして教職員による教育関係展示会を連続して開催し、日ごろの取り組みの成果を多くの方々に発信したところであります。

また、1月21日には村内小学校対抗の食農カルタ・百人一首大会、2月5日には第56回湯本地区学校スキー大会を開催し、大会にエントリーした村内小・中学校の児童・生徒が練習の成果を存分に発揮するとともに、学校間の交流を図ることができました。

1月28日には、牧本小学校を会場に「つなぐ教育推進研究授業」が開催され、県中管内の小・中学校の先生方の参加のもと、算数・数学の授業づくりの研究が行われました。

2月13日には、ブリティッシュヒルズ営業部マネジャーの小林文樹氏を講師に迎え、村教職員や村民の皆さんを対象に、「これからの英語教育の在り方について」と題した教育講演会を開催しました。小林さんの具体的な体験をもとにした講演に、「英語の村てんえい」の実現に向けて、各ステージでのゴール、成功体験の繰り返しの重要性について学び合いました。

次に、生涯学習につきまして、放課後子ども教室では、節分やひな祭りなど季節ごとの行事を取り入れながら、地域住民との交流を図り、地域とのつながりや体験を通して有意義な時間を過ごしているところであります。

また、12月末から年明けには、山村開発センターにおいて、小学1年生から3年生を対象とした「てんえい冬休み子ども教室」を開催し、本の読み聞かせなどを実施したところであります。

スポーツ関係では、12月25日に天栄村屋内スポーツ運動場の落成式が行われ、当日は、愛称として、季節を問わず1年中スポーツを楽しめる場所「季楽里」と命名され、最優秀賞を受賞されました森良枝さんへの表彰式等も行われ、スポーツ少年団員や中学生の方々によるテープカットでオープンいたしました。式典後には、天栄中学校テニス部による模擬試合が披露され、生徒たちからは感嘆の声が聞かれました。この屋内スポーツ運動場におきましては、年度内はほぼ予約で埋まっている状況で、村内外の方々から好評を得ているところであります。

また、1月24日と2月7日の2日間、村内のスキー場を会場に、小学生を対象としたスキー・スノーボード教室を開催したところ、51名の児童が参加し、本格的に指導を受けることができ、冬季スポーツの活性化にもなりました。

文化関係では、ふるさと文化伝承館において、2月8日まで「つげ義春の旅へ」展を開催

し、湯本地区に思いをはせた作品を展示したところ、村内外の多くの方々にご来場をいただきました。

2月9日には、天栄中、湯本中の15歳を迎える中学2年生57名を対象に、これから大人になるための心構えと天栄村民としての一層の自覚を育むことを目的として立志式を行いました。立志を迎えた生徒から、「歴史と伝統ある天栄村を守り、受け継ぐ人間として、責任と誇りを持つことを約束します」と心強い誓いの言葉をいただきました。立志式後の講演会では、「未来の子どもたちの輝く笑顔のために」という演題で、シンガーソングライターの菊池章夫氏より、「今を大切に生きてほしい」と心に残るメッセージが贈られました。

各種講座におきましては、冬期間に実施できる講座として、男の料理教室や健康教室等を開催したところ、多くの受講者が集まり、大変好評を得ており、今後もニーズに応えられる講座の開催を進めてまいります。

次に、27年度の施策の概要について申し上げます。

平成27年度の一般会計当初予算は、第4次総合計画の将来像「自然の恵みを活かし、みんなが大きく輝く村・天栄」の実現に向けた最重点課題である「除染・風評の払拭」を含む5つのプロジェクトに、人口減少や少子高齢化という大きな課題に取り組むための地方創生事業を加え、各課が連携して積極的に取り組むための予算編成としたところであります。

1つ目の安全・安心プロジェクトでは、東日本大震災を契機にさらなる防災体制の強化が不可欠であり、防災倉庫の整備や木造耐震改修助成を進め、安全・安心できる村づくりを進めてまいります。

2つ目の産業の育成・振興プロジェクトでは、村の基幹産業である農業と観光を振興するため、これまで進めてきたさまざまな取り組みに加え、登山客の誘客や村の3大ブランドをさらに発信する取り組みを通じ、産業を育成してまいります。また、近年、農作物に深刻な影響を与えている有害鳥獣に対する対策もしっかりと行ってまいります。

3つ目の地域力・教育力プロジェクトでは、地域の力を向上することが学校での教育の力を向上させることにつながるため、学校、家庭、地域が一体となった「つなぐ教育」の取り組みを進めるとともに、英語教育など特色ある教育を進めてまいります。また、医師養成奨学金やひとり暮らし高校生生活支援金などを通じて、未来の天栄村を担う学生や生徒を支援し、本村の人材育成につなげてまいります。

4つ目の健康づくりプロジェクトでは、がんの早期発見・治療のため、引き続きがん検診の無料化を実施するとともに、がん予防や生活習慣病の改善のため、食生活や運動の大切さなどの普及啓発を図る取り組みを進めてまいります。さらに、水中ウォーキング事業やゆったりミニデイサービス、18歳までの医療費の無料化を実施し、介護予防や健康増進の後押しを行ってまいります。

5つ目の除染・風評払拭プロジェクトでは、村除染実施計画に基づき、引き続き村内の住宅除染を積極的に進めるとともに、放射能の影響からの健康管理をしっかりと進め、風評による観光客の減少に歯どめをかけるため、観光客の誘客や商工業を支援する取り組みを進めてまいります。また、地方創生事業では、人口減少・少子高齢化という大きな課題に対し、天栄村総合戦略を策定し、後継者対策事業等を推進しながら、村の農業、観光、商工業等の特徴を生かした社会の創生を目指してまいります。

これらの施策を積極的に推し進めるため、一般会計の予算総額は77億3,500万円としたところであり、その内訳としまして、除染事業が約39億6,500万円、その他の事業が約37億7,000万円の予算編成としたところであります。

平成27年度においては、村の復興をさらに推進していくほか、少子高齢化や人口流出という現状をいかに解決していくのかが大きな課題となります。この難局を乗り越えるためにも、議会議員の皆さんを始め村民の皆様のご協力が必要でございます。さらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本定例会に提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。委員1名の任期が4月18日をもって任期満了となることから、委員を選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成26年6月に公布され、平成27年4月から施行され、新たな教育長の身分等を条例で定める必要が生じたため、関係条例の廃止及び一部改正を行うものであります。

議案第3号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてであります。旧教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止に伴い、新教育長の勤務時間等を定める必要が生じたため、新たに条例を制定するものであります。

議案第4号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第5号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第6号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。新たな子ども・子育て支援制度の施行に伴い、子ども・子育て支援法及び児童福祉法の規定により、市町村が定めることとされている各種基準につきまして、条例を制定するものであります。

議案第7号 天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の制定についてあります。子ども・子育て支援法の規定により、教育・保育の利用に際し利用者が負担する額等につきまして、条例を制定するものであります。

議案第8号 天栄村放課後児童クラブ条例の制定についてであります。児童福祉法の規定により、放課後児童クラブの設置に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

議案第9号 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第10号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について、議案第11号 天栄村湯本スキー場の指定管理者の指定について、議案第12号 天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてであります。これらの4施設におきましては、平成24年度から3年間の期間で指定管理者制度により施設の管理を委託してきたところであります。この3月で期間が満了となるところから、新たに指定管理者を指定するために、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 天栄村行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。行政手続法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 天栄村保育所条例の一部を改正する条例についてであります。天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の制定に伴い、保育料に関する規定を削除するものであります。

議案第16号 天栄村墓地公園設置条例の一部を改正する条例についてであります。墓地公園の販売促進を図るため、代理人に関する規定を改正するものであります。

議案第17号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。第6期介護保険事業計画の確定に伴い、平成27年度から3年間の介護保険料を改定するものであります。

議案第18号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第19号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第20号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。各条例の基準となる厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 天栄村農林水産物直売食材供給施設設置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。当該施設に電気自動車急速充電設備を設置したため、その利用に関

して所要の改正を行うものであります。

議案第22号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。道
路法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 天栄村立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてであります。天栄
村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の制定に伴い、入園料等に関する規定
を削除するものであります。

議案第24号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。平
成22年度から平成26年度にかけての大平辺地に係る総合整備計画がことし3月をもって終了
することに伴い、今般、新たに平成27年度から平成31年度までの5カ年間の整備計画を策定
するものであります。

議案第25号 村道の路線の認定についてであります。村道沖田10号線外5路線の認定に
ついて、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号 村道の路線の変更についてであります。村道桑名南沢線外2路線の変更に
ついて、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号 村道の路線の廃止についてであります。沖田10号線外3路線の廃止につい
て、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号 平成26年度天栄村一般会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の
総額から歳入歳出それぞれ18億718万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ70億8,100万9,000
円とするものであります。

議案第29号 平成26年度天栄村国民保険特別会計補正予算についてであります。事業勘
定において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,745万1,000円を追加補正し、診療施
設勘定において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ900万8,000円を減額補正するも
のであります。

議案第30号 平成26年度牧本財産区特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予
算の総額のうち、歳出について所要の補正を行うものであります。

議案第31号 平成26年度大里財産区特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予
算の総額から歳入歳出それぞれ2万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ26万1,000円とする
ものであります。

議案第32号 平成26年度湯本財産区特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予
算の総額から歳入歳出それぞれ5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ171万8,000円とするも
のであります。

議案第33号 平成26年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてであり
ますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ447万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ

2,344万6,000円とするものであります。

議案第34号 平成26年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額のうち、歳出について所要の補正を行うものであります。

議案第35号 平成26年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億855万7,000円とするものであります。

議案第36号 平成26年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額のうち、歳出について所要の補正を行うものであります。

議案第37号 平成26年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億548万4,000円とするものであります。

議案第38号 平成26年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額のうち、歳出について所要の補正を行うものであります。

議案第39号 平成26年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,583万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億2,714万7,000円とするものであります。

議案第40号 平成26年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額のうち、歳出について所要の補正を行うものであります。

議案第41号 平成26年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ367万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,784万2,000円とするものであります。

議案第42号 平成26年度天栄村水道事業会計補正予算についてであります。収益的収入及び支出において、収入支出それぞれ380万円を減額補正し、資本的収入及び支出において、収入を22万4,000円、支出を916万8,000円それぞれ減額補正するものであります。

議案第43号 平成27年度天栄村一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は77億3,500万円で、対前年度比21.5%の増であります。

議案第44号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてであります。事業勘定の歳入歳出予算の総額は8億156万1,000円で、対前年度比14.3%の増であります。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は5,163万円で、対前年度比11.3%の減であります。

議案第45号 平成27年度牧本財産区特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は65万9,000円で、対前年度比61.9%の減であります。

議案第46号 平成27年度大里財産区特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は28万2,000円で、前年度と同額であります。

議案第47号 平成27年度湯本財産区特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は175万1,000円で、前年度と同額であります。

議案第48号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は1,710万8,000円で、対前年度比3.0%の減であります。

議案第49号 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は1,212万4,000円で、対前年度比33.0%の減であります。

議案第50号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は2億333万1,000円で、対前年度比0.5%の増であります。

議案第51号 平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は291万2,000円で、対前年度比15.4%の減であります。

議案第52号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は1億1,204万8,000円で、対前年度比4.2%の増であります。

議案第53号 平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は176万3,000円で、対前年度比45.2%の減であります。

議案第54号 平成27年度天栄村介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は5億6,532万3,000円で、対前年度比3.6%の減であります。

議案第55号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は9,591万3,000円で、前年度とほぼ同額であります。

議案第56号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は4,766万9,000円で、対前年度比7.4%の減であります。

議案第57号 平成27年度天栄村水道事業会計予算についてであります。収益的収入及び支出は1億6,064万4,000円で対前年度比3.7%の減、資本的収入は3,500万2,000円で対前年度比28.3%の減、資本的支出は1億5,473万1,000円で対前年度比3.8%の増となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

以上、行政報告及び平成27年度の施策の概要並びに提出議案の大要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成27年3月10日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（小山克彦君） これで、村長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（小山克彦君） 日程第6、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、発言を許します。

今定例会における一般質問者は4名です。質問は、2番、服部晃君、9番、後藤修君、3番、大浦トキ子君、7番、熊田喜八君の順に行います。

一般質問は一問一答方式とし、質問者は質問席にて質問を行います。質問者の質問の持ち時間は1人40分であります。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時53分)

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

◇ 服 部 晃 君

○議長（小山克彦君） 初めに、2番、服部晃君の一般質問の発言を許します。

2番、服部晃君。

[2番 服部 晃君質問席登壇]

○2番（服部 晃君） 天栄村議会会議規則第61条第2項に基づきまして、一般質問通告どおり3点ほど質問させていただきます。

まず1点目、道の駅季の里の周辺整備について。

村長は、過般の全員協議会において、村の活性化を図るためにも大規模な周辺整備を行いたいと話をしました。私もこの提案には大変興味を持っており、賛成するものであります。

そこで、どのような構想を持っておられるか、できるだけ具体的に説明を願いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） 1番目の道の駅季の里てんえいの周辺整備についてお答えいたします。

季の里てんえいは、平成12年に村の農林水産物直売施設としてオープンし、平成23年には駐車場、トイレ、情報センター等の機能を兼ね備えた道の駅季の里てんえいとしてリニューアルオープンし、農林水産物の受託販売は無論のこと、観光の拠点として村の地域振興に寄与してきたところでございます。

平成21年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故当初は、入り込みも減少しましたが、徐々に客足も戻り、今年のゴールデンウィークには駐車場に入れ

ない車も出ており、駐車場の確保が必要となっております。

このため、3月補正予算の地方創生事業において、道の駅機能拡充計画策定業務として400万円を上程し、道の駅季の里てんえいの敷地及び駐車場の拡充並びにテナントや体験型レクリエーション施設等をあわせ持つ、四季折々に花が咲き、羊やヤギなどの小動物がいて、ゆっくりできる癒しの空間など、子供からお年寄りまでが利用できる施設となるよう構想計画を策定してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 村長、天栄村には魅力あるものをつくらなくちゃいけないと思うんですよ。だから、ほかの市町村にないものを植えたり何だりして、花をやれば一番いいと思うんですけれども、私の提案から言わせると、藤が一番いいと思うんです。藤公園化して、冬はイルミネーションなど藤棚を利用してやれば、1年を通して集客できるんじゃないかなと思いますけれども、そういう構想はまだ決まっていますか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、四季折々に花が咲くというような、そういった公園を村民の皆様と築き上げていきたいというようなことで、この土地に合った、当然、議員がおっしゃるような藤の花等もいいと思うんです。季節季節で咲く花があって村民が集えるような、そして天栄村に来た県内外の方々が癒されるような、そういう施設にしていきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） ぜひ藤の花を私は植えてもらいたいと思うんですけれども、これは予算もあることですし、天栄村民公園として苗木の寄附を募って、一本一本自分で植えるというのも村民総参加でできれば、下刈りなんかみんなおのおのやってくれると思うんですよ。村民が本気になれるような施設をつくっていかなくちゃいけないと思うんですよ。

あと、テナントの話が出ましたけれども、テナントではどういう職種を望んでいますか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これまでも村では、協働の里づくりというようなことで村民の皆様と一緒に進めてきたことがあります。この施設についても村民の皆様とともに進めてまいりたいと考えております。

また、テナントについては、今後、議会議員の皆様を始め、多くの商工業者も含めて、そういった方々と協議をしながら、あとはこの地域のニーズ、そして、これからこういったも

のがここで使えて反映されるのかといった部分で検討して、よりいいものをつくってまいりたいというようなことで、今、構想を練っているところでございます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 農家の人らが米が下落して大変な時期だと思うんですよ。だから野菜を、地場産品の品ぞろえを豊富にして、農業指導者の利用・活用をして、自家用野菜をつくっている高齢者に少しでも多くの作付をしていただき、季の里への出荷をお願いして、出荷に当たっては目標金額を定めて奨励措置をとって、年間50万、100万でもいいんですが、天栄の商品券をくれるとか、何かやる気を起こすような、本気で野菜を出荷できるような体制を整えていただければいいかなと思うんですけども、そういう考えはないですか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これまでも季の里てんえいは、農家の皆さんのための直売施設というようなことで取り組んでまいりました。議員がおっしゃるように、米価の下落というようなことで、なかなか農業経営が厳しいというような状況の中で、なぜ規模を拡大していくのかと。道の駅に昇格した中で、入り込み客数も年々ふえてきているというようなことで、ここを拠点とした形で、農家の皆さんの所得が安定するような、所得が上がるような、そういった施設にしたいというようなことで、いろいろと構想を練っているところでございます。

あとまた、予算的な部分もありますので、そういったものも含めながら、農家の皆さんの生産意欲が湧くような取り組みができるような、そういった施設にすると同時に、今後、6次化、加工するというようなところもありますので、加工できるような施設も兼ね備えた施設も組み込みながら、農家レストラン等々、そういうのも含めて構想を練っているところでございますので、ご理解をいただければなと思います。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） その内容はわかりました。

そして、これは産業振興課だけでは仕事が多過ぎて大変だと思うんですよ。これは大変な大きなプロジェクトですから、企画課を創設する話、専門的にやったほうが私はいいと思うんですよ。だから企画課をつくったほうがいいと思うんですけども、その点はいかがですか。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

27年度につきましては、課の設置というところまで行かないのでありますけれども、総務

課の中に企画係を設けるというような形で、諸般の事情等もございますが、職員の数も1つの課をつくるという中ではなかなかちょっと厳しいものがありまして、27年度につきましては係を設置するというようなことで対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 総務課に設置するという話なんですけれども、何人体制でやるんですか。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

まだ人事の内示はしておりませんが、総務課の中で係として2名を配置したいというように考えております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これは早急にできるわけではないでしょうけれども、これはかなり大きなプロジェクトチームをつくらないとだめなような気がするんですけれども、2名ではちょっと少ないような気はするんですけれども、まだ今年度はしようがないでしょうけれども、来年度以降考えてもらいたいと思います。

村の活性化のために、ぜひ早急に進めてほしい事業の一つであります。季の里周辺整備を始め、農業観光など村に数々の課題が残されています。村民の村政に対してのさらなる積極的な取り組みを期待したいと考えますが、村長の意欲を伺いたいと思います。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私は、平成23年9月27日に村長に就任させていただいて以来、東日本大震災で甚大な被害を受けた本村の復旧・復興はもとより、村政運営に日々全力で取り組んできたところでございます。おかげさまで、きょうまでおおむね順調に村政を運営することができたと考えております。これもひとえに議会の皆様、村民の皆様の深いご理解とご指導、ご支援のたまものであり、深く感謝申し上げます。

私自身の任期も残すところ6カ月余りとなりましたが、現在も、これからも、著しい時代の変化に対応させるべく、総合計画の見直しを進めるなど、よりよい天栄村の村づくりの実現に向けた歩みを一層早めているところでございます。また、復興再生に向けましては、人口減少対策、少子高齢化対策、防災対策など道半ばの課題もあり、投げ出すわけにはいきません。再度、村民の皆様から負託をいただけるなら、粉骨砕身、全力で取り組んでまいりますので、議員各位のご指導、ご協力並びに村民の皆様の一層のお力添えを賜りますようお願い

い申し上げます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 村の活性化には村内外からの集客を行うことが大変重要だと思いますが、この事業は天栄村の将来を決める事業だと言っても過言ではないと思います。ぜひやっていただきたい事業でございます。村民が夢と希望を持てるような事業をやるのが村長の務めだと思いますので、村長には体調に十分留意されて頑張ってもらいたいと思います。

以上で1点目の質問は終わります。

次に、2点目でございますが、除雪機の管理について。

昨年は、村の小型除雪機が春日山地区等に配備され、子供たちの安全な通学路確保が図られるなど大変喜ばれております。

さて、ことしの状況についてであります。村では現在5台の除雪機があるとのことですが、どこの行政区に配備しているのか伺います。

また、最近、全国的に除雪機による事故の報道がされています。須賀川市では、1月に除雪機に挟まれ足を骨折したというニュースがございました。村では、事故防止のために除雪機の使用に当たっての安全対策はどのようになっているのか伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 2番目の除雪機の管理についてお答えいたします。

歩道用小型除雪機につきましては、ご承知のとおり現在5台保有しており、湯本支所に1台、春日山地区に1台、残り3台は役場本庁に配備しております。これらは、利用要望のある行政区からの申請に応じて貸し出しする方式としているものです。

次に、安全対策についてであります。利用の前に必ず操作講習を受けていただき、貸し出しすることとしております。また、作業を行う方はボランティアでありますので、村ではその方々の届け出をしていただき、けがや損害賠償責任を補償するための保険に加入しております。加えまして、作業中の事故防止のためのチラシを配布し、注意喚起に努めているところでもあります。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 村長、保険に入っていると今話になったんですけども、これは記名制ですか。それで何人保険に入っているんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

保険名まではちょっと、申しわけございません、確認はしておりません。ただ、協働の里づくりサポート事業のボランティア保険というような形で、今現在44名の方を登録してございます。内訳でございますが、田良尾区が25名、大平区が2名、中郷区がゼロ名、児渡が6名、大山区が6名、春日山区が5名でございます。これは、老人センターにあります社会福祉協議会の保険を利用しておるところでございます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これは大型ではなくて小型除雪機のやつですか。そうですか。保険の内容はお聞きできますか。例えばけがした場合は幾らとか、医療関係しか出ないとか。もしかして万が一死亡したときは、そういう保険はどうなっているんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） すみません。今、資料を用意しますので、ちょっとお待ちください。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午前11時19分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時21分）

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） 大変申しわけございませんでした。ただいまより内容についてご説明を申し上げます。

補償金額でございます。これにつきましては、Aプランということで死亡保険1,200万円でございます。後遺症の障害につきましても同額でございます。入院保険の日額が6,500円、手術保険金としまして、入院中の手術に対しまして6万5,000円でございます。外来の手術に対しましては3万2,500円でございます。通院保険、日額が4,000円でございます。賠償責任保険としまして、対人対物として5億円が限度額となっております。内容的には以上です。

保険料でございますが、基本タイプとして300円でございます。1名に対して300円の掛金となっております。

以上です。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 今、保険の話はしたんですけれども、これは十分だと思いますよね。

ただ、役場に小型除雪機が3台ありますよね。例えば各行政区にないと、行政区で使いたいというとき、保険に入っていないければ、万が一けがした場合、大変でしょうけれども、大山区と春日山とあと湯本ですか、各行政区にはいないんでしょう、登録している人は。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

先ほどの私の説明がちょっと悪かったことによりまして、大変ご迷惑をおかけしております。小型除雪機を貸し出す際に、要望のあります地区から協定書と、あと計画書というようなものを出してもらっております。その計画書を出す際に、作業していただく成人の方のお名前を出してもらって、その方に保険を掛けるというような方法でやっております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 今は広戸小学校は春日山の人が除雪していますよね。湯本は湯本でいますよね。あと牧本、大里、あと天栄中は除雪しているんですか、していないですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今ご質問の件で、湯本小学校につきましては、道路を掃いている業者が校庭に入って除雪をしているという形でございます。ただ、運動場ではなくて、職員の駐車場、来客の駐車場を掃くようにしております。各小学校に対しては、特に校庭等を掃くことはしておりません。あくまでも駐車場までを掃くというようなことでやっております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） そうすると、天栄中とか大里小学校とか牧本小学校はやっていないということですか。広戸小学校はきれいに掃いてありますけれども、除雪機というのは、通学路に対して除雪しろということで、校庭ではないと思うんですけれども、その点どうなっていますか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今の契約の中では、校庭、学校の施設の中を掃くというようなことは契約してはございません。ただ、要望等があった場合には臨機応変に対応するような形をとっております。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午前11時27分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 11 時 28 分）

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今回の小型除雪機によりまして歩道を掃くというようなことを主にしておりますが、牧本小学校につきましては、通学路入り口までは民間の委託している業者に掃かせております。大里小学校につきましては車道部分のみでございまして、特に歩道の部分を掃いているというようなことはしておりません。今までの経過を申し上げますと、保護者の方が今までは掃いてくれたというような経緯でございまして、天栄中につきましては、同じく車道部分だけを掃いておりまして、特に歩道の部分を掃くというようなことはしておりません。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 中学校の部分が一番問題じゃないですか。みんな車で乗ってきても役場までしか、あそこでみんな降りているみたいですよ。ただ、通学路、歩道を掃かないと、車道を掃いても歩道を掃かないと意味がないんじゃないですか。それが一番大切だと思うんですけども、一番距離も長いし。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

特に今までは中学校の歩道を掃いたというような経過はございませんので、今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） じゃあ、それに関してはあれなんですけれども、除雪機を使用しない時期ですね。使用期間が終われば、ガソリンを抜いて、一番肝心なのは、うちにもございましてけれども、ガソリンタンクからエンジンに入れるホース、あそこを抜かないと緑青が吹いちゃって、次はエンジンがかかりにくくなるんですよ。だからその辺のメンテナンスとか何か、みんな徹底しているんですか。機械が1年使って、2年目から直さないと故障が原因で稼働しないなんていうことがあっては困りますから、その辺は徹底して話ししてあるんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

25年度に2台購入いたしまして、今年度、26年度で3台購入いたしまして、現在5台ございます。去年終了した時点で、2台につきましては、議員おっしゃるとおり燃料を抜いて保護した経緯がございます。今年度につきましても、議員おっしゃるとおり、燃料を抜くなりメンテナンスに心がけていきたいと思っております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） メンテの部分も、私が心配したのは保険もありますし、使用していないときの保管の管理も大切ですし、私も安心したわけなんですけれども、これからはけがないように、須賀川市で除雪機で足を挟まれて骨折したという大変な事故が起きておりますので、それを十分に使用する人に徹底されてやってもらいたいと思います。

2点目の質問はこれで終わります。

続きまして、3点目に入ります。3、給食センターの今後について。

給食センターができてから32年たっています。床は剥がれ、サッシ関係もさびつき、食品庫は湿気があるなど老朽化が進み、食品を扱うには適切な環境とは言えません。給食設備の衛生環境上大変大事な問題と思いますが、今後の改善や整備の計画があるのか、村長に考えを伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 3番目の給食センターの今後についてお答えいたします。

学校給食センターは昭和56年4月の開設で、建築後30年以上が経過しております。学校給食の基本は安全・安心であり、給食を起因とする事故は絶対に起こしてはなりません。この基本を守るため、給食センターでは必要に応じ施設及び設備の修繕を行い、また、保健所の指導のもと改善を図りながら、安全・安心でおいしい給食を提供してきたところであります。

今後につきましては、施設の老朽化により新たな施設の検討が必要であることから、新学校給食センター整備事業計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 私、この前、給食センターを見学してきたんですけれども、今年度は建物の修繕とか設備を更新する予算はとってあるんですか。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

新年度ということでお答えをさせていただきます。新年度につきましては、設備備品等の修繕代ということである程度予算化をしております。あと建物については、新年度は予算化しているものはございません。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 私は、見学した結果なんですけれども、これはぜひ早く建物の補修をしてもらいたいと思うんですよね。倉庫なんか見ると、湿気で、一晩中、24時間換気扇を回していないと湿気がとれないみたいで、それでも湿気がとれなくて、かびやすくなっているんだと言われたんですけれども、そういうものの修繕を早くすべきだと思うんですけれども、その予算は、さっき言ったんですけども、はっきり言えない部分があるんです。予算は何ぼとっているかは言えないですか。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

備品の修繕ということで、今年度80万程度をとっております。あと施設につきましては、12月に新年度の予算の要求をしております、この後、今、議員がおっしゃられたようなところ、その時点ではこちらでもちょっと把握していないところもあったものでございますから、この後、必要に応じてその辺を考えてまいりたいと考えております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これは今予算を組んでいないとすれば、設備と建物の補修は早目にしてもらいたいと思うんです。食品庫なんかは、中に入ると湿気ですごいんですよ。課長も見ればわかると思うんですけれども、本当に湿気がすごくて、食品庫としてはよくない設備だと思うんですけれども、それを早く、補正でも何でも出して、とにかく80万では足りないと思うんです。これは備品のあれですけども、あと洗浄機、洗浄機は随分金がかかるんですが、あれも20年ぐらいたっているみたいなんです。洗浄機も更新しないとだめなようなことを職員さんが言っていましたけれども、これを早くしてもらいたい。これは今年度中に補正でも組んでやってもらいたいと思います。

でも、これから5年後、10年後、生徒が500人ぐらいになると思うんです。私、長沼の学校給食センターの所長と会って話したんですけれども、長沼も500人ぐらいしか10年後はいなくなっちゃうという話なんです。ただ、あそこは給食センターを開始してから15年になるんですけれども、あそこの生産食数は1,200食あるものですから、村長さんが市長さんといろいろ話ししながら、業務委託するというのも考えの一つにはあるんじゃないかなと思うんですけれども、金がかかるものだから、給食センターを建てるのもいいんですけれども、そういう方法もあると思うんですよ。岩瀬もだんだん、1,200食できる設備なんですけれども、500人、500人、500人といったらば、岩瀬と長沼と一緒に共同で給食センターをつくるのか、単独でつくるんじゃないかと、金がかかりすぎますから、その点はどのように。まだ考えていないですか。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

教育委員会といたしましては、先ほど議員おっしゃるように安全・安心、そういうふうなことを考えますと、国の学校給食衛生管理の基準に照らし合わせながら、なお県の県中保健事務所、そういうふうなところの指導を得ながら、今後、今おっしゃったような学校の実態あるいは地域の実情、そして教職員の現状、そういうふうなものを踏まえまして、首長部局と連携をしながら総合的な形で考えて検討していきたい、そういうふうに思います。その中で、今、議員おっしゃるように、近隣市町村とのいろいろな連携あるいは委託、そういうふうなものも、首長部局とさまざまな面から検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これは児童・生徒には給食を食べられるという楽しみがございますから、これは本当にお金もかかることですし、村長さんも市長さんと仲がいいから、お互いに話し合っ、やっぱり単独でやるのは大変だと思うんですよ。そういう設備するのも、あと10年後には完全に新しい建物か大規模改修といっても大変だと思うんですよ。だから、新しい給食センターを建てるのも共同でやれば一番いいのかなと思っております。

以上で私の質問は終わりますが、村長には、大変お金のかかることばかりで大変申しわけございませんが、村民のために頑張ってもらいたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山克彦君） ただいま一般質問の途中でありますが、昼食のため午後1時30分まで休みます。

(午前11時42分)

○議長（小山克彦君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

◇ 後 藤 修 君

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君の一般質問の発言を許します。

9番、後藤修君。

〔9番 後藤 修君質問席登壇〕

○9番（後藤 修君） 村議会会議規則第61条に基づきまして一般質問を通告しておりますので、3つの事項について順次質問をさせていただきます。

1 番目、医療、介護と福祉対策は。

超高齢化社会に伴い、福祉対策は村にとっても重要かつ大きな課題であると思います。何種類もの薬を飲んでいる人も大勢おり、健康については皆さんが強い関心を持っており、早期発見、早期治療が大変大事であり、介護認定者とならないための施策も必要不可欠です。

そこで、住民の皆さんへの各福祉対策の現状と今後の取り組みの考えを資料提出の上お伺いいたしたいと思います。

資料については、①現在の村の高齢化率は（3年前との比較）。②総合健診、人間ドック、湯ったりミニデイサービス、へるすびあサロン等の参加人数。③生活保護家庭は何世帯か、あるいは何人か。④ホールボディカウンター並びに甲状腺検査の結果と受診者数。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 1 番目の医療、介護と福祉対策についてお答えいたします。

村の現状ですが、本年1月1日における高齢化率は、お手元にお配りしました資料のとおり、29.3%と3年前から2.8%上昇しており、高齢化が急速に進んでおります。

これに加え、生活習慣の変化等もあり、がん、心臓病、脳血管疾患等の生活習慣病やこれに起因する要介護状態の方が年々増加している状況にあり、疾病の早期発見や治療に加え、積極的に健康を増進し、疾病や要介護への移行を防ぐ一次予防が極めて重要であります。

こうしたことから、村では現在、健康づくりへの意識高揚を図るため、健康づくりプロジェクト事業を展開し、健康診査、がん検診の無料化やピロリ菌検査を導入するなど、疾病の早期発見、早期治療を促すとともに、生活習慣を改善するための減塩対策やウォーキングの定着化に取り組んでいるところであります。また、いきいきサロンや湯ったりミニデイサービス事業として、高齢者の筋力低下や認知症の発症を防ぎ、要介護状態になることを予防する事業も推進しております。これらの事業は短期間で成果が上がるものではなく、継続して取り組むことが肝要であり、来年度は、新たに水中ウォーキング事業を追加するなど、事業内容を充実させながら実施してまいります。

なお、本年度の実績は資料記載のとおりであります。

次に、内部被曝検査と甲状腺検査につきましては、平成24年度から実施しており、内部被曝検査は3年間で延べ1,185人が受検し、全員健康への影響はないとの結果でありました。また、甲状腺検査は、平成24年度に受検した884人のうち6人が二次検査の対象となり、結果は悪性の疑いなしでありました。本年度は678人が受検しておりますが、検査結果はまだ確定しておりません。これらの検査は、子供たちの長期的な健康管理や放射線への不安を軽減していくため、今後も県と連携して実施してまいります。

健康でいきいきとした生活を送っていくことは、村民共通の願いであります。これからも

行政、医療、福祉の団体・組織の連携のもと、健康長寿の村づくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） ただいま福祉対策に答弁されましたけれども、高齢化というのは思っている以上にスピードが速いです。ただの高齢化なんて言っている時代ではなくて、とにかく超がつくくらい速いと思います。この資料を見ますと、まだまだ我が村においては高齢化率はそんなに高くはない、30%以内なんですけれども、これから3年後あるいは5年後、10年後、どのくらいのペースで高齢化率が上がっていくか、そのシミュレーションがあったらお聞かせ願いたいと思います。

ちなみに、会津の三島町においては、現在の高齢化率が49%だそうです。といいますと、2人に1人が高齢化というような時代が来ているようでございまして、我が村においてはまだまだそんなに、2人に1人というような時代がそう簡単に来るとは思いませんが、今後の予想的な高齢化率をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

シミュレーションがあればということでございますが、きちっとした精査をしたシミュレーションはしてはおりませんが、一般的に言われることですが、いわゆる2025年問題と言われるように、団塊の世代の方が後期高齢、75歳を迎える2025年には大変な率になるであろうということは予想されます。おおむね4割程度にはなるのではないかなというような想定をしているところでございます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 高齢化というのは、長生きする方が多ければ多いほど、90歳、100歳の方が多くいればいるほど高齢化率は上がって、よいと言っているか、何とも言えないんですが、この率というのは。ですが、その分、高齢化率が上がるということは、若い人が少なくて年配の方が多いいということの基準だと思います。

それで、こういうふうにならないために、その下の資料でいろいろな、生活習慣病あるいは要介護者にならないための施策をいろいろ打っているわけですが、ちなみに総合健診で474名というのと、それからがん検診の方が相当受診者が多いですが、総合健診で474名というのは、村民の受ける人数からして妥当なんですか、標準的よりも低いんですか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この受診者数につきましては、村民全体ではなくて、村でやっておりますのは国民健康保険の加入者に対する特定健診を実施しております。その加入者に対する受診者数の割合ですが、平成26年度については受診率は38%というようなことで、目標は過半数というようなことを目標に掲げておりますので、もう少し勧奨する必要性はあるのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 総合健診については、ある程度勧奨はしておいても任意で受けに来ると思います。それから、村で受けなくても、病院に行っているから受ける必要はないという方もおると思います。

しかし、村民の中で、受けるべき可能性のある方が半分にも満たないというのは非常に残念だと思います。やはり最低5割の方が受けてもらって、生活習慣病等々にならないために、その前段として大事な健診だと思いますので、その辺をもう少し、これは年々、26年度は38%ですが、それでも5割には、以上になったことはないんですか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

5割に達したことは残念ながらございません。23年度が35.5%、24年度36.6%、25年度が36.9%、それで本年度が38%と、わずかではありますが上昇傾向にあるということで、引き続き受診勧奨を図っていきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） がん検診についてはかなりの方が受けております。がん検診というのはいろいろあります。がんについてもさまざまあります。ですから、がん検診はPET検診というのも入るのか。それから、部分的な体についてのそれぞれのがんについて、全てのやつが検診の対象になるのか。それから、当然それらについての無料化もうたっておりますけれども、その点はどのようにになっているか、お伺いいたします。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

がん検診につきましては、各部位ごとの検診、肺、大腸、前立腺、胃、子宮、乳がん、その部位ごとの検診を無料化の対象としております。PETにつきましては、自由診療といえますか、医療機関ごとに費用が違います。平均的な値段ですと、日帰りで約10万円程度、1

泊2日だと20万円程度というようなことでございますので、ここを無料化するというのはなかなか、今のところ考えてはいないというような状況でございます。

○議長（小山克彦君） 課長、2,945というのは延べ人数ということか。

○住民福祉課長（揚妻浩之君） はい、そうです。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） がん検診は、非常にこれから重要な病気でございますので、がん検診は健康づくりプロジェクト等々においても無料化ということをやっておりますので、その点は引き続き進めていってほしいなと思います。

それから、人間ドック、これは泊まりと日帰りでございます。両方の合計受診者数なんですか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

両方合計した数でございます。国保、それから後期高齢者、その保険制度2つの合計であります。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） その点はわかりました。

今度、湯ったりミニデイサービス、それからへるすぴあサロンについての参加人数が出ておりまして、今度水中ウォーキング事業を行います。それらについては、全て要介護にならないための前段の事業としてかなり効果的だと思いますが、この人数は延べだと思いますが、参加されている、登録されている人数、これは例えば20人で36回行ったからこういうふうな計算になるというような意味だと思うんですが、湯ったりミニデイサービスの登録されている人数、それからサロンの人数、また、水中ウォーキングについてはまだ、3月いっぱいのはたしか申し込みだから、これはデータとして上がらないと思いますが、この2つについてはどのような登録人数になっていますか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

湯ったりミニデイサービス事業につきましては、募集人員100名で募集しましたところ、登録は103名でございました。毎回25名程度というようなことで班編成をしまして、都合により参加されない方もございましたので、平均しますと1回当たり21名程度というような参加の状況でございます。

それから、サロンにつきましては、へるすぴあサロン、それから湯本サロンと2つござい

ますが、20名の登録でございます。こちらにつきましても、毎回参加されない方もいらっしゃるというようなことで、平均しますと16名程度の参加というような状況でございました。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） こういう事業については、かなりいい事業だと思いますが、まだまだ村民に知れ渡っておらないのかな。各家庭にチラシはたしか配布しておると思うんですが、なかなかわからない人もいて、湯ったりミニなんていうのは、温泉に入っているいろいろな体を動かして、話をいろいろしたりして、コミュニケーションもとれていいんだよと言っても、なかなかわからない人がいるものですから、もう少し住民の方に周知をさせていただければ、なおもっと人数がふえて村民の方の健康増進にはつながると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次の生活保護家庭については、生活保護者は年金受給よりも多く支給されてどうのこうのという話がよく言われますけれども、実際そういうことなんですか。これは、生活保護費あるいは生活保護者の医療費はほとんど国費で賄われていると思うんですが、年金受給と言っても、年金もいろいろ受給の差がございますけれども、単純に言いまして、本当に生活保護受給者のほうが年金受給者よりも多く月額支給されるということがあるんでしょうか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

生活保護の受給の決定につきましては、福祉事務所を設置している市についてはその市で行っておりますが、設置していない町村につきましては、県の保健福祉事務所が決定等の事務を行うということになっておりますので、詳細な中身につきましては、村としては把握はしていないというのが現状でございます。

ただ、保護の決定に当たりましては、収入、それからその方が資産をお持ちかどうかとか、預金があるかどうか、そういう状況も勘案されますので、年金収入だけを見ますと、確かに保護費のほうが年金収入よりも上回っているというようなケースもないことはないのかなと思われませんが、その方の全体の資産状況を考えますと、そういったこともあるというようなことでございますので、ひとつご了解いただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今の点についてはそんなに詳しく聞くつもりはございません。大ざっぱな話だけ聞いたわけでございますから、よろしいですが、生活保護については国費で賄っておるわけでございまして、国のほうでは、薬代を安く、幾らでもしたいというような方向で、ジェネリック薬、いわゆる安い薬を使用するようという方向で指導するという

ような話がございますが、これは実際そうなんですか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

生活保護世帯に関するジェネリック医薬品の促進ということについては、ちょっと把握はしておりませんが、国民健康保険、それから後期高齢者医療保険につきましても、医療費の抑制という観点から、ジェネリック医薬品の使用促進というようなことでやっておりますので、恐らく生活保護世帯についても、国としてそういうような方向性で進んでいるものとは思われます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） それから、村には生活保護家庭もありますし、そのほかいろいろな福祉対策で支援を受けている方がございます。いわゆる母子家庭、父子家庭という方もございますが、これらについてはどのくらいおりますか。そして、父子家庭、母子家庭でも、その親御さんと同居している父子家庭、あるいは自分たちが親御さんだけで建物に住んでいる方もあると思います。親御さんと一緒に、親御さんのところに同居させてもらっている父子家庭、これも同じような見立てでよろしいんですか。父子家庭というような定義といたしますか、その辺はどのようになっていますか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

母子・父子家庭の数につきましては、ちょっとお時間をいただければと思います。すぐ調べます。

それから、その定義に関してですが、おじいちゃん、おばあちゃんと同居されているという方であっても、配偶者がいるかどうかというような基準でございますので、定義づけとすれば、同居であろうが単独であろうが同じというような扱いになっております。

○議長（小山克彦君） 9番議員、今調べていますので続けてください。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） いろいろ聞いて、人数的に資料を上げておかないところで聞いて大変申しわけないですけども、75歳以上、いわゆる後期高齢者であって、なおかつ1人だけで住んでいる世帯、そういう家庭はどのくらいありますか。わかればその点の資料も、今の点と含めてお願いしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午後 1時56分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時59分）

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 大変申しわけございませんでした。

母子家庭、それから父子家庭の世帯数と人数でございます。母子家庭につきましては41世帯で63名、父子家庭が16世帯の23名でございます。

それから、75歳以上のひとり暮らしの世帯数でございますが、134世帯になっております。以上です。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今の人数についてはわかりましたけれども、後期高齢者のひとり世帯がこれほどいるとはびっくりしたわけでございますが、こういう方がやがて認知症になったとか、あるいは徘徊者、いわゆるそこらを歩くようになってっちゃうということが非常に懸念されるわけです。それで、これらに対する対応策はどのように考えているのでしょうか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ご高齢でひとり暮らしという方で、まずその安否確認が非常に重要な部分でございます。定期的に地区の民生児童委員による訪問及び安否確認、それから困りごとの相談などを受けていただいております。それから、電話回線を利用して、ボタン1つで急病など緊急事態を通報する装置を希望される方については配置をしております。週に1回、その配置している事業者を通じまして電話で状態の確認などを行っているところであります。

それから、医療面に関してですが、村で本年度から臨時の保健師1名を雇用いたしまして、定期的に訪問をしまして、血圧測定、それから医療に関する助言などを実施しているところであります。いろんな介護予防事業にご参加いただければ一番いいんですが、参加されない方についても、村のほうで的確にケアをしていくというような方針で進んでいるところであります。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） こういうひとり世帯の方が、もしも知らないうちに1人で寂しく亡くなっていたなんていうようなことがないように、ぜひそれらに対する対策は常日ごろから怠らないようお願いしたいと思います。

それから、27年度より、後で議案の中でも出てくるかと思いますが、介護保険料が5年ごとに見直しがされるということで、今度の4月からたしか見直されると思いますが、細かくなくてもよろしいですから、どのように介護保険料が見直されて変わるかというようなことを、概要だけでよろしいですからお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

介護保険料につきましては、今年度までは、所得区分ですが、第1段階から第6段階までの6つに区分して設定をしております。それが、次回、平成27年度からは9段階に細分化されることとなります。保険料の額につきましては、午前中の行政報告でも触れておりましたが、その基準となる保険料の基準額が、年額で現在4万9,200円のところが6万円になるというようなことで、率にして大体21.9%の上昇というようなこととなります。

概要ですが、以上になります。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 保険料については、介護を受ける方も年々多くなるためにこのようになっていくのかなというような思いもいたしますけれども、納める側としては結構厳しい値段になるように思われますので、これについてはまた議会の審議の中で出るかと思っておりますので、この点は概要だけ聞いて結構でございます。

それから、甲状腺の検診ですね。同じ放射能関連の検診でございまして、ホールボディカウンターについてはそんなに心配しないというか、みんな検診を受けてもほとんど出なかった、影響なかったということで安心するし、甲状腺の検査についても、18歳以下は全員たしかこれは検診させておると思いますが、甲状腺については、チェルノブイリ事故では、一概に比較はできませんけれども、爆発の規模も、それから状況その他内容等について違いますから、福島原発と違いますけれども、甲状腺の発症年数が4年から5年以降に出るというような結果が発表されておりました、としますと、福島県についてもようやく4年過ぎたところでございます、今後、甲状腺の検査については引き続き、県のほうの指導だと思えますけれども、やっていく考えがあるんですか。あと何年で打ち切るとか、ずっと続けていくとか、どこら辺まで検査をやる可能性があるかお聞きしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

甲状腺検査につきましては、事故当時18歳以下であった方々を、20歳になるまでは2年に1回、20歳を経過しますと5年に1回というようなことで、これは県が主体でやっていくと

というようなことが決まっておりますので、県と協力をしながら、連携をとりながら実施をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 甲状腺検査については、特に若い子供たちについてでございますけれども、将来を思うときには、本来であれば長く検査をしていただくのが一番いいのかなというような思いもいたしますので、今後は、これは県側との調整だと思いますけれども、続けていっていただければ幸いかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1番目の質問については、村民の健康づくりプロジェクトの関連の予算の中で約8,000万円弱の予算が計上されておまして、福祉対策に対する施策については、いろいろと強く感じるところがあるのでございますけれども、今後ますます高くなるであろうと思われまゝ高齢化率に対処するために、的確に現状を把握いたしまして、健康で安心して暮らせるような福祉社会の構築をやっていただきたいなと思ひわけございまして、以上で1番目の質問は終わらせていただきます。

それでは、2つ目の事項に入らせていただきます。

命の尊さの教育について。

日本のフリージャーナリストが海外で殺害された痛ましい事件が連日のようにマスコミで報道されて、大きな社会問題となりました。国内でも小・中学生の子供が犠牲になった事件がたびたび発生して、夢を抱き、希望を持っていたであろう将来ある子供が、人生の半ばで殺害されたことはまことに残念で、改めて命の大切さを感じるようになったことは私一人ではないと思ひます。身近ではない問題と思ひていたが、もはや対岸の火事と思ひている時代ではない、いつでもどこでも起こり得る大きな課題であると思ひます。

そこで、子供に対し命の尊さ、大切さ、大事さなどを教育の位置づけとしてしっかりと指導していくべきと思ひますが、その考えをお尋ねいたします。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 次に、2番目の命の尊さの教育についてお答えいたします。

学校の使命は、児童・生徒に質の高い教育を保障することであると考えております。その前提となるのが児童・生徒の安全、生命の確保であると強く認識しているところであります。

各学校では、その実態に即した安全教育指導計画を作成し、その計画に基づき、細かな指導や不審者等への実地訓練などを実施しております。また、道徳教育等の充実・改善を通して、心の教育の充実を図り、社会生活を送る上で、人間として社会や集団の決まりやルールを守るという最低限の規範意識を、発達の段階に応じた指導や体験を通じて確実に身につけさせるよう努力をしているところでもあります。

子供の規範意識の大切さや必要性を家庭、地域にもご理解をいただき、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを通して、命の尊さ、大切さ、大事さ等をしっかりと指導するとともに、関係機関との連携をさらに密にし、取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 命の大切さについては、前の議会の際に少し、私、触れた覚えがございますけれども、今回どうしてこの質問をいたしましたかといいますと、皆さんもご承知のとおり、近年、凶悪な子供に対する事件が頻発しております。それで、大事な若者を一人でもこういう事件に遭わせないために、どうしても今回は聞きたいと思いました。

子どもが被害者になるのはもちろんでございますけれども、加害者になった事件もございます。それで、村内の子供から、そういう人を出さないためにも、ぜひきちっとした指導、教育を図ってほしいなと思います。

今回の国内で発生いたしました子供に関する事件、ちょっと述べてみたいと思いますけれども、女子生徒が同じ友達を殺害した。理由は何であったかといいますと、人を殺してみたかったということがございました。ちょっと場所は記憶にないですが。それから、10歳の女の子が近所の人に自分のうちの近くから連れ去られて殺害された。これは福岡県だった。それから、11歳の男の子、まだ小学校5年生ですが、近所の人に公園で殺害された事件、これは和歌山県だったんですが。それから、いま1件が、一番身近に起こりました川崎市の、まだ中学1年生です、それが仲間、いわゆるグループの中で殺害された痛ましい事件がございました。

といいまして、これら述べましたが、この犯人たる方は全部被害者の近くなんですね。数十メートル、数百メートル。ですから、私どもの公立学校においても、かなり登下校の距離が遠いですが、近くであったから安心だということは絶対この事件からしてもないと思います。それで、当然、学校での指導も十分やっていると思いますが、うちの近くに行つたからとか、1回下校して遊びに行つて安心だということまで、指導するのは大変だと思いますけれども、その点も含めてきちっとした教育を、指導をすべきと思いますが、その点についてはもう少し突っ込んだ答弁をお願いできればお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 議員おっしゃるように、今回の中東でのジャーナリストの事件におきましては、これは我々大人にとっても大変ショックな出来事でございます。また、ご存じのように、このような中東の問題につきましては、ネットという媒体、そういうふうなものでのいろいろな波及、そういうのもございます。

議員おっしゃるように、いろいろな子供を巻き込んだ事件、全てとは言わず大人が、非常に常識では考えられない、そういうふうな行動をとっているところがございます。これは教育委員会、学校はもちろんでございますけれども、やはりこのような問題につきましては、社会の問題としてしっかり見詰めていく必要があるのかなと、そういうふうな形で考えております。

教育委員会といたしましては、命の尊さの重要性を子供たちに教え導くために一番重要なことは、やはり心の教育の充実だと考えております。その中で3点ほど、実際各学校のほうに指示をしていることについてお話をさせていただきますと、心の教育で一番大切なことは、豊かな心や健やかな体の育成が心の教育の充実の私はかなめと考えております。最終的にはそのようなことが命の尊さの教育に結びつくものであると思います。

その中で、これも前回答弁したかとは思いますが、いろいろな調査をしてみますと、子供たちが自己肯定感が非常に低くなっている。自分に自信が持てない児童・生徒が多くなっているというのが事実でございます。そういうふうな子供たちに、まず自分自身に自信を持たせる必要があるであろう、そういうふうと考えております。

学校におきましては、今年度、授業を通して、具体的には授業づくりの5つのポイントというふうなものを作成いたしまして、各学校にお配りさせていただいたんですけれども、そういうような授業を通して、自己存在感を持たせた授業づくり、あるいはコミュニケーション能力が発揮できる授業に努めてまいりました。また、道徳の授業、特別活動、対外的な活動、全ての教育活動において、自己確立ができるような指導をまずしっかりしてまいることが1つでございます。

2つ目には、道徳教育の充実を図る。これにつきましては、子供だけではなくて、今年度については学校、家庭、地域が一丸になって取り進めたところがございます。各家庭には、保護者のほうの協力もいただきましてアンケートをいただきまして、恐らく議員も目にしたのかなと思うんですけれども、各家庭のほうに「てんえい親子でつなぐ7つの愛言葉」、具体的にはこういうふうなものなんですけれども、配布させていただきまして、家庭、地域におきましても、子供たちについてそのような規範意識等々を指導していただくような取り組みもしてまいりました。

そして、道徳教育につきましては、基本的な生活を確立させるとともに、社会生活を送る上で人間として保つべき、先ほどお話ししましたように、最低限の規範意識をしっかりと発達段階に応じて身につけさせることとでございます。そういうふうな指導を身につけさせることが一番大切なことなのかなと考えて、学校のほうでも、いろいろな教育活動の中で道徳教育を推進しながら、道徳的実践を学校教育の中でも実施しております。でありますので、ぜひ家庭や地域においても、学校で道徳性を身につけさせるべき教育をしておりますので、学

校だけでなく、地域や家庭においても、道徳的実践をぜひ取り組んでいただければなど、そういうふうを考えております。

あと、3つ目におきましては、体力の向上など健やかな心身の育成についての指導の充実がやはり必要であろうと思います。最近の子供の現状を見ますと、3.11以降、子供が外で遊ぶ機会も少なくなったとか言われて、あるいは車社会等々で、子供たちが運動する機会が非常に少なくなっております。そういうふうな中において、体力は人間の活動の源でもありますし、健康維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく私がかかわっているかと思えます。

そういうような中で、現代の子供たちは学校以外での運動はせず、例えばテレビだとかゲーム、そういうふうなものが多いかと思えます。登下校も、先ほどお話ししましたように、車という現状の中、体力の低下問題は単なる体力の問題にとどまらず、精神面の充実という点でも大きな影響があるのかなど、そういうふうを考えておりますので、各学校においても、26年度につきましては、ご存じのように体育や部活動等の充実を図るとして、その充実を図ってまいったわけなんですけれども、いろいろな形でその副産物として、中体連やいろいろな大会で優勝するというようなことも今年度ございました。

いずれにしても、心の教育、命の尊さを含めて、学校だけで指導することもできませんので、学校、家庭、地域、そういうふうな形で協力いただきながら進めていく必要があるかなど。

特に、規範意識の低下につきましては、今、最も指導困難としているところでございまして、その大きな原因はやはりネットの問題でございまして。いろいろな形で学校のほうで指導はするんですけれども、教育委員会のほうとしても、いろいろな通知を出して保護者に協力は呼びかけるわけでありましてけれども、なかなかその点が保護者の方にうまく伝わっていかないというふうなところもございまして、今後、さらにそのような点に十分配慮して、指導をしてまいるとともに、子供たちの規範意識を高めてまいりたいと考えております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今、教育長の話すとおり、学校での対応あるいは保護者あるいは地域、みんなこぞって子供たちの生命を守るような指導をしなくちゃならないということは、確かにそうなんです。それには違いないと思います。

しかし、子供たちといいますのは、特に中学生くらいになりますと、かなり反抗期になっている子もおります。それで、親御さんとの対話、コミュニケーションはなかなかそのようにいかないのが実情なんです。子供たちというのは親の言うことよりも、やはり先生なんですよね。先生方の言うことだとほぼ100%聞く可能性があると思います。そのくらい先生というのは信頼されているし、重要な位置にあると思います。

それで、今回の川崎市での事件なんですけれども、あの際に、冬休みが終わって新学期に一度も登校していないと。29日間登校しないで30日目あたりに事件が起きたのかな。そのときに出たことなんですけど、不登校というのは、30日以上行かなければ不登校とならないというような定義があるんですか。それを聞きたいと思います。

それで、そうであったといたしましても、その事件のあったところを例にとるわけですが、先生が電話をかけた、それから5回くらい家庭訪問もした、でも本人には一度も会われなかったというようなことで、ああいうような痛ましい事件にずっとつながっていったのかなという思いもありまして、先生がどうして本人に会うことができるような指導ができなかったのか、その点がちょっと残念なところなんですけど、30日というような登校の定義的なものがあるんですか。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

あくまでもそれは、不登校の調査ということが毎年ございまして、一応30日以上の子供については、不登校というような形で調査の対象に挙げようというふうなことでございまして、30日とか日にちの問題ではなくて、例えば1日でも来なければ、学校のほうは家庭と連絡をし、連絡をとれなければ家庭訪問すると、そういうふうな指導をしているところでございまして。

特に、児童へのきめ細かな指導ということで先ほど述べさせていただきましたけれども、本村におきましては、欠席が多い児童・生徒、不登校の児童・生徒に対しては、日ごろから本人と保護者との連絡を継続的にとっております。そして、当該児童・生徒の置かれている状況ですね、結局、友達関係とかいろいろな状況等を把握し、きめ細かな指導をしているところでございまして。

ただ、川崎の問題につきましては、当村の問題、当村では起きないと私は確信しておりますけれども、そういうふうな形で学校のほうもきめ細かな対応はしております。でも、現実的には、連絡をとってもなかなか連絡がとれないと、そういうふうな現実もあります。ただ、そのときには家庭訪問をするなり、あるいは近くの方もいらっしゃいますので、学校のほうでは、その家に出向いて、いなければ近くの方に、こういうふうな形で訪問したんだけどというふうなことを話をしながら、やはり地域の方と連携をとっていく、そういうふうな形で今指導しているところでございまして。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） わかりました。といたしますと、我が村においては、何日登校しなかったから不登校どうのということではなくて、1日でも1週間でも登校しなかったら、ちゃん

とその状況を、本人がどういう状況であるかということを確認して、しっかりした対応をするということによろしいんですね。わかりました。

それから、スクールソーシャルワーカー、今回議案にも予算が入っておりますけれども、スクールソーシャルワーカーは村内には何名おるんでしょうか。そして、その仕事の内容、それからソーシャルワーカーはどこまで入り込んでいけるか、仕事によって。その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） ソーシャルワーカーにつきましては、本村におきましては、県からの派遣ということで1名ございます。それで、県中管内におきましては、天栄のような派遣という形で教育委員会に出向で来ていただいているのは、天栄がずっと3年続けて来ていただいたんですけども、近くでは、今年度から須賀川市さんのほうでも同じような形で対応しているということで、県中管内では須賀川市と本村だけでございます。

あと、内容につきましては、先ほどの不登校とか、あるいは心の問題とか、そういうふうないろいろな問題を抱えている子供の相談業務、あるいは幼稚園とか学校とか家庭教育に関する保護者への講演とか、あるいは直接的に教育委員会において、保護者あるいは本人の相談活動とか、場合によっては各機関、関係機関との連絡調整、そういうような形で、その内容に応じて子供の健全育成に向けた対応をさまざまな形でしているところでございます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今、私が質問した、どういう肩書というか、どういうあれの方がなっているかというのも聞いたはずなんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） ソーシャルワーカーにつきましては、スクールカウンセラーとまたちょっと業務を異にいたしまして、いろいろな家庭的に問題を抱える子供というようなものがある意味では対象になりますものですから、立場上、本村に来ていらっしゃるスクールワーカーにつきましては元教員でございます。あとは、場合によっては福祉関係の方もソーシャルワーカーという形で活動しております。そして、県のソーシャルワーカーの中でも、研修会を積みながら情報交換をして対応している、そういうような形でございます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） わかりました。

それから、先ほど来、命の尊さについて、道徳の中でいろいろ指導しているというような話でございましたけれども、道徳教科の中にカリキュラムとして命の大切さ等を指導するよ

うなことは入っているのでしょうか。入っていないとすればそれを入れるということはどうでしょうか、その考えをお伺いいたします。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

道徳につきましては4領域ございまして、その中に自他の生命の尊重というふうなものがございまして、その中で指導しているというふうな形で今進めております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そうすると、カリキュラムとして入れるということは必要ないという考えなんですね。わかりました。

それで、この件については、村内の子供たちに命の尊さ、大切さ等を徹底認識させるために、教育施策の展開をさらに充実させていただいて、凶悪な事件等に絶対に遭わせない、遭わないような強い指導を求めるものでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で2番目の質問は終わらせていただきます。

次に、3つ目の事項でございしますが、新しい村づくりについて。

ことし実施される次期村長選に添田村長は出馬を表明されました。早いもので、約3年6カ月前に村長に当選され、大地震後の復旧・復興を促進する非常に重要な期間を担ってきましましたが、以前の村の姿にはまだまだ道半ばかと思ひます。

そこで、今回出馬表明された思いと新しい村づくりへの考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 3番目の新しい村づくりについてお答えいたします。

東日本大震災、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、復興計画を策定し、その基本理念である、ふるさと天栄の再生とさらなる創生に向け、村長就任以来、懸命に取り組んでまいりました。特に村の復旧・復興を最大の課題として、健康で安心・安全の地域づくりに力を注いできたところであります。

その中には、仮置き場の選定を始めとする除染事業の迅速化や、農産物等のモニタリング調査、ライフラインや公共施設等の災害復旧事業や耐震化事業、放射線被曝等の検査による住民の健康管理対策等、さまざまな施策を展開してまいりました。また、農産物等の安全性確保のため、放射性物質検査やゼオライト、カリウムによる土壌放射能対策、商工業や観光業の風評払拭事業、さらには遊具や屋内スポーツ運動場等の整備など、国の復興支援策を最大に活用してまいりました。

これら数々の事業につきましては、一定の姿となって村の復興につながっているものと認

識しておりますが、震災前の姿になるにはまだまだ遠い道のりであると言わざるを得ません。今後とも村民の英知を結集し、復興対策を継続していかなければならないと考えております。

そして、今後は復興対策から一步踏み込んだ形での過疎化、人口減少・少子高齢化という村の生き残りをかけた大きな課題に取り組んでいかなければなりません。そのためには、人口減少に歯どめをかけるよう、天栄村に住みたいと思われるような施策、農業や観光、商工業等の後継者育成や婚活等による後継者の確保等の施策、子育て支援や教育等の充実を通しての少子化対策、高齢者が健康に生活できるような高齢化対策等を実施し、村民が明るく元気で活力のある村づくりをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 村長の思いというのは、先ほど2番議員の質問の中でも答弁として聞かせていただきましたけれども、まだ村長としては任期途中ではございますけれども、村長になられた当時と現在の自分の思い、村を思う考えは違うと思うんですが、その点についてはどのように現在の自分の置かれた心境を思っていますか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

就任してから、村を思う気持ちは変わりません。どう復興させていくかというようなことで、これまでもまず災害からの復旧・復興、原子力災害からの克服というようなことで進めてまいりました。まだまだ道半ばではございますが、この思いは変わりません。そういった中で、今後は人口減少対策、少子高齢化対策等々について、こちらのほうも取り組んでまいらなければならないというような思いで、さらに思いを強くしたところでございます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 本当に村長に就任以来、ちょうど震災後であって、その復興するための事業ばかり携わってきたような気がいたします。目に見える形でのこの村の復興は上がってきたわけではございますけれども、その事業に対する予算等についても、ほとんど復興予算と言いまして国からの補助金、助成が大部分であったかと思えます。今後はこれから徐々に復興予算も減っていくし、やがてはなくなるようなことも考えられます。4年前の村の純粋な予算になる時代がすぐ来ると思えます。

それで、これから復興予算が来なくなっても、どのように村を進めていくような、予算化してやっていくというようなことを考えているのか。大変だと思いますが、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、財政的には確かに厳しくなることと思います。そういった中で、自民党、現政権の中で地方創生が打ち出されました。これに対して、村でも地方創生総合戦略推進対策本部を立ち上げて、私が本部長になりながら、各課の連携を図りながら、知恵を出しながら創意工夫をしながら、こういったものの予算をうまく確保しながら村づくりにつなげてまいりたいと、そのような思いで、これは全庁挙げて取り組む姿勢、そして村民の方々にもご理解、ご協力をいただきながら進めてまいりたいというようなことで、今後も議会議員の皆様方のご指導、ご協力をいただきながら、新たな村づくりに向けて進めてまいりたいというふうなことで考えております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 村長からさまざまな、これから村に対する、新しい形の村をつくっていくんだというような心境をお聞かせいただきましたので、今後はそれに向かってしっかりと、まだ任期半ばではございますけれども、それらも含めてしっかりとやっていただくようお願いを申し上げまして、質問は終わらせていただきます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君の一般質問は以上で終了いたしました。

3時まで休憩いたします。

（午後 2時43分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時00分）

◇ 大 浦 トキ子 君

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3番、大浦トキ子君。

〔3番 大浦トキ子君質問席登壇〕

○3番（大浦トキ子君） 天栄村議会会議規則第61条第2項に基づき、一般質問をいたします。

1、県道における安全対策について。

県道下松本・鏡石間の大山団地入り口に、事故防止対策として車両感知式の信号機を設置してもらいたいとの強い要望が住民から出ております。このことについては、平成21年12月、平成24年12月議会において質問したところ、須賀川警察署から公安委員会のほうへ上げてもらうという形をとっていきたいとの答弁でした。その後の進捗状況はどのようになっているか伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 1番目の県道における安全対策についてお答えいたします。

大山団地入り口への車両感知式信号機の設置につきましては、須賀川警察署にその状況を伝え、警察署で調査検討した結果、大山団地入り口付近の県道は見通しが悪く、赤信号での停車時に追突事故の発生が懸念される状況であることから、信号機の設置にはなじまない旨の回答をいただいております。

村といたしましては、交通事故防止に向けて、運転手などへの注意喚起の看板の設置など、より効果的な方法を須賀川警察署と協議の上、進めてまいります。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 前も何回か答弁で、見通しが悪いため、なかなか設置には至りませんという、こういうのを何回か答弁でありました。そういう答弁も2回ほど同じような答弁でありましたが、十文字の交差点の拡幅工事が完了しまして、今、道路をもう一度きれいには舗装関係はしている状態なんですけど、そこで大体平らになってきてまして見通しもよくなっておりますので、やはりこれは検討すべきだと思います。

実は、15年以上たつと思うんですが、大山団地前の牧野理容店がありますね。そこの向かい側に、幼稚園児がバスからおりてそちらに、向こう側に渡ろうとしたときに、車にひかれて亡くなっているんですよ、女の子が。そういうことがありまして、当時、停留所があそこだったんですけども、今は天栄クリニックのところ、もうちょっとずらして脇のほうに、停留所はそちらのほうに持ってきたような状態ではありますが、当時は床屋さんの前とそっちの向かい側になっていたんですね。

あとは、地元の人に聞いたところ、飯豊の方が、お墓のところの曲がり角で横切るときに亡くなった方がいるということも聞いております。そういうことがありまして、あと佐藤歯科、あとは天栄クリニック、やはりそちらに診察に行くとき横切るんですね。佐藤歯科さんのほうからは、信号機を設置してもらおうと大変助かりますという、そういう要望も出ております。

そういうことで、これは早急にというのはなかなか難しいとは思いますが、やはりそういうことを、2人の方が亡くなるということですから、やはり何らかの予防措置ということとはとるべきではないかと、このように思っているんですよ。それに対しても、須賀川警察署のほうから何回か行ったということは話は聞いておりますが、具体的にはどのようなことになるのでしょうか。もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

道路の信号機設置でございますが、まず先般、平成24年に質問があった際に、これにつきましては須賀川警察署のほうに現況をお伝えしますというふうなお答えをさせていただきました。その後、須賀川警察署のほうに要望というような形でもって、文書でもって信号機設置の要望をいたしました。その結果、須賀川警察署の中で、地元駐在所も含めて現地のほうを確認したというふうな状況でございます。

その結果、今、村長からの答弁があったように、見通しが悪いという部分もあって、信号機があることによって、むしろ追突のおそれもあるというふうな、そういったことから設置についてはなじまないというふうな結論を、須賀川警察署のほうで出したということでございます。

信号機の設置につきましては、あくまでも須賀川警察署、最終的には県の公安委員会の中で設置というふうな一連の流れになってきます。今回については、県の公安委員会まで行く前段の須賀川警察署の中で、信号機の設置はなじまないというふうな結論に至ったわけでございます。村としては、この状況をまた覆すのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

しからば、村長の答弁にもありましたように、看板設置とか、そういったところでドライバーに注意喚起を促すといった方法がとれないのか、今後進めていければなというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 看板設置などを検討しているという、このような答弁でありましたが、とにかく住民の方は、前々からそういう、2人亡くなっているということで強い要望があります。看板の設置も重要ではありますが、今、子供さん、少子化で大変です。そういう観点から、やっぱり命の尊さ、こういうことは十分に検討していただいて、設置には至らないということで、須賀川警察署ではそういう話だということでありましたが、1回ではなく再度、2人も亡くなられた方がいると、こういうことを再三申し上げていただきまして、何とか要望に応えるべく努力をしていただきたいなと思っております。

次に、2番目に移りたいと思います。

介護報酬改定による影響について。

厚生労働省は、2月6日、介護報酬の改定案を社会保障審議会介護給付費分科会で決定しました。介護報酬が平均2.27%の引き下げとなることにより、特別養護老人ホームは約5%の減収、小規模通所介護施設は9%の減収となるおそれがあるとの報道もなされています。このことから、天栄ホームにおける運営にも影響を及ぼすものと考えられますが、次の点について伺いたい。

1、介護報酬の削減により、職員の給料や入所者に対する負担増など、天栄ホームにおい

ては影響はあるのか。村は管理監督という立場からどのように考えているのか伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 次に、2番目の介護報酬改定による影響についてお答えいたします。

本年2月に、社会保障審議会介護給付費分科会において4月からの介護報酬改定が決定されました。今回の改定は、質の高い事業者をふやすことや、ますますふえ続ける介護利用者の受け皿として在宅支援サービスの充実を図ること、介護職員の待遇改善をし、人員確保を図ることが主な目的であり、施設サービス費が引き下げられ、国が拡充を目指す在宅サービス費は引き上げとなります。

1点目の介護報酬の削減による天栄ホームへの影響につきましては、待遇改善を目的とした改定ですので、介護職員の給料に不利益となる影響はないものと考えております。また、入所者に対する費用負担の影響ですが、介護サービス費の自己負担の割合はこれまでどおり1割であり、ユニット型である天栄ホームに入所されている方の負担がふえることはありません。

2点目の、村は管理監督の立場からどのように考えているのかとのお尋ねにつきましては、ご承知のとおり天栄ホームは県の認可施設であり、村は管理監督を行う立場にはありません。したがって、ご質問にはお答えしかねますので、ご了承願います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） この天栄ホームで年間どのくらいの減収となるかということわかりますか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

天栄ホームのタイプであるユニット型の特養につきましては、標準報酬が約5.6%の減となるという改定でございます。ただ、一方で日常生活継続支援加算、それからみとり加算など、加算となる項目もございます。ですので、施設の取り組みぐあいによって影響額はさまざまでございますので、現段階で村としてお答えをできるものではないというふうなところでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 介護職員に、私ちょっと知っている人がおまして聞いたんですよ。そうしたら、給料は月額1万2,000円の賃上げということで、職員の給料ね、これは国のほうのですから。そういうことにはなるんだが、ホーム全体の、今言っているように5.6%の減ということで、課長が今答弁されましたが、ホーム全体が5.6%の減収になるということ

は、やはり全体をとると給料の削減になるという。それで、私らも給料を減らされるんじゃないかと大変心配しております、このようなことを言われておりました。

それで、介護職員の給料、そういうことは1万2,000円の賃上げになるけれども、今までの給料プラス1万2,000円、それ以下になるかどうか、わかればお答えをお願いします。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

社会福祉法人岩瀬福社会の職員である方の給料取り扱いにつきましては、その法人が決めるものでございますので、村としてお答えをすることは差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、もう一つ、今、国のほうでは、相部屋の入居者に対して、新たに部屋代を月1万4,000円徴収するというを言っているんですよ。天栄ホームは個室であります、その辺の影響はあるかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ユニット型である天栄ホームにつきましては、従来から室料についてはご負担をいただいております。今回新たに設けられましたのは、いわゆる多床室という、天栄ホームではないタイプのホームについて、新たに8月から室料負担を求めるということになりますので、天栄ホームにつきましてはこの改定の影響はないということでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 今、介護士不足と言われております。介護士がなかなか、労働が一日も、入居者の患者さんに対して大変な、深夜起こされたり、下の世話からお風呂、入浴、食事、そういうことで、給料の安いところにまたこういうことになると、大変なことをやっているんですね、とにかく介護ということは。

それで、先ほど課長が、そういうことは岩瀬福社会なもので、なかなかそこら辺は、そういうことには立ち入った答弁はできない旨、そのような話でありましたが、介護の職員の生活の改善とか、そういうことが落ちてくると、今度30床の増になるでしょう。天栄ホームの脇に増築ということで、村長がおっしゃっておられましたが、その点については介護士が、これはちゃんとした人員が確保できるのかどうか、その点はどのように考えていますか。30床の増だから介護士さんが何名くらいになるのか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

入所者に対する介護職員の配置基準ですが、入所者3人について1人という基準になっております。ですので、30名ですので10名の介護職員の確保が必要ということになります。この人数につきましては、岩瀬福祉会のほうで十分検討された上で、確保できるという見通しのもと30床の増床ということを計画されたものと承知をしていますので、特段心配はしていないところでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 介護職員の定員については、岩瀬福祉会のほうでいろいろ検討している最中なので心配はないと、このようなことでありますが、とにかく待機者が多い中で、せっかく30床の増というところで計画されておりますので、今、そのためには介護職員の生活ですね、給料ですね、そういう確保というのは大事なことだと思います。そういった点で、福祉会に任せているからわかりませんか、そういうことではなくて、やはりそういうことは、村だって地方自治でそちらに助成を出しているんですから、そういうところはやはりきちっと意見として述べておくべきだと思いますよ。その点はどうですか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

介護職員の処遇改善につきましては、決められたプログラムを行うことによりまして、老人福祉施設、いわゆる特養に関しましては最大5.9%の加算があるというような改定になっております。ですので、一般論から申し上げれば、取り組んだ施設は職員の処遇が改善される、取り組まない施設の職員については改善がされないままになるというようなこととなりますので、その職員に関しましては、改善される施設のほうが魅力を感じて、そちらのほうへの移動というようなことも十分考えられますので、そこはやはり施設として、現在の雇用している職員を逃がさないような方策は当然とられるものというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 先ほどの答弁では、職員の処遇については改善策をとられると思いますという、このような答弁でありましたので、介護士さんの生活の環境を整えるという面では、本当に前向きに、介護士さんが給料の条件のいいところに行っちゃうと、そういうところも出ておりますので、そういうことで、やはりこれはきちんとして取り組んでいただきたいと、私はそのように申し上げておきます。

2つ目の質問はこれで終わりにします。

3番目に移りたいと思います。集会所の修繕工事の負担を軽減すべき。

現在、各行政区の集会所は、地域の行事、親睦を図るための場として活用されておりますが、建築されて20年以上のところが多く、補修工事に多額の費用がかかるため、村民からは負担の軽減をしてほしいとの要望が多く寄せられています。村はこの要望に応えるべきと思いますが、次の点について伺いたい。

1、天栄村集会施設等整備事業補助金交付要綱における別表、社会施設等補助金算式表を提出願います。

2、平成20年から27年までに修繕をした各行政区の工事費用について、村負担、行政区負担は幾らになっているか、資料の提出をお願いします。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 次に、3番目の集会所の修繕工事の負担を軽減すべきについてお答えいたします。

各地区における集会所は、地域のコミュニティーの拠点として昭和40年代から整備を行い、その後、各地区に譲渡を進めてまいりました。この集会所は、主に各種補助金等により建設を行った経緯もあり、条例により村の施設と位置づけておりましたが、基本的な考え方として、当該地区の集会等の場の提供として建設をしたため、建設後26年を経過した施設から順次地区に移譲したものであります。

しかし、議員ご指摘のとおり、建築から20年余り経過しているため、経年劣化等が進んでいる状況でございます。このため、この譲渡した集会施設における改修・新築の負担の軽減のため、平成20年に天栄村集会施設等整備事業補助金交付要綱を制定したものであります。

本事業の補助金の算式表及びこの要綱に基づき修繕を実施した集会施設は、お手元にお配りした資料のとおりでございます。これによりますと、事業主体は当該行政区となり、改修に関しては事業費の限度額は設けず、かかる費用に当該地区の1世帯から1万円を負担していただき、その残額の8割を村が補助金として支出しております。これは、地区の大小を勘案して、地区の1世帯の負担を公平にするとの考え方に基づいており、また、村の財政を考慮しながら事業を進めていかなければならないため、今後もこの考え方に基づき実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 村議会提出資料の修繕した各行政区の工事費用がありますが、平成22年度下松本集会所、これの改修工事の場所ですね、どこの場所を改修したのか、集会所の中の部分的なね。そこをお答えをお願いします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

下松本集会所の改修の内容でございますが、幾つか細かく分かれておりまして、主なものを申し上げますと、一番大きいのが外部の塗装工事、外の塗装工事でございます。それから外構工事、次に畳、カーテン、そういった幾つかの工事をもろもろ改修したものでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうするとこれはあれですか、外壁、外構、畳、カーテン、重立ったものでこれということだったんですが、これはもちろん全部一括してですよ、1つの工事として。わかりました。

次、高林と上松本、飯豊となっておりますが、各自お願いします、場所。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

まずは、22年に行いました高林でございます。これは、それぞれ見積もり業者が別なものですから、このくくり方が会社によって違うんですけれども、高林の場合ですと、一番大きいのがトイレ工事でございます。その次に大きいのが畳工事、次にカーテン工事、それから玄関サッシあるいは外壁の塗装工事、そういったものが主なものでございます。

次に、上松本でございますが、ここはくくり方が建築工事一式というような形で、細かいのはまた別にあるんですが、建築工事一式、それから電気工事、それから給排水工事といったくくり方でもって内訳があります。

それから最後ですが、飯豊は今手元に資料がございませんので、ちょっとお待ちいただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午後 3時31分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時33分）

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 大変失礼しました。

26年度の飯豊集会所の内訳でございますが、一番大きいのが塗装工事でございます。その次に大きいのが機械設備、それから内外装の工事、それからアルミサッシ工事、そういった

ものが主なものでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、各行政区のを見てみますと、総事業費はトータルということで、もちろんそうだと思いますが、実は当時、平成20年のときに、私が大山の区長を務めておりました。それで、この集会施設譲与時期ということと、この別表による修繕費と、そういうことが、平成20年4月28日の区長会議でそういう話が出されました。その内容の説明がありました。

その中で、私、区長だけ内容がわかっている、やはり全区民にお知らせすべきだと、こういうことになりまして、ぜひ集会所に来ていただいて内容の説明をお願いしたいと、こういうことをお話ししましたところ、当時の担当課長である小山道夫さんと石井一美主幹、この2名の方が出席していただきまして、7月31日にその内容の説明をしました。その内容の説明によりますと、その当時は184世帯なんです、区に入っていた世帯数が。現在は190になっておりますけれども、そうすると184世帯掛ける1万円ということで、1軒1万円ということで184万円だったんですね、当時が。

それで、その課長の説明では、畳がえ、あと外壁の塗装、屋根の塗装、これは一括ではなくて1つずつに対してと、こういう説明だったんです。ということは、184万円ですから、区の負担金が。184万円を見てみますと、トータルならいいんですよ。トータルだったら村の補助金が幾らか事業費に対してあるでしょう、8割という。だけれども、それで1つずつでないと言われたんですよ、そのとき。

そうしますと、私、当時、業者に概算で見積もりしてもらったんです。そうしたら、屋根のペンキだって184万円以内、トータルですよ。外壁と、あとは屋根の塗装、それをトータル、合わせれば300万円から400万円かかると、概算で合わせて。あと畳がえは、業者に概算で見積もりをとってもらいました。そうすると、畳がえもやはり184万円なんてかからないです。大広間と小部屋が2つ部屋がありまして137.5畳あるんです。そして、1畳が大体平均的に5,000円でしょうという、そういう見積もりでやりますと69万円なんです。そうすると、何一つとっても、1つの工事につき補助制度を出すということでもありますから、大山は全然補助金の対象外になるんです、1つずつの工事だと。

そういうことになりまして、集会所に集まってきた区民の皆様は大変もう不満たらたらでした、あのとき。こういう補助制度はやめたらいいんじゃないのとか、あるいは、それはほかの行政区に対してはいいですよ。ただ、そういうことでありまして、ほかの行政区はもう全部国と補助、それで作ったものです、建てられたもの、補助金の交付で。ただ大山だけは、村で造成工事するときに集会所もつくったんです、附帯でね。そういうことがありましていろんな意見が出たんです。中には、もう集会所が壊れるまで構わないで置いて、壊れた

ら村で建ててもらったらいじゃないの、そういう意見とか、あるいは集会所、1回幾らで何千円かで借りて、集会所を使うときに役場で鍵を借りて、管理もみんなそちらに任せたらいいんじゃないのとか、そういう意見が多かったんです。

〔発言する者あり〕

○3番（大浦トキ子君） 議長、質問に対して協でそういうことを言ってもらいたくないです。控えてもらいたい。

○議長（小山克彦君） 進めてください。

○3番（大浦トキ子君） そういうことで、そういういろんな意見が出ましたよ。私の記憶していることはそういうことです。

それで、課長の話では1つの工事につきですから、そういうことで私は納得できません。私もそれでは納得できなかったんです、そのとき。でも、その後でいろんな意見が出まして、班長会にかけて、これは大事なことから保留にしましょうと、こういうことになりました。その後課長が、今、伊藤課長にかわりまして、ずっと6年間来ましたが、みんな大山の人は、合わせてじゃなくて一つ一つと思っていますから、それで平成24年の当時の区長がこういうのを全世帯に配布したんです、その中身。それを配布しましたので、大山の人はそうだと思っているんですよ。

ただ、私、その当時、ずっと全部集会所を点検しました。そして、平成4年です、建てたのが。だから22年は経過しているんです。それで、とにかく屋根の塗装もすごいんです、剥けているし。あと外壁の塗装もぼろぼろになっているし、半分が吹きつけ、外壁は。あと下は板ですからね。それでくぎが、20年のとき、区長のときは、くぎはちょっと頭が何ミリか出ていたくらい。それが最近もちょっと見てきたら、ぷらぷらしているんですよ、くぎが。だから、本当に私もこれは懸念しているところでありまして、早くこれをやらなくちゃならないと思って。

そういうことで、この集会所の修繕と譲渡の件は同じなんですよ。というのは、譲渡、それがもうちょっときちっとした形でわかれば、譲渡のほうもいくんじゃないかなと、そういう考えの人もおりますよ。だから、どれぐらい村を出して、大山で補助を出して、村を出して、あとは区でどれぐらい負担を持つのかと、そういうことをはっきりわかれば前進するんじゃないかと私は思っております。

そういうことでありまして、ほかの行政区では、トータルでということでありまして、大山に対してまた質問します。それで、大山の場合に、もし屋根と外壁の塗装で300万円がかかると思いますね、概算です。そうする場合には、私の計算なんです、こっちの別表にあります計算書ですね。それによりますと、村の負担が、今、300万円の工事で190世帯でありますから、そうすると190万円は区の負担ということになりますね。そうすると、300万円引

く190万円は110万円が残り、それで、110万円の残りに対して村の負担が110万掛ける80%で88万円となります。それで、大山は110万円の残りが22万円となります。それを計算すると、大山の負担は190万プラス22万で212万円という計算になります。村負担が88万円、大山の負担が212万円となりますが、これは間違いありませんか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

ただいまの300万円であった場合の数字でございますが、我々が想定した数字と全く同じでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、ほかの行政区がトータルでということでもありますので、大山の場合はもうとにかく22年もたっております。畳の表がえはまだやっております。あとカーテンももうとにかくひどくなっております。そういうことをトータルですということは、ほかの行政区でやっているんだから、大山ももちろん可能だと思いますが、ですよ。そういうことであれば、その当時は、当時の課長の説明で納得している方もいるかもしれない。仕方がない。でも不満だという方も結構大勢いらっしゃいましたから、そういうことで、これをやはり住民に、区長会議とかそういうことでお知らせするとか、あるいは職場で区のほうで呼ばれて、皆さん説明をお願いしますということを区長のほうから申し入れがあれば、そういう説明会というのはしていただいて、行かれるかどうか、それをお願いします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今のお話で、地区の住民、大山の住民の方々に、この補助金交付要綱なりのそういった説明の要望があれば行くのかということですが、もちろんこれは区長さんを通してのお話の中で、我々としては、そういった機会があれば説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そう言う区長からの要請があれば説明に行ってもいいと、こういう答弁でありましたが、20年4月にせっかくつくったんですから、新築と修繕費に対して、村の助成はこれだということをつくったということは、大変住民にとってはいいことだと思いますよ、助かると思います。負担の軽減になります。ただ、20年のときに当時の課長からそういう説明があって、徐々にそれは課長が、だから課長がかわるときに変わって、また違うような一括してということになると、やはりそういうところはきちっと、実はこういうふう

になりましたよということで、最初の区長会議にそういう話も、その他でもいいですから、やはりそういうことを住民にお知らせすれば、もっと大山の方も。100%納得する人はいませんから、そういうことをきちんとお知らせすべきだと私は思います。

そういうことでありますので、私は非常に大山の集会所に対しては心配しております。本当にこれ、構わないでいたら大変なことになる。塗装でも何でも外壁でも、業者に言わせると、10年に一度はそういう工事が必要だと聞いております。そういうことで私も心配している一員であります。そういうことでありますので、やはりそういうことを今後要請があればしていただきたいと、このように私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではありますが、私の一般質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了いたします。

暫時休議いたします。

(午後 3時51分)

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時55分)

◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

7番、熊田喜八君。

[7番 熊田喜八君質問席登壇]

○7番（熊田喜八君） 天栄村議会会議規則第61条第2項に基づいて、2点ほど質問させていただきます。

第1点目、大山集会所について。

大山集会所の譲渡問題についてお尋ねいたしますが、なぜ7年も過ぎているのに進展をしないのか。当時の区長、役員さんは何ゆえに譲渡に承認をしなかったのか。その後、歴代の区長、役員さんにはどのような話し合いや説明をしたのか。区民の皆様方にはいろいろな意見があり、30軒の区と180軒の大山区では、同じ1万円の負担ではおかしいと言う人もいます。村は総会の前に区民の皆様には詳細に説明する必要があると思いますが、村の今後の対応対策を伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） 1番目の大山集会所についてお答えいたします。

平成20年3月定例会におきまして、天栄村集会所等の設置に関する条例の一部を改正する

条例を可決いただきまして、大山集会所を含む16施設を条例から削除させていただきました。その後、平成20年4月に駐在員会議を開催いたしまして、駐在員に譲渡の経緯と新たな補助金の内容を説明し、また大山地区におきましては、その後、7月に説明会を開催して同様の説明をさせていただいたところでございます。しかしながら、現在においても集会所の譲渡の手続きは済んでいない状況でございます。

このことにつきましては、昨年6月の定例会におきまして、集会所の譲渡について同じく7番議員からのご質問があり、村としても当時の区長さんにその経緯について申し上げましたところでありましたが、現在におきましても進展していないことに対して大変申しわけなく思っております。今後は、改めて大山区長さん及び地域の皆様にご理解を得られるよう丁寧に説明をしてみたいと考えておりますので、ご理解願います。

また、修繕の際の地区の負担の件でございますが、修繕に要する費用の限度額は設けず、かかる費用に当該地区の1世帯から1万円を負担していただき、その残額の8割を村が補助金として支出しております。これは地区の大小を勘案して、地区の1世帯当たりの負担を公平にするとの考え方に基ついており、また、村の財政を考慮しながら事業を進めていかなければならないため、今後もこの考え方に基つき実施してみたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 実は、この問題について大山団地は大変な混乱を起こしているんですよ。実は、2月14日ですか、副区長さんが班長さん方々に、議題はなくて集まってくれということで集まったみたいなんです。そのときに、区長さんには前の日ですか、出席してくださいというような話があったらしいんです。ということは、副区長さんが招集をかけて大山団地の集会所の問題に対して話し合ったみたいなんですけれども、その内容を端折ってみますと、大山行政区が184軒、今194軒ですか、どちらでもいいです、数は。結局、沖内地区の30軒と大山地区の80軒が同じ1万円の負担ではおかしい。なぜかという、沖内の場合は80%の2割負担という、6万円で済むと。大山団地の場合は36万円かかるというような、そのような話し合いですよ。これでは不公平だから、条例を改正してもらわなくちゃ困ると。というような話の内容ですよ。そのときに、大山団地の集会所は大山団地の附属でと、附属、わかりますか、附属で建てたんだと、そういうふうにしてその話の内容で言っているんですよ。

実は私はそのときにも、この前のときにも言いましたけれども、実は私たちが役員、平成元年のとき、2年のとき、3年まで、村のほうに何度も何度もお願いに行ったんです。その内容を説明します。そのときに、平成20年のときに、この譲渡の件に対して、小山道夫総務課長が私らに説明したんです。天栄村集会所等の設置に関する条例の一部を改正する条例について議題といたしますということで、これを全部読み上げると時間がかかりますので、端

折って説明いたします。

説明はわかりましたと、私ですよ。大山団地の集会所も含んで行政の区長さんと譲渡を交わすということになるわけですね。そうすると、集会所維持管理をできないという区が出てきた場合にはどうするんですかと。そのときの小山課長さんは、あくまでも住民の皆様の要望によってこれは建設されたものでありますと、その当時の小山道夫課長は言っているんです。住民の要望で建てたものでありますと。

ところで、私はそういうことがあったのでお聞きしたいんですが、管理維持ができませんということが出た場合にはどうなるんですかと。大山団地なんですけれども、それは総会にかけないで、二、三名の方の判断で村のほうと譲渡の、結局は譲渡のやつはいまだかつて、7年も過ぎても譲渡が決定していないんでしょう。その決定していないというのは、なぜ決定しないんですか。

私の言いたいのは、その当時の区長さんが総会にかけて、ちゃんと皆様に説明して、今、3番さんの議員の話をお聞きすると、当時の課長さんと今の課長さんが説明がおかしいなんて、こんなことあり得るんですか。小山道夫課長さんの説明と今の総務課長の答弁が違うという話でしょう。その当時の村長さんは兼子村長さんですけども、副村長さんに聞いたほうがよろしいですかね、これは。その当時の道夫さんの答弁と今の総務課長の答弁と別なんです。答弁をお願いします。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

(午後 4時03分)

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 4時04分)

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 違う質問することないでしょう。後で確認してください。当時の小山道夫さんがどのように説明したんだか。今の総務課長とその当時の総務課長さんと違うような説明をしましたから、それを確認してください。

あと、そのときに私はこういうことも言っているんです。よろしいですか。行政区の総会に行って、行政区の総意の同意の中で1つ決議をしない限りは動かないではないかというふうに考えておりますので、よろしく申し上げますと、当時の課長さんが言っているんですね。そのときに、総意をもって決議、総会ですよ、総会において行政区の総意の同意の中で1つ決議をしない限りは動かないではないかと考えておりますので、よろしく申し上げますと、言っているんです。

そのときの私の質問ですよ。くどいようですけども、実際に建物は私らがお願いして建ててもらったのですけれども、それが、村がつくったんだから防火管理も維持管理も村でやってくれという、そう言う方もおりますよと私が言っているんですよ、その当時に。そして、またつけ加えます。くどいようですがと、恐らく村長さんも村のほうもそれはわかっておりますと、それは兼子村長に言っているんです。実際にそういうことがありましたので、2重3重にお願いしますと私は言っているんですよ、そのときに。それをなぜ7年間も村のほうで放置しておいたんですか。村のほうの怠慢ですよ。

議員の先生方は、そのときに村の説明を聞いて、私たちは今までは50%とか、そういう村の説明だったんですよ、その当時は。それを、村のほうで建てたという感覚で持っている方が多いんですよ、集会所は。ここでも小山課長は、住民からの要望でつくったんではないんです。だから、住民の方々の総意で、その当時の区長さんが判こを押さなかったから、そういうふうには私は2重3重にお願いしているんですよ。それをなぜまだ結論をもらえないんですか。今の区長さんは困っているんですよ。何か袋だたきに遭っているみたいですよ。条例を改正しなくちゃだめだとか、夜中に電話が来るとか。それも副区長さんになってから電話が来るとか、そんなとんでもないほうに発展しているんですよ。そのことに対して今の村長に責任を持つてというのもちよっと言いづらいんですけども、村長は継続なんですから、村長さん、どういうふうに考えていますか、この問題について。7年間も放置していたことに対してどのような考えを持っていますか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、この7年間、何もやらなかったわけではないんですが、いろいろと取り組みはしてきたんですが、譲渡に至らなかったというような点に関しましては、大変心苦しくおわび申し上げますというようなことで、同じその気持ちは変わらない中で、今後、こういう経過を招いた中で、大山区の皆様方に理解をいただけるような説明をして、区長さんからの要請があればそういった形で、何とか譲渡に至るような方向で持っていければというような考えでおりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 私からすれば冗談じゃないということですよ。何、行政区から要望があればやります、冗談じゃないですよ、そんなことは。これはもう村のほうから率先して区長さんのところに行って謝罪して、そして大山団地の皆様、総会の前にはちゃんときちんと説明して、納得してもらうまでやるほかないでしょう。今の区長さんに何の責任があるんですか。今までも私も区長をやっていたんですよ。そのときには何のお願いもしなかったんで

すよ、私に。お願いされなければやらないんですか、村のほうは。冗談じゃないですよ、7年間も放置しておいて。これは村のほうからちゃんと、議会軽視も甚だしいじゃないですか。議会で議決をもらったんですよ。皆さん、議員の先生方はそのことに関して議決をしたんですよ。それを7年間も放置しておいて、区長さんからお願いがあればやりますなんて、そんなのおかしいんじゃないですか。

区長さんのところに行って謝って、そしてこちらから説明しますから、総会の前にちゃんと説明して皆さんに納得してもらいます、この譲渡について、そのぐらいの責任を持たないんですか。私は、こんな中途半端な村長さんの答弁はおかしいですよ。4年間は前の兼子村長だけでも、4年間あるんですから、その4年間放置していたことがあるんですよ。それを区長さんからお願いしたらやりますという、そんなことはありません。村長さんからお願いしてやってくださいよ。どうしますか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

確かに、今の私の言い方が大変まずい言い方をしてしまいまして、おわびを申し上げます。今ほど話をしましたのは、区長さんには区の皆さんを集めていただくというようなことがありますので、そういったところをお願いをしながら、村としては全面的にそこは説明に伺うつもりでありますので、勝手にそれはできませんので、区長さんにお聞きしながら、ご協力をいただきながら、そういった説明に取り組んでまいりたいと考えておりますので、このところをご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そう言えばいいんですよ、今みたくね。区長さんのほうにお願いして集めてもらって、村のほうから説明いたしますと、それだったら納得します。区長さんからお願いがありましたらやりますなんていうのは、私から言えばとんでもない答弁ですよ。そうやってもらえばいいです。

あと、これは課長さんに聞きたいんですけども、その当時の説明した課長が前年度の副区長なんです。前年度の副区長さんだったんです。この小山道夫さんが前年度の副区長さんだった。なぜその人が、私らに議決もらうのに説明した人なのに、その人にお願ひすれば、一番正しく正確に説明ができたんじゃないですか。前の議員さんの話を聞くと、前の総務課長さんと今の総務課長さんとの意見が違うみたいなことを言っていましたけれども、それは後で確認してくださいよ。ちゃんと小山道夫さんのところに行って、答弁が違うということですから。

あと村長さん、大変申しわけないんですけども、こういうことに対して、議決を議会に

かけて8年もかかったんですから、今までこんな例はないと思いますけれども、今後は、これは前の村長さんの引き継ぎだから、あと災害とか何かいろいろありまして、後手後手になったという、それは十分了解しますけれども、7年間も放置したということは、村にも重大な責任があるということをご認識してもらいたいです。

あと、課長さんにはもう一回答弁をもらいますけれども、その当時の、去年の区長さん、副区長さんをお願いしたのかしていないのか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

たしか、昨年6月の定例会でもって条例改正を上程した際に、熊田議員からのご質問があって、その中で私が答弁したのは、今の区長さんに今の現況をご説明して、次回の総会に諮っていただくような要請をするというようなお約束を議会の場で申し上げて、それを、11月だったかと記憶していますが、前の区長さんのほうにその旨をご説明したという経過がございます。今思えば、熊田議員がおっしゃるように、当時の副区長が我々の先輩でもあったので、そこら辺を確認しながら進めればよかったですけれども、前の区長さんにお話をつないだというふうなことだったところでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） お願いしたんですね。ではなぜお断りしたんですか、お聞きします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

お断りというのではなくて、我々としては11月に、このようなことで次回の総会にかけてくださいというようなお願いを申し上げました。我々が聞いたところでは、総会にはかからなかったというふうなことでもございまして、そのいきさつについては、なぜその当時の区長さんが、我々はお願いしたんですけれども、総会にかけられなかったのかは承知していないところでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） お願いしていないから、かからなかったんじゃないの。役場から駐在の区長さんに、大山団地の集会所の譲渡に対して、結局まだ承認してもらえないから総会にかからなかったんですと、お願いしてもかからなかったということですか。お願いしてもやらなかったということですか。その後、なぜやらなかったかお聞きしたんですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

私もメモをとっていたんですけれども、昨年11月20日に区長さんがお越しになった際に、その旨、次回の総会にかけていただくようお願いはしたんですけれども、我々の説明が不足していたのかちょっとわかりませんが、区長さんは総会にはかけなかったということでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） だから、その後、なぜ総会にかけなかったんですかとお聞きしたんですかと聞いたんです。なぜかという、その当時、説明した総務課長さんが副区長にいるんですよ。私に議決をもらうために説明した人が、その役員の副区長にいるんですよ。おかしいと思わないの、議決をもらうときに説明した方が副区長にいるのに。

だから、なぜ説明できなかったんですかと聞いてこない、今度次の区長さんに頼むときにどういうふうにして頼むんですか。前の区長さんは、こういうふうなことでできなかったんですけれども、今度の区長さんにはこういうふうにして説明してこうやりますから、こうしますからお願いしますと言うんじゃないの。そうしたら今度の区長さんにどうやって頼むの。今度の区長さんも知りません、わかりませんと、そのままにないがしろにしておけば、またほかっておくんですか。そういうことになるんじゃないですか。現区長さんも、私もそんなことは難しいから、一々総会でもめごとになるのは嫌だから、私も今回はそんなことには承認いたしませんよと、ことしの区長さんも総会もかけなかったならば、またほかっておくということですか。答弁を頂戴。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

先ほどの中で、1件の工事の取り扱いについても、当時の総務課長の説明と今の課長の説明が違うということもあって、その辺もお尋ねしなければならぬし、あとは、昨年、村のほうでは総会にかけるようお願いしたんですけれども、その後の経過についても、ちょっとおくれて大変申しわけございませんけれども、これから行っていきたいと思っています。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） あと、くどいようだけど確認いたしますね。あの大山集会所は、大山の住民から再三要望があって、集会所を建ててほしいという要望があって建てたということ、当時の小山課長さんはそういうふうにあったからと言っていますよね。ところが2月14日の、区長さんがいない班長会みたいなことをやってあるんですが、そのときには、大山団地を建てるときの附属品だってその方は言っていましたけれども、前の議員さんが言っていますけれども、どちらが正しいんですか。附属品なのか、それとも大山団地の住民から、平

成元年、平成2年、平成3年と要望に行って、それも無償でやってくれたんですよね、大山団地の場合。よその場合は何%取っているんですか。例えば沖内の場合は幾ら取っているんですか、負担金は。確認のため。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

これは議員さんおっしゃるとおり、地区の要望に基づきまして集会所が建設されたというようなことで私は捉えております。

以上でございます。

〔「附属品じゃないんでしょう」の声あり〕

○副村長（森 茂君） どういう意味かちょっとわかりませんが、附属品という意味がちょっと私もわかりませんが、地区の要望に基づいて建設された施設であるというような理解はしております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そういうふうに横に話がいっちゃっているんですよ。あれ大山団地のは村が附属で建てたんだと、だから維持管理は全部村でやるべきなんだと、そういうふうに勘違いしている人がいるんですよ。3年間も、今の副村長さん、知っていますよね。大山団地に集会所がなくて、飯豊の集会所で3年間総会をやっていたんですよ。それで、大山団地にも集会所を建ててください、建ててくださいと何度も何度も、それこそ3年がかりでお願いして建ててもらったんですよ。それを附属品だということでそのときに説明してました。名前を言いますと大浦議員です。大浦議員はそのときに言っていました、これは村の附属なんですと。だから、附属でないということを確認してもらえればよろしいです。

では、2点目に入ります。

〔「そんなこと言っていないです。誰も言っていない」の声あり〕

○7番（熊田喜八君） 後で、それはボイスレコーダーで聞かせますから。

2点目、介護施設整備について。

12月議会で村長さんは、高齢者人口が確実にふえ続けていく中、今回の天栄ホームの増床に加え、さらなる施設の整備の必要性は十分認識しているところです。人材の確保と入所施設の整備を進めていくとともに、高齢者の皆様が安心して暮らしていける環境づくりに努めていきたいと考えていますとの答弁でございましたが、どのような対策や対応を考えているのか、具体的に詳細に伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 次に、2番目の介護施設整備についてお答えいたします。

高齢者介護につきましては、さきの12月定例会におきまして、ただいま議員からご紹介いただいた内容とともに、高齢者の約半数の方が自宅で暮らしたいと希望されていることや、介護保険料の上昇にも配慮し、施設整備、在宅サービスの充実、介護予防の推進に取り組んでいく旨、お答えしたところであります。

具体的には、平成27年度から平成29年度までの次期介護保険事業計画において、天栄ホームの30床の増床と、民間事業者から新規開設の意向が示されている地域密着型認知症対応型共同生活施設、いわゆるグループホームを18床、計48床の整備を計画しております。被保険者のほとんどが年金収入のみの方々であり、ご負担いただく介護保険料の上昇を考慮しますと、次期計画期間での整備はこれらが限界でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

他方、湯ったりミニデイサービス事業に加え、水中ウォーキングや住宅改修の助成により介護予防を強化し、要介護者数の増加を抑制するとともに、無理なく在宅生活を継続できるよう、デイサービス、訪問介護、ショートステイを組み合わせ、通い、訪問、泊まりの一体的な利用を普及・促進することなども計画に盛り込んでおり、それぞれの対策を総合的に推進し、高齢者の福祉向上を図っていくこととしております。

要介護者数は、団塊の世代が75歳となる平成37年度がそのピークとなり、その後は徐々に減少していくと予測されており、国は中重度の要介護者についても、可能な限り、施設での介護ではなく在宅での介護により支えていく方針であります。こうした中長期的な見通しや国の動向なども踏まえながら、3年ごとに策定する介護保険事業計画に具体的な施策を盛り込み、実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 本当に、私らも年をとっていくんですけれども、この前も質問したとおり、80歳以上が600人以上いる。そうすると自宅で介護できる方も、それは家族が、息子さんがいて嫁さんがいてお孫さんがいてと、そういう家庭の場合はできるかもしれないけれども、独身者も450名もいるわけですよ。その独身者の男の人が250名ぐらいいるわけですよ。そうすると、50歳以上で自分のお父さん、お母さんを面倒見ている人がいるわけですよ。そういう方々のことを考えているんですよ。

だから、家族で嫁さんがいて、身内がいて、自宅介護のできる方とできない方がいるということを、恐らく村長さんに一々説明しなくても、そんなことはわかっていると思いますけれども、監査のほうで調べてみますと、親一人子一人というのが18世帯もいるんですよ。そうすると、その人は働くにも働けないような状況になっているということも、恐らく村長さんに一々説明しなくても、監査のほうで指摘していますからわかっていると思いますけれども、今後、確かにピークはあるんですよ。だから大規模な老人ホームでなくて、民間の

やつを建てても、結局はピークを越えちゃうと今度は、今の中学校、小学校と同じく、施設をつくったけれども子供の減少で、学校が複式学級になってみたり、そういうことも、だから無駄に金を使うようなことがある場合もあります、施設の場合は。その辺も十二分に考えているとは思いますが、今後とも高齢者に対しては厚く考えて、家族がいる場合はいいんですけども、ひとり親、ふたり親、親と別居している方なんかもありますので、今後はそういうところも十二分に気をつけて、そして老人の方々には、今まで天栄村のために、いろいろ発展のために苦勞してきた方々なんですから、その老人の方々にもこれから心を配って、そういう方が安心して住めるような村にしてもらいたいと思います。今の村長さんの答弁をもらって、私の言いたいことは大体その答弁のことと同じなので、今後ともよろしくお願いいたします。

では議長、私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了いたします。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

ただいま日程の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

どうもご苦勞さまでした。

（午後 4時28分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成27年3月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

平成27年3月11日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 2 議案第 2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 天栄村放課後児童クラブ条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9号 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第10号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第11号 天栄村湯本スキー場の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第12号 天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第13号 天栄村行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 天栄村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 天栄村墓地公園設置条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪仁	君	2番	服部	晃	君
3番	大浦	トキ子	君	4番	廣瀬	和吉	君
5番	揚妻	一男	君	6番	渡部	勉	君
7番	熊田	喜八	君	8番	須藤	政孝	君
9番	後藤	修	君	10番	小山	克彦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田	勝幸	君	副村長	森	茂	君
教育長	増子	清一	君	参事兼 総務課長	伊藤	栄一	君
税務課長	森	廣志	君	住民福祉 課長	揚妻	浩之	君
産業振興 課長	吉成	邦市	君	地域整備 課長	佐藤	市郎	君
参事兼 会計 管理 者	小山	志津夫	君	湯支所 本長	兼子	弘幸	君
天保栄 保育所 長	北畠	正	君	学校教 育課長	清浄	精司	君
生涯学 習課長	山本	サト子	君				

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 事務局 長	蕪木	利弘		書記	星	千尋
書記	吉田	真由美				

◎開議の宣告

- 議長（小山克彦君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。
よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小山克彦君） 日程第1、議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔参事兼事務局長 蕪木利弘君登壇〕

- 参事兼事務局長（蕪木利弘君） 議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 天栄村大字湯本字居平53番地

氏 名 星 國 春

生年月日 昭和25年12月25日生

平成27年3月10日提出

天栄村長、添田勝幸。

- 議長（小山克彦君） 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

- 村長（添田勝幸君） おはようございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会については、地方税法第423条第1項で固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、市町村に設置が義務づけられております。

本村の固定資産評価審査委員会は3名の委員で構成されており、任期は3年ですが、このうち1名の任期が本年4月18日をもって満了となることから、同法第423条第3項の規定により、選任の同意を求めるものであります。

選任の同意を求める委員は、星國春さんであります。星さんには、1期3年間委員を務めていただいております。その豊かな経験と実績は、固定資産評価審査委員会委員として適任であるため、星さんの再任に同意を求めるものであります。

なお、略歴につきましては別紙資料のとおりであります。ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第2、議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） 議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

3ページをごらんください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例。

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止）

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年天栄村条例第13号）は、廃止する。

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止に伴う経過措置）

第2条 地方教育行政組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、前条の規定による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年天栄村条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「教育委員会委員長、年額22万5,000円」、「委員、年額19万7,000円」を「教育委員会委員、19万7,000円」に改める。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 改正法附則第2条第1項の場合においては、前条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、前条の規定による改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

（村長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第5条 村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和31年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号の次に次の1号を加える。

3号 教育長。

別表を次のように改める。

別紙につきましては7ページをごらんください。

7ページ1の一番左側でございますが、教育長の欄を追加するものでございます。
お戻りください。

(村長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 改正法附則第2条第1項の場合においては、前条の規定による改正後の村長等の給与及び旅費に関する条例第1条並びに別表の規定は適用せず、前条の規定による改正前の村長等の給与及び旅費に関する条例第1条並びに別表の規定は、なおその効力を有する。

(天栄村議会委員会条例の一部改正)

第7条 天栄村議会委員会条例（昭和44年天栄村条例第33号）の一部を次のように改正する。

第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

(天栄村議会委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 改正法附則第2条第1項の場合においては、前条の規定による改正後の天栄村議会委員会条例第17条の規定は適用せず、前条の規定による改正前の天栄村議会委員会条例第17条の規定は、なおその効力を有する。

(天栄村特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第9条 天栄村特別職報酬等審議会条例（昭和47年天栄村条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副村長」を「、副村長及び教育長」に改める。

(天栄村特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 改正法附則第2条第1項の場合においては、前条の規定による改正後の天栄村特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、前条の規定による改正前の天栄村特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

(天栄村教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の一部改正)

第11条 天栄村教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例（平成23年天栄村条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第3項」を「第18条第2項」に改める。

(天栄村教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 改正法附則第2条第1項の場合においては、前条の規定による改正後の天栄村教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例第2条の規定は適用せず、前条の規定による改正前の天栄村教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

附則。

この条例は、改正法施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

提案理由をご説明いたします。

このたびの条例改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、村条例についても必要な改正を行うためのものでございます。

議案説明資料の5ページをごらんください。

新旧対照表によりましてご説明をいたします。

まず、改正案、上のほうの第1条関係でございますが、これにつきましては教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止でございます。教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第2項の規定によりまして、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を規定するものでございますが、この根拠となる規定で、これが教育長の給与等の条例の根拠となる規定でありましたが、今回の改正によりまして当該条項が削除されたことに伴い、本条例を廃止するものでございます。

次のページをごらんください。

第3条関係でございますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。新教育委員会制度では、教育委員長の職は教育長と一本化されるため、委員長を削除して委員に一本化するものでございます。

次に、第5条関係でございますが、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。第1条の第3号として教育長を追加するものでございます。さらに、別表に教育長、7ページの一番左側になりますが、教育長の欄を追加する改正でございます。

8ページをごらんください。

第7条関係でございます。天栄村議会委員会条例の一部改正でございます。第17条の出席説明の要求者を教育委員会の委員長から教育長に改正するものでございます。

第9条関係でございます。天栄村特別職報酬等審議会条例の一部改正でございます。第2条に教育長を追加する改正でございます。

第11条関係でございます。天栄村教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の一部改正でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により条のずれが生じたため、ここで整合性を図るための改正でございます。

この資料のほう、4ページをごらんください。

この表のほう、今1条から3、5、7、9、11条についてのご説明を申し上げました。1条についての経過措置ということで2条がございます。表の右上、第2条についてでございますが、この第2条は第1条での条例廃止に伴う経過措置についての規定であります。

ここに記載してあります地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

附則第2条第1項の規定と申しますのは、この法律の施行日、これは4月1日になりますが、その時点で在任中の教育長については、その教育委員会の委員としての任期が満了するまで現行制度の教育長として在職するものとする規定でございます。現教育長が在職する間は、第1条で規定する廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務時間に関する条例の規定はその効力を引き続き有するというものでございます。

以下、第4条、6条、8条、10条、12条につきましても同様の経過措置を定めたものであります。現教育長が在職する間は、3条、5条、7条、9条、11条で規定する改正前の規定がその効力を有するとの経過措置であります。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第3、議案第3号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） 議案第3号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の

特例に関する条例の制定について。

教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例。

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日、休暇等)

第2条 教育長の勤務時間、休日、休暇等については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年天栄村条例第25号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とするほか、必要な読替その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和33年天栄村条例第3号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

附則。

(施行期日)

1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

(経過措置)

2 改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しない。

提案理由をご説明いたします。

このたびの条例制定は、議案第2号で教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止したことに伴い、新たに教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関し必要な事項を定めるものであります。

なお、この議案第3号につきましても、附則第2項の経過措置、改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しないとの規定により、議案第2号同様、現教育長が在職する間はこの条例の規定は適用されず、次の教育長の任期からの適用となります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第4、議案第4号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第4号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

目次。

第1章 総則（第1条～第3条）。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準。

第1節 利用定員に関する基準（第4条）。

第2節 運営に関する基準（第5条～第34条）。

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準。

第1節 利用定員に関する基準（第37条）。

第2節 運営に関する基準（第38条～第50条）。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）。

附則。

第1章 総則。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- 二 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- 三 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- 四 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- 五 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- 六 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- 七 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- 八 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- 九 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- 十 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- 十一 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- 十二 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- 十三 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- 十四 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- 十五 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- 十六 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定

により村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

十七 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

十八 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

十九 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。

二十 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

二十一 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

二十二 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下、「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適正な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準。

第1節 利用定員に関する基準。

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設（認定子ども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19

条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

一 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分。

二 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分。

三 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分。

第2節 運営に関する基準。

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの。

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回路を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法。

ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）。

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他にこれらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法。

3 前項に規定する方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第2項に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの。
- 二 ファイルへの記録の方式。

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に務めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用。
- 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用。
- 三 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）。

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用。

五 前4号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの。

5 特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

一 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。))。

二 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項。

三 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。))。

四 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35

条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針。

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

一 施設の目的及び運営の方針。

二 提供する特定教育・保育の内容。

三 職員の職種、員数及び職務の内容。

四 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。）及び時間並びに提供を行わない日。

五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額。

六 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員。

七 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）。

八 緊急時等における対応方法。

九 非常災害対策。

十 虐待の防止のための措置に関する事項。

十一 前各号に定めるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項。

（勤務体制の確保等）

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（掲示）

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（支給認定子どもを平等に取り扱う原則）

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓

口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して村が行う調査に協力するとともに、村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 一 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画。
- 二 第12条に規定する特定教育・保育の提供に係る必要な事項の記録。
- 三 第19条に規定する村への通知に係る記録。
- 四 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録。
- 五 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。

第3節 特例施設型給付費に関する基準。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定数の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第

1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定められた法第19条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第19条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第 4 項第 3 号中「除き、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準。

第 1 節 利用定員に関する基準。

（利用定員）

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第29条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型（天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年天栄村条例第 号）第28条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。）及び小規模保育事業 B 型（同条例第31条第 1 項に規定する小規模保育事業 B 型をいう。）にあつては、その利用定員の数を 6 人以上 19 人以下、小規模保育事業 C 型（同条例第33条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4 条において同じ。）にあつては、その利用定員の数を 6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を 1 人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業団体の構成員である事業主の雇用する労働者））の数を 1 人以上 5 人以下とする。

働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1号第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準。

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あつせん、調整及び要請に対する協力）

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の

規定により村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下、「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

一 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

二 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。

三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の村の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育

連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

○議長（小山克彦君） ただいま説明の途中でありますが、10分間休憩いたします。

(午前11時09分)

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時19分)

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

[住民福祉課長 揚妻浩之君登壇]

○住民福祉課長（揚妻浩之君） （利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては

法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- 一 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用。
- 二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用。
- 三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用。

四 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの。

5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特定地域型保育に関する評価等）

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公

表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針。
- 二 提供する特定地域型保育の内容。
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容。
- 四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日。
- 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額。
- 六 利用定員。
- 七 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考方法を含む）。
- 八 緊急時等における対応方法。
- 九 非常災害対策。
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の運営に関する重要事項。

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

一 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画。

二 次条において準用する第12条に規定する特定地域型保育の提供に係る必要な事項の記録。

三 次条において準用する第19条に規定する村への通知に係る記録。

四 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録。

五 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特別利用地域型保育が対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、法施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額）」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「支払を」とあるのは「支払を、村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条

第1項第1号イに規定する村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する村が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する村が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とすることができる。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

では、説明資料の9ページをお願いいたします。

本年4月1日より新たな子ども・子育て支援制度が開始されますが、新制度では市町村を実施主体とした教育・保育に係る給付制度や確認制度が創設されるとともに、質の高い教

育・保育を提供するため、教育・保育を提供する施設や事業の運営の基準、利用者負担などについて市町村の条例で定めることとされております。

提案理由の説明に先立ちまして、新制度のポイントと条例の関係をご説明申し上げます。

まず、1番目の新制度のポイントでございますが、1点目は給付制度が創設されることであります。教育・保育に要する費用を給付費として市町村が保護者に支給する制度であります。支給方法は、給付費を確実に教育・保育に充てていただくため、教育・保育を提供した施設または事業者が保護者にかわり代理受領することが原則となっており、認定こども園、幼稚園、保育所には施設型給付として、地域型保育事業者には地域型給付として支給することとなります。また、給付額は国が定める公定価格から市町村が条例等で定める利用者負担額を差し引いた額となります。

2点目は、教育・保育を利用するゼロ歳から小学校就学前までの子供について、保護者の就労状況などによる保育の必要性をもとに1号から3号に認定し、認定区分に応じた施設事業を選択して利用することとなるものであります。

3点目は、確認制度の導入であります。新制度では、市町村が給付主体となることから、教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定め、基準を満たしているかどうかを確認する制度が設けられます。条例の基準を満たしていると確認された施設及び事業がそれぞれ特定教育・保育施設、特定地域型保育事業として給付費の支払いを受けることとなります。

4点目は、家庭的保育事業と、この表の区分でいいますと特定地域型保育事業にあります家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、それから事業所内保育、この4つであります。児童福祉法が改正されまして、これらが市町村の認可事業になります。そのため、市町村では事業の認可に関する基準を条例で定めることとなります。

こうしたことから、2番目の新制度に伴う条例の制定に記載してある4つの条例を制定することとなりまして、本定例会に上程をさせていただいております。

なお、それぞれ基準を定める条例につきましては、内閣府、または厚生労働省令で定める基準を踏まえること、また利用者負担額については政令で定める額を上限に定めることとされております。

次のページをお願いいたします。

議案第4号の提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定により、新制度における教育・保育を提供する施設や事業の運営に関する基準を国が定める基準を踏まえて定めるものであります。条例の制定に当たって踏まえるべき国の基準は2番に記載しております内閣府が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準であります。この基準には、国の基準ど

おりにしなければならない従うべき基準と、十分に参酌した上であれば地域の実情に応じ異なった定めをしてもよい参酌すべき基準に区分をされております。本村におきましては、国の基準と異なった定めをしなければならない特別の事情はございませんので、3番に記載しているとおり、全て国の基準どおりとしております。

主な内容についてですが、施設や事業の利用定員、それから申込者に対する説明、同意を得る義務、利用申し込みに対する理由のない拒否の禁止、利用者負担額の受領、幼稚園教育要領等に基づく適切な教育・保育の提供などの取り扱い方針、子供を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、業務上知り得た秘密の漏えい禁止、それから事故発生防止や発生時の対応などを規定しているものでございます。

説明は以上であります。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

説明の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、午後1時半より全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

(午前11時43分)

3 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

平成 27 年 3 月 天栄村 議会 定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 27 年 3 月 12 日 (木曜日) 午前 10 時開議

- 日程第 1 議案第 5 号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第 6 号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第 7 号 天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 8 号 天栄村放課後児童クラブ条例の制定について
- 日程第 5 議案第 9 号 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 10 号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 11 号 天栄村湯本スキー場の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 12 号 天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 13 号 天栄村行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 14 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 15 号 天栄村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 16 号 天栄村墓地公園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 17 号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 18 号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 19 号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 20 号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 21 号 天栄村農林水産物直売食材供給施設設置に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 議案第22号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
 日程第19 議案第23号 天栄村立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
 日程第20 議案第24号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 日程第21 議案第25号 村道の路線の認定について
 日程第22 議案第26号 村道の路線の変更について
 日程第23 議案第27号 村道の路線の廃止について
 日程第24 議案第28号 平成26年度天栄村一般会計補正予算について
 日程第25 議案第29号 平成26年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
 日程第26 議案第30号 平成26年度牧本財産区特別会計補正予算について
 日程第27 議案第31号 平成26年度大里財産区特別会計補正予算について
 日程第28 議案第32号 平成26年度湯本財産区特別会計補正予算について

本日の会議に付した事件

日程第24まで

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪仁君	2番	服部	晃君
3番	大浦	トキ子君	4番	廣瀬	和吉君
5番	揚妻	一男君	6番	渡部	勉君
7番	熊田	喜八君	8番	須藤	政孝君
9番	後藤	修君	10番	小山	克彦君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田	勝幸君	副村長	森	茂君
教育長	増子	清一君	参事兼 総務課長	伊藤	栄一君
税務課長	森	廣志君	住民福祉 課長	揚妻	浩之君
産業振興 課長	吉成	邦市君	地域整備 課長	佐藤	市郎君
参事兼 会管 理者	小山	志津夫君	湯本 支所 本長	兼子	弘幸君

天 栄 北 畠 正 君 学校 教育 清 浄 精 司 君
保 育 所 長 課 長 長
生 涯 学 習 山 本 サ ト 子 君
課 長

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 蕪 木 利 弘 書 記 星 千 尋
事 務 局 長
書 記 森 和 昭

◎開議の宣告

○議長（小山克彦君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第1、議案第5号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） おはようございます。

議案第5号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

目次。

第1章、総則（第1条～第21条）。

第2章、家庭的保育事業（第22条～第26条）。

第3章、小規模保育事業。

第1節、小規模保育事業の区分（第27条）。

第2節、小規模保育事業A型（第28条～第30条）。

第3節、小規模保育事業B型（第31条・第32条）。

第4節、小規模保育事業C型（第33条～第36条）。

第4章、居宅訪問型保育事業（第37条～第41条）。

第5章、事業所内保育事業（第42条～第48条）。

附則。

第1章、総則。

（趣旨）

第1条、この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条、この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、村長の監督に属する家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上の者について保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条、村長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

第2項、村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と家庭的保育事業者等）

第4条、家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

第2項、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第5条、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

第2項、家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければ

ばならない。

第3項、家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第4項、家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第5項、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

第6項、家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（保育所等との連携）

第6条、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

第1号、利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

第2号、必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

第3号、当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（家庭的保育事業者等と非常災害）

第7条、家庭的保育事業者等は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設

備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

第2項、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第8条、家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第9条、家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第2項、家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条、家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条、家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のための必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

第2項、家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、

又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3項、家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

第4項、居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

第5項、居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

第2項、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

第3項、食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。

第4項、調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

第5項、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条、次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

第1号、利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

第2号、当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

第3号、調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

第4号、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる事。

第5号、食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努める事。

第2項、搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

第1号、連携施設。

第2号、当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等。

第3号、学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第17条、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

第2項、家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

第3項、第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

第4項、家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第18条、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

第1号、事業の目的及び運営の方針。

第2号、提供する保育の内容。

第3号、職員の職種、員数及び職務の内容。

第4号、保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日。

第5号、保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額。

第6号、乳児及び幼児の区分ごとの利用定員。

第7号、家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項。

第8号、緊急時等における対応方法。

第9号、非常災害対策。

第10号、虐待の防止のための措置に関する事項。

第11号、その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項。

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第19条、家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第20条、家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第2項、家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条、家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

第2項、家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章、家庭的保育事業。

(設備の基準)

第22条、家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保

育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、村長が適当と認める場所(次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。

第1号、乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。

第2号、前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。

第3号、乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

第4号、衛生的な調理設備及び便所を設けること。

第5号、同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。

第6号、前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。

第7号、火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的の実施すること。

(職員)

第23条、家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

第1号、調理業務の全部を委託する場合。

第2号、第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合。

第2項、家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、村長が行う研修(村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

第1号、保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者。

第2号、法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者。

第3項、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(村長が行う研修(村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助する者をいう。第34条第2項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第24条、家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保

護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第25条、家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第26条、家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章、小規模保育事業。

第1節、小規模保育事業の区分。

第27条、小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節、小規模保育事業A型。

（設備の基準）

第28条、小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

第1号、乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

第2号、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

第3号、乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

第4号、満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。

第5号、保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートルであること。

第6号、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

第7号、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからチまでに掲げる要件に該当するものであること。

イ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

ロ、保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階、2階。区分、常用。施設又は設備、1、屋内階段、2、屋外階段。避難用。1、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。2、待避上有効なバルコニー。3、建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備。4、屋外階段。

3階。常用。1、建築基準法施行令123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。2、屋外階段。避難用。1、建築基準法施行令123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。2、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備。3、屋外階段。

4階以上の階。常用。1、建築基準法施行令123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。2、建築基準法施行令123条第2項各号に規定する構造の屋外階段。避難用。1、建築基準法施行令123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）2、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路。3、建築基準法施行令123条第2項各号に規定する構造の屋外階段。

ハ、ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

ニ、小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1)、スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2)、調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ、小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしてい

ること。

へ、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ、小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第29条、小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

第2項、保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

第1号、乳児、おおむね3人につき1人。

第2号、満1歳以上満3歳に満たない幼児、おおむね6人につき1人。

第3号、満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）、おおむね20人につき1人。

第4号、満4歳以上の児童、おおむね30人につき1人。

第3項、前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第30条、第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。

第3節、小規模保育事業B型。

(職員)

第31条、小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育

事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

第2項、保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

第1号、乳児、おおむね3人につき1人。

第2号、満1歳以上満3歳に満たない幼児、おおむね6人につき1人。

第3号、満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）、おおむね20人につき1人。

第4号、満4歳以上の児童、おおむね30人につき1人。

第3項、前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第32条、第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第4節、小規模保育事業C型。

（設備の基準）

第33条、小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

第1号、乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

第2号、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

第3号、乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

第4号、満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

第5号、保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

第6号、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

第7号、保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第34条、小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

第2項、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第35条、小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第36条、第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み替えるものとする。

第4章、居宅訪問型保育事業。

(居宅訪問型保育事業)

第37条、居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

第1号、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育。

第2号、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育。

第3号、法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育。

第4号、母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと村が認める乳幼児に対する保育。

第5号、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると村が認めるものにおいて行う保育。

(設備及び備品)

第38条、居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第39条、居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条、居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)

第41条、第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章、事業所内保育事業。

(利用定員の設定)

第42条、事業所内保育事業を行う者は、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の定員枠を設けなければならない。

利用定員数、1人以上5人以下。その他の乳児又は幼児の数、1人。6人以上7人以下、2人。8人以上10人以下、3人。11人以上15人以下、4人。16人以上20人以下、5人。21人以上25人以下、6人。26人以上30人以下、7人。31人以上40人以下、10人。41人以上50人以下、12人。51人以上60人以下、15人。61人以上70人以下、20人。71人以上、20人。

(設備の基準)

第43条、事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

第1号、乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。

第2号、乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

第3号、ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

第4号、乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

第5号、満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

第6号、保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

第7号、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

第8号、保育室等を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからチまでに掲げる要件に該当するものであること。

イ、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

ロ、保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階、2階。区分、常用。施設又は設備、1、屋内階段、2、屋外階段。避難用。1、建築基準法施行令123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。2、待避上有効なバルコニー。3、建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備。4、屋外階段。3階。常用。1、建築基準法施行令123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。2、屋外階段。避難用。1、建築基準法施行令123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。2、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備。3、屋外階段。4階以上の階。常用。1、建築基準法施行令123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。2、建築基準法施行令123条第2項各号に規定する構造の屋外階段。避難用。1、建築基準法施行令123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、

同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号をみたすものとする。）。

2、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路。3、建築基準法施行令123条第2項各号に規定する構造の屋外階段。

ハ、口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

ニ、保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（1）、スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（2）、調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ、保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ、保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第44条、保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

第2項、保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上

とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。

第1号、乳児、おおむね3人につき1人。

第2号、満1歳以上満3歳に満たない幼児、おおむね6人につき1人。

第3号、満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）、おおむね20人につき1人。

第4号、満4歳以上の児童、おおむね30人につき1人。

第3項、前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

（連携施設に関する特例）

第45条、保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

（準用）

第46条、第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

（職員）

第47条、事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

第2項、保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

第1号、乳児、おおむね3人につき1人。

第2号、満1歳以上満3歳に満たない幼児、おおむね6人につき1人。

第3号、満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）、おおむね20人につき1人。

第4号、満4歳以上の児童、おおむね30人につき1人。

第3項、前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第48条、第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

附則。

(施行期日)

第1条、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第2条、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第3条、家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て

支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)

第4条、第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第5条、小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

説明資料の11ページをお願いいたします。

提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、児童福祉法の改正により、新制度において地域型保育事業として、市町村の認可事業となる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業について、その認可の基準を国の基準を踏まえて市町村が条例で定めることとされたため、制定するものであります。

また、条例の制定に当たって踏まえるべき国の基準は、2番に記載しています厚生労働省が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準であり、基準には国の基準どおりにしなければならない従うべき基準と、十分に参酌した上であれば、地域の実情に応じ異なった定めをしてもよい参酌すべき基準に区分されております。本村におきましては、国の基準と異なった定めをしなければならない特別な事情はございませんので、3番に記載のとおり、全て国の基準どおりとしております。

主な内容ですが、(1)の総則・共通部分では、連携協力保育所等の確保、子供を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、食事の提供に関する事、業務上知り得た秘密の漏えい禁止、保育時間を原則1日当たり8時間以上とすることなどであります。

次のページをお願いいたします。

第22条からは、家庭的保育事業、小規模保育事業、訪問型保育事業及び事業所内保育事業、それぞれに面積や設備の基準、職員の職種及び配置基準を規定しております。

(2)の家庭的保育事業は、設備では専用室9.9平方メートル以上、屋外遊戯場3.3平方メートル以上、調理設備を設けることなど、職員は家庭的保育者、嘱託医、調理員を配置すること、ただし、調理業務を行わない場合は調理員は不要であること。これは(3)及び(4)の事業についても同じであります。また、保育者の配置基準は、乳幼児3人につき1人であります。

次に、(3)と(4)の小規模保育事業でございますが、設備には共通の基準であり、2歳児未満がいる場合、乳児室またはほふく室、1人につき3.3平方メートル以上、2歳児以上がいる場合、保育室または遊戯室、1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場、1人当たり3.3平方メートル以上。2階以上の階に保育室等設置する場合、保育所に準じた耐火設備を設けることなどであります。

職員については、A型は保育士、嘱託医、調理員。B型は保育士または研修修了者、嘱託医、調理員。C型は家庭的保育者、嘱託医、調理員を配置すること。また、配置基準ですが、A型、B型は乳児は3人、1、2歳児は6人、3歳児は20人当たり1人として算出した数に1人を加えた人数。C型は乳幼児3人当たり1人であります。

次のページの、5の居宅訪問型保育事業ですが、集団保育が困難な乳幼児等への保育を提供するもので、配置基準は1対1であります。

次の(6)ですが、事業所内保育事業です。施設の利用定員に応じ、1人から20人の乳幼児の定員枠を設けること。設備については2歳児未満がいる場合、定員20人以上の保育所型にあつては、乳幼児、乳児室1人につき1.65平方メートル以上、またはほふく室1人につき3.3平方メートル以上。定員19人以下の小規模型においては、乳児室またはほふく室1人につき3.3平方メートル以上、2歳児以上がいる場合は保育室または遊戯室1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場1人当たり3.3平方メートル以上。2階以上の階に保育室等を設置する場合は、保育所に準じた耐火設備を設けることなどであります。

職員については、保育所などは保育士、嘱託医、調理員。小規模型は保育士、または研修終了者、嘱託医、調理員を配置すること。また、配置基準につきましては、保育所型は乳幼児は3人、1、2歳児は6人、3歳児は20人当たり1人として算出した数。そのうち保育士は2人以上。小規模型にあつては、乳児は3人、1、2歳児は6人、3歳児は20人当たり1人として算出した数に1を加えた人数とすることなどあります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(小山克彦君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(小山克彦君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(小山克彦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、11時まで暫時休議いたします。

（午前10時55分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時01分）

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第2、議案第6号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第6号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

（趣旨）

第1条、この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条、この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、村長の監督に属する放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を利用している児童（法第4条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。）（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な

訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条、村長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

第2項、村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条、放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

第2項、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条、放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

第3項、放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第4項、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

第5項、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第6条、放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

第2項、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条、放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条、放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条、放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第2項、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

第3項、専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4項、専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

第2項、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

第3項、放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

第1号、保育士の資格を有する者。

第2号、社会福祉士の資格を有する者。

第3号、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教

育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの。

第4号、学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者。

第5号、学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

第6号、学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者。

第7号、学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

第8号、外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

第9号、高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、村長が適当と認めた者。

第4項、第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

第5項、放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業者等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用者を平等に取り扱う原則）

第11条、放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第12条、放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第13条、放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3項、放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともにそれらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

第1号、事業の目的及び運営の方針。

第2号、職員の職種、員数及び職務の内容。

第3号、開所している日及び時間。

第4号、支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額。

第5号、利用定員。

第6号、通常の事業の実施区域。

第7号、事業の利用に当たっての留意事項。

第8号、緊急時等における対応方法。

第9号、非常災害対策。

第10号、虐待の防止のための措置に関する事項。

第11号、その他事業の運営に関する重要事項。

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条、放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第16条、放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条、放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第3項、放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（開所時間及び日数）

第18条、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

第1号、小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業、1日につき8時間。

第2号、小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業、1日につき3時間。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

（保護者との連絡）

第19条、放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第20条、放課後児童健全育成事業者は、村、児童福祉事業者、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）

第21条、放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附則。

（施行期日）

第1条、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

（経過措置）

第2条、この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（平成32年3月31日までに終了することを予定している者を含む。）」と、同条第4項中「おおむね40人以下とする。」とあるのは「おおむね40人以下となるよう努めるものとする。」とする。説明資料14ページをお願いいたします。

提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、児童福祉法の改正により、これまで政令で定められていた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が、国の基準を踏まえて市町村が条例で定めることとされたため、制定するものであります。

また、条例の制定に当たって踏まえるべき国の基準は、2番に記載しております厚生労働省が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準であります。基準には、国の基準どおりにしなければならない従うべき基準と、十分に参酌した上であれば、地域の実情に応じ異なった定めをしてもよい参酌すべき基準に区分されておりますが、本村におきましては、国の基準と異なった定めをしなければならない特別な事情はございませんので、3番記載のとおり、全て国の基準どおりとしております。

主な内容ですが、この条例で定める最低基準の目的、それから基準の向上に関する勧告や事業者の責務、それから、専用区画については1人につき1.65平方メートル以上、1クラブ当たり2人以上の放課後児童支援員または補助員を配置すること。クラブの定員はおおむね40人以下とすること。それから、子供を平等に取り扱う原則や、虐待等の禁止、業務上知り得た秘密の漏えい禁止、また開所時間については、小学校の休業日は原則8時間以上、それ以外の日は原則3時間以上、開所日数は原則年250日以上とすることなどでございます。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第3、議案第7号 天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第7号 天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の制定について。

天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例。

（趣旨）

第1条、この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。）に係る支給認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用（以下「利用者負担」という。）等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条、この条例における用語の定義は、法において使用する用語の例による。

（利用者負担の額）

第3条、利用者負担の額（以下「利用者負担額」という。）は、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項各号及び法附則第9条第1項各号に規定する政令で定める額を限度として、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。

（利用者負担額の徴収）

第4条、村長は、村立保育所（天栄村保育所条例（平成5年天栄村条例第28号）第2条に規定する保育所をいう。以下同じ。）及び村立幼稚園（天栄村立幼稚園設置条例（昭和41年天栄村条例第6号）第2条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）において特定教育・保育

を提供したときは、利用者から前条の利用者負担額を徴収するものとする。ただし、村が認定を行った支給認定子どもに係る村立幼稚園の利用者負担額については、これを徴収しない。

第2項、村長は、法附則第6条第1項に規定する特定保育所に委託費を支払う場合、同条第4項の規定により、当該特定保育所の利用者から前条の利用者負担額を徴収するものとする。

(一時保育負担金の徴収)

第5条、村長は、村立保育所において別に定めるところにより行う一時保育を受けた子どもの保護者又は扶養義務者から規則で定める一時保育負担金を徴収するものとする。

(預かり保育料の徴収)

第6条、村長は、村立幼稚園において別に定めるところにより行う預かり保育を受けた利用者から、規則で定める預かり保育料を徴収するものとする。

(利用者負担額等の減免)

第7条、村長は、特別な理由があると認めるときは、第4条から前条までの規定により徴収すべき利用者負担額、一時保育負担金及び預かり保育料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法の規定により、新制度における教育・保育の給付に係る利用者負担、一時保育及び預かり保育事業の利用者負担について定めるものであります。

各条文をご説明申し上げます。

第1条は、この条例の趣旨規定であります。

第2条は、用語の規定でございます。

第3条が利用者負担の額であり、子ども・子育て支援法の規定のとおり、政令で定める額を上限に、世帯の所得の状況等を勘案して、規則で定める額としております。これは、この基準とすべき政令の公布が平成27年度政府予算の成立後となることから、具体的な金額の規定は規則に委任をして、政令の公布と同時に規則を公布、施行する予定であるためであります。なお、金額につきましては、現行の利用料と同額とする見込みであります。

第4条は、村立施設の利用者負担の徴収規定であります。現行同様、保育所については利用者負担をいただいて、幼稚園については天栄村民については徴収をしないということとしております。

第5条及び第6条は、現在も実施している保育所における一時保育、それから幼稚園における預かり保育の利用料であり、これも現行と同様とする予定でございます。

第7条は利用者負担の減免に関する規定、それから、第8条は規則への委任規定でございます。

以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第4、議案第8号 天栄村放課後児童クラブ条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第8号 天栄村放課後児童クラブ条例の制定について。

天栄村放課後児童クラブ条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村放課後児童クラブ条例。

（目的）

第1条、この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき、

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う天栄村放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の設置及びその実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称等）

第2条、児童クラブの名称並びに設置する小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、広戸小第一児童クラブ。設置小学校、広戸小学校。位置、天栄村大字飯豊字新山28。広戸小第二児童クラブ。広戸小学校。天栄村大字飯豊字新山28。

（対象児童）

第3条、児童クラブの対象児童は、前条に規定する設置小学校に在籍する児童であつて、放課後及び学校の休業日に保護者の適切な保護を受けられない児童とする。ただし、村長が必要と認めるときは、この限りでない。

（休業日）

第4条、児童クラブの休業日は、次のとおりとする。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

第1号、日曜日。

第2号、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

第3号、12月29日から翌年1月3日まで。

（実施時間）

第5条、児童クラブを実施する時間（以下「実施時間」という。）は、午後1時から午後7時までとする。ただし、天栄村公立小・中学校管理規則（昭和54年天栄村教育委員会規則第1号）第10条の2に規定する学校の休業日のうち、前条に規定する日以外の日は、午前7時30分から午後7時までとする。

第2項、村長は、前項の規定に関わらず、特に必要があると認められるときは、前項の実施時間を変更することができる。

（入会の許可）

第6条、児童クラブに入会しようとする対象児童の保護者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

第2項、村長は、次の各号のいずれかに該当する児童については、児童クラブへの入会を許可しないことができる。

第1号、集団における指導が困難と認められる児童。

第2号、その他村長が児童クラブの運営上支障があると認める児童。

（退会の届出）

第7条、児童クラブを退会させようとする対象児童の保護者は、村長にその旨を届け出な

ければならない。

(入会の取消等)

第8条、村長は、児童クラブに入会している対象児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童の入会許可を取消し、又は利用を一時的に停止させることができる。

第1号、第3条に規定する対象児童でなくなったとき。

第2号、第6条第2項各号のいずれに該当するに至ったとき。

第3号、感染症疾患等により患し、又はそのおそれのあるとき。

(委任)

第9条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

この条例は、児童福祉法の規定に基づき、村が設置する放課後児童クラブの設置及び実施方法等を定めるものであります。

各条文をご説明申し上げます。

第1条は、この条例の目的規定であります。

第2条は、児童クラブの名称それから設置場所についてでございます。広戸小学校に広戸第一、広戸第二児童クラブを設置するものであります。

第3条は、クラブの対象児童を放課後及び学校の休業日に保護者の就労等により適切な保護を受けられない児童とするものであります。

第4条は、クラブの休業日に関する規定であります。

第5条は、クラブの実施時間を、平日は午後1時から午後7時まで、土曜日及び長期休業期間中のうちクラブの休業日以外の日は、午前7時30分から午後7時までとするものであります。

第6条から第8条までにつきましては、入会の許可、退会、入会取り消しに関する規定であります。

以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第5、議案第9号 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

[住民福祉課長 揚妻浩之君登壇]

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第9号 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村デイサービスセンターの指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村デイサービスセンター。
- 2、指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人岩瀬福祉会、理事長、正木正秋。
- 3、指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。

提案理由をご説明申し上げます。

村デイサービスセンターの指定管理者の指定期間が、本年3月31日をもって満了となることから、本年4月1日から平成30年3月31日までの3年間の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

村デイサービスセンターは、その施設の開所以来、社会福祉法人岩瀬福祉会がその管理を受託、また指定管理者制度が導入された平成18年度からは、指定管理者として適切な施設管理はもとより、利用者のニーズに合わせたサービス提供に努めるなど、利用者が安心して安

全に生活できる施設の運営に当たっているところでございます。

また、この施設は高齢者が住みなれた地域において可能な限り自立した生活を営むことができるよう、要介護の程度に応じた通所サービスを安定的かつ継続的に提供することが求められている施設でもあります。こうしたことから、引き続き社会福祉法人岩瀬福祉会を、村デイサービスセンターの指定管理者として指定したく、上程をするものでございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第6、議案第10号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） 議案第10号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場。
- 2、指定管理者となる団体の名称、一般財団法人天栄村振興公社、理事長、添田勝幸。
- 3、指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。

提案理由のご説明を申し上げます。

現在指定管理を行っております委託の期限が、平成27年3月31日で終了となることから、昨年の11月4日から12月19日の期間におきまして指定管理者の募集を行いましたところ、本オートキャンプ場の指定管理者の応募は一般財団法人天栄村振興公社1者でありました。

去る1月30日に、天栄村指定管理者選定委員会が開催され、一般財団法人天栄村振興公社が候補団体として選定されましたことにより、本議会に上程をいたしました。

よろしくご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第7、議案第11号 天栄村湯本スキー場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） 議案第11号 天栄村湯本スキー場の指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村湯本スキー場の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村湯本スキー場。
- 2、指定管理者となる団体の名称、一般財団法人天栄村振興公社、理事長、添田勝幸。
- 3、指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。

提案理由のご説明を申し上げます。

現在、湯本スキー場指定管理を行っております委託の期限が、平成27年3月31日で終了となることから、昨年11月4日から12月19日の期間におきまして指定管理者の募集を行いましたところ、本湯本スキー場の指定管理者の応募者は、一般財団法人天栄村振興公社1者でありました。

去る1月30日に天栄村指定管理者選定委員会が開催され、一般財団法人天栄村振興公社が候補団体として選定されましたことにより、今議会に上程をいたしました。

よろしくご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第8、議案第12号 天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） 議案第12号 天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村農林水産物直売食材供給施設。
- 2、指定管理者となる団体の名称、一般財団法人天栄村振興公社、理事長、添田勝幸。
- 3、指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。

提案理由のご説明を申し上げます。

現在指定管理を行っております委託の期間が平成27年3月31日で終了となることから、昨年の11月4日から12月19日の期間におきまして、指定管理者の募集を行いましたところ、天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の応募者は、一般財団法人天栄村振興公社1者でありました。

去る1月30日に天栄村指定管理者選定委員会が開催され、一般財団法人天栄村振興公社が候補団体として選定されましたことにより、今議会に上程をいたしました。

よろしくご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第9、議案第13号 天栄村行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第13号 天栄村行政手続条例の一部を改正する条例について。

天栄村行政手続条例（平成8年天栄村条例第15号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村行政手続条例の一部を改正する条例。

天栄村行政手続条例（平成8年天栄村条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条―第34条）」を「第4章 行政指導（第30条―第34条の2）第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」に改める。

第3条第1項中「第4章」の下に「の2」を加え、同項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第6号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第19条第2項第5号中「保佐人」の下に「、保佐監督人、補助人又は補助監督人」を加える。

第33条第3項第2号中「含む。）」の下に「または、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

第2項、行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、村の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

第1号、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項。

第2号、前号の条項に規定する要件。

第3号、当該権限の行使が前号の要件に適合する理由。

第4章中第34条の次に次の1条及び1章を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2、法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条令に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした村の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

第2項、前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

第1号、申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所。

第2号、当該行政指導の内容。

第3号、当該行政指導がその根拠とする法律又は条令の条項。

第4号、前号の条項に規定する要件。

第5号、当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由。

第6号、その他参考となる事項。

第3項、当該村の機関は、第1項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2、処分等の求め。

第34条の3、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条令に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する村の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

第2項、前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

第1号、申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所。

第2号、法令に違反する事実の内容。

第3号、当該処分又は行政指導の内容。

第4号、当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条令の条項。

第5号、当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由。

第6号、その他参考となる事項。

第3項、当該行政庁又は村の機関は、第1項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附則。

(施行期日)

第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(天栄村税条例の一部改正)

第2項、天栄村税条例（昭和30年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

説明資料の15ページをお開き願います。

まず、提案理由のご説明をいたします。

この条例は、許可、認可あるいは免許等の申請に対して、それを認めたり、あるいは拒否したりする場合における行政機関が定めるべきルールを定めた法律、これは行政手続法、これが平成6年に施行されまして、それを受けて村も、天栄村行政手続条例を平成8年に定めたところでございます。今回、国のほうの行政手続法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、村の条例もこの法の改正にあわせて、所要の改正を行うものでございます。

改正の目的といたしましては、行政処分により不利益を受けた場合に申し出ることができる現在の不服申し立ての仕組みに対しまして、条例上はその仕組みを新たに位置づけしたものでございます。

資料の18ページのほうですが、34条の3で、条例に違反する事実を是正するための処分または行政指導を求めることができるという処分等の求め、これは具体的には、住民の方がある事業者に対して、条例を違反する事実を発見した場合に、行政に職権発動を促すための手続を新たに設けるものでございます。

次に、17ページをお開き願います。

34条の第2項でありますが、条例違反行為の是正を求める行政指導を受けた事業者等が、当該行政指導が条例の要件に適合しないと思料される場合には、行政に改めて調査することを促すための条例上の手続を新たに設けるものでございます。

次に、16ページ、最後ですが、33条の第2項といたしまして、行政指導をする際に、許認可等に関する権限を行使する旨を示すときは、その根拠等を明示する義務づけを規定するものでございます。

以上、ご審議賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
ただいま議案審議の途中であります。昼食のため、午後1時30分まで休みます。

（午前11時50分）

○議長（小山克彦君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第10、議案第14号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第14号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について。

職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）等の一部を別紙のとおり改正する
ものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条、職員の給与に関する条例(昭和41年天栄村条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「6万1,000円」を「6万3,000円」に改め、同項第2号中「5万400円」を「5万2,500円」に改め、同項第3号中「6万1,000円」を「6万3,000円」に改める。

第11条の2第2項中「2万3,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

第17条の2第1項中「の休日等」の下に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

第2項、前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

第3項、管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第1号、第1項に規定する場合、同項に規定する勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内で村長が規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して村長が規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)。

第2号、前項に規定する場合、同項に規定する勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内で村長が規則で定める額。

第25条の2中「から第10条の2まで、第11条の2及び」を「、第10条及び」に改める。

附則第11項中「当分の間、」を削り、「支給に当たっては」の下に「、平成32年3月31日までの間」を加える。

別表第1を次のように改める。

別紙。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条、職員の給与に関する条例(平成18年天栄村条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「職員を除く。）」には、」の下に「平成27年3月31日までの間、」を加える。

附則。

(施行期日)

第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第2項、平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び村長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、村長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第3項、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(村長が規則で定める職員を除く。)には、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(職員の給与に関する条例(昭和41年天栄村条例第1号。以下「給与条例」という。)附則第11項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の99.1を乗じて得た額)を給料として支給する。

第4項、切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、村長が規則で定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給する。

第5項、切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、村長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の特例)

第6項、切替日から平成30年3月31日までの間においては、改正後の給与条例第11条の2第2項中「3万円」とあるのは、「3万円を超えない範囲内で村長が規則で定める額」とする。

(寒冷地手当に関する経過措置)

第7項、この項から附則第10項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第1号、旧寒冷地在勤職員、平成27年3月31日において職員の給与の支給に関する規則

(昭和41年天栄村規則第1号。以下「給与支給規則」という。)別表第5に掲げる支給地域に在勤する職員(常時勤務に服する職員に限り、再任用職員を除く。)をいう。

第2号、新寒冷地在勤職員、給与条例第20条第1項に掲げる職員(常時勤務に服する職員に限り、再任用職員を除く。)をいう。

第3号、特定旧寒冷地在勤職員、旧寒冷地在勤職員であつて、新寒冷地在勤職員でないものをいう。

第4号、みなし寒冷地手当額、次項又は附則第9項に規定する者につき、基準日(給与条例第20条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。)におけるその基準世帯等区分(当該者の平成27年3月31日以降における世帯等の区分(給与条例第20条第2項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。))のうち、給与条例第20条第2項の表に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)をその世帯等の区分とみなして、給与条例第20条第2項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。

第8項、基準日(その属する月が平成28年3月までのものに限る。)において特定旧寒冷地在勤職員である者のうち、平成27年3月31日から当該基準日までの間、引き続き特定旧寒冷地在勤職員であつたものに対しては、給与条例第20条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。

第9項、基準日(その属する月が平成28年11月から平成30年3月までのものに限る。)において特定旧寒冷地在勤職員である者のうち、平成27年3月31日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地在勤職員であつたものに対しては、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、給与条例第20条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成28年11月から平成29年3月まで、6,000円。

平成29年11月から平成30年3月まで、1万2,000円。

第10項、基準日において特定旧寒冷地在勤職員である者のうち、平成27年3月31日において旧寒冷地在勤職員であつて、平成27年4月1日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地在勤職員又は新寒冷地在勤職員であつたもの(前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。)に対しては、前2項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、給与条例第20条第1項及び第2項の規定にかかわらず、村長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

(村長への委任)

第11項、附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

は、村長が別に定める。

なお、108ページから109ページと110ページにつきましては、別表第1として行政職の給料表でございます。

提案理由の説明を申し上げます。

説明資料の19ページをお開き願います。

本年度の国家公務員に対する人事院勧告、それから県職員に対する県人事委員会勧告の内容を受けまして、村職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

この条例は、官民格差等に基づく今年度の給与水準改定を引き上げるための、昨年12月定例会において一部改正を行って、昨年の4月にさかのぼって適用と、今現在しているところでございます。今回改正を行うのはそれとはまた別に、ことしの4月からの給与制度の総合的な見直しを図るために、地域間、それから世代間の給与配分の見直しが行われ、行政職の給料表及び各手当の改定を行うものでございます。

資料でいきますと26ページの給料表でございます。この中で、左側が改正案、右側が現行の給料表でございます。

これでいきますと、まずはこの表の右側、ということは4級、5級、6級のほうにいきますと高年齢層になるわけですが、こちらにあつては給与の引き下げ、それから、1級、2級等の、これは若年層になるわけなんです、こちらについては給与の引き上げというふうな改正となって、全体の給料表としましては、全体としては約1%の引き下げといった改正内容でございます。

なお、この新しい給料表への円滑な移行を図るために、経過措置というふうなことで、3年間の減給保障というふうなことを新たに設けているところでございます。

次に、19ページをお開き願います。

19ページの通勤手当関係でございます。

11条の通勤手当、この第2項第1号でございますが、交通機関利用者、それから、同じく第2項第2号のほうでいきますと、今度はこれは自動車利用者の通勤手当の限度額ということで、これは限度額をそれぞれ引き上げを行うものでございます。

次に、20ページをお開き願います。

20ページの11条の2、ここで単身赴任手当、現在もらった人はこの支給の対象となる職員はおりませんが、この単身赴任手当の月額単価を引き上げを行うものでございます。

17条の2、これにつきましては管理職員特別勤務手当でございます。現在の支給対象となる勤務時間、これは週休日というふうなことで限られておりましたが、今度の改正によって、平日であっても時間帯によっては、深夜でございますが、時間帯にあつては、この支給対象とするものでございます。

それから、25ページをお開き願います。

寒冷地手当でございます。これは支給地域の見直しというふうなことで、天栄村の職員が天栄村に勤務する分には変わらないんですが、それが他の町に勤務した場合の寒冷地手当の支給地域の見直しというのがございまして、その経過措置に伴う段階的な引き上げといったものを制定したものでございます。

以上、ご審議の上ご議決賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） ちょっと寒冷地手当のことについてお尋ねしたいんですが、この寒冷地手当の支給額というのは、年間の積雪量によって決まるというような話を聞いたんですが、それで間違いなかったとすれば、どのくらいの積雪量でどのくらいの手当が出るということになっているのだから、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） ただいまの勤務地の積雪量によって寒冷地手当が変わるのかというふうなお尋ねでございますが、確かに以前は、湯本地区と、それから本庁地区とによって勤務地、寒冷地手当の支給の差がございました。今現在はそういったことはございません。同一額でございます。村内においては同一額でございます。

ちなみに、今現在の寒冷地手当は、今の条例でいきますと、11月から3月の5カ月で、それぞれ月単位で1万7,800円、これは世帯主であつてとかいろいろ条件ありますが、最大の場合で月額1万7,800円の年5回というふうな支給となっております。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 私聞いているの金額じゃなくて、実際に当然白河のほうは、棚倉、矢祭のほうは、これは廃止になっちゃったんですよ。寒冷地手当なくなっていると聞いているんですが、まだこっちのほうは残っておるといふようなことで、年間積雪量によって決まると私は聞いたと思うんですが、どのくらいの積雪量があると寒冷地手当の該当地域になるんだか、それを聞いているんです。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今のお尋ねは何センチ以上の積雪があつたということなんですが、そういった考えではなくて、県のほうで県内の市町村における寒冷地手当の、どこどこ町であれば月額何ぼ、どこ

どこ町であれば月額何ぼといった、全体の県内の月額がございます。その中で、福島、天栄村の場合には今私が申し上げた単価であるというふうなことでござっております。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） ということは、ここでは全然わからないと、県が決めたのにただ従っているというだけなんです。

じゃ、ここは当然県のあれに入っているから出ているというわけなんです、ただ、もう一つ聞きたいのは、これは例えばここから天栄村の人がもらえないところに行く場合と、また雪の多いほう、寒いほうに行くと、赴任していくというようなことによれば、当然違うということですね。間違いないですね。はい。じゃ、その中で、これ家族にも出ますよね。残ってる自分ちの家族にね。そうした場合、例えばこの職員がですね、雪のないほうに行けばもらえない、雪の多いほうに行けばもらえるということになるんですか。ちょっと、うん、説明してください。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今おっしゃったとおり、どこに住んでいるかというのではなくて、勤務先がどこかといったところから寒冷地手当のほうは算定されますので、新しい、例えば天栄村職員が新しい勤務先で豪雪地帯に行ったとすれば、その新しい行った先の単価でもって寒冷地手当が支給されると。家族とか世帯ですね、世帯単位で考えていきますので、単身赴任であれば単身赴任手当に別途ありますし、または遠隔地で通勤可能かどうかというのも、あれですかね、議員がおっしゃっているのは、通勤ということですか。通勤だとすれば、それは行った先の勤務先の寒冷地手当の単価で積算されます。

以上です。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 天栄村は同じくなったというからいいんですが、前は違ってたんですよ。こっちから湯本に行っている人と、湯本からこちらに来ている人と。こっちから湯本に行っている職員の家族は多くもらったんですよ。向こうから来ている人は少なかったんですよ。ちょっとおかしい状況だったんですよ。雪の多い家族が少なく、雪の少ない人が、本人が向こうへ行ったときには多かったというような状況だったんですけども、今度はもう天栄村一緒になったからそれは解消されたわけだからいいんですけども、ただ、今度ここから、例えば雪のないところに行った場合に、通勤ですね、その家族はもらえるのかもらえないのか。また雪の多いほうに行ったときは多くもらえるのかもらえないのか、それを聞いているんです。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

まず、豪雪地、雪の多いところに行った場合には、今申し上げましたように、新しい行った先の単価でもって寒冷地手当が支給されますので、その方については、世帯も含めてですね、増加になります。逆のケースですね、雪の少ない地域に勤務地になったといった場合には、その新しい行った先の寒冷地手当の単価が適用されますので、極端な場合支給されないケースは出てきます。今回条例改正の中で、最後のほう、別表あるんですが、これは今までもらっていたやつが急にゼロになるんじゃないじゃなくて、段階的に6,000円を減らしたり、1万2,000円を減らして、最終的にはゼロになるんだよというような緩和措置を、今回条例の中に盛り込んだところでございます。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） これは今ここで言っても始まらない話で、前にも私お尋ねしたことあるんですが、この寒冷地手当というのが、一般の住民にとっては不可解な手当なんですよね。なんか今言ったようにですね、ここから雪のないところに行った場合には減らされて、雪の多いほうに行ったときには、例えば雪のない家族にも寒冷地手当が支給される。県の指導のもとに、どういう基準でくれているかも、実際みんな職員の方もわからないんですよね。ただ、県も国もやっているから自治体も、行政もくれているんだというようなことであるんだけれども、やはりこの支給ということについて、もう少し明確なこういうことでくれるんだということをやらなきゃいけないんじゃないかなど。何か隠れた職員に対しての闇給与みたいな形になるんじゃないかと思うんですよ。もう少しこの支給というものについて、こういう基準でくれるんだということを明確にするべきだと思うんですよ。そういったこと、今ここで言ってもなかなか難しい話ですが、ひとつそういうことで村長よろしくお願いします。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第11、議案第15号 天栄村保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

天栄保育所長、北畠正君。

〔天栄保育所長 北畠 正君登壇〕

○天栄保育所長（北畠 正君） 議案第15号 天栄村保育所条例の一部を改正する条例について。

天栄村保育所条例（平成5年天栄村条例第28号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村保育所条例の一部を改正する条例。

天栄村保育所条例（平成5年天栄村条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児（以下「乳児等」という。）を保育するため」を「保育を必要とする乳児及び幼児（以下「乳児等」という。）を日々保護者の下から通わせて保育を行うため」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条及び第8条を削り、第9条を第6条とする。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、新たな子ども・子育て支援制度の開始に伴う児童福祉法の改正及び教育・保育施設の利用者負担に関する条例の制定に伴い、本条例の一部を改正するものがあります。

説明資料の30ページをお願いいたします。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

第1条の改正は、児童福祉法の改正に伴い、文言を改めるものであります。

第4条は、保育の実施基準が子ども・子育て支援法施行規則で規定されることとなるため、

削除するものであります。

第7条及び第8条は、保育料が天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例で規定されることとなるため、削除するものであります。

以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第12、議案第16号 天栄村墓地公園設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第16号、天栄村墓地公園設置条例の一部を改正する条例について。

天栄村墓地公園設置条例（平成12年天栄村条例第27号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村墓地公園設置条例の一部を改正する条例。

天栄村墓地公園設置条例（平成12年天栄村条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「本村に居住する者」を「民法（明治29年4月27日法律第89号）第4条に規定する成年に達している個人」に改める。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、墓地公園の販売促進等を図るため、代理人に関する規定を改正するものであります。

説明資料32ページをお願いいたします。

現在、代理人に関しましては、下段に規定しております。本村へ居住を希望している方が墓地公園の使用を申し込む場合、村に居住する方を代理人に選定をいただいております。その大部分はその方のご実家、それから親戚の方となっております。しかし、申し込みを希望される方に、村内に居住している親族または縁故者がいない場合などは、代理人を選定することが極めて困難な状況でございます。これは、人口減少対策の大きな柱の一つとしてこれから進めてまいります、村外からの移住促進に支障を来すおそれがあります。

こうしたことから、その居住地にかかわらず、成年に達している方を代理人に選定をいただければ、墓地公園の申し込み、そして販売が可能となるように、代理人の要件を緩和するものでございます。

以上であります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第13、議案第17号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第17号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例について。

天栄村介護保険条例（平成12年天栄村条例第10号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例。

天栄村介護保険条例（平成12年天栄村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「天栄村」を「村」に改める。

第3条中「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成26年度」を「平成29年度」に、「次の各号」を「、次の各号」に改め、同条第1号中「2万4,600円」を「3万円」に改め、同条第2号中「2万4,600円」を「4万5,000円」に改め、同条第3号中「3万6,900円」を「4万5,000円」に改め、同条第4号中「4万9,200円」を「5万4,000円」に改め、同条第5号中「6万1,500円」を「6万円」に改め、同条第6号中「政令」を「令」に、「7万3,800円」を「7万2,000円」に改め、同条に次の3号を加える。

第7号、令第38条第1項第7号に掲げる者、7万8,000円。

第8号、令第38条第1項第8号に掲げる者、9万円。

第9号、令第38条第1号第9号に掲げる者、10万2,000円。

第5条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」に、「から第5号」を「から第8号」に改める。

附則に次の1条を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第7条、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「改正法」という。）第5条の規定による改正後の介護保険法（以下「新法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、改正法附則第14条第1項の規定により、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から村長が定める

日までの間には行わず、当該村長が定める日の翌日から行うものとする。

第2項、新法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、改正法附則第14条第3項の規定により、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から村長が定める日までの間には行わず、当該村長が定める日の翌日から行うものとする。

第3項、新法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、改正法附則第14条第4項の規定により、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から村長が定める日までの間には行わず、当該村長が定める日の翌日から行うものとする。

第4項、新法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、改正法附則第14条第5項の規定により、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から村長が定める日までの間には行わず、当該村長が定める日の翌日から行うものとする。

附則。

(施行期日)

第1条、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条、改正後の天栄村介護保険条例第3条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、第1号被保険者の介護保険料については、介護保険事業計画及び政令で定める基準に従って決定することとされており、このたび村介護保険事業計画等策定委員会において、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画が決定されましたので、当該計画に基づく保険料に改正するものでございます。

資料33ページをお願いいたします。

介護保険料は、介護保険法施行令に定める被保険者の所得区分に応じ、現行、図の上段でございますが、第1段階から第6段階に区分し設定をしております。これが、同施行令が改正され、区分が第1段階から第9段階までに細分されたため、平成27年度から平成29年度までの保険料については、図下段のとおり、9段階に区分して設定をいたします。

区分ごとの保険料年額でございますが、第1段階3万円、第2、第3段階4万5,000円、第4段階5万4,000円、第5段階6万円、第6段階7万2,000円、第7段階7万8,000円。第8段階9万円、第9段階10万2,000円となり、保険料基準額、現行ですと第4段階、改正後ですと第5段階になりますが、これを比較しますと、現行より21.9%の上昇となるものでございます。

なお、図の下段左側の点線の囲みに記載しておりますとおり、消費税の増収分を財源とした低所得者の保険料軽減強化として、平成20年度から第1段階の保険料を、現在50%軽減を

しておりますが、さらに5%軽減し、保険料基準額に対する割合を45%とすることが予定されております。ただ、これは平成27年度の政府予算成立後の政令改正により正式決定となることから、今回の条例改正には反映はされておられません。政令が改正され次第、第1段階の保険料を再度45%に改正することとなりますが、何とぞご了承賜りますようお願いを申し上げます。

35ページをお願いいたします。

附則でございます。この附則第7条は、介護保険法が改正されまして新たに規定された介護予防・日常生活支援総合事業などの経過措置に関する規定でございます。

以上であります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） ちょっとこれ、この表の見方がわからないので質問しますけれども、33ページの、今度第9段階までになるということはわかるんですが、この収入ですね、290万円以上ですか、本人課税、本人所得290万以上というふうに、この9段階がなっていますが、これは10万2,000円だということなんです、これ290万以上は一律10万2,000円という意味ですか。例えば400万の人も500万の人も600万の人も同じ10万2,000円という意味でしょうか。それか、何か算出の方法があるんでしょうか。そこをちょっと聞きたいです。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

本人所得が290万円以上の方は、一律第9段階に区分されます。ですから、所得が高額、1,000万とかある方についても第9段階に区分されますので、10万2,000円ということになります。

〔「500万でも600万でも一緒」の声あり〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） はい、一緒です。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） はい、わかりました。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第14、議案第18号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第18号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年天栄村条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第6条第2項ただし書中「又は福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年福島県条例第82号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第5条第2項のサービス提供責任者」を削り、同条第5項各号列記以外の部分中「事業所」の下に「の同一敷地内」を加え、同項中「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第1号」を削り、同項第6号中「第2号」を削り、同項第7号中「第3号」を削り、同項第8号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業

所」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第60条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

第4項、前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に村長に届け出るものとする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「福祉施設」の下に「においては施設」を加え、同条第2項中「サービスをいう。」の下に「以下同じ。」を、「保険施設」の下に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第78条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第78条の2、指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合には、村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第2項、指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

第3項、指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第4項、指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第80条中「、第40条」を削る。

第82条第6項を次のように改める。

第6項、次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合。指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）。介護職員。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合。前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設。看護師又は准看護師。

第82条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第83条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改め、「含む。）」の下に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「サービス事業所」の下に「（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第85条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の下に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員、26人又は27人、利用定員、16人。28人、17人。29人、18人。

第91条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第106条中「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

第110条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同

条第7項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第111条第1項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第113条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第130条第9項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第131条ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第135条を次のように改める。

第135条、削除。

第148条第2項第9号を削る。

第151条第4項中「指定介護老人福祉施設」の下に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「施設」の下に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第15項及び第16項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

第17項、第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第1項第6号ただし書中「福祉施設」の下に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第167条第6号中「第157条第2項」を「第38条第2項」に改める。

第176条第2項に次の1号を加える。

第7号、次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録。

第180条第1項第3号ただし書中「福祉施設」の下に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第189条中「及び第5号中」を「、第5号及び第7号中」に改める。

第9章の章名を次のように改める。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第190条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第191条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う指定複合型サービス事業」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「行う複合型サービス」を「行う看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第6項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第8項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第192条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第193条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「サービス事業所」の下に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第194条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項第1号中「15人」の下に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員、26人又は27人、利用定員、16人。28人、17人。29人、18人。

第195条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項第2号ロただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条各号列記以外の部分並びに同条第1号及び第2号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第5号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第7号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第9号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第198条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第199条の見出し中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第8項中「第7項」を「前項」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第9項及び第10項中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第200条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「手当てを」を「手当を」に改める。

第201条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

第2項、看護小規模多機能型居宅介護計画。

第201条第2項第5号中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第202条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

附則第14条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（）」の下に「平成18年厚生労働省令第34号。」を加える。

附則。

(施行期日)

第1条、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

第2条、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次条において「旧条例」という。）第6条第2項の規定はなおその効力を有する。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

第3条、旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧条例第151条第13項の規定はなおその効力を有する。

提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、本条例の基準であります厚生労働省の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

資料39ページをお願いいたします。

新旧対照表により、主な改正の内容をご説明申し上げます。

39ページから40ページにかけましての第6条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における夜間のオペレーターとして充てることができるサービス提供責任者を、居宅サービス事業に限定するとともに、施設、事業所の範囲について現行の併設する施設、事業所に加えて、同一敷地内または隣接する施設、事業所を追加すること。また、第5項第8号に規定する複合型サービスの名称を、看護小規模多機能型居宅介護に改称するものであります。なお、この名称改正は、以降同様でございます。

41ページの第23条は、外部評価と第39条に規定している介護医療連携推進会議における評価は、第三者による評価という共通の目的であることから、外部評価の実施義務を削除するものであります。この改正も以降同様でございます。

32条は、事業所のうち一体型事業所における訪問サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所にも行わせることができることとするものであります。

42ページをお願いいたします。

第63条は、認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、夜間深夜サービスを実施する事業所に、そのサービスの提供の開始前に届け出を求める規定を追加するものでございます。

第63条は、共用型通所介護の利用定員について、共同生活介護事業所においては、1事業所3人以下としている現行の基準を、1住居、いわゆる1ユニット3人以下と改正するものであります。

43ページの第78条の2は、事業所における事故発生時の規定を追加するものであります。

44ページ、第82条でございますが、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設、事業所の範囲について、現行は下段にあるとおりですが、併設する施設、事業所に加えまして、上段の表に掲げる同一敷地内または隣接する施設、事業所を追加するとともに、種別についても介護老人福祉施設から介護老人保健施設等を加えるものであります。

47ページをお願いいたします。

第85条、事業所の登録定員を25人以下から29人以下にすることとあります。

48ページをお願いいたします。

その登録定員が26人から29人の事業所につきましては、通いサービスの利用定員を表のとおり、最大18人まで可能とするということとございます。

48ページの113条でございます。49ページです、失礼しました。113条は、現行1または2としている認知症対応型共同生活介護事業所のユニット数を、用地が確保困難であるとの事情がある場合は3ユニットまで可能とすることとするものであります。

51ページから55ページまでの第151条、152条、180条は、介護老人福祉施設入所者、生活介護を行うサテライト型介護老人福祉施設の本体施設として認められる施設について、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加するものでございます。

59ページ、それから60ページの194条でございますが、新たに名称が変わりました看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を、現行の25人以下から29人以下とすること、あわせて、定員が26人から29人の事業所にあつては、表のとおり通いサービスの利用定員を18人以下まで可能とすることとするものでございます。

主な改正内容につきましては以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、暫時休議いたします。

2時50分まで休議いたします。

（午後 2時39分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時50分）

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第15、議案第19号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第19号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年天栄村条例第4号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年 3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

第4項、前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に村長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第2号」及び「第3号」を削る。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「福祉施設」の下に「においては施設」を加え、同条第2項中「第4号」を削る。

第16条中「（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。））」を「（天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年天栄村条例第22号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。））」に改める。

第37条に次の1項を加える。

第4項、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項を次のように改める。

第6項、次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合。指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護医療型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）。介護職員。

当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合。前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設。看護師又は准看護師。

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内の」を「、同一敷地内の」に改め、「含む。）」の下に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「サービス事業所」の下に「（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（）」の下に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員、26人又は27人、利用定員、16人。28人、17人。29人、18人。

第62条中「各号」を「の表の中欄」に改める。

第64条中「及び第31条から第38条までの」を「、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条の」に改める。

第65条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第66条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第33条各号」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第34条各号」に改める。

第69条中「第17項」を「第15項」に改める。

第73条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第85条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条」に改める。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、本条例の基準である厚生労働省の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

67ページをお願いいたします。

新旧対照表により主な改正内容をご説明申し上げます。

第7条は、単独・併設型介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、夜間、深夜サービスを実施する事業所に、サービス提供開始前に届け出を求める規定を追加するものであります。

68ページの第9条は、共用型通所介護の利用定員について、共同生活介護事業所においては、現行1事業所3人以下を、1住居1ユニット3人以下とするものであります。

69ページの37条でございますが、これは事業所における事故発生時の規定を追加するものであります。

70ページの第44条は、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設、事業所の範囲について、現行の併設する施設、事業所に加えて、表に掲げている同一敷地内または隣接する施設、事業所を追加するとともに、種別についても、介護老人福祉施設、それから介護老人保健施設等を加えるものでございます。

73ページをお願いいたします。

第47条は、事業所の登録定員について、現行の25人以下から29人以下に改めまして、その登録定員が26人から29人の事業所については、通いサービスの利用定員を表のとおり最大18人以下まで可能とするものでございます。

75ページでございます。

第73条でございますが、現行1または2としている介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆるグループホームのユニット数を、用地確保が困難である等の事情がある場合

に3ユニットまで可能とすることと改正するものであります。

主な内容は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第16、議案第20号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第20号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。

天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年天栄村条例第22号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年天栄村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条中「又は」を「及び」に、「若しくはその」を「又はその」に改める。

第31条第2項第1号中「第13号」を「第14号」に改め、同項第2号ニ中「第14号」を「第15号」に改め、同号ホ中「第15号」を「第16号」に改める。

第33条中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号中「第13号」を「第14号」に改め、同号ロ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準）」を「指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例）」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第12号中「介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準」を「介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準条例」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

第12号、担当職員は、介護予防サービスに位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年福島県条例第82号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第33条に次の1号を加える。

第28号、指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、本条例の基準である厚生労働省の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

77ページをお願いいたします。

新旧対照表により、主な内容をご説明申し上げます。

第33条の新たに第12号として、介護予防支援事業所と介護予防サービス事業所の意識の共有を図るため、担当職員は介護予防サービス事業者等に対して、介護予防看護計画書など、個別サービス計画の提出を求めることとする規定を追加するものであります。

78ページをお願いいたします。

最終、第28号として、介護予防支援事業者は、改正介護保険法の規定により、新たに設置されることとなる地域ケア会議から情報提供等の求めがあった場合には、それに協力するよう努めることとする規定を追加するものでございます。

以上であります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第17、議案第21号 天栄村農林水産物直売食材供給施設設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） 議案第21号 天栄村農林水産物直売食材供給施設設置に関する条例の一部を改正する条例について。

天栄村農林水産物直売食材供給施設設置に関する条例（平成17年天栄村条例第31号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村農林水産物直売食材供給施設設置に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村農林水産物直売食材供給施設設置に関する条例（平成17年天栄村条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

第5号、電気自動車急速充電設備の提供。

第11条第2項中「定める率」の下に「及び額」を加える。

別表に次のように加える。

電気自動車急速充電器、1回500円。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由のご説明を申し上げます。

説明資料の90ページをごらんください。

天栄村農林水産物直売食材供給施設、道の駅季の里天栄において、一般社団法人次世代自動車振興センター及び合同会社日本充電サービスの補助を受け、平成26年12月に設置しました電気自動車急速充電設備の平成27年4月からの運用に際しまして、利用料の徴収が必要なため、使用料の中に使用額を追加するための条例の一部を改正するものでございます。

第3条につきましては、事業目的の設置のための事業がありまして、5に電気自動車急速充電設備の提供が追加になります。第11条につきましては、利用、現在は別表に定める率というふうなことで、利用料の率しかありませんが、こちらに額を追加しまして、別表第17条の枠の中ですね、その他物品の次に、電気自動車急速充電器、1回500円を追加するものでございます。

ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第18、議案第22号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第22号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。

天栄村道路占用料徴収条例（昭和60年天栄村条例第29号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

天栄村道路占用料徴収条例（昭和60年天栄村条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件、単位、占用料の順に読み上げます。

法第32条第1項第1号に掲げる工作物、第1種電柱、1本につき1年、310円。第2種電柱、480円。第3種電柱、650円。第1種電話柱、280円。第2種電話柱、450円。第3種電話柱、620円。その他の柱類、28円。共架電線その他上空に設ける線類、長さ1メートルにつき1年、3円。地下に設ける電線その他の線類、2円。路上に設ける変圧器、1個につき1年、270円。地下に設ける変圧器、占用面積1平方メートルにつき1年、170円。変圧塔その

他これに類するもの及び公衆電話所、1個につき1年、560円。広告塔、表示面積1平方メートルにつき1年、760円。その他のもの、占用面積1平方メートルにつき1年、560円。

法第32条第1項第2号に掲げる物件、外径が0.07メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年、12円。外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの、17円。外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの、25円。外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの、34円。外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの、50円。外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの、67円。外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの、120円。外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの、170円。外径が1メートル以上のもの、340円。

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設、占用面積1平方メートルにつき1年、560円。

法第32条第1項第5号に掲げる施設、上空に設ける通路、占用面積1平方メートルにつき1年、380円。地下に設ける通路、230円。その他のもの、560円。

法第32条第1項第6号に掲げる施設、祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの、占用面積1平方メートルにつき1日、8円。その他のもの、占用面積1平方メートルにつき1月、76円。

令第7条第1号に掲げる物件、看板（アーチであるものを除く。）、一時的に設けるもの、表示面積1平方メートルにつき1月、76円。その他のもの、表示面積1平方メートルにつき1年、760円。標識、1本につき1年、450円。旗ざお、祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの、1本につき1日、8円。その他のもの、1本につき1月、76円。幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）、祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの、その面積1平方メートルにつき1日、8円。その他のもの、その面積1平方メートルにつき1月、76円。アーチ、車道を横断するもの、1基につき1月、760円。その他のもの、380円。

令第7条第2号に掲げる工作物、占用面積1平方メートルにつき1年、560円。

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料、占用面積1平方メートルにつき1月、76円。

備考。

1、第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2、第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話

柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3、共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4、表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5、表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案の理由でございます。

議案説明資料の91ページをお開きください。

道路法施行令の一部改正に伴いまして、福島県道路占用料徴収条例第2条の改正がなされたことによりまして、天栄村の条例につきましても改正をするものでございます。

新旧対照表において説明を申し上げます。

表の下が現在の内容でございまして、上が改正案でございます。

まず、表の現行をごらんください。

占有物件、法第32条第1項第1号に掲げる工作物のうち、地下電線その他地下に設ける線類という分限が、地下に設ける電線その他の線類という分限に変わります。占有料についての変更はございません。そのほかの占有料につきましては、今回の改正によりまして全て減額されるという内容でございます。また、93ページの備考につきましては変更はございません。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第19、議案第23号 天栄村立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） 議案第23号 天栄村立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について。

天栄村立幼稚園設置条例（昭和41年天栄村条例第6号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村立幼稚園設置条例の一部を改正する条例。

天栄村立幼稚園設置条例（昭和41年天栄村条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条から第6条までを削る。

第7条中「教育委員会規則」を「、教育委員会規則」に改め、同条を第3条とする。

別表第2を削る。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由をご説明いたします。

このたびの条例改正は、本日午前中にご議決をいただきました議案第7号 天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の制定に伴い、幼稚園の利用者負担額や預かり保育料等につきましては、同条例や規則で定めることとしたため、天栄村立幼稚園設置条例から関係する条文を削除するものであります。

議案説明資料の95ページをごらんいただきます。

第3条の入園料、第4条の授業料及び預かり保育料、第5条の入園料及び授業料等の減免、第6条の授業料等の還付、これらを削除するものでございます。

また、第7条を第3条とし、別表第2を削るような内容でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第20、議案第24号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第24号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定に基づき、大平辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定するものとする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

総合整備計画書。

福島県岩瀬郡天栄村大平辺地（辺地の人口242人、面積64.7平方キロメートル）。

1、辺地の概況。

（1）、辺地を構成する町又は字の名称、大平。

(2)、地域の中心の位置、字高戸屋39－8。

(3)、辺地度数、284点。

2、公共的施設の整備を必要とする事情。

(1)、辺地の地勢。

当該地域は、村の西部に位置し、標高1,500メートル以上の急峻な山岳地帯が隣接し、山間地の標高600メートルから700メートルのわずかな平地に集落が形成されています。また、気候が日本海式気候のため、冬期間の累計積雪量が4メートル以上に及ぶことがあります。

(2)、施設の整備を図ることが特に必要である事情。

当該地域は、大川羽鳥県立自然公園を有しており、本村における観光の中心拠点となっています。当該地域の観光資源を有効に活用するとともに、地域住民の雇用の拡大、交流人口増による社会経済活動の活性化などの経済効果が期待できるため、観光レクリエーション施設の拡充及び関連道路の整備が必要となります。

また、当該地域の道路につきましては、地域住民の生活道路にもなっていますが、道路の幅員が狭く、勾配が急な事とカーブが狭小のために、住民の安全確保に困難をきたしています。このため、地域内の道路の線形改良を実施し、道路の整備を進める必要があります。

3、公共的施設の整備計画。

平成27年度から平成31年度まで5年間。

単位、千円。

施設名、事業主体名、区分、事業費、財源内訳、特定財源、一般財源、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額の順でご説明申し上げます。

村道芝草鎌房線、天栄村、15億円、8億1,900万円、6億8,100万円。同じく6億8,100万円。

村道鎌房2号線、天栄村、4億8,000万円、3億3,500万円、1億4,500万円、1億4,500万円。

道の駅「羽鳥湖高原」、天栄村、1,500万円、ゼロ、1,500万円、1,500万円。

合計、19億9,500万円、11億5,400万円、8億4,100万円、8億4,100万円。

提案の理由についてご説明申し上げます。

この大平辺地に係る総合整備計画につきましては、国の法律、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、本村におきましては大平辺地と、そして地域といたしましては、羽鳥芝草を含む大平地区が地域指定を受けているところでございます。今回、平成27年度から31年度までの5カ年間の計画を策定することによって、事業の実施に当たって、国の財政上の支援が期待できることから、ご提案を申し上げますところでございます。

この中で、特に村道芝草鎌房線は、道の駅羽鳥湖高原を起点とし、グランディ羽鳥湖までを終点とするという、本村観光の中心的な路線でございます。この全体事業費15億円、この中には2つの事業がございます、1つは現在の路線の一部を新たなバイパスということで整備するために、この15億円のうち、事業費としましては11億5,000万円ほど見込んでおりますが、これらは辺地債の意味では財源が実施が困難であるために、国の補助事業としての採択を要望しながらの取り組みを計画しているところでございます。また、残りの3億5,000万につきましては、道路一部の勾配が急峻であるため、かつヘアピンであるため、冬期間の交通に支障があるため、部分的な改修に取り組むこととして、これも同じく国の補助事業としての採択を要望しながらの取り組みを計画しているところでございます。

次に、2つ目の村道鎌房2号線につきましては、これは西郷村方面からの羽鳥湖高原に通じる最短ルートでございます、これは西郷村における整備状況をにらみながら進めていきたいというふうなことでございます。

最後に、道の駅羽鳥湖高原につきましては、これは平成19年にリニューアルオープンし、現在多くの方々が利用しておりますが、施設のさらなる充実化を図るためのトイレ設備の、施設の整備を計画するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第21、議案第25号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第25号 村道の路線の認定について。

次のとおり村道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めらる。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要の順に読み上げさせていただきます。

1024、沖田10号線、天栄村大字沖内字沖田1、天栄村大字沖内字沖田8。

1025、女郎内1号線、天栄村大字柿之内字女郎内18、天栄村大字柿之内字女郎内19-1。

1033、東2号線、天栄村大字高林字東54、天栄村大字沖内字沖田8。

2087、南沢2号線、天栄村大字大里字南沢134-1、天栄村大字大里字南沢73-1。

4054、涌井線、天栄村大字牧之内字京谷原60、天栄村大字牧之内字京谷原1-36。

4084、京谷原線、天栄村大字牧之内字京谷原111、天栄村大字牧之内字京谷原96。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

提案理由についてご説明申し上げます。

議案第25号説明資料97ページから100ページまででございます。

まず、97ページをごらんください。

まず、赤で表示されている路線が、今回認定をいただくわけでございますが、まず97ページの説明をさせていただきます。

路線番号1024、1025、1033号につきましては、既に河川改修が終了しておりまして、その終点の取り付け位置に相違が生じているため、今回認定がえを提案するものでございます。

次の98ページをお願いいたします。

98ページにつきましては、路線番号2087を新たに認定するものでございます。

99ページをお願いいたします。

99ページ及び100ページの路線図でございます。路線番号4054号、及び、次のページ、4084号は既に土地改良事業により道路の位置が変わっているため、今回認定がえをするものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第22、議案第26号 村道の路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第26号 村道の路線の変更について。

次のとおり村道を変更することについて、道路法第10条第2項の規定により議会の議決を求めらる。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要の順に読み上げます。

213、新、桑名南沢線、天栄村大字大里字桑名邸101-1、天栄村大字大里字柿久保36-1。

213、旧、桑名南沢線、天栄村大字大里字桑名邸101-1、天栄村大字大里字南沢73。

2012、新、南沢線、天栄村大字大里字南沢149、天栄村大字大里字南沢104-1。

2012、旧、南沢線、天栄村大字大里字柿久保36-1、天栄村大字大里字南沢104-1。

4031、新、矢中前橋児渡森線、天栄村大字牧之内字清水山4、天栄村大字牧之内字南4。

4031、旧、矢中前橋児渡森線、天栄村大字牧之内字清水山4、天栄村大字牧之内字児渡森63-1。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

提案の理由についてご説明申し上げます。

議案資料26号でございます。101ページから104ページでございます。

まず、101ページの青色で示されている路線が変更前でございまして、次のページの102ページの赤で表示されているものが変更後の路線となります。

路線番号213号及び2012号は、2013号の道路改良工事に伴いまして、終点の取り付け位置が2012号の起点と重複するため、2013号の終点の位置と2012号の起点の位置の変更をするものでございます。

次に、103ページをごらんください。

青色で表示されている路線が変更前で、次の104ページが変更後の路線図でございます。

路線番号4031号の終点部の取り付け位置に相違がございます。そのために、今回変更をするものでございます。

ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第23、議案第27号 村道の路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第27号 村道の路線の廃止について。

次のとおり村道を廃止することについて、道路法第10条第1項の規定により議会の議決を求めらる。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要の順に読み上げます。

1024、沖田10号線、天栄村大字沖内字沖田1、天栄村大字沖内字沖田8。

1025、女郎内1号線、天栄村大字柿之内字女郎内18、天栄村大字柿之内字女郎内20。

1033、東2号線、天栄村大字高林字東54、天栄村大字高林字東104。

4054、涌井線、天栄村大字牧之内字京谷原1-120、天栄村大字牧之内字京谷原1-36。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

提案理由のご説明を申し上げます。

105ページと106ページの議案第27号説明資料をもってご説明を申し上げます。

まず、青色で表示の4路線、105ページと106ページの図面でございます。

1024号、1025号、1033号、次のページの4054号につきましては、先ほど議案第25号で認定をいただきました路線の認定前の路線でございます。この路線を廃止するものでございます。

ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、暫時休議いたします。

4時まで休議いたします。

(午後 3時47分)

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時00分）

◎議案第28号の上程、説明

○議長（小山克彦君） 日程第24、議案第28号 平成26年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第28号 平成26年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成26年度天栄村一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18億718万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,100万9,000円とする。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

163ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、金額、JAすかがわ岩瀬ガソリンスタンド施設整備事業、金額、2,740万円。

集会施設整備事業、1,148万4,000円。

役場周辺防災機能強化事業、8,544万2,000円。

防災センター整備事業、1億8,800万8,000円。

地方創生事業、5,284万9,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、社会保障・税番号制度システム整備事業、343万6,000円。

2項児童福祉費、社会保障・税番号制度システム整備事業、152万9,000円。

3 項国民年金費、社会保障・税番号制度システム整備事業、80万円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、社会保障・税番号制度システム整備事業、404万6,000円。
放射能除染事業、10億8,650万円。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、事業名、生活関連道路整備事業、金額、2,130万円。
社会資本整備総合交付金事業、3,263万円。

道路改良事業、2,100万円。

第3表、債務負担行為補正。

(追加)

事項、期間、限度額の順で申し上げます。

米作農家特別支援資金利子助成事業（平成26年度貸付分）、平成27年度から平成31年度まで、10万円。

米作農家特別支援資金、資金として500万円を限度とし、助成率は年1.0%以内とする。

(廃止)

事項、期間、限度額の順で申し上げます。

特別経済対策利子補給事業（平成26年度貸付分）、平成27年度から平成28年度まで、34万円。

長期安定保証、経営環境改善保証、緊急経済対策資金、関連倒産防止資金、小口零細企業資金、短期保証、小規模企業共済事業資金、日本政策金融公庫資金、県商工事業協同組合資金、資金として1億100万円を超えない金額を借りた場合年利1%を超える分に関して利子補給をし、最大2%分を限度とする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

農業経営者育成資金利子助成事業（平成26年度貸付分）、平成27年度から平成36年度まで、45万円。

農業経営者育成資金、資金として1,000万円を限度とし、助成率は、年1.0%以内とする。

天栄村教育資金利子補給事業（平成26年度貸付分）、平成27年度から平成29年度まで、120万円。

教育資金、資金として200万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。

(変更)

事項、補正前期間、限度額、補正後期間、限度額の順で申し上げます。

中小企業制度資金利子補給事業（平成26年度貸付分）。平成27年度から平成28年度まで。61万8,000円、国民金融公庫資金、一般資金・小企業経営改善資金、県商工組合中央金庫資金、一般市中銀行のうち消防法・公害防止法による設備資金、資金として4,000万円を超えない金額を借りた場合年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金

2,000万円を限度とする。補正後、期間については変更ございません。限度額5万5,000円。以下同じでございます。

東日本大震災対策利子補給事業（平成26年度貸付分）。平成27年度から平成28年度まで。222万1,000円、災害復旧貸付、災害関係保証、震災対策特別資金、その他罹災証明書を添付した震災関係資金、資金として9,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。期間変更なし、限度額59万円。以下同じでございます。

第4表、地方債補正。

（変更）

起債の目的、緊急防災対策事業。補正前、限度額、4億8,400万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。補正後、限度額、4億4,390万円。起債の方法、変更なし。利率、変更なし、償還の方法、変更なしでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず歳入、1款村税、1項村民税、1目個人分、補正前の額、1億5,759万1,000円。補正額、2,048万4,000円。これにつきましては、現年度課税分で1,977万8,000円、それから滞納繰越分で70万6,000円の収入増を見込んでおります。

2目法人分、補正額242万9,000円。これは現年度課税分の収入増の見込みでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税、補正額584万円。これは土地、償却資産、それぞれ現年課税分の増を見込んでおるものでございます。

3項軽自動車税、1項軽自動車税、補正額37万1,000円。現年度課税分の増の見込みでございます。

4項村たばこ税、1目村たばこ税、補正額260万円の減。現年度課税分の収入減の見込みでございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額24万7,000円。これは地方揮発油譲与税の収入増の見込みでございます。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正額361万4,000円の減。これは自動車重量譲与税の収入減の見込みでございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、補正額11万4,000円の減。これは利子割交付金の収入減でございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、補正額66万5,000円。配当割交付金の収入増の見込みでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、補正額145万2,000円。株式譲渡所得割交付金の収入増の見込みでございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額513万6,000円。地方消費税交付金の収入増の見込みでございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、補正額33万9,000円。ゴルフ場利用税交付金の収入増の見込みでございます。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、補正額71万円の減でございます。これは自動車取得税交付金の収入減の見込みでございます。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、補正額51万円。これにつきましては、収入増の見込みでございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額7,907万9,000円でございます。この中で、まずは地方交付税の増でございますが、これは算定額の確定による増でございます。それから、特別交付税につきましては、3月算定分を見込んだ上での6,500万の収入見込みでございます。それから、震災復興特別交付税も、3月算定分の収入を見込んだ上での1,224万円の収入の見込みでございます。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、補正額17万9,000円の減。これにつきましては、交通安全対策特別交付金の収入減の見込みでございます。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、補正額460万3,000円の増。これは公立岩瀬病院の交付税の按分金でございますが、これの収入見込みをしたところでございます。

2項負担金、2目民生費負担金、補正額1,000円の減。児童安全互助会共済負担金の減でございます。

3目教育費負担金、補正額34万4,000円。これにつきましては、日本スポーツ振興災害共済負担金は減、それから、預かり保育料の負担金は増でございます。

4目農業費負担金、補正額45万円。これにつきましては、沖内地区の負担金で、事業費の7.5%分でございますが、これを収入として見込んだところでございます。

5目衛生費負担金、補正額28万円の減。これは養育医療費負担金の減でございます。

14款使用料、1項使用料、3目農林水産使用料、補正額23万1,000円の増。これは山村開発センターの使用料は増、それから健康増進施設使用料は減、それから羽鳥湖高原交流促進

センター使用料は増と、それぞれ見込んだところでございます。

4目土木使用料、補正額1,000円。これは2種電柱は増、それから行政財産使用料は減ということで計上しているところでございます。

5目教育使用料、補正額45万円。この中で、まずは幼稚園授業料は1万円の減。それから、保健体育使用料はそれぞれ幾つかの施設がございますが、トータルで33万円の増、それから教員住宅で11万円の増を見込んだところでございます。失礼しました、それから、生涯学習センター使用料も収入増として見込んだところでございます。

6目衛生使用料、補正額39万6,000円の減。墓地公園の永代使用料の減でございます。

2項手数料、1目総務手数料、補正額4万5,000円の増。税証明交付手数料の増でございます。

2目民生手数料、補正額16万9,000円の減。ホームヘルパー派遣手数料の減でございます。

3目衛生手数料、補正額3万3,000円の減。まず一般廃棄物の処理業許可手数料は増、それから墓地公園の管理料は減でございます。

6目土木手数料、補正額5,000円の増。屋外広告物手数料の増でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額339万5,000円の減。大きなところで申し上げますと、2節の障害者自立支援給付費負担金が減。それから、3節の児童手当国庫負担金も減というようなことで、それぞれ確定による増及び減でございます。

2目衛生費国庫負担金、補正額18万円の減。母子衛生費国庫負担金の減でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額6,996万6,000円。この内訳として大きなところでは、がんばる地域交付金、これは簡易水道への会計の繰り出しに当たるわけなんです、これが2,392万円の増。それから、地域住民生活等緊急支援のための交付金、4,588万3,000円ですが、これは先般の全員協議会でもご説明申し上げましたように、これは国の地域創生事業の中で、地域創生の先行型、あるいは地域消費喚起型というようなことで、今回の3月補正で前倒しで予算化をし、そのほとんどは繰り越しというような形で、27年度事業の中で事業展開しているわけですが、今回この交付金を見込んだところでございます。

2目民生費国庫補助金、補正額287万8,000円の減。それぞれ事業費の確定による減を見込んだところでございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額73万1,000円。それぞれ額の確定による減を見込んだところでございます。

4目農林水産業費国庫補助金、補正額307万2,000円の減。福島再生加速化交付金の減でございます。

6目教育費国庫補助金、9万3,000円の増。それぞれ増及び減を見込んだところでございます。

3項委託金、2目民生費委託金、補正額4,000円。特別児童扶養手当事務費委託金でございます。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、補正額67万5,000円。保険基盤安定負担金の増でございます。それから、2節、3節とそれぞれ減を見込んだところでございます。

2目衛生費負担金、補正額9万円の減。母子衛生費県負担金の減でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額44万1,000円。それぞれ1節から6節までの中で、事業費確定に伴う増及び減を見込んだところでございます。

3目衛生費県補助金、補正額17億4,122万円の減。この中で、4節、除染対策事業交付金、17億4,049万6,000円の減でございます。これは除染の交付金でございますが、歳出のほうもほぼ同額減というふうな予算を計上したところでございます。

続きまして、4目農林水産業費県補助金、補正額2,646万3,000円。この中で、それぞれ事業費の確定に伴う増及び減でございます。大きなところで申し上げますと、2節の農業費補助金の中で、下のほうで、ため池汚染拡散防止対策実証事業補助金1,497万2,000円の減。それから、大雪農業災害特別対策事業補助金911万5,000円というふうな減がございます。

それから、5目商工費県補助金、補正額28万円の減。これは商業まちづくり復興課題対応モデル事業補助金の減でございます。

9目労働費県補助金、補正額233万1,000円の減。震災対応雇用創出事業の補助金の額の確定に伴う減でございます。

10目土木費県補助金、補正額3万5,000円の減。これは電源立地地域の対策交付金の減でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額495万2,000円の減。この中で1目の委託金、2つの選挙でそれぞれ事業費が確定したことによって、委託金が減となったところでございます。あとはそれぞれ事業費の確定による増及び減でございます。

3目土木費委託金、補正額70万2,000円。河川水門操作委託金、それから河川浄化委託金の増でございます。

4目教育費委託金、補正額65万7,000円の減。これはそれぞれ1節、それから2節、3節、事業費の確定による減でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正額26万1,000円。光ファイバー通信設備の貸付料の収入増でございます。

2目利子及び配当金、補正額19万円。それぞれ基金の利子の増及び減でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、補正額406万円。これは大山住宅団地の売り払いを募集していたんですが、その収入の見込みがなかったことから、今回収入減としたものでございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額69万8,000円。それぞれ一般寄附金、がんばれ天栄応援寄附金、こども未来寄附金、それぞれ額の確定見込による増でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、502万3,000円の増。これは特別会計からの繰入金ですが、土地貸付分の繰上償還に伴う収入増によることから、一般会計への繰り入れを行うものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1億5,500万円。これは財政調整基金の繰入金を減らすものでございます。

5目ががんばれ天栄応援基金繰入金、補正額110万2,000円。これは額の確定に伴うがんばれ天栄応援基金の繰り入れをするものでございます。

6目東日本大震災復興基金繰入金、補正額4,326万7,000円の減。これも歳出のほうの額の確定に伴う基金繰入金の額を確定させたものでございます。

21款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額12万9,000円の減。この中で幾つかございます、大きなものを申し上げますと、まずは物件等移転補償費、真ん中辺にございますが、これは電柱移転で、県からいただくものでございます。これが119万8,000円。それから、上のほうに上りまして、天栄村デイサービスセンターの光熱水費等の使用料、これは50万円の減。それから、また下にいきまして、充電インフラ普及支援プロジェクト支援金、これは額の確定による減でございます。

3目過年度収入、補正額2,924万8,000円の増。まずは療養給付費、これは25年度分でございますが、この県の負担金が額の確定によって454万4,000円の収入。それから、公共土木施設の災害復旧の国庫負担金ですが、これは23年度災、それから24年度災、この2つの災害の国庫負担金が過年度分として収入となったところでございます。

22款村債、1項村債、1目総務債、補正額4,080万円の減。まずは防災センターの整備でございますが、これは当初の積算と事業費が確定によって、新たに借入額が増加するものでございます。それから、役場周辺防災機能強化事業、それから庁舎非常用電源整備事業、それから村道芝草鎌房線の整備事業、いずれも額の確定による借入額の減でございます。

続きまして、歳出。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額35万7,000円の減。これは3節の職員手当が額の確定による減、それから、9節旅費も額の確定による減、それから、11節の法令集追録代も額の確定による減、それから、委託料は印刷製本委託料が不足するため、6万1,000円を増額するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額19万4,000円の増。それぞれ額の確定によるもので、大きなものを申し上げますと、7節賃金、臨時事務補助員が額の確定によって減額するものでございます。

次のページをお開き願います。

それから、法令追録代も不用額が生じたため減。それから、19節ですが、集会施設整備事業補助金、これは沖内生活センターの分ですが、先般一度この補助事業は予算化したところでございますが、その後、資材費の高騰等によって新たな要綱を改正し、その追加分が生じたため、今回241万円を補正計上するものでございます。

2目文書広報費、補正額4,000円の減、これは旅費の減でございます。

3目財政管理費、176万7,000円の減、これはそれぞれ額の確定によるもの、それから財務会計のシステム賃借も額の確定による減でございます。

5目財産管理費、補正額2,782万6,000円の減。それぞれ額の確定によるものです。特に大きなものを申し上げますと、増でいきますと環境整備委託料、これは支障木の除去というふうなことの予算化でございます。それから、役場周辺防災機能強化、この監理委託については額の確定ということでございます。それから、その下、庁舎非常用電源の実施設設計委託も請差でございます。それから、庁舎非常用電源の整備工事、2,000万の減でございますが、これにつきましては、非常に事業費が確定した結果、平成27年度で改めて予算化をするものでございます。それから、役場用地の購入も額の確定、それから立木補償料は額の確定で今回増加するものでございます。積立金もそれぞれ額の確定によるものでございます。

6目企画費、補正額1,345万2,000円の減。それぞれの額の確定です。それから、大きなところでは、委託料で天栄村デマンド交通の運行業務の委託、これにつきましては、実績に基づくところで額の確定によって減額するものでございます。それから、社会保障・税番号制度システムの導入委託、これも額の確定によるものでございます。それから、19節の地方バス路線対策事業補助金、これは福島交通に対する補助金でございますが、これも額の確定によるものでございます。

7目支所及び出張所費、補正額578万円の減。これも大きなところを申し上げますと、15節の解体工事費、これは請差でございます。

8目交通安全対策費、補正額7万円の減。それぞれ1節、14節、額の確定で減でございます。

12目地方創生費、補正額5,284万9,000円。これは先ほど歳入のときにも申し上げましたように、今回3月補正で地方創生というようなことで、国の交付金を活用し、今回一括してここで予算化をし、そして、そのおおむねが新年度の中で事業を執行していくというものでございます。主なものを申し上げますと、まず委員報酬ですが、これは計画策定の委員報酬でございます。それから、報償費、これは講師謝礼、出合いの里事業、婚活事業等出合いの里事業、それから報償品は商品券購入とかの報償品。それから、キャンペーンクルーPR活動の報償費。それから、普通旅費でございますが、これも地方創生の旅費でございます。それ

から、11節の消耗品でございますが、この中では、大きなものでは農業用水を浄化するためのプルシアンブルー、こういったものを消耗器材として購入するものでございます。それから、地方創生計画等の印刷に100万円。それから、13節の委託料の中で、天栄村高齢者のタクシー利用助成事業委託料160万円、これは新年度として新たに事業を展開していくものでございます。

それから、次のページですが、地方創生計画策定調査業務委託料、これは計画策定費で200万を予算化したところでございます。道の駅機能拡充計画策定業務委託料、これは季の里天栄、それから羽鳥湖高原もございまして、こういった基本計画の策定分でございます。それから、後継者対策事業でございますが、これは出合いの里というふうなことで、婚活イベント等の委託でございます。

大きなもので、あとは15節の公衆無線LAN設置工事108万円でございますが、これは役場とかあるいは湯本支所、防災センター、季の里天栄、そういったところの公衆無線LANを設置していくものでございます。それから、道の駅季の里天栄の防犯カメラ設置工事270万円、同じく道の駅季の里天栄のカーポート整備工事費156万4,000円。それから、18節の備品購入費で着ぐるみ購入でございます。それから、農産物保存実証事業備品購入費、これは雪室を想定したシート購入を計画しているところでございます。それから、19節、農業用パイプハウスの設置事業補助金186万円、天栄ブランド化推進事業補助金150万円、それから新規農産物栽培実証事業補助金40万円、天栄ブランド購入補助金125万円、それから地域産業6次化支援事業補助金100万円、電気柵購入補助金200万円、後継者研修補助金50万円、それから商品券発行事業補助金900万円、元気です天栄観光誘客事業補助金300万円、合宿誘致助成事業補助金300万円、以上、いずれも地方創生事業として予算化するものでございます。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額269万4,000円、1節からそれぞれ額の確定に伴う減でございます。2目賦課徴収費、補正額28万9,000円、いずれも額の確定による不用減で減でございます。3目緊急雇用創出費、補正額30万1,000円、額の確定によるものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額90万7,000円の減、額の確定によるものでございます。

4項選挙費、3目福島県知事選挙費、補正額268万5,000円の減、これは1節から次のページに移っていただきまして、18節までこの福島県知事選挙の額の確定に伴うところのいずれも不用減でございます。

5目衆議院議員総選挙費、補正額235万1,000円の減、これも1節から18節まで、いずれも額の確定による不用減でございます。

5項統計調査費、2目統計調査費、補正額9万6,000円の減、いずれも額の確定による増

及び減でございます。

6項監査委員費、1目監査委員費、補正額はゼロでございますが、その中で旅費は2万円の減、それから法令追録代が2万円の増でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額31万2,000円の減、いずれも額の確定によるものでございます。

2目老人福祉費、1,108万2,000円の増、いずれも額の確定によるものでございますが、大きなものを申し上げますと、28節介護保険特別会計繰出金、これが1,442万8,000円というように増でございます。そのほかはいずれも額の確定による減でございます。

3目老人福祉施設費、補正額19万1,000円、それぞれ額の確定見込による増及び減でございます。

4目福祉医療費、補正額89万6,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金の額の確定による繰出金の減でございます。

5目障害対策費、補正額665万4,000円の減、次のページをお開きいただきまして、いずれも額の確定による減でございます。

6目放射能対策費、補正額33万4,000円の減、これも額の確定によるものでございます。

7目臨時福祉給付金給付事業費、補正額78万6,000円の減、これらもいずれも額の確定による減でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額55万9,000円の減、いずれも額の確定によるもので、児童クラブの間仕切り分が工事請負で35万1,000円、それから子育て支援の軽減補助金、これが12万円の増を計上したところでございます。

2目児童福祉施設費、補正額242万8,000円の減、臨時事務補助員の不用減、それから、次のページに移りまして、おおむね額の確定によるところの不用減でございます。

3目児童措置費、補正額202万5,000円の減、それぞれ額の確定によるものでございます。

4目保育所施設費、補正額120万4,000円、それぞれ額の確定で、不足分については消耗器材等の15万円の増とか、額の確定はございますが、それぞれ精査した結果でございます。

6目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、補正額111万8,000円の減、いずれも額の確定によるものでございます。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額2万9,000円の減。額の確定によるものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額35万3,000円の減、いずれも額の確定によるものでございます。

2目予防費、補正額598万1,000円の減、いずれも額の確定によるもの、特に大きいものは、13節委託料の中の母子保健事業委託料の200万の減、それから予防接種事業委託金が260万の減でございます。

3目環境衛生費、補正額110万2,000円の減、それぞれいずれも額の確定に伴うもので、この中で28節繰出金、国保の事業勘定特別会計繰出金は280万8,000円の増、それから、簡易水道特別会計は290万8,000円の減でございます。

4目健康増進事業費、補正額115万3,000円の減、いずれも額の確定によるものでございます。

7目放射能対策費、補正額17億4,022万3,000円の減、いずれも額の確定によるものでございます。

次のページをお開き願います。

その中で特に大きいのは、除染土壌等仮置場管理委託料、これが1,528万8,000円、それから、除染土壌等仮置場設置工事の設計7,028万7,000円の減、それから、地区除染の委託料14億2,380万円の減、こちらが大きなところでございます。それから、15節の工事請負費で、設置工事の請負費で2億5,011万円の減、それから、立木補償につきましては371万5,000円の増でございます。

2項清掃費、3目合併処理浄化槽設置整備事業費、補正額66万5,000円の減、これは補助金の額の確定によるものでございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額62万円の増、上水道会計に対する繰出金の確定によるものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額41万4,000円の減、いずれも額の確定によるものでございます。

3目農業振興費、補正額1,821万4,000円の減、次のページをお開き願います。いずれも額の確定によるものでございます。一部不足分を計上しておりますが、いずれも不用減でございます。大きなもので申し上げますと、補助金の中で、地域産業6次化復興支援事業補助金、これが106万円の減、それから産地生産力強化総合支援事業補助金が119万6,000円の減、それから農業者戸別所得補償推進事業費補助金が102万2,000円減、農業用パイプハウス設置事業146万7,000円の減、大雪農業災害特別対策事業補助金が1,110万8,000円の減でございます。

4目畜産費、補正額7,000円の減、額の確定によるものでございます。

5目農業施設費、補正額138万9,000円の減、いずれも額の確定によるものですが、この中で、15節の工事請負費、これは天房池の工事の分でございますが、これが不足による増、それから19節で農業用特定管水路、これは沖内地区の負担金でございますが、これを計上するものです。それから、行政区協働の里づくり交付金が237万4,000円の不用減でございます。

6目水利施設管理費、補正額2万1,000円の減、いずれも額の確定による増及び減でございます。

7目国土調査費、補正額65万3,000円、これらもいずれも額の確定による減でございます。

8目水田農業構造改革対策費、補正額378万8,000円の増、これは米価格下落対策による水稲種子購入助成金640万円を計上するものでございます。それから、水田利活用推進助成金は266万2,000円の減でございます。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額92万円の減、いずれも額の確定によるものでございます。

10目開発センター費、補正額1万円の減、これはそれぞれ額の確定による増及び減でございます。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、50万9,000円の減、いずれも額の確定に伴うものでございます。

12目緊急雇用創出費、補正額7万7,000円の減、いずれも額の確定によるものです。

13目放射能対策費、補正額1,855万1,000円の減、いずれも額の確定に伴うものでございます。大きなものは、委託金の中でそれぞれ不用分が生じたところでございます。

2項林業費、1目林業総務費、補正額253万7,000円、それぞれの項目で不用額が生じたため、それから、狩猟による地域環境保全対策推進事業補助金が20万円の増、それから、電気柵購入補助金も3万1,000円の増でございます。

2目林業振興費、補正額39万5,000円の減、これはいずれも額の確定によるものでございます。

3目放射能対策費、補正額45万円の減、これは安全なきのこ、いずれも額の確定によるものでございます。

7款商工費、1目商工費、1目商工総務費、補正額10万円の減、額の確定によるものです。

2目商工業振興費、補正額165万9,000円の減、これらもいずれも額の確定によるものです。

3目観光費、426万3,000円の減、いずれも額の確定によるものでございます。

4目地域開発費、補正額14万4,000円の減、次のページをお開き願います。いずれも額の確定によるものでございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額34万9,000円の減、いずれも額の確定によるものでございます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、3,350万8,000円の増、いずれも額の確定なんです。まずは軽油代280万円、これは除雪用でございます。それから車両修繕、これも除雪用でございます。それから、除雪委託料が不足分が生じたため、1,770万円の増でございます。それから、生活関連道路整備、これは釜ヶ入の水路でございますが、これの補正分でございます。それから、17節の道路用地購入、これも芝草鎌房線の土地購入分を土地開発基金に戻すものでございます。

次のページをお開き願います。

2目道路新設改良費、補正額429万7,000円の減、いずれも額の確定によるものです。大きなものでいきますと、219ページ、飯豊・赤坂線の道路改良工事が請差によって172万8,000円減になったところがございます。

3目緊急雇用創出費、補正額45万9,000円の減、いずれも額の確定によるものです。

3項河川費、1目河川費、補正額12万8,000円の減、いずれも額の確定によるものがございます。

4項住宅費、1目住宅管理費、補正額2,000円、それぞれ不足分があるため補正計上するものがございます。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額222万1,000円の減、いずれも額の確定によるものがございます。

3目消防施設費、補正額217万6,000円の減、この中で大きなものは工事請負費、ホース乾燥ポールでございますが、請差が生じたため118万8,000円を減したところがございます。

5目防災行政無線管理費、補正額677万7,000円の減、いずれも額の確定によるもの、防災行政無線の設置工事請負については、請差によるものがございます。

次のページをお開き願います。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額4万3,000円、額の確定によるものです。

2目事務局費、補正額374万6,000円の減、いずれも額の確定による減でございます。

3目緊急雇用創出費、補正額105万円の減、いずれも額の確定による減でございます。

4目放射能対策費、補正額13万9,000円の減、いずれも額の確定による減でございます。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額116万4,000円の減、いずれも額の確定によって、一部電話料の不足がございますが、いずれも額の確定による減でございます。

2目教育振興費、補正額16万3,000円の増、これは18節で競技用備品を購入するもので、あとはいずれも額の確定による減でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額199万円の減、いずれも額の確定による減でございます。

2目教育振興費、補正額98万9,000円の減、いずれも額の確定による減でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額109万5,000円の減、いずれも額の確定による減でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額71万2,000円の減、いずれも額の確定に伴う減でございます。

2目生涯学習費、補正額97万4,000円の減、いずれも額の確定による減でございます。

3目湯本公民館費、補正額31万5,000円の減、いずれも額の確定による減でございます。

4目文化財保護費、補正額11万2,000円、いずれも額の確定による減でございます。

5目伝統文化施設費、補正額4万9,000円の減、いずれも額の確定によるものでございます。

6目生涯学習センター費、補正額62万円の減、いずれも額の確定によるものでございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額86万5,000円の減、いずれも額の確定による減でございます。

2目湯本保健体育費、補正額13万3,000円、いずれも額の確定による減でございます。

3目学校給食センター費、補正額178万3,000円の減、いずれも額の確定によるものでございます。

4目天栄体育施設費、補正額34万9,000円の減、これは今回の季楽里に係る光熱水費等が発生するため、予算化するものと、あとはいずれも額の確定による減でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、補正額59万9,000円の減、これは農地等災害復旧事業費補助金の確定による減でございます。

12款公債費、1項公債費、1目利子、補正額57万7,000円、これは地方公共団体金融機構に対する利子分の額の確定による減でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額16万9,000円。

以上でございます。よろしくご審議願います。

◎延会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

議案審議の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、あす13日は村内中学校卒業式のため、午後1時30分からの開会となりますので、よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時48分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 4 号)

平成27年3月天栄村議会定例会

議事日程（第4号）

平成27年3月13日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第28号 平成26年度天栄村一般会計補正予算について
日程第 2 議案第29号 平成26年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 3 議案第30号 平成26年度牧本財産区特別会計補正予算について
日程第 4 議案第31号 平成26年度大里財産区特別会計補正予算について
日程第 5 議案第32号 平成26年度湯本財産区特別会計補正予算について
日程第 6 議案第33号 平成26年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について
日程第 7 議案第34号 平成26年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について
日程第 8 議案第35号 平成26年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
日程第 9 議案第36号 平成26年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について
日程第10 議案第37号 平成26年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第11 議案第38号 平成26年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について
日程第12 議案第39号 平成26年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
日程第13 議案第40号 平成26年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について
日程第14 議案第41号 平成26年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第15 議案第42号 平成26年度天栄村水道事業会計補正予算について
日程第16 議案第43号 平成27年度天栄村一般会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪 仁 君	2番	服 部	晃 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	廣 瀬	和 吉 君
5番	揚 妻	一 男 君	6番	渡 部	勉 君
7番	熊 田	喜 八 君	8番	須 藤	政 孝 君

9番 後藤 藤 修 君 10番 小山 克彦 君
欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 伊 藤 栄 一 君 総 務 課 長	
税 務 課 長	森 廣 志 君	住 民 福 祉 長 揚 妻 浩 之 君 課	
産 業 振 興 吉 成 邦 市 君 課 長		地 域 整 備 長 佐 藤 市 郎 君 課	
参 事 兼 小 山 志 津 夫 君 管 理 者		湯 支 所 本 長 兼 子 弘 幸 君	
天 栄 北 畠 正 君 保 育 所 長		学 校 教 育 長 清 淨 精 司 君 課	
生 涯 学 習 山 本 サ ト 子 君 課 長			

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 蕪 木 利 弘 事 務 局 長	書 記 星 千 尋
書 記 吉 田 真 由 美	

◎開議の宣告

○議長（小山克彦君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午後 1時30分)

◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第1、昨日に引き続き議案第28号 平成26年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 187ページの13節のデマンド交通運行業務委託料で427万9,000円の減となっておりますが、これは利用者が少なかったということかなんて思っているんですが、これは利用数とかはどのようになっていますか。その原因となるもの。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

天栄村デマンド交通運行業務委託料427万9,000円の減の内容でございますが、予算といたしましては、予算に対しまして実際にご利用になった方々が湯本のタクシーについては延べ人数で14名、あと本庁管内のおつかいタクシーについては延べ人数で4名というようなことで、当初の見込みよりはかなり下回った実績によって支出額が少なくなったところでございます。

それからもう一つは、当初予算で積算した際に、タクシーに対する拘束時間によって、1時間当たりとか30分当たりの基準単価でもって、タクシー会社さん、事業者さんのほうにお支払いするというふうな予算立てでもってやっておったんですけれども、その後いろんなご意見を聞きながら、実際に拘束している時間でなくて、走らせている時間、つまり実際に車が動いている時間のみにお支払いをするというふうなことで、事業者さんとの話もつきまし

て、それによって当初積算していた金額から大きく下回った結果となったものでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 実は、せっかくこれ、村長の公約でもあります、やってもらったようなわけで、利用者も最初のころは多かったみたいなんですけど、ちょっと利用している方に聞いてみますと、この前は5の月に5のつく日とか、期間が限定されているんですよね。そういうことで、やはり利用している方からは、そういうものじゃなくて、何らかの方策で、何か券みたいのを発行してもらって自分の好きなときに行けるような、そういうような、前、5のつく日じゃないですよ。ただ、ほら、今までどおり商工会のほうに前の日に予約してとか、そういうことは今まで結構なんですけど、そういうやっぱり期日を5のつく日とかそういうことじゃなくて、もうちょっと何か方法を考えてもらえれば利用者のほうも数もふえるんじゃないかと、このような何かそういう意見もあるんですよ、利用者の方は。その点はどのように考えておられますか。課長。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今年度そういった形でもって検討委員会の方々の意見を反映した中で、5のつく日、あるいは五十日というふうな形でもってやったらどうかというふうなことでやってみたんですが、結果は先ほどご説明申し上げたような結果だったというふうなことでございます。じゃ、しからばどうするんだというふうなことで、我々も真摯に検討させていただいております。

それで、今のご質問とちょっと関連するので、こちらのほうでご説明したいと思うんですが、189ページをお開きいただきたいんですが、この中で一番下に天栄村高齢者タクシー利用助成事業委託金160万円というようなものを予算化させていただきました。これは地方創生事業の中の一環としまして、たびたびご説明していますように、これについては3月補正予算で計上しますが、実質的には27年度事業の中で繰り越しして執行していくんだというふうな予算立てでございます。

この中で、そういったさまざまなご意見を反映した中で、タクシー券、いわゆるチケット代を助成するような形でもって、事業者というかタクシー会社ですが、タクシー会社と村が契約をした中で、あとはそういった利用されたい方が事前に役場のほうにお越しただいて、回数券を購入していただくというふうな形でもって、村はその回数券に対して一定の助成を行うというふうな仕組みを今回考えたところでございます。

その利用できる範囲というのは、当然村内に限るというふうなことにさせていただいて、あとはその目的も高齢者が医療機関であるとか買い物であるとか、そういったものに限定させていただくというふうな状況の中で、一定の助成をさせていただくというふうな予算立て

を今回考えさせていただいたところでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） わかりました。

これは大変結構なよいことではあると思います。地方創生のほうも活用されて、あとはデマンドのほうもまたやるということなんですね。ですよね、2つ。違うんですか。

そうすると、予算のほうは私まだ見ていないんで、そっちじゃなくて、今度地方創生のほうで活用して、同じような内容でやるということによろしいんですか。わかりました。

以上です。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑はありませんか。

1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） まず、190ページ、13節後継者対策事業委託料、これ婚活事業だったと思うんですが、2回行われたと思われま。募集人数と実際の参加人数、ちょっと教えていただきます。婚活事業。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

後継者対策事業の委託料でございますが、今回26年度の部分として2回実施しております。1回目が女性が6名、男性が4名、2回目が男性が9名、女性が10名ということでございます。2回目の部分につきましては、カップル成立が6組というふうなことで、今回の婚活事業のほうを終了しております。

以上でございます。

〔「募集人数は」の声あり〕

○産業振興課長（吉成邦市君） 募集人数は10名ということで、多くの部分でなくて、少数ということで、アットホームな感じで開催するということで男女とも10名を募集定員というふうなことでやらせていただいております。

〔発言する声あり〕

○議長（小山克彦君） 1番議員、挙手の上質問してください。

1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 2回目の婚活事業がカップル成立が6組ということだったと思われま。2回行ってみての感触と、また今後内容を変えてやるのか、今後も同じような形で続けていくのか、ちょっとお聞きします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

現在2回、26年度実施しまして、1回目はなかなか同じ参加者の中でもなれないということもありまして、カップル成立には至らなかったわけですが、2回目実施しまして、少数のほうがお互いに相手がよく見える、そういったものがありますので、これからも10組程度、募集の定員として数回に分けて実施していきたいというふうなことで考えております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） わかりました。

続きまして、同じページの18節備品購入費、農産物保存実証事業備品購入費、この事業の内容、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

[産業振興課長 吉成邦市君登壇]

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

こちらの農産物の保存実証事業の備品購入でございますが、こちらにつきましては簡易的な雪室を考えております。雪の多い地域、湯本地域でございますが、そちらのほうの雪の有効活用ということで、雪室で作物の保存、またはその熟成というふうなところができるような部分が現在あるということでもありますので、そちらの実証を来年に向けて実施していきたいというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 簡易雪室というのは、一つの製品として売っているものなんですかね、その簡易雪室というの。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

[産業振興課長 吉成邦市君登壇]

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

現在雪室といいますと、建物というふうな形を思い出すわけでございますが、こちらについてはシートを使った中で建物を使わない状態で、シートで雪の保存をしながら雪室をつくるというふうなことで考えております。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） はい、わかりました。

続きまして、213ページ、8節の報償費、有害鳥獣捕獲報償とあります。これは、イノシシの捕獲の報償代金だったと思われませんが、81万円の減ということで、予定よりイノシシの捕獲ができなかったということなんでしょうか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

[産業振興課長 吉成邦市君登壇]

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

有害鳥獣捕獲報償費の部分についてでございますが、有害鳥獣期4月1日から11月15日までということで、捕獲した頭数が23頭ということになります。トータルで50頭分の150万の計上でございますので、その残額というような形になっております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 半分弱の捕獲数ということでございますが、捕獲の方法の見直しとか、現行のままでわなを使つての捕獲方法とか、今後見直し等とかはあるんでしょうか。伺います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

[産業振興課長 吉成邦市君登壇]

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

現在イノシシの駆除につきましては、箱わな、あとはくくりわなというこの2種類をもちまして実施しているわけでございます。箱わなにつきましては2基ございますが、箱わなの捕獲についてはまだ若干熟練を有していないというようなことで、現在くくりわなをやっているわけでございます。ただ、このままですとくくりわなの数を仕掛けるのには、数が必要になってくるというのもございます。次年度に向けては箱わな、今度大型の箱わなの設置も視野に入れて考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） また春先から被害がふえることかと思われませんが、さらに詳しい猟師さんなりをお呼びして講習会を開いてみてもよろしいのではないかなど、私の感じは思っておりますので、ぜひ早急なる捕獲のほうのほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑はありませんか。

8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） 190ページの工事請負費で道の駅の防犯カメラ設置工事って、これ防犯はなかったのかい、これ。俺はあったと思ったんだけども。

あと、季の里天栄のカーポート整備工事請負費、これはあれかい、電気の自動車の屋根かい、電気を入れるところの。その説明よく。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

[産業振興課長 吉成邦市君登壇]

○産業振興課長（吉成邦市君） 190ページの工事請負費、道の駅、季の里天栄の防犯カメラの設置工事でございますが、こちらにつきましてはトイレの中の防犯カメラの設置というふうな形で考えております。

また、次のカーポート整備工事につきましては、現在充電施設、急速充電器を設置しましたが、雨のときですと危険だということがありまして、雨のときにも安全に充電ができるようにカーポートを設置して、そちら雨のぬれない状態で充電ができるというようなことでカーポートの設置を予定しております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） そうすると、その充電するには手数料1回500円だって前にそれ、きのうか、言ったんだけど、どのくらいの時間をかけて電気を、燃料なら燃料ということだけでも、どのくらいかかるんですか。ちょっと場所的に便所の入り口でどんどん入ってきて時間がかかれば、何台も並んでしまえば、不自由なところでできているんだよね、今現在は。何かその変更はできるでしょうけれども、時間的にどのくらい入れれば満タンになるんだか、電気が。それで500円になるわけでしょう。手数料でしょう、500円というのは。あれはまともに来るんでしょう、500円。その辺ちょっと。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

今回4月から稼働予定であります急速充電器につきましては、1回の料金が500円ということになっております。その500円の中で充電時間が約40分から45分ということになっております。それで、満タンということではなく、約80%の充電というふうなことになっております。なぜかといいますと、80%以上やるのに、さらに時間がかかってしまうということで、80%を目安に充電をするというのが今回の急速充電器の使い方ということになっておりますので、約40分から45分の間で充電ができるということになります。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） そうすると、4月1日から始まるということになると、今月中にこの屋根をかけることにはなるんでしょう、3月いっぱい。金額的に、これは180万くらいかな。あ違う違う、150万くらいで、あとは日にちは何ぼもないから、1日からあれするのに3月いっぱいということは、3月いっぱいには終わらせるわけだ。それは可能なんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

現在のカーポートの設置につきましては、地方創生の事業でとっておりまして、繰り越しというようなことになりますので、4月に早急に設置をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） もう1点。19番の補助交付金というか、これはパイプハウス、186万というんだけど、何個分だか、今までもこれやって半分も補助ということで、その金額が追加工事だ何工事だあって、ちょっと複雑なところがあって、これはきちっとやっぱり建物のつくり方も平均に、俺はこうでいい、俺はこうでいいなんていうような状態でなく、やっぱり役所は役所なりに、やっぱり3メートルに1本太いのを入れたりしないと雪にまたやられて、つぶれてしまったらどうするんだと言われるようなことではまずいと俺は思うんだ。

それで、やはり規格をつくって、そして半分補助なら半分補助、それ以上出たのは、もっと太いのでやるとすれば追加工事と。何だか今度のやつもちょっと課長ともしゃべったけれども、15万きりの補助しか出ていないわけだよ、半分というやつが。そして、やる人がどのくらい去年やったんだか、残り幾つあって、今後はどういうふうにしてそれを、年齢も65歳というのも余り、やっぱり60からとかそのくらいにしないと、やる人は少ないんじゃないかなと思うんだけど、今の年寄りには金を持っているから、そんなの70歳80歳になってから、100円くらいの野菜づくりはやらないから、息子でも出してくれるんならいいけれども。そうもいかないから、その辺は見直したり、じゃ、とりあえず会社とかに行かないで家にいる人とか、年齢を制限しないでやるとか、そういうふうにした方が、俺はいいんじゃないかなと思うんだけど。

そして、同じものばかりつくったんでは、この季の里では売れないから、やっぱりはたけんぼのハウスづくりをやっているようなものだから、これ。やっぱりはたけんぼは1日に1,700人くらい来ているわけだから、こことはまるっきり違うから。そうすると、つくり方をいろいろな指導をして、間違いなくやるような補助を出したほうがいいと思います。その点どうだろう。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

農業パイプハウス設置事業につきましては、今回26年度も実施しておりまして、こちらにつきましては、40万円を基準額としまして2分の1の20万円を交付するという事で現在進めております。今回のこちらの地方創生でとっております部分につきましても、約9棟を計

上しておりまして、こちらにつきまして、やっぱり40万円を基準額として20万円を交付したいというふうなことで現在考えております。

なお、中に作付の作物でございますが、今ご指摘があったように、さまざまな作物をつくって季の里のほうで販売ができるように、営農指導のほうと相談しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） やっぱり40万円の2分の1では、なかなか太いパイプが入らないんだよね。3メートルに1本ぐらい入れないと、やはり天栄村は雪国だから、この前みたいになれば、もう完全に倒れちゃうから。その辺は、やっぱり数を少なくして、予算の関係もあるでしょうが、そして少なくしてやるとか、まずその年齢制限は今ちょっと言わなかったけれども、それはどういうことに考えているんだか、村長に聞きます。年齢制限65歳以下、若くてもいいと。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今、ご指摘の点については、担当課長と今後前向きに、皆さんが利用しやすいような方法がとれば、そういった形のほうがいいのかなど。今後も農業の振興、発展のために皆さんとともに努力しながら進めてまいりますので、そういったところも含めながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑はありませんか。

4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 179ページの農林水産業費県補助金でため池汚染拡散防止対策実証事業補助金、これは1,400万ほど三角マークなんですけれども、内容等ちょっと説明お願いします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

179ページ、2番のため池汚染防止拡散実証事業補助金の1,497万2,000円の減でございますが、こちらにつきましては、下松本にあります横内池のため池汚染拡散防止実証事業ということで、ため池の手入れ、下の泥の除染を行う県の事業として実証事業を行っているわけでございます。当初、約1億の予算を組んでおりましたが、県との内容協議の結果、約8,000万ちょっと、8,500万ぐらいの金額になりまして、残り分の1,497万が余っているというふうな形になっております。

内容的には、今回3月に報告をいただくようになっておりまして、これが中間報告の状態では、ほぼ予定どおりの底泥の放射性物質の除去ができるというようなことで報告を受けておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） そうすると、まだ中間報告ということで、今月にわかるでしょうということ、そうすると実証実験をやった限りでは、汚染がかなり吸収できるということで、ボートを浮かべて水をかきまぜてやっていたようなんですけれども、じゃ、もしこの実証実験で成果が上があれば、またため池のほうをやっていくような話はあるんでしょうか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

今回の実証事業は県内で数カ所行っておりまして、現在村としましても底泥のまず基礎調査を行うということで、現在20カ所の基礎調査を行っております。この基礎調査の結果によって、底泥の放射性物質が高いというふうなことになるれば、その中から優先順位を決めて、今回の実証事業が今度は本来の事業というふうな形で県のほうと協議をしながら、再生加速化交付金というふうなことで取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） じゃ、事業として天栄村で一番ため池で放射能が強いところをやったわけですから、それが効果があるということになって、事業に進むようだったらなお結構です。その辺はよろしく。

それでは、191番の、これは何度か説明は受けたんですけれども、天栄ブランド化推進事業補助金、この内容。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

191ページの19負担金、補助及び交付金の中の天栄ブランド化推進事業補助金の150万円のほうで間違いないでしょうか。こちらにつきましては、ことしも行っております天栄米の食味コンクールの金額の補助金となっております。また、天栄ブランド化というふうな形で、天栄米のほうの米が抜けたのには、こちらの村のブランド認証をしていこうということで、ブランド認証化事業も中に入ってくるというふうな形になります。この内容につきましては、天栄村の特産品、またはそういった原材料を使った加工品、そういったものに対して天栄村のブランド化認証を進めていくというようなことで、現在27年度において検討していくとい

うようなことでこの補助事業の内容となっております。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 天栄村の3大ブランドということで、ネギ、ヤーコンと天栄米と、それで何かヤーコンは最近面積も減ったし、生産者も減っているような状態なんですけれども、その辺どうなんでしょうかね。また、ネギのほうは、一番肝心なのは長ネギもヤーコンも組合ができています。すると、米の場合には栽培研究会と、まだ組合まではいっていません。そのネギ組合とヤーコン組合の人数とか反別、ちょっとお願いします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） 答えいたします。

ネギについては二十数名でございまして、面積が約10町歩になっております。ヤーコンにつきましては、今10名で、約6反歩になっております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） ネギのほうは大分伸びているみたいなんですけれども、ヤーコンは、これは6反歩ではちょっと寂しい、ブランド化にはちょっと難しいかなと思うんですけれども、じゃ、米・食味コンクールのほうでちょっとお聞きします。

食味コンクールも全国大会で7回連続金賞ということで、おめでとうございます。第8回に向けて皆さん3月から動き出したと思います。それで、ことしの食味コンクールは、何か今までどおりと同じような方向で持っていくのか、それとも趣向をどの辺か変えていくのか、まずそこからお聞きします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） 食味コンクールのことしの募集内容というか、開催内容についてということですが、こちらにつきましても村のコンクールと全国コンクールのダブルエントリーということで、ことしも実施してまいりたいというふうに思います。ただ、中身、総合部門と今品種部門というふうな形で分けておりますが、品種部門がなかなか参加が少ないということもありまして、そちらについては今後ちょっと検討して、内容については検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） その前に、天栄米って確認したかったんですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

[産業振興課長 吉成邦市君登壇]

○産業振興課長（吉成邦市君） 天栄米の基準という形でよろしいでしょうか。天栄米の基準につきましては、農協のほうともこのコンクールが始まる前から天栄米という形をとっておりまして、特別栽培米で作付されたコシヒカリというような形で現在は進んでおります。特別栽培米は、JAすかがわ岩瀬管内ですと、コシヒカリもしくはひとめぼれしか特別栽培米にはならないということがありまして、特別栽培米、減農薬減化学肥料の栽培を行ったコシヒカリというような形で現在進めております。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） この前もちょっと質問したとき、天栄米は特別栽培ということで聞いたんですけども、課長、よその人は天栄でつくってれば全部天栄米だと思っています。その辺のギャップをどう考えるのかな。要するに、例えば天栄に来て、天栄米をくださいと。これは特別栽培ですよ、これは慣行ですよと。これはできないと思うんですよ。そして、一番ことし26年度に思ったのは、金賞を7年間とってきた、続けて、そして天栄村の米はおいしいとだんだん全国的にもわかってきたと。それで、特別栽培でつくった天栄米も、去年は慣行米と値段は別に変わらないんですよ、大差。500円かな、ちょっと後から来るお金で。そうしたら、別にそういう安いときこそ天栄米の今までの金賞のあれがなかったのがちょっと残念だなと思っているんですけども。

それとあと、どこでもつくっていない、この辺でつくっていない漢方米、あのほうの値段はどうだったんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

[産業振興課長 吉成邦市君登壇]

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

特別栽培米と慣行栽培米が外部から来たときに、なかなか区別がつかないんじゃないかというふうなことでございますが、議員おっしゃるとおりに、個人的に販売する部分には、天栄米と書かれていなくても、天栄のお米が天栄米だというふうに認識される方も多いかと思えます。ただ、天栄米という表示をして販売するというふうなことになりますと、やっぱりそれは特別栽培米でやってほしいというようなことで現在やっておりますので、天栄米というふうな小袋の表示があるものについては、特別栽培米を基準として販売させるというような形にしております。

また、漢方米の部分でございますが、まだ最終的に売れ切っていないというようなことがありますし、現在販売単価ということでは、キロ1,000円ということに進んでおりますので、こちらについては値下げとかは全くしていないということでございます。ただ、全部売り切れるのがどのぐらいになるのかというのは、まだもうちょっと先の形になると思っておりますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 天栄米は、小袋で表示して売ることが特別栽培ということはわかりましたが、その特別栽培は、普通は大きい袋でJAに出荷すると、別に値段は変わっていないんですよ、普通の慣行米と。幾らも変わっていない。それで、例えば天栄村の食味コンクールでも農家が全部出荷してから、コンクールですから大体自分の食べる米ぐらいしか普通は持っていないんですよ。そうすると、確かに金賞になった人は持っている米は全部高く売れます。

じゃ、そのほうなんですけれども、ただ金賞になった人でなくて、これは結局予算を使ってやっているわけですから、いや、栽培研究会に入れば、それでみんないいんですけれども、入られない人もいるわけだから。だから、その方法を末端までといえはなかなか難しいと思うんですけれども、慣行米は、今年はよその米は安いけれども、漢方米は去年と同じと。これは、販売はどういう販売をしているんだか、特別栽培米もちょっと販売のほうを考えれば、もう少し値段が上がるんじゃないかと思うんだけど、そしてせっかく食味コンクールも7回も8回もやっていて、7回やっていて金賞とっているんですから、その辺をもうちょっと工夫して強くすれば、物すごく天栄米が高く売れるんじゃないかと思うんですけれども、課長、どうですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

特別栽培米につきましては、農協のほうのJA米として買い取り、販売というような形で、現在、大部分のものがなされています。

その中で、最後に加算金等がついて、若干ではありますが、高くなるというようなことは聞いておりますが、このお米を全体的に底上げして、ほかの産地と価格差をつけて販売できるようになればというふうに思っております。

我々もそれを目指しながらやっておりますが、農協さんともう少し連絡を密にしながらそちらのほうの有利販売についても、農協さんのほうは、やっぱり今約120町歩の特別栽培米がありますので、そちらをどういうふうに販売していくかというようなことは、農協とも事あるごとにお話ししますが、なかなか全量をそういう高くいけるというふうなことには現在になっておりませんで、徐々に天栄米という名前も知れてきて、引き合いもあるというふうな形には聞いておりますが、全体的に価格の底上げになるのにはまだまだだなどというふうな話は農協のほうとも話しております。

これを全体的な底上げになれるように、また、農協さんのほうと協力しながら、特別栽培

米、特に天栄米の価格の維持というのを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ
したいと思います。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 大体わかりました。

特別栽培、天栄米が底上げなるのが一番ですから、種もみの助成金くれたゼオライトより
も米全体的に上がれば、なお結構なんですけれども、その後に向けて食味コンクールも毎年
予算をとってやっているわけですから、漢方米だけ下がらないような米じゃなくて、全体的
に底上げできるよう頑張っていたいただければと思います。

じゃ、終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 189ページの13節天栄村高齢タクシー利用券の事業委託料と、先ほど
3番議員さんが質問しましたけれども、これは前に私質問しましたよね。結局は4人乗りが
1日5万、あと何というんですか、それ以上のマイクロのタクシーが6万5,000円とかと。
それが結局はそうじゃなくて、結局は走った距離、それに関して払うということになったか
ら、結局、先ほどの1番議員さんが言ったように、金が余ったということなんですよね。そ
うすると、今回もそういうふうにするということですよ。

そうすると、今までは最初の契約は小型車が5万円、そして大型車というわけじゃないけ
れども、マイクロバスが6万5,000円という話も、今は距離によって、走った距離だけで、
そしてその支払いでやるということですよ。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 答えいたします。

今年度の補正予算の中でデマンド交通が減額になった理由というのは、今、議員がおっし
やった理由でもって大きく減額になったということでございます。

それから、新年度につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、高齢者タクシー
の利用助成券というようなことでもって発行するというので、今度はタクシーをレンタル
というか、チャーターするんじゃなくて、みずからこういったタクシーを利用される方が前
もって役場に来ていただいて、回数券みたいな形のチケットを購入していただいて、それ
もって直接タクシー屋さんのそういう事業者のほうに、いついつか何時に自宅に来てもら
いたい、どこどこまで行ってもらいたいといった形の小回りのきくような、そういったタクシ
ーチケットを村は財政的に支援をするというふうなことで、今度の新年度は考えております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そうなんですよね。前、私も質問したときには、それこそ5万円という、会津若松、スカイライン、全部通って5万ですよ。それが天栄村内買い物タクシーで行って、それで1日に5万と、そんなばかな話はないでしょうと。それをタクシー会社と交渉して、今度は走った分だけの距離だけでチケットをあげるということですよ。

そうすると、そのチケットというのは、村に行って購入するわけですよ。そうすると、例えば1,000円のチケット、距離によって、チケットは村のほうの負担は幾らになるんですか、そのチケットに対して。そして、そのチケットの枚数をあげるということになりますけれども、その年齢が高齢者という、年齢は高齢者は何歳以上なのとか。例えば、よその市なんかは高齢者とか身体障害者にチケットをあげますよね、500円のチケット。500円以上乗った場合には自腹ですよ。500円のチケットをあげますよね。あげているところがあります。そうすると、500円以上を超えた場合には、あとは例えば1,000円だったら500円が自腹、そういうチケットをあげますよね。村はどのようなチケットにするんですか。そしてあと、年齢は何歳以上なんですか。

あと、それを悪用する人がいるんですよ。悪用というのは、高齢者にやったやつを、その人の若い人が乗るといふこともあるんですよ、そのチケットを使って。そういうことは、二重三重にちゃんと精査しているんだか、その辺も答弁をお願いします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

まだ村のほうの案の段階で、正式な要綱としてはまだ定まっていないんですが、今現在、我々のほうで要綱として考えているのが、まず対象者は70歳以上の方というふうなことを対象として考えております。経済的な困難な方は、また特別免除というようなことも考えておりますが、基本的には70歳以上の方というふうなこと。

それから、村は事業者、タクシー会社等の事業者との間で、まずはその契約を結んで、高齢者の方に前もって登録をしていただくというふうな形をとります。ですから、今、議員がご心配されるような成り済ましですか、第三者が成りかわって利用することのないような、あらかじめ登録としてしていただくというふうなこと。

それから、タクシー会社ともあらかじめそういった登録という形でもって、それぞれ決めた中で進めていきたいなというふうに思っております。

それから、どのくらいのチケットかということなんですが、今現在考えているのは、登録されている方が1年に大体おおむね40枚程度、40枚ですか、40枚で最大で、今これから申し上げますが、最大でも1件当たり2,000円までとさせていただきますので、そうするとトータル8万円の助成券を年度初めに登録された方には交付するかなというふうなことでござい

す。

ただ、これはあくまでも実際に利用した方が、その後今度タクシー会社のほうから請求が来ますので、実際に使った分しか村としてはお支払いしませんが、チケットはそういうふうなことで、ある程度多目に初めから用意させていただくかなというふうに思っております。

それから、料金ですが、幾つか考えているんですが、基本的には村内なので、そうするとそんな大きな何万とかということは想定していませんので、例えば2,000円未満であれば、それであれば2分の1までは村で助成するかなと。それ以下については自己負担していただくかなと。

それから、3,000円以上のかかった場合、村内ですので、どのくらいまでいくかわかりませんが、3,000円以上かかった場合には、それは1件当たり2,000円を上限とさせていただくかなといった、そういった幾つかの縛りの中で動いていきたいというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 例えば、湯本地区の場合、恐らく湯本からこちらに来る場合は、大体料金にすると7,000円ぐらいかかると思います。そうすると、湯本の方によると、例えば牧本地区、広戸地区に買い物に行くのに、だから湯本地区の場合同地区ならいいかもしれないけれども、湯本がこちらの病院に来るとかという、恐らく7,000円ぐらいの金がかかると思います。でも、それでも何というんですか、タクシー会社に契約で5万とか6万とか払うよりは安いですよ、それは。

あと、今言ったように、例えば各家庭に8万とか回数券でやるって言いましたけれども、それをすると、村のほうは使った分しかお支払いしませんよと言えますよね。そうじゃなくて、もらった人は使わないからと、例えば70歳以上の方が65歳ぐらいの人にあげることもできるんですよ、悪用すると。だから、そういうことも重々にちゃんと村のほうで、そのときにその70歳以上の方に説明をしてください。

あともう一点は、あとは身体障害者の場合はどういう扱いをするのか、その辺もお聞きいたします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるように、悪用ということも想定されますので、そうならないように我々としてはあらかじめ登録された方というようなことで、まずは登録をする、また登録された、タクシー会社のほうからは実際に利用された方の請求をいただくというようなことで、そこら辺のほうはタクシー会社と村との間で悪用防止になるような仕組みをつくっていきたいというふうに思っております。

それから、身体障害者等々でございいますが、そういった交通弱者もあろうかと思えます。我々としては、いわゆる高齢者ということもありますが、いわゆる交通弱者の方というようなことも対象にして、そこはちょっと新年度の中で、動いていく中で考えさせていただきたいと思えます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） これはわかりました。そのように十分気をつけてください。

じゃ、次190ページ、後継者対策事業委託料、これは250万ですか、前にもお聞きしたときには、何かプロとかそういう専門家に依頼してやるという、そういうふうに私聞いた記憶があるんですけども、今回はどのような方をお願いして、そして私から言わせれば10名、10名とか集めたって、1番議員さんの方の答弁のほうに聞きましたけれども、婚活活動というのは10名対10名では婚活活動にはなりませんよ、正直言って。やっぱり100人とか。そして、対象者はどのようにしたのか、例えば天栄村だけでやったのか、それとも各市町村にインターネットやそういうのをいろいろと、そういう活動をしているよその市町村ともタイアップしてやったのか、その辺のことをお聞きいたします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

今回、2回の26年度の実施に関しましては、男性は村内のみということでございます。女性に関しましては、首都圏からの応募ということでやっておりまして、こちらにつきましては吉本興業さんをお願いしまして、そちらの司会、そういった募集を行って、婚活のパーティーの内容につきましても、吉本興業さんのタレントさんの司会でやっているというような形になっております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 村長さんに答弁もらいますけれども、10人とか、そういうふうな人数では、今、天栄村に独身者が450名いると言っていましたよ。たしかそれは30歳から50歳までですか、それでたしか450名ですよ。そうすると、20歳から、60歳、70歳までの人はそこまではあれですけども、50歳以上の方でも天栄村に独身者が何名いるか知っていますか、50歳以上の方で。把握していますか、していないでしょう。50歳過ぎても結婚できていない人が、結構いるんですよ。私、監査のほうで調べたら、独身者で親を一人で面倒見ているという人が18人いたんですよ、50歳以上で。ということは、例えば村外から10人の方を、女の方を呼びましたと。これで、よくテレビとか何かでやっていますよね、婚活なんか。佐藤B作さんが中に入ってやっていますよね。ああいうのなんかは応募はしたんですか、ああいう

ようなふうに。

ということは、村長さん、やはり天栄村が魅力がある村、すばらしい村なんですよとアピールして、そしてそろそろ100人単位ぐらいで呼び込むような対策をとらないと、なかなかこれは子育て支援にはならない。私は子育て支援、子育て支援と、前やっていましたけれども、やっぱりその前には婚活のほうが大切だということを、この前も質問しましたけれども、やっぱりもっと大規模な考えでやる気があるのか、そういう考えを持っているのか、あと、今、50歳以上の方々に対してはどういうふうに考えているのか、やっぱり村が全力を挙げて、そして村がすばらしい天栄村なんですよというふうなアピールをしているのかしていないのか、その辺を答弁お願いします。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、私も100人規模のそういう婚活事業ができればという思いは実際ございました。ただ、一過性のものであるというような部分も考えられるし、今回2回実施しました。

1回目は、結局男性陣が女性との会話が続かないというような状況なんです。なかなか結婚できない方々、諸事情がいろいろあるかと思うんですが、そういった場で話がなかなかやっぱりできないというような状況があるというようなことで、今回、吉本興業の地域おこしグループ、若手芸人で格安で、こういったところで地方に出てこの婚活事業をやっていますよというようなことで、私の内閣府の知り合いの方からのご紹介の中で、特に少人数で確率高く、これを1回や2回じゃないんですよ。1年間、通年を通して、この実績が上がってくれば、私はやっていきたい。

今、なかなか男性陣を応募かけても登録してくれないんですよ。いろいろと声かけしました。そして、消防団にも、ここに2番議員、服部団長もいますけれども、消防団にも独身の男性がいます。消防団に入るのにも、消防団に入れば、そういう婚活事業に率先して参加できるよと、じゃ、そういう形で持っていければというような思いで声はかけているのですが、なかなかその土俵に上がってくるまでに、いろいろと皆さんがすんなり来ないというような状況もありますので、そういったところの男性陣の例えば身だしなみであるとか話し方であるとかと、そういう部分もあるんですけども、あとは何度も何度もこの天栄村に来てもらって、天栄村の魅力ある天栄村というのはわかっています。そういうところ、昨年も秋に来て稲刈り体験したり、女性陣はすごく楽しいというようなことで評価もいただいています。

今回は2月に実施したんですが、雪の中でのアウトドアとか、雪遊びをしながらの婚活事業というようなことで、6組のカップルができたというようなことで、実績が少しずつ出て

きますので、実際、この実績を上げて、あとは村内の皆様にも、独身の男性、女性も含めてなんですけど、これをPRしながら、じゃ、この村の中に登録しましょうと。登録していった中で、もっとふやしていきたい。なかなか参加はしていただけないというのが現状でございました。

今後は、こういったものの取り組みについて、これまでですといろいろと世話好きなおばさん、おじさんというのがいましたので、今度はそういう方々に、私も女性のいろいろな会合とか何かに行った中で、そういう話をさせていただいて、ぜひ紹介役になってくださいというようなことで話もしています。できれば、こういう方々が、じゃ、多くの方々が参加できる、今の段階では少人数でやらざるを得ないような状況でございます。これはご理解いただいて、今後はもっと実績を上げていって、あとは男性陣、女性陣も含めてなんですけど、こういうふうな中で会話とか何かもできるような取り組みをしていく。そして、この天栄村に住んでいる方々がもっと自信を持って女性にPRをできるような、そういう取り組みを、婚活の前にやらなくちゃならない取り組みもあるというようなことで、今、認識していますので、そういった講習会、研修会等々も含めて進めていきたいなと思っております。

また、その50歳以上の独身、私の同級生にもいます。嫁様探してくれというようなことで、本当に切実な部分で来ます。そういった方々にも、私も何とか見合いもさせたり、そういうこともありましたけど、なかなか自分がある程度年になってしまうと、どうしても一歩前に踏み出られないというようなこともありますので、そういった方々にももっといろいろと研修とか受けていただいて積極的に出られるような、ある程度年齢も50歳以上でも結婚したいというような女性があれば、そういう機会も設けながら進めてまいればというようなことで考えております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） やっぱり、今、村長さんが言ったように村民挙げて、そして昔は失礼だかもしれないけれども、世話好きおばさんみたいなのがいたんだけど、やっぱりそういうふうにしてそういう方々に村民挙げて、そして今言ったように応募でなくて、その前に結婚の未婚者というんですか、独身者の男性の方々に、こういうふうにして村のほうも何とかこれから村の発展のために、はっきり言えば結婚しなければお子さんはできないんですから。そして、長男坊で独身の方が結構いるんですね。そういう方が、親が心配しているんですけど、何か子供がその気にならないというのが結構あるんです。私も何度か合わせるんですけど、紹介する男のほうも遠慮しちゃうんですね。

だから、そういうふうにして何か今の男は悪く言うと、女が嫌いなんだかよくわかりませんが、何かその辺のことも、私、和やかにして、そして女と会って家庭を持つと、子供を持つと、そうすると楽しいんだ、やっぱりそういうふうにしていろいろの方策というんですか、

そういう考えを持って村が一丸となって、またそういう隣近所の方々にもそういうふう
に世話してもらえるように、何か結婚しないと45ぐらいまではよろしいですけども、50、60
になって「おんつあ」と言われるようになりますから。だからその辺もそういうふうになら
ないように、村全力を挙げてよろしく願いいたします。

次に入ります。

210ページ、その前にもう1点あったんだ。210ページの19節行政区協働の里づくり交付金
237万4,000円ですか、この辺をもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

当初で12地区予定をしておりました。実施した地区が5地区でございます。7地区ほどの
要望があいてはおったんですが、要望がなかったということで、今回の減額になったわけ
でございます。ちなみに実施しました5地区につきましては、大里中部、あと大里南部、田良
尾、児渡、飯豊の5地区でございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） はい、わかりました。

では、213ページ19節狩猟による地域環境保全対策推進事業補助金、これについて質問い
たします。

実は、私も狩猟免許に対して一般質問でやった都合で試験を受けたんですけども、学科
と実地があるんです、これは試験に。そして、学科は受かったんですけども、私、講習に
行かなかったもので、実地のほうは全然勉強も何もしていかなかったんですよ。課長さんに
監査のときに来てもらって、役場の方々には試験は受けたんですかと聞いたらば、いや、1人
の方は持っていますけれども、その方は村には何かいませんということなんですけれども、
課長は何か役場の職員はやめたら取るという約束はしてくれたんですけども、実はこれは
講習に行かないと全然試験にならないです。学科の勉強は受かっても、実地というのはわな
の実地とか、あと動物、これは何の動物ですか、何の動物か、何の動物かと、はっきり言っ
て見たことないような動物がいっぱい出ます。私はイノシシと鹿と猿と、そっちのほうしか
頭になかったもので、あとよその動物とか鳥等なんかはいっぱい出てくるんです。

だから、私の言いたいのは、やっぱりこれからイノシシ対策、あと鹿の対策、あと猿の対
策に、はっきり言えば農産物を荒らすような駆除問題ですよ。駆除対策の方々にこれから、
この前12名か何か行きましたんだけど、これをまだまだやらないと、5年後6年後には
繁殖力が5倍6倍になってきますので、大変な問題になると思いますので、村のほうはその
受かった方々、例えば駆除対策の対応をつくるということですから、その今度講習を受ける

方々には、こういうふうな試験が出ますよ、学科だけじゃないですよ、必ず講習に行かないと試験はちんぷんかんぷんですよということなんですよ。

それに対して、今までの例えば試験の方々に、講習に行かなかった人にはそういう説明をしたのか、こういう試験が出ますよというふうな方に、事前にそういう勉強会なりそういうことを今までやっていたのか、あと、もしやっていなかったら今後はそういうことを考えているのかをお聞きいたします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

講習には皆さん参加していただくよというふうなことでお誘いをしまして、講習を受けて本試験というようなことで今までやってきました。

そういうふうな中で、講習を受けないとなかなかわな、いろんなわながありまして、それ全部役場にあるわけではございませんので、実際に講習でわなをさわってみないとなかなかできないというふうなことを皆さん、わなというか、講習に行ってくださいというふうなことでお話ししてありますが、ただ、終わって帰ってきてから、まずさわった方はやはりちゃんとわかってますんで、そういう要望はなかったの、今までは帰ってきてからの事後講習というふうなことをやっていっていませんでしたが、今回、今、議員ご指摘のとおり、なかなかわなをさわらないと難しいんだというようなこともありますので、要望があればというか、わからないというふうな方があれば、再度講習を村のほうでもそういう有害鳥獣駆除隊の方とか、そういった方をお願いをしてわなの取り扱いのほうを今後は進めていきたいと。

受けられた方全員合格するのが本当に一番、我々の願いでございますので、なるべくその講習には行っていただくというふうなことでお誘いをしながら、今後進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔発言する声あり〕

○産業振興課長（吉成邦市君） 今までは講習に行ってくださいということで、講習に行かなかった方は余りいなかったものですから、講習に行ってくださいというふうなことで、その講習の中でわなをさわっていただくというふうなことで対応してまいりました。

今後は、今言われたような形で、わなの講習に行けないというようなことがあれば再度、ただ、わなの数がちょっと数も多いものですから、そのわなをどのような形で再度講習を受けるかというふうなことが課題になってくると思ひますが、なるべくわなの取り扱いについての講習、帰ってきてからの事後講習ですか、そういったものも検討してまいりたいというふうな思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） では、村長にお伺いいたします。

やっぱり、村の職員の方々も率先して取ってもらって、そして村民の方々にも、今現在は猟友会、あと駆除対策員は現在何名いるんだか。

あと、今後、やっぱりわな、はっきり言ってわなを見せられてもさっぱりわからないです。その組み立て方も全然わからないです。組み立てなさいといっても、どうやってやっているんだかもさっぱりわからないです。

あとは、いろいろなわながあるんですよ。使っちゃだめなわなもあるんですよ。だから、そういうのもやっぱり村のほうである程度わなを、そんなに高いものでもないと思うんですよ。あれは見た感じ、恐らく5,000円ぐらいのわなだと思います。5つぐらいわながあるんですけども、やっぱりそれも村で買って置いて、たまたま私、風邪を引いて講習に行けなかったんですよ。ただ、試験にだけ行ったらば、実地試験というのがあるというのがわからなかったもので、さっぱりわからなかったです。だから、やっぱりわなを、あれを買って、事前に講習に行っても結局試験日の前日とか、そういう前に1回集まって、1回わなを組み立てがとか、あとこのわなは使っちゃだめなわなとか、これはこういう組み立てですよというのをやっぱり今度は駆除隊の方々には全部知っていると思いますよね。そういう方向でやってもらわないと。

あと、村のほうに、今恐らく20人ぐらいしかいないと思うんですけども、だけれども20人ではまだまだこれから足りないと思いますよね。だから、各行政区の区長さんをお願いして、率先してやっぱり何十名という対策でやらないと、鹿と、例えばイノシシの繁殖力にはついていけないと思います。

だから、村長さんはこれからどういうふうな考えを持っているんだか、あとわなに対してはやっぱり村のほうで買ってちゃんとある程度やらないと、本当にあの組み立て方なんかさっぱりわからないです。そういう考えがあるかないかお聞きします。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず初めに、大型害獣の被害防止というようなことで、議員ご指摘のように、年々ふえてきているというようなことで、今もわなの取得というようなことで多くの方々にも呼びかけをしながら、何とか食い止めようというようなことで進めてきております。

なかなかわなでとつても最後はしとめなくちゃならない。これは駆除隊の方々で猟ができる、鉄砲が撃てるという方でないとなかなかできないというようなことで、こちらもなかなか高齢化をしてきて、今、厳しいというような状況も聞いておりますので、こういったところの取り組みについては、新年度、わなについても、先ほど担当課長も話したように大型の

わなを購入をして、それで仕掛けるというようなことで。

イノシシは群れで来ますので、群れでとるといような方法で、これは関西方面で今やっている取り組みなんです、4本の柱が立って、四隅の全部、その壁が上がっている状態、そこにイノシシが餌を食べに来る。それを遠赤外線カメラで見て、イノシシがそこに入ってくればスマートフォン、この携帯のほうに連絡が来るといような状況で、それを見てパソコン操作でボタンを押すと全部すとんと落ちる、そういうわなもあるものですから、そういったものも購入しながら、この対応策には努めてまいりたいといようなことで考えております。

あとはまた、私も関西方面、山陰、山陽行ってきますと、イノシシ、鹿の被害に、大分大きく被害を受けているといようなところでは、もう山と畑の境にあの波トタンがありますよね。ああいったものを入れて対応していると。幾らとつてもとつてもやっぱりふえてきてしまうといような状況も聞いてきました。まず、そこからけもの畑とか農地に入ってくる、そういう柵も必要だと。そういう対策、柵をつける対策、電牧、電気柵でもやっているんですが、どうしてもなれてきてしまうと、そこをくぐり抜けてきたり、いろいろまた出てきます。今のところは、まだ村内においては電牧で被害は食いとめることができるんですが、あらゆる方法を使いながら、そこは進めていきたいといふうなことで、思っています。

あと、わなの取得に関しては、私も今初めて、そんなにいっぱい種類があるのかなと、議員のお話を聞いて、私も1つか2つぐらいのわなしか、あとは箱わなといのを、そのほかにもそんなにいっぱいあるのかといような部分でいたものですから、これも担当課長、あとは鳥害獣の対策の専門の方々と協議をしながら、どういった方法で皆さんが取得しやすいいような方法があるのか、そういった形で進めてまいればなと思っておりますので、ご理解をいただければなと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） だから、私は先ほど言ったように、何か命令でなくて、役場の職員の方々にも率先して駆除対策のほうに加わってもらいようお願いしますと言ったんです。

それと、あとわなといのは箱わなとか、そんなでっかいやつは出ないです、実地試験には。このぐらいのわなですよ。何かイタチとか、そのようなやつ用なんですよ。その箱わなとか応用わなとかと、そういうのはあんところに置きようないから、あるのは、何といつか、イタチとか、何かそんなちっちゃいものなんですよ、これぐらいのわな。そういうわなが5つも6つもあるんですよ。それを組み立てさせられるんですよ。だから、やったことない人間はさっぱりわからないですよ、そのわな。そのわなの中でも、前は許可になったんだけど、今は使えないわなもあるんですよ。だから、その使えないわなを使った瞬間に終わりだ。講習を受けましたかと言ったから、いや風邪で講習を受けなかったんですと言った

ら終わりです。

だから、実地試験もあるというから、さっき言ったように、小さいわなとかこのわなと、ある程度の勉強をすれば学科試験のはわかるんです、学科はある程度勉強すれば。ただ、実地試験の場合は、とにかくそのわなを見てもわからないから、組み立て式のやつですよ。恐らく5,000円、しても1万ぐらいだと思っけれども、だからそういうわながあるから、その組み立てるやつを事前に。

何か聞いてみたら、別な車のやつは中で練習していたというんですよ。2台で行ったんですけれども、私らの車のときはそれがなかったんですよ、そのわなが。だから、何か2台で行ったんですけれども、片方の車の人たちは車の中で組み立て法、こうやっていたらしいんですよ。

だから、私の言いたいのは、やっぱり命令とか指示じゃなくて、村の職員の方々にも、結局田んぼとか畑とかをやっている人らには率先して協力してもらってお願いしますということ。そうすると、官民一体になって駆除対策をしてもらいたいから私はそういう言葉を使っている話で、別に命令でやることじゃないですよ。村のほうからもそういうふうに職員の方々に、実家は農家なり、じいちゃん、ばあちゃんがイノシシと鹿に困っている方がいっぱいいるわけですから、だから職員の方々にも率先して受けてもらいたいということです。

あとは、そのわなを買って、やっぱり事前に村のほうでもそのわなの組み立て方なんかも、講習に行けないときもあるんですよ。たまたま私が風邪引いて行けなかったもので、別に理由にはなりませんけれども、そういうことをよろしくお願いしますということをお願いしたんです。

以上で終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑はありませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） それでは、205ページをお願いいたします。

4目の健康増進事業費の中で13節委託料、今回、3つの健診について38万4,000円ですか。これは減額補正になっています。予算上げてこれだけ余ったということで、何か健診者が少なかったようなんですが、どのくらい、3つの健診について何名の健診者がおりましたでしょうか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

3つの委託料の人数でございますが、まず、健康診査でございますが、326名でございます。それから、骨粗鬆症につきましては290名、それからがん検診につきましては、これは

各がん検診は部位ごとにありますので……。

〔「総人数」の声あり〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 総人数ですと、延べになってしまいますが、2,945人と。がんの受診者数をそれぞれに足しますと、延べで2,945名ということになります。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） これに関連することで、一般質問でも私質問したわけでございますけれども、このがん検診については、今、総人数でということを知りましたが、がん検診を受ける際、一般の方がどのような手続で受ければどこまで無料になるというようなことなんですか。その手続、がん検診を受ける、その説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

手続でございますが、対象となる方にはあらかじめ問診票というようなものをお配りをいたしております。ですから、それを集団検診ですと健康保険センターで、それからそこで受けられない方については村が契約している須賀川管内、それから郡山もありますが、医療機関、病院、それから診療所、そういったところで契約をしておりますので、その契約医療機関にお申し込みをいただければ、無料でそのままお受けいただくことができるようになっております。特別なお手続というのは、必要はないようになっております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、例えばそれぞれの病院あります、厚生病院でも公立病院でも、それから坪井さんでも。それぞれ自分が行ってがんの検診を、例えば胃カメラを受けたい、大腸の検診を受けたいというようなことで明細を村に出せばいいということなんですか。結局手続と言ったのは、どういうふうにやれば補助金をもらえるのか、無料にもらえるか、手続はどういうふうにすればいいですかというのを聞いたんですが。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

もう医療機関とは契約をしておりますので、直接お申し込みをいただいて、受診していただくだけで結構です。そこで自己負担金を払う必要もございませんし、ですからお金のやりとりというのは出てこないようになっています。お申し込みをさせていただいて、受診をしていただければ、その費用に関しては村が直接医療機関のほうに支払いをします。ですから、個人負担も発生はしないというようなことで、ですから補助金、自分でお金を立てかえて払って、それで後から村から補助金としてもらうと、そういう方法ではなくて、いわゆる現物

給付というんですけれども、そこに行っていたいで、受診をしていただくと。お金のやりとりは直接村と医療機関でやると、個人の医療機関との金銭のやりとりは発生しないというような、そういった方法を今とっております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） なかなかまだのみ込めないんですけれども、例えば本人が行って、お医者さんに行って、胃のカメラを受けたいと言います。受けました。そうしたら、お医者さんからは当然請求は来ると思うんですが、それは、じゃ、村のほうに請求してくださいというような手続を言ってもいいということなんですか。違うんですか、それとは。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今お話し申し上げていましたのは、特定健診と、それぞれの個別の検診であります。人間ドックはまた別でございまして、議員おっしゃっているのはどちらのことになりますか。

人間ドックと、あとそれぞれのがん検診は全く別な仕組みにしておりますので、どちらを今お尋ねでございましょうか。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午後 3時03分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時12分）

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

無料としておりますのは、一番最初の検査でありまして、そこで再度精密検査が必要かどうか、そういった判断をされた場合の2次検査以降につきましては、これまでどおり自己負担でやっていただくというようなことになっております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 大変わかりやすい、ただいまの答弁で了解をいたしました。

それでは、続きまして、210ページの先ほど質問が出ました行政区の協働の里づくり、予算で540万たしか上がっていたのが、すなわち5行政区しか実施できなかったから、これだけの減額補正で上がったと思いますが、なかなかいい制度だと思うんですよね、これ村としては。なかなかそれでも行政区で取り組む集落が12行政区予定で5行政区しか、どのような

原因というか、自分でそれは区長さんが申請するんでしょうからしょうがないんですが、もう少しせっかく上がっている予算、これはどこの行政区でいっぱいいっぱい使ってほしかったと思うんですが、どのような事情でだめなんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

1月の駐在員会議におきまして、行政区長さんにも毎年ご説明をしているわけなのでございますが、ことしも説明をさせていただきました。もう少し上がってくるのかなと私自身も期待はしておったわけですが、やっぱり今、ちょっと業者の方も大きな仕事を抱えているという事情もございまして、なかなか小さいところまでというようなのがあるのかなという思いはあります。ただ、それが本当かどうかというのは、ちょっと私も実態まではわかりませんが、そのような考えを持っております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） これは上限50万ですね。上限50万ですから、これではやはり各行政区でも仕事としてちょっと足りないのかなという思いもいたしますが、上限50万円ですから側溝の土砂上げか、ちょっとしたますかU字溝を補修するぐらいしかできないのかな。だから、取り組まないのかなというような事情も考えられますが、やはりここら辺は区長さんに、篤とこういう仕事を取り組むのにはいいじゃないですかという話までして、そして取り組んでいただければ何とか区長さんも、じゃ、部落民に凶って仕事をやろうかという気にもなるかと思っておりますので、ただ、こういう制度があるから50万円上限でどうのこうのという金額的なことだけ言うのではなく、そこら辺もはやり進めていただくようにしてあげれば取り組む行政区もできて、予算額、満額ぐらい仕事がやっていただけるのではないかと思いますので、その点をお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑はありませんか。

2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 188ページの15節の工事請負費、湯本学生寮解体工事請負費がこれは減額補正になっているんですけども、この説明をよろしくお願いします。

○議長（小山克彦君） 湯本支所長、兼子弘幸君。

〔湯本支所長 兼子弘幸君登壇〕

○湯本支所長（兼子弘幸君） 学生寮解体工事の減額についてですが、当初予算要求におきまして2,484万ほど要求をいたしました。その後詳細設計におきまして設計額が1,953万5,000円となりまして、約530万円程度のそこで差額が生じました。また、入札による請負金額が

1,900万8,000円となりまして、ここで52万円ほどの請差が生じました。それで、今回の583万2,000円の減額ということになりました。

以上です。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 500万というのは解体費用で大分あれだったんだけど、これは見積もりが甘かったんですか、これ。

○議長（小山克彦君） 湯本支所長、兼子弘幸君。

〔湯本支所長 兼子弘幸君登壇〕

○湯本支所長（兼子弘幸君） お答えいたします。

予算を要求する際に、まだはっきりした金額までちょっと出ていない状態で予算要求、本当の概算という形で要求させていただきました。それで、詳細ができた段階での大分減額になったということで、今回ちょっと設計の関係で、大きな金額が出てしまったということです。

以上です。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 最初その金額を出した2,480万円ですか、これはどこから出た金額なんですか。

○議長（小山克彦君） 湯本支所長、兼子弘幸君。

〔湯本支所長 兼子弘幸君登壇〕

○湯本支所長（兼子弘幸君） お答えいたします。

当初、設計の委託しましたが、昨年9月下旬ぐらいに設計委託のほうを発注しました。それで、12月に詳細設計としては出てくる予定だったんですが、予算要求が11月の段階で予算要求したという関係もありまして、本当の概算という形で組んでいただいたということで、設計業者のほうで組んだ概算の金額ということです。

以上です。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 予算組むのもいいんですけど、これは余り金額が開き過ぎ、だって2,500万円でしょう。だから、5分の1減ったということは、本当にこの見積もりが甘かったというか、そういう感じはするんですけど、これは本当は金額幅大きく減額補正するのも俺はちょっとおかしいんだと思うんですけど、これから気をつけてください。

それで、2点目に入ります。

資料189ページ、8節の報償費の報償品等365万円の補正組んでいるんですけど、これはどういうものに使うものですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

報償費365万円の内訳でございますが、これは複数の課にまたがるために、私のほうで代表をしてお答えをさせていただきたいと思えます。

まずは、商品券というようなことで、これは産業振興課のほうで商品券の購入ということで200万円、それから敬老会、これは住民福祉課のほうでございますが、こちらのほうの、これは従来やっておる敬老会の際の記念品を商品券でお配りするといったものがこの中に135万ほど含まれております。その他、文化祭の記念品、これは湯本公民館、それから生涯学習課、それぞれの記念品もこれを使って商品券で記念品をお配りするといったことで予算立てをしているといったことでございます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これについては了解しました。

その1節の報酬で委員報酬というのがありますけれども、これは何名の委員でどういうメンバーなんですか、これ。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

まず、これにつきましては、地方創生を国から交付金を受けるに当たって、計画のほうを策定するというふうなことになります。その策定に当たっては、委員の方々はこれから選定するので、まだ具体的な委員についてはまだこれからというふうなことでございますが、一応予算立てとしましては、3,000円の20名ほどの方を委員として考えておりますが、実際にはこれから各種団体の長の方々を選定していった、委員にお願いしようというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 私も地方創生と、ちょっとわからないんですけども、それはどういう会によって、どういう内容で会議を開くんですか、これ。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

まず、次のページをお開きいただきたいんですが、この中で、一番上なんですが、地方創生計画策定調査業務委託というふうなことで200万ほど計上させております。これは、民間のコンサル等に委託をして、この計画書そのものを策定するというふうなものでございます。

それに付随して村のほうで今後5年後10年後、特に少子高齢化、そういったことの社会に向けて村がどのような形で今後の生き残り策を策定していくんだというふうなことで、これは天栄村独自のみならず、地方創生事業の中で全国一律で行うので、これはある意味地方同士の競い合いにはなるかと思うんですが、その中の一環として天栄村の場合も計画書を策定して、今言った将来に向けた地方の生き残り策を検討していくんだということで、そこに委員の方々に計画の中でいろいろ助言指導をいただくというふうな考えでおります。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 総務課長さん、大事なこれは会なんでしょうから3,000円の20名分だけで、予算で間に合うんですか、後から補正とるんですか、これ。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

委員報酬、今回に限らず、そういった計画を策定するに当たっては、民間の村民を代表する方々に委員になっていただいて、計画を策定するというのは何度かあるわけですが、その中で、3,000円ほどの委員謝礼というようなことで、報償というようなことで考えております。この3,000円の単価につきましては、特別職、委員等報酬というのは条例の中の3,000円という単価があるものですから、これについては譲れない部分があるんですけれども、あとは年何回か会議を開いて、その都度ご意見をいただくというふうな流れで考えております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 今の質問はわかりました。

次に、190ページ、13節の道の駅機能拡充計画策定業務委託料と、これは道の駅全体の業務委託料ですか、これ。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

実際の道の駅機能拡充計画策定業務委託料の400万でございますが、こちらにつきましては、季の里天栄の道の駅と羽鳥湖高原の道の駅の両方の部分が入っております。こちらにつきましては、拡充計画ということで、大体の概要です。概要の設計に対して、この金額で両方とも行うということになっておりますので、大体半分というか、その割合としたら季の里のほうが300万円程度、羽鳥湖高原のほうは100万円程度というようなことで考えております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 季の里天栄が300万、羽鳥湖高原道の駅が100万という話だったんです

けれども、その計画的にはどういう計画で、発表はまだできないんですか、これ。どういう計画に持っていきたいとかそういうのは、それでその委託料を頼んだという何か計画があるんでしょう、これ。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

2つの道の駅がございまして、季の里天栄につきましては一般質問でもお答えしましたが、その中の機能拡充事業ということで、現在の面積をふやした中での部分となっております。伝承館までの間に約5ヘクタールほどの今用地がありまして、そちらにつきましては、今後、地権者の方々と話を詰めながら持っていくと。議員、一般質問でも質問されましたように、中にさまざまなレジャー施設になるような形で、目的となる道の駅をつくってまいりたいというようなことであります。

また、羽鳥湖高原につきましては、用地につきましては現在の用地の中で、機能の拡充ということで、手狭になっている部分もありますので、そちらのほうについて拡張の計画をしたいというふうなことでございます。

季の里につきましては、大体、今、近くにある水田で約2ヘクタールというようなことがありますので、年次計画というふうなことではございますので、その年次計画をどのように進めるかという、その構想を今回のこの計画策定の中で行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） じゃ、頑張ってやってもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小山克彦君） 日程第2、議案第29号 平成26年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

- 住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第29号 平成26年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

平成26年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,745万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,534万3,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ900万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,941万9,000円とする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

240ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額365万6,000円の減、滞納繰越分の収入見込みの減でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、補正額2,235万7,000円の減、2目高額医療費共同事業負担金、補正額73万円の減、3目特定健康診査等負担金、補正額42万1,000円の減、いずれも交付見込み額の減額によるものでございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、補正額853万4,000円、特別調整交付金の交付見込みの増であります。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、補正額988万2,000円、交付見込み額の増であります。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、補正額448万7,000円、交付見込み額の増であります。

6 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療共同事業負担金、補正額73万円の減、2 目特定健康診査等負担金、補正額42万1,000円の減、交付見込み額の減少でございます。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目高額医療共同事業交付金、補正額917万9,000円の減、2 目保険財政共同安定化事業交付金、補正額911万4,000円、いずれも交付額の確定見込みによる増及び減であります。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額280万7,000円、主に保険基盤安定繰入金の確定による増でございます。

2 項基金繰入金、1 目国保基金繰入金、補正額2,000万円、基金繰入金の増であります。

11 款諸収入、3 項雑入、2 目一般被保険者第三者納付金、補正額11万円、6 目雑入1万1,000円、第三者損害賠償金等の増であります。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額25万9,000円の減、確定に伴う不用減であります。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費、補正額13万9,000円、これも確定による不用減でございます。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費、補正額6万4,000円の減、確定による不用減でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正額208万5,000円、2 目退職被保険者等療養給付費、補正額1,300万、給付見込み額の増による補正でございます。

2 項高額療養費、2 目退職被保険者等高額療養費、補正額140万円、3 目一般被保険者高額介護合算療養費、補正額5万円の減、給付見込み額の増及び減であります。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、補正額20万円の減、該当医療費なしのため全額減額であります。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業医療費拠出金、補正額291万9,000円の減、2 目保険財政共同安定化事業拠出金24万7,000円の増、拠出金の確定に伴う増及び減であります。

8 款保険事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、補正額243万円の減、事業確定による不用減であります。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、補正額3万円の減、確定による減であります。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、補正額20万円の減、3 目償還金、補正額5万2,000円、確定による増及び減であります。

3 項繰出金、2 目診療施設勘定繰出金、補正額695万8,000円、これは直営診療施設分の特別調整交付金交付額が増加する見込みであります。同額を直診会計で繰り出すものでございます。

続きまして診療施設勘定です。

歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、補正額365万円の減、2目社会保険診療報酬収入、補正額276万9,000円の減、3目後期高齢者診療報酬収入、補正額667万1,000円の減、4目一部負担金収入、補正額207万9,000円の減、いずれも収入見込み額の減に伴う補正でございます。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、補正額2万円、自費診療代は増加するものであります。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、補正額4万円の減、診断書料等の減でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額77万7,000円の減、運営費分繰り入れの減でございます。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、補正額695万8,000円の増、特別調整金相当分の繰り入れ増でございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額41万7,000円の減、確定による不用減でございます。

2項研究研修費、1目研究研修費、補正額30万円の減、確定による不用減でございます。

2款医業費、1項医業費、2目医療用消耗器材費、補正額7万1,000円の減。

3目医薬品衛生材料費、補正額613万5,000円の減。

4目委託料、66万円の減。薬剤費等の不用減でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額142万5,000円の減。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 242ページの繰入金、国保基金繰入金が2,000万となっておりますが、3月1日現在でよろしいんですけれども、国保基金の残高は幾らくらいになっておりますか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

1億3,639万6,040円でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 前よりはちょっと1億3,000万になりまして、基金が減ったということですが、18年度はやはり国から県のほうに国保運営が移行するということで、前

からも私も質問していたようなわけですが、やはりその前に、県ではこの基金は取り崩ししないということでお話は伺っておりますが、でもやはりわからないですから、もう1年、もう2年くらいしかないんで、そこを全部使いなさいということは言いませんが、やはり幾らかでも引き下げをして、2年間である程度の金額にさせていただきたいと思いますが、これはいつから、6月の議会に向けていると思うんですが、その税金の査定というのはいつくらいになりますか。その時点で、6月の議会で取り上げますけれども、引き下げにさせていただきたいと思いますが、そこら辺はどのように考えておりますか。まだわからないですか、税務課でも結構です。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

今、国民健康保険税の場合、26年度から3方式にさせていただいたわけですし、まさに今、申告の真っ最中でございます。そうすると、所得が確定するのが6月になります。そうすると、6月に所得が確定して初めて案分率や何かの試算ができるようになってくるものですから、それまでにつきましては、現状では値上げと値下げのという話は、ちょっと今ここではできないという状態でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） ちょっと6月くらいにならないとわからないということでしたが、とにかく幾らかでも引き下げにさせていただきたいと私は思っております。

あともう一つ、238ページの診療施設勘定、これで1,500万の補正額となっておりますが、これは診療の報酬の減ということなんですが、原因となるものはどのようなことが理由となっておりますか、お願いします。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

診療報酬収入につきましては、この26年度の診療施設勘定の予算審議の中で、別な議員さんからもご指摘をいただきました。ちょっと過大に見ているのではないかというようなことでありました。

〔発言する声あり〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 多過ぎるように見ているのではないのかと。ということで、ここにつきましてはドクターも交代するというようなことで、診療収入の増収に向けて頑張っておりますというようなお答えをしておりましたが、1年間一生懸命診療に当たっていただいておりますが、なかなか思ったように診療収入の増加には結びついていないと

というようなことで、今回このような減額の補正というようになったところでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 1年間一生懸命診療していただいたんですが、やはり1,500万も繰り入れするということは財政も大変なことになりますので、そこら辺は患者数というのは少ないんでしょうか、1年前と比べて。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

患者数ですが、まだ実数は2月の診療分までしか26年度につきましては集計をしておりますので、3月分は見込みでございますが、比較しますと、1年で大体患者数にして77名、延べ患者数でいきますと、大体250名ぐらいの減となるような見込みでございます。ただ、これは土曜日が半日で、月曜日は1日にしたというような診療時間の減少ということもございます。それで、その半日減額のそこを1日平均に戻しまして換算し直すと、1日当たりの患者数につきましては、前年度とほぼ同様と。1日当たりの患者数の平均につきましては、ほぼ同様というふうな状態でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、患者数が250人の減ということで、昨年からするということなんですが、土曜日は今のところ半日ということでしたよね。これ、もうちょっと土曜日も1日やるとかしていただいて、やはり患者の診療数を、回数を多くしてもらわないと、1,500万なんていうことは大変なことです。やはりそういうところをもうちょっと医師とご相談いただきまして、そこら辺協議していただきたいと思いますが、あとはやはり往診とかは、前の1年前のさきの先生と同じように、1年だかその前の先生、往診はやっているんですか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

週に1回、曜日が決まっております、往診はっております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 土曜日も半日を1日にしてもらおうとか、あと往診は今までどおりやっていたかということでわかりましたが、やはり前の先生よりは期待しますということで、26年もそういう答弁をいただいておりますので、そういうところは、きちっとやはり報酬は、報酬額についてもやった分ぐらいの、診療した分ぐらいの報酬の基準とか、やはりそういうこともいろいろと検討してみてもどうかと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 医師の報酬につきましては、年額2,000万ということであり、かなり高額な額でございます。ですから、ドクターのほうには、そこに見合うように、一生懸命診療のほうに頑張らせていただくというようなことで、私ども担当課のほうからも再度要請をいたします。

それから、土曜日の半日診療につきましても、1日診療に向けた改善ができるように診療所のほうと協議、調整を進めて、そういった方向に行けるように検討してまいりたいと思っております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 1年で2,000万の報酬ということは、とにかく高額でありますので、そこら辺はきちんとやはり報酬に見合った収入、それをきちっとやっていただきたいと思えます。そうでないと、税金の負担が全部にかかってくるようなことになりますから、国保の加入者の。そういうところをきちっとやはりお話をさせていただいて、今後その収入、繰り入れなんかしないような形で、少しでもしていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第3、議案第30号 平成26年度牧本財産区特別会計補正予算につ

いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第30号 平成26年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成26年度牧本財産区特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額185万6,000円のうちで、歳出を補正する。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

255ページをお開き願います。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額154万6,000円、これは基金の積立金の増でございます。

2目財産管理費、補正額25万9,000円の減、これは土木作業員の精算による減でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額128万7,000円の減。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第4、議案第31号 平成26年度大里財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第31号 平成26年度大里財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成26年度大里財産区特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26万1,000円とする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

258ページをお開き願います。

まず歳入、4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額2万1,000円の減、これは基金繰入金の減でございます。

次に歳出、1款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、補正額2万1,000円の減。これは土木作業員の減でございます。

よろしくご審議願います。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第5、議案第32号 平成26年度湯本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、兼子弘幸君。

〔湯本支所長 兼子弘幸君登壇〕

○湯本支所長（兼子弘幸君） 議案第32号 平成26年度湯本財産区特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成26年度湯本財産区特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171万8,000円とする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

261ページをお開きください。

歳入歳出予算、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正額5,000円の減でございます。これにつきましては、東北電力電柱敷土地貸付収入の減によるものでございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額5,000円の減、11節需用費の確定による減でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

議案審議の途中であります。本日の会議はこれにて延会したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

なお、明後日16日は天栄幼稚園卒園式のため、午後1時半よりの開会となります。よろしく申し上げます。

(午後 4時00分)

3 月 定 例 村 議 会

(第 5 号)

平成27年3月天栄村議会定例会

議事日程（第5号）

平成27年3月16日（月曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第33号 平成26年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について
- 日程第 2 議案第34号 平成26年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について
- 日程第 3 議案第35号 平成26年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第 4 議案第36号 平成26年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第37号 平成26年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第38号 平成26年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第39号 平成26年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第40号 平成26年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第41号 平成26年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第42号 平成26年度天栄村水道事業会計補正予算について
- 日程第11 議案第43号 平成27年度天栄村一般会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪 仁 君	2番	服 部	晃 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	廣 瀬	和 吉 君
5番	揚 妻	一 男 君	6番	渡 部	勉 君
7番	熊 田	喜 八 君	8番	須 藤	政 孝 君
9番	後 藤	修 君	10番	小 山	克 彦 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 長	伊 藤 栄 一 君
税 務 課 長	森 廣 志 君	住 民 福 祉 長	揚 妻 浩 之 君
産 業 振 興 長	吉 成 邦 市 君	地 域 整 備 長	佐 藤 市 郎 君
参 事 兼 計 者	小 山 志 津 夫 君	湯 支 所 本 長	兼 子 弘 幸 君
天 保 育 所 長	北 畠 正 君	学 校 教 育 長	清 淨 精 司 君
生 涯 学 習 長	山 本 サ ト 子 君		

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 長	蕪 木 利 弘	書 記	星 千 尋
書 記	吉 田 真 由 美		

◎開議の宣告

○議長（小山克彦君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第5号をもって進めます。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第1、議案第33号 平成26年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） 議案第33号 平成26年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成26年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算は、次の定めによるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ447万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,344万6,000円とする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

264ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、2款財産収入、2項財産運用収入、1目財産運用収入、補正額447万3,000円。これにつきましては、ハイテク大山工業団地に立地しております工場の拡張に伴う繰上償還の分でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額447万3,000円。こちらにつきましては、11節、13節につきましては確定による減、それに伴いまして、歳入がふえたことに伴いまして、28節繰出金のほうで一般会計繰出金が502万3,000円増額となっております。

よろしくお願ひします。

- 議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小山克彦君） 日程第2、議案第34号 平成26年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

- 地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第34号 平成26年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

平成26年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額1,967万7,000円のうちで、歳出を補正する。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

267ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ円でございます。

これにつきましては、11節需用費、電気料の不足、印刷費、13節の委託料、水質検査の委託料でございます。この不足によりまして修繕費を減額するための組み替えでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第3、議案第35号 平成26年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第35号 平成26年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

平成26年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億855万7,000円とする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

270ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、6款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、補正額101万1,000円。これにつきましては、県道改良工事に伴う負担金の確定による減でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額3万2,000円の減。これにつきましては、11節の電気料が不足によりまして153万7,000円ほどの増となります。また、印刷製本費5万1,000円が増になり、そのために修繕費を130万円ほど減額するというようなことをとっております。

工事請負費につきましても、請け差分で37万円ほど減額となります。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費97万9,000円の減。これにつきましては、委託料、工事請負費とも請け差による減でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第4、議案第36号 平成26年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

[地域整備課長 佐藤市郎君登壇]

○地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第36号 平成26年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

平成26年度天栄村二岐専用水道特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額341万9,000円のうちで、歳出を補正する。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

274ページをお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額20万2,000円の減でございます。

これにつきましては、15節工事請負費、メーター交換工事費の請け差による減、そのほか18節備品購入費、これはメーターの購入が少なかったということでの減でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費20万2,000円の増でございます。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第5、議案第37号 平成26年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第37号 平成26年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

平成26年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億548万4,000円とする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

277ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額10万円の減でございます。現年度水道料の確定による減でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金290万8,000円の減でございます。これは一般会計への繰入金の減でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額80万9,000円の減でございます。これにつきましては、需用費、消耗品費、薬品費の減。13節委託料の検査手数料の減等によるものでございます。15節、配水管の漏水修理が少なかったこと等による減でございます。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費208万円の減でございます。委託料及び工事費の請け差による減によるものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額3万8,000円の減でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第6、議案第38号 平成26年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第38号 平成26年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算（第2号）のご説明を申し上げます。

平成26年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額319万4,000円のうちで、歳出を補正する。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

282ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ円でございます。これにつきましては、12節、13節の増と減の組み替えでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第7、議案第39号 平成26年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第39号 平成26年度天栄村介護保険特別会計補正予算について説明をいたします。

平成26年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,583万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,714万7,000円とする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

286ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額34万円。現年度分普通徴収保険料の収入見込み額が増となるものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額1万1,000円。現年度分の介護給付費負担金の交付見込み額の確定によるものでございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額10万2,000円。現年度分の調整交付金の交付見込み額の確定によるものでございます。

2目地域支援事業交付金（介護予防事業）、補正額8万8,000円の減。現年度分の交付金の交付見込み額の確定による減でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額57万6,000円。現年度分の交付金の交付見込み額の確定による増でございます。

2目地域支援事業支援交付金、補正額10万2,000円の減。現年度分の交付金の交付見込み額の確定による減額でございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、補正額65万7,000円。現年度分負担金の交付見込み額の確定による増であります。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）、補正額4万4,000円の減。現年度分交付金の交付見込み額の確定による減額でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額1,528万1,000円。現年度分の給付費の法定分の繰り入れ増でございます。

2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）4万4,000円の減。現年度分の繰り入れ額の確定に伴う減でございます。

その他一般会計繰入金85万3,000円の減。事務費分の繰入金の減額でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額51万3,000円の減。13節、14節の事業確定に伴う減額でございます。

3項介護認定審査会費、2目認定調査等費、補正額34万円の減。7節、12節の確定に伴う減額でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額786万1,000円の減。居宅介護サービス給付費の給付見込み額の確定による減額でございます。

5目施設介護サービス給付費、補正額800万円。施設介護サービス給付費の給付見込み額の増に伴う補正でございます。

7目居宅介護福祉用具購入費、補正額28万円。居宅介護福祉用具購入費の増額見込みのための補正であります。

9目居宅介護サービス計画給付費、補正額120万円。居宅介護サービス計画給付費の増加見込みに伴う補正でございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、補正額278万3,000円の減。介護予防サービス給付費の給付見込み額の減少に伴う補正でございます。

7目介護予防サービス計画給付費、補正額22万2,000円。サービス計画給付費の給付見込み額の増に伴う補正でございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額14万円の減。支払い手数料の減額でございます。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額95万円。高額介護サービス費の給付見込み額の増による補正でございます。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、補正額39万円。サービス給付費の給付見込み額の増による補正でございます。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額180万円。サービス給付費の給付見込み額の増による補正でございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額1,502万4,000円。基金積立金の増であります。

5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費、補正額23万9,000円の減。8節、12節、13節の確定による減額であります。

2目介護予防一般高齢者施策事業費、補正額11万4,000円の減。8節の確定に伴う減額であります。

2項包括的支援事業・任意事業費、5目任意事業費、補正額4万円の減。8節の確定に伴う減額であります。

以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休議いたします。

（午後 1時58分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時10分）

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第8、議案第40号 平成26年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） 議案第40号 平成26年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成26年度天栄村風力発電事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額1億689万円のうちで、歳出を補正する。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

295ページをごらんください。

歳出1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ。こちらでございますが、主なものでございますと、工事請負費が600万円の減額、委託料が600万円の増額ということで、保守点検委託料でございますが、保守点検委託料の回数並びにブレーキパットの交換、ブレーキキャリバーの油の交換、サーモドライブ点検、バッテリーの交換、油圧ユニットの故障対応等がありまして、こちらの金額が増額になったための部分で600万の増額の補正となっております。需用費につきましては確定による減でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第9、議案第41号 平成26年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第41号 平成26年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成26年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ367万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,784万2,000円とする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

299ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額303万5,000円の減。収入見込み額の確定による減であります。

2目普通徴収保険料74万7,000円。こちらも収入見込み額の確定による増額であります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額23万2,000円の減。確定による減でございます。

2目保険基盤安定繰入金、補正額51万3,000円の減。こちらも確定による減であります。

3目広域連合分賦金、補正額4万3,000円の減。こちらも確定による減であります。

4目保健事業費繰入金、補正額10万8,000円の減。こちらも確定による減であります。

5款諸収入、2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、補正額12万7,000円の減。広域連合から受託しております特定健診の確定による減であります。

5款諸収入、5目雑入、1目雑入、補正額36万円の減。こちらは人間ドック事業の確定に伴う減でございます。

歳出、1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、補正額1万5,000円の減。13節の確定による減であります。

2目徴収費、補正額21万7,000円の減。こちらも13節の確定による減であります。

2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額280万円の減。保険料等の納付金の減でございます。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、補正額63万1,000円の減。健診、それから人間ドックの委託料の確定による減額であります。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額8,000円の減。

以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第10、議案第42号 平成26年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第42号 平成26年度天栄村水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

（総則）

第1条 平成26年度天栄村水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額44万2,000円の減でございます。第2項営業外収益、補正予算額62万円の増です。

支出。第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額275万円の減でございます。

第2項営業外費用、補正予算額105万円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,704万9,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億810万5,000円」に、「過年度損益勘定留保資金1億1,341万8,000円」を「過年度損益勘定留保資金1億447万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款資本的収入、第2項負担金、補正予算額22万4,000円の減。

支出。第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正予算額916万8,000円の減。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

307ページをお願いいたします。

平成26年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書で説明を申し上げます。

（収益的収入及び支出）

収入。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正予算額430万円の減でございます。これにつきましては、水道料の使用水量の減及び見込みが多かったということの減によるものでございます。

2目受託工事収益、12万円の減。これにつきましては、消火栓工事費の事業費の確定によるものでございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金、補正額62万円の増でございます。これにつきましては、一般会計補助金でございます。

支出。1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額95万円の減でございます。これにつきましては、4節、5節、8節とも事業費の確定による減でございます。

2目配水及び給水費、補正額86万円の減でございます。これにつきましては、2節備消耗品費のメーター購入費の残でございます。

次のページをお願いいたします。

3目受託工事費、補正予算額12万円の減。これにつきましては、消火栓の確定による減でございます。

4目総係費、補正予算額121万7,000円の減でございます。これにつきましては、11節委託料、会計システムの請け差が大きく出たということでございます。そのほかにつきましては、給与等の人件費等が減額したということでございます。

6目資産減耗費、補正額39万7,000円の増でございます。これにつきましては、構築物除却、石綿管の除却費による増でございます。

2項営業外費用、2目雑支出、補正予算額15万円の減でございます。これにつきましては、賞与、福利費等の引当金の不用による減でございます。

3目消費税、補正予算額90万円の減でございます。これは確定による減でございます。

(資本的収入及び支出)

収入。1款資本的収入、1項負担金、1目負担金、補正予算額22万4,000円の減でございます。これにつきましては、給水工事の負担金の確定による減でございます。

支出。1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、補正予算額894万4,000円の減でございます。これにつきましては、工事請負費、委託料の事業の確定の請け差による減でございます。

2目固定資産購入費、補正予算額22万4,000円の減でございます。これにつきましては、監視盤工事の請け差による減でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明

○議長（小山克彦君） 日程第11、議案第43号 平成27年度天栄村一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第43号 平成27年度天栄村一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成27年度天栄村の一般会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ77億3,500万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

中小企業制度資金利子補給事業（平成27年度貸付分）。平成28年度から平成29年度まで。78万3,000円。国民金融公庫資金、一般資金・中小企業経営改善資金、県商工組合中央金庫資金、一般市中銀行のうち消防法・公害防止法による設備資金。※資金として4,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

特別経済対策利子補給事業（平成27年度貸付分）。平成28年度から平成29年度まで。33万円。長期安定保証、経営環境改善保証、緊急経済対策資金、関連倒産防止資金、小口零細企業資金、短期保証、小規模企業共済事業資金、日本政策金融公庫資金、県商工事業協同組合資金。※資金として1億100万円を超えない金額を借りた場合、年利1%を超える分に関して利子補給をし、最大2%を限度とする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

東日本大震災対策利子補給事業（平成27年度貸付分）。平成28年度から平成29年度まで。244万5,000円。災害復旧貸付、災害関連保証、震災対策特別資金、その他罹災証明書を添付した震災関連資金。※資金として9,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

農業経営者育成資金利子助成事業（平成27年度貸付分）。平成28年度から平成37年度まで。45万円。農業経営者育成資金。※資金として1,000万円を限度とし、助成率は年1.0%以内とする。

天栄村教育資金利子補給事業（平成27年度貸付分）。平成28年度から平成30年度まで。80万円。教育資金。※資金として200万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。

湯本スキー場管理業務委託。平成28年度から平成29年度まで。1,980万円。

羽鳥湖畔オートキャンプ場管理業務委託。平成28年度から平成29年度まで。1,000万円。

第3表 地方債。

起債の目的、1、臨時財政対策、限度額1億円。2、緊急防災減債事業1億2,360万円。3、消防自動車購入事業1,520万円。4、道路整備事業4,100万円。計2億7,980万円。

起債の方法、証書借入れ又は証券発行。

利率、年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

続きまして、事項別明細の4ページをお開き願います。

2の歳入からご説明を申し上げます。

1款村税、1項村民税、1目個人分、本年度1億4,759万9,000円、比較999万2,000円の減。この減の主な理由としましては、現年度課税分の中でそれぞれ3つとも減少しているんですが、その中で真ん中の所得割額（普通徴収）、これらが前年度と比較して約800万円ほど下落しているということで、米価下落の影響というふうなことでございます。

2目法人分、本年度3,845万5,000円、比較561万1,000円の増。これは、現年度課税分の中で法人割分、これは法人の業績好調による収入増の見込みでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税、本年度4億191万円、比較215万円の増でございます。現年課税分で、土地については収入見込みは減、家屋についても減、それから償却資産は評価見込み額の増ということで、償却資産は増の見込みをしております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度1,459万8,000円、比較81万5,000円の増でございます。これは土地評価額の増でございます。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、本年度1,605万9,000円、比較111万6,000円の増でございます。

4項村たばこ税、1目村たばこ税、本年度3,758万5,000円、比較186万7,000円の減で、本年度の実績をもとに積算したところでございます。

5項入湯税、1目入湯税、本年度529万5,000円、13万6,000円の減でございます。

次のページをお開き願います。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、本年度2,497万5,000円、比較68万8,000円の増。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、本年度5,527万3,000円、比較294万1,000円の減。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、本年度96万6,000円、比較10万1,000円の減。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、本年度123万7,000円、比較56万1,000円の増でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、本年度143万5,000円、比較128万7,000円の増でございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、本年度7,176万円、比較1,308万6,000円の増。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、本年度1,116万6,000円、72万円の増。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、本年度1,104万1,000円、50万7,000円の減でございます。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、本年度938万3,000円、比較1万6,000円の増でございます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、本年度168万2,000円、5万4,000円の増でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、本年度15億9,597万7,000円、2,980万円の減でございます。国の地方財政計画に基づき見積もったところでございます。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、本年度86万1,000円、16万4,000円の減でございます。これらはいずれも今年度の実績に基づき計上したところでございます。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、本年度152万1,000円、111万7,000円の減で、須賀川地方保健環境組合の按分金でございます。

2目農業費分担金、3目総務費分担金、いずれも存目計上でございます。

4目教育分担金、本年度1,000円で、6万円の減でございます。

2項負担金、1目総務費負担金、本年度1,000円の存目計上でございます。これは、昨年度は派遣職員があったために人件費相当分の負担金がここにあったところでございます。

2項民生費負担金、本年度815万円、比較144万5,000円の減。この減の主な理由としましては、児童福祉施設の入所者負担金の中の一番上で、天栄保育所入所者負担金が収入見込みの減としたところでございます。

次のページをお開き願います。

3目教育費負担金、本年度374万8,000円、比較14万9,000円の増でございます。これは2節の預かり保育料負担金が増となったところでございます。

4目農業費負担金、本年度337万5,000円、82万5,000円の減。これは、沖内地区の負担金の減でございます。

5目衛生費負担金、本年度31万3,000円、比較ゼロで同額でございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度222万1,000円、比較1万円の増でございます。

2目民生使用料、本年度3万8,000円、比較3,000円の減でございます。

3目農林水産使用料、本年度110万5,000円、比較12万5,000円の減でございます。

4目土木使用料、本年度1,242万円、比較34万5,000円の増。これにつきましては、住宅使用料の過年度分の使用料の収入増を見込んだところでございます。

5目教育使用料、本年度136万4,000円、比較6万4,000円の増でございます。この中では、2節の保健体育使用料の中の一番下、屋内スポーツ運動場使用料、これが新たに新年度に計上したところでございます。

6目衛生使用料、本年度26万4,000円、比較26万4,000円の減でございます。

2項手数料、1目総務手数料、本年度314万2,000円、6万円の増でございます。

2目民生手数料、本年度42万9,000円、比較増減なしでございます。

3目衛生手数料、本年度129万7,000円、70万8,000円の増でございます。

4目農林水産手数料、本年度1,000円の存目計上でございます。

5目商工手数料、本年度1,000円の存目計上です。

6目土木手数料5万7,000円で、比較で7,000円の増でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、本年度1億1,370万3,000円、比較425万7,000円の増。この増の主な理由としましては、2節の中の障害者自立支援給付費負担金、これが昨年度と比べて320万円ほど増加したということ、それから、4節の施設型給付費国庫負担金、これが新規の計上となったところでございます。

2目衛生費国庫負担金、本年度29万3,000円、比較増減ゼロでございます。

3目土木費国庫負担金、本年度1,000円の存目計上でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度2,924万1,000円、比較608万円の増。この増の理由としましては、2節の社会保障・税番号制度のシステム整備費補助金、これが新たに計上したところによるものでございます。

2目民生費国庫補助金、本年度2,570万円、比較180万円の減。この減の理由としましては、2節が295万2,000円ほど減ったということ、それから3節でも460万円ほど減ったということです。それから4節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金、それから5節の中で介護保険法改正システム改修補助金、6節の地域子ども・子育て支援事業補助金、この3つはいずれも新規の計上でございます。

3目衛生費国庫補助金、本年度13万2,000円、比較59万9,000円の減でございます。

4目農林水産業費国庫補助金、本年度2,117万5,000円、比較2,067万5,000円の増でございます。この増の理由としましては、農業基盤整備促進事業補助金、これは湯本の糯田地区、それから天栄地区で新たな事業というようなことで新規計上でございます。

5目土木費国庫補助金、本年度8,135万8,000円、比較1,435万5,000円でございます。これは、増の理由としては、社会資本整備総合交付金がふえたことによるものです。

6目教育費国庫補助金、本年度32万8,000円、比較15万8,000円の増でございます。

7目消防費国庫補助金、本年度1,000円の存目計上で、これは、昨年、消防施設の補助金を計上したところでございます。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度18万1,000円で、比較5,000円の増。

2目民生費委託金、本年度157万8,000円、比較101万9,000円の減。これは基礎年金等事務委託金が減ったことによるものです。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、本年度6,633万2,000円、比較106万8,000円。これは、収入増の主な理由としては、2節の障害者福祉費負担金が増えて、そして、昨年度は災害援護資金貸付金の収入があったんですが、これが全くなかったということで、トータルでは減額となったところでございます。

2目衛生費県負担金、本年度14万6,000円、比較ゼロでございます。

3目土木費県負担金、本年度1,000円の存目計上です。

2項県補助金、1目総務費県補助金、本年度19万5,000円、比較1万円の増。

2目民生費県補助金、本年度3,837万円、比較587万6,000円の増。これにつきましては、次のページをお開きいただきまして、増の主な理由としましては、4節の児童福祉費補助金です。その中でも下3つ、福島県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金、それから地域子ども・子育て支援事業補助金、放課後子どもプラン事業補助金、この3つがいずれも新規計上にしたものでございます。

3目衛生費県補助金、本年度39億6,887万8,000円、比較17億947万8,000円の増でございます。これにつきましては、4節の除染対策事業交付金、事業費の増による交付金の増を見込んだところでございます。

4目農林水産業費県補助金、本年度1億2,769万8,000円、比較804万1,000円。この中で、まず2節の農業費補助金は2,600万円ほどトータルで減になっております。3節の林業費県補助金は逆に3,100万円ほどトータルで増えております。この増えた理由が、ふくしま森林再生事業補助金、これを新規計上したところによるものでございます。国土調査費の補助金も増額となって、トータルで800万ほど増えたということでございます。

5目商工費県補助金、本年度1,000円の存目計上でございます。

6目消防費県補助金、7目教育費県補助金、8目災害復旧費県補助金、いずれも1,000円の存目計上でございます。

9目労働費県補助金、本年度2,565万5,000円、比較3,155万4,000円の減でございます。これは震災対応の雇用創出事業の補助金の事業費が減ったことによるものです。

10目土木費県補助金、本年度622万4,000円、比較50万8,000円の増でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度2,336万7,000円、比較19万8,000円の減でございます。

2目農林水産業費委託金、本年度330万5,000円で、前年度と同額でございます。

3目土木費委託金、本年度393万9,000円、比較90万6,000円の増で、これは2節の河川浄

化委託金が増えたことによるものです。

4目教育費委託金、本年度821万7,000円、比較195万8,000円の減。これは3節の福島県放課後支援事業委託金、これが減少となったことによるものでございます。

次のページをお開き願います。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,287万4,000円、比較13万5,000円の増でございます。

2目利子及び配当金、本年度68万7,000円、比較8万1,000円の増でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度406万円、昨年度と同額計上でございます。

2目物品売払収入、本年度1,000円の存目計上でございます。

3目生産物売払収入、本年度1,000円の存目計上でございます。

4目除雪車売払収入30万円、これは除雪車の売り払い収入で、新規計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、本年度1,000円の存目計上です。

2目教育費寄附金、本年度1,000円の存目計上でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目湯本財産区特別会計繰入金、本年度146万3,000円で、前年と同額でございます。

2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、本年度1,324万7,000円、比較40万9,000円の減でございます。

3目風力発電事業特別会計繰入金、本年度1,000円の存目計上でございます。

4目国保（事業勘定）特別会計繰入金、本年度21万6,000円、比較21万5,000円の増でございます。

5目後期高齢者医療特別会計繰入金、本年度3,000円の前年度と同額計上でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度1億9,000万円、比較3,000万円の増でございます。

2目人材育成基金繰入金、本年度130万円、比較20万円の減でございます。

3目減債基金繰入金、それから4目地域福祉基金繰入金、本年度1,000円の存目計上でございます。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、本年度63万円、比較122万3,000円の減でございます。

6目東日本大震災復興基金繰入金、本年度1億1,137万9,000円、比較9,755万9,000円の減でございます。

7目天栄村除雪車整備基金繰入金、本年度1,117万6,000円で、これは新規計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度6,000円の前年度と同額計上でございます。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度40万円で、昨年度と同額でございます。

2目加算金、3目過料、1,000円の昨年度と同額、存目計上でございます。

2項村預金利子、1目村預金利子、本年度21万8,000円、比較4万5,000円の増でございます。

3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、本年度1,000円の存目計上です。

4項雑入、1目弁償金、本年度1,000円の健康診査の手数料でございます。

2目雑入、本年度1,450万4,000円、比較69万6,000円の増でございます。

3目過年度収入、本年度3,000円で、比較して1,000円の減でございます。

22款村債、1項村債、1目総務債、本年度2億3,880万円、比較2億7,700万円の減でございます。

2目土木債、本年度4,100万円、比較430万円の増でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度7,806万4,000円、比較469万5,000円でございます。この増加した主なものとしましては、4節の共済費、この議員共済組合負担金の掛け率が変わったことによつて、ここで前年度と比べて310万ほど増加したところでございます。それから、旅費が40万ほど増加したといったところが議会費の増加の主な要因でございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度2億6,119万7,000円、比較219万4,000円の増。この増加の主な理由としましては、次のページをお開きいただきたいのですが、報償費の中で、真ん中辺に村制60周年記念式典の記念品、それから、これらの関連では、33ページが一番下、普通食糧費、それから、めくっていただきまして、役務費の中で広告料、そういったものが記念式典による増加でございます。

それから、13節委託料の中で、34ページの下のほうですが、講師派遣委託料、それから司会委託料、会場設営委託料、これらは村長サミットに要する経費として新規計上でございます。それから、14節の中の使用料及び賃借料の中のバス、それから機器の借り上げも村長サミットに要する経費で新規計上でございます。

続きまして、36ページをお開き願います。

2目文書広報費、本年度340万3,000円、比較10万8,000円の増でございます。これは、ほぼ昨年並みの計上でございます。

3目財政管理費、本年度337万円、比較77万6,000円の増で、ほぼ昨年並みの計上で、システム賃借料が若干増加したところでございます。

4目会計管理費、本年度57万3,000円で、昨年度と同額でございます。

5目財産管理費、本年度1億7,527万円、比較8,833万円の減でございます。これは、次のページをお開きいただきまして、減となった大きな要因は、昨年度の中で役場周辺防災機能強化工事、これが1億1,000万円ほどあったんですが、それが今回ないということで、これが減の一番大きな要因でございます。あとはほぼ昨年並みの予算計上でございます。

あと、今年度、15節で庁舎の非常用電源整備工事、昨年も計上したんですが、今年度で改めて予算計上するものでございます。

続きまして、6目企画費、本年度7,396万1,000円、比較1,007万2,000円の増でございます。これは、次のページをお開きいただきまして、41ページの一番上の使用料及び賃借料の中で基幹系システム機器賃借料、これが1,231万2,000円ほど、新規計上なんですけど、これは社会保障・税番号制度の施行に伴う新たな機器の賃借というふうなことで新規計上したところでございます。これにつきましては19節の負担金の中で下から2番目、これも新たな負担金として新規計上させていただいたところでございます。

7目支所及び出張所費、本年度8,203万8,000円、比較2億6,291万6,000円の減。これは、昨年度、防災センター整備というようなことで工事費で3億円ほど予算化したんですが、それが今回ないというようなことで、大きな減少となったところでございます。

それから、43ページをお開きいただきまして、この中で工事請負費でございますが、湯本支所の解体工事、これが860万円、それから防災センターの外構工事、これが2,800万円、それから併設する形でもっての格納庫建設工事、これが1,700万円。この工事は3件とも新規の計上でございます。

8目交通安全対策費、本年度147万6,000円、比較22万5,000円の増、ほぼ昨年並みの予算計上でございます。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） 続きまして、45ページでございます。

2項徴税费、1目税務総務費、本年度8,204万6,000円、比較425万9,000円の増。主な理由といたしまして、まず、2節、3節、4節の人件費でありますけど、所属職員が、昨年、9名から8名に減少したことにより、人件費は全体で476万3,000円の減となっております。

しかし、13節の委託料で社会保障・税番号制度関係のシステム改修整備等の委託料が約811万5,000円の増。また、14節の使用料及び賃借料が新システムの導入に伴い約95万7,000円の増となったため、前年度比較では増額の計上となっております。そのほか各節につきましては、ほぼ前年と同額の計上でございます。

次に、2目賦課徴収費、本年度1,250万3,000円、54万8,000円の増。8節の報償費につきましては前年の報償金の実績をもとに計上いたしましたので52万6,000円の減。12節役務費につきましては、27年度より新たに開始するコンビニ収納の手数料を計上いたしましたので

39万4,000円の増。13節委託料は17万3,000円の減。14節使用料及び賃借料が、新システムの導入に伴い85万3,000円の増額となり、そのほかの各節につきましては、ほぼ前年と同額でございます。

以上でございます。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度3,022万7,000円、比較936万7,000円の増であります。

49ページをお願いいたします。

委託料の中の2番目でございます。マイナンバー制度の導入に伴いまして、住民基本台帳システムの改修経費が増加しております。561万6,000円。それから、一番下のCS端末委託料21万6,000円、これもマイメンバーに伴う増加でございます。

それから、税と同じ新システムの導入に伴いまして、住民情報システム保守委託料、それから印鑑登録システム保守委託料、14節の住民情報システム使用料、印鑑登録システム使用料が増加となったため、昨年度比約900万円ほど増加となったものであります。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 50ページをお開き願います。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度73万3,000円、比較23万2,000円の増。ほぼ昨年並みですが、13節の委託料の電算委託が若干増加したことによるものでございます。

2目天栄村長選挙費、本年度754万2,000円で、同額の増でございます。これは任期満了に伴う選挙費でございます。

続きまして、3目福島県議会議員一般選挙費、本年度836万3,000円。これも新規計上でございます。

続きまして、53ページ、4目天栄村議会議員選挙費、本年度838万3,000円。これも新規計上でございます。

続きまして、54ページをお開き願います。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、本年度2万7,000円で、昨年度と同額計上でございます。

2目総務統計費、本年度419万円、約213万6,000円の増で、本年度は国勢調査に該当するため、事業費が大きく伸びたところでございます。

6項監査委員費、1目監査委員費、本年度58万2,000円で、1万6,000円の増ということで、ほぼ昨年と同額の計上をさせていただきました。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度

5,910万円、比較366万円の増であります。福祉関係職員の人件費、それから社会福祉協議会、民生児童委員協議会の補助等を計上しております。増加の要因ですが、所属職員が1名増加したことにより人件費の増であります。

また、1節の報酬の中で、災害義援金配分委員会委員報酬でございますが、義援金の受け付けが来年28年3月末まで延長されたことに伴いまして、27年度中に義援金を配分する必要があるため、計上したところであります。それから、その下の民生委員推薦委員報酬でございますが、現在の民生児童委員の任期は来年5月31日まででございますが、年度内に欠員が生じた場合には直ちに後任を選任する必要があるため、計上してあるものでございます。

それから、8節の報償費10万円でございますが、3年に1度開催をしております村戦没者追悼式の記念品代を計上しております。

58ページをお願いいたします。

2目老人福祉費、本年度1億2,343万1,000円、比較464万1,000円の減であります。こちらは事業ごとに予算のご説明を申し上げます。

まず、新規事業としまして、介護予防のための水中ウォーキング事業を実施いたします。60歳からおおむね75歳を対象に、募集定員は40名として募集をしております。これに係る予算でございますが、8節報償費の中の講師謝礼、これの42万円でございます。それから、11節需用費の中の消耗器材のうち30万円、それから、次のページの14節使用料及び賃借料のバス借上料のうち45万4,000円、それから会場借上料の56万円、合計173万4,000円でございます。

それから、これも新規でございますが、介護予防のための高齢者住宅の改修補助を計上しております。世帯の所得が児童手当の所得制限以下の世帯、今年度は10世帯を見込んでおります。補助対象を上限20万円としまして、補助率は10分の9でございます。予算につきましては60ページの上から3段目です。高齢者にやさしい住まいづくり事業補助金ということで180万円を計上しております。

それから、継続事業でございますが、ゆったりミニデイサービス事業を本年度も計画しております。これの予算につきましては、お戻りをいただいて59ページの13節委託料の中の3段目、高齢者いきがい活動支援通所事業委託料150万円でございます。残り150万円につきましては介護保険特別会計から支出をするという予定でございます。

18節備品購入費でございます。施設管理用器具でございますが、デイサービスセンターのガス乾燥機が経年劣化のため更新する必要があるため、計上したものでございます。

それから、59ページの岩瀬福祉会特老建設費償還分、金額は次のページでございますが、1,858万9,000円、昨年度から400万円ほど減額となっております。これは鏡石ホーム分の負担が終了となったため減少したものでございます。

続きまして、3目老人福祉施設費、本年度457万7,000円、比較124万2,000円の減であります。減額の要因でございますが、昨年度、高齢者コミュニティーセンターの屋根の塗装工事がございました。160万円ほどですが、それが完了となったため減額となるものであります。62ページをお願いいたします。

4目福祉医療費、本年度9,169万5,000円、比較96万2,000円の増であります。こちらも13節委託料で、マイナンバーの導入に伴うシステムの改修委託99万9,000円、これが増加となったものであります。

5目障害対策費、本年度1億1,567万4,000円、比較580万4,000円の増でございます。こちらも63ページにありますシステム改修委託料73万5,000円、マイナンバーの導入に伴う費用でございます。

それから、20節の扶助費の中で障害者自立支援給付費、こちらは利用者の増加に伴いまして420万円ほど増額となったものであります。

64ページをお願いいたします。

6目放射能対策費、本年度574万5,000円、比較28万4,000円の減であります。道の駅2カ所などでの放射性物質の検査の委託、それから検査装置の維持経費でありまして、11節の備品修繕費、これが20万円ほど減額となっているものであります。

7目臨時福祉給付金給付事業費、本年度1,069万3,000円、比較295万1,000円の減であります。これは消費税引き上げに伴う低所得者への臨時の給付金を26年度に引き続きまして継続して実施するものであります。対象者は26年度と同様、村民税の均等割が課税されない方、ただし、均等割が課税される方の扶養親族等は除かれることとなっております。また、給付額につきましては、昨年度は1万円でしたが、本年度は1人当たり6,000円と、4,000円の減額となっております。また、老齢基礎年金などの受給者への加算5,000円は廃止されることとなっております。給付額につきましては、65ページの19節に計上しておりますが、対象者は大体1,200人と見込みまして720万円を計上しております。

3節から14節までにつきましては人件費等の事務経費でございます。

なお、支給時期につきましては、村民税の確定後、おおむね8月から9月に申請を受け付けまして、10月からの支給開始を予定しております。

○議長（小山克彦君）　ここで、暫時休議いたします。

20分まで休憩します。

（午後　3時12分）

○議長（小山克彦君）　休議前に引き続き再開いたします。

（午後　3時20分）

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度6,006万8,000円、比較2,084万7,000円の増であります。子供が健やかに成長できるように子育て世帯への支援をさらに充実させる予算、それから、新たな子供・子育て制度の開始に伴う予算を計上しております。

まず小学校就学前までの世帯に関しましては、67ページの20節扶助費、子宝祝金220万円でございますが、27年度は14名の支給を予定しております。

それから、保健センターに開設しているわんぱく広場を引き続き平日5日間実施することとして、親子の交流の場、それから子育てに関する情報提供共有の場としてご活用をいただくこととしております。

主な予算につきましては、65ページの7節賃金、臨時技能員の賃金のうち保育士3名分、約450万円であります。

それから、小学校就学前までの子供の親を対象とした子育て講座を6回開催することとしておりまして、その経費としまして、8節報償費の講師謝礼のうちの37万円が予算額でございます。

それから、小学校の世代につきましては、広戸小学校へ放課後児童クラブを開設しまして、放課後や長期休業期間中における子供の適切な生活の場を確保することとしており、この予算につきましては、65ページ、7節賃金の臨時技能員のうち児童支援員2名、それから補助員4名分の賃金として約850万円あります。

それから、中学校世代につきましては、義務教育課程を修了して高校進学あるいは就職という新たな門出を迎える3年生のさらなる飛躍を支援するため、天栄中それから湯本中の卒業生に1人当たり5万円を支給するてんえいジュニア応援金を創設することとしております。67ページの19節負担金、補助及び交付金の上から2段目、てんえいジュニア応援金285万円あります。

それから、その下の施設型給付費につきましては、新たな子供・子育て制度の経費としまして、私立の幼稚園に通う子供5名分の施設型給付費としまして459万円の計上をしているところであります。

〔湯本支所長 兼子弘幸君登壇〕

○湯本支所長（兼子弘幸君） 2目児童福祉施設費1,193万2,000円、比較633万6,000円の減でございます。主な理由としましては、2節、3節、4節の職員給料、手当等が昨年より2名より1名になったということによる減と、あと68ページ、11節の施設修繕費、昨年、保育所の塗装をしましたが、そちらのほうがなくなって、本年度10万円ということで、そちらの減に

よるものです。

なお、27年度につきましては、2名の入所児によりまして再開所するものです。

以上です。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

- 住民福祉課長（揚妻浩之君） 3目児童措置費、本年度9,393万4,000円、比較211万5,000円の減であります。児童手当の対象児童の減によりまして、次のページの20節扶助費、児童手当が211万5,000円の減となっております。

〔天栄保育所長 北島 正君登壇〕

- 天栄保育所長（北島 正君） 4目保育所施設費であります。本年度5,639万9,000円、比較99万2,000円。全体的には減にはなっているんですが、ページ数でいいますと70ページの7節の賃金、これが昨年は臨時技能員が4名だったんですが、5人分で計上したために140万円ほどふえております。あと、子供については現在33名ですが、27年度については35名ということで、そのような状況でございます。

72ページをお願いしたいと思います。

5目放射能対策費、本年度15万円、比較ゼロ。これについては、保育所で毎日の給食の食材をはかります原子力の関係の消耗品の器材の代金でございます。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

- 住民福祉課長（揚妻浩之君） 6目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、本年度519万3,000円、比較468万2,000円の減であります。消費税の引き上げに伴い、子育て世帯への影響緩和のため、平成26年度に引き続きまして給付金を給付するものであります。対象者は26年度同様、児童手当の対象児童でございますが、昨年度は、臨時福祉給付金の該当者につきましてはこちらの給付金は給付されませんでした。ことしはそちらの対象者も含めるということで、臨時福祉給付金とそれから子育て世帯臨時特例給付金、両方が給付される世帯も出てくるということになっております。

なお、給付額は、児童1人当たり3,000円であります。給付額は、73ページ、19節に計上しておりますとおり、750名分を見込みまして225万円の計上としております。

3節から14節につきましては事務経費でございます。支給時期は、臨時福祉給付金同様、10月の支給を予定しております。

74ページをお願いいたします。

3項国民年金費、1目国民年金費、本年度883万6,000円、比較50万円の増。おおむね昨年度と同額の計上でございます。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度24万円、比較338万円の減。19節につきましては家賃の補助、これは昨年度と同額であります。それから災害援護資金の貸付金、昨年度は

1件350万円を計上していましたが、本年度は見込みがないため計上はしておりません。

それから、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度4,819万5,000円、比較246万円の減であります。所属職員が1名減少いたしたことにより人件費が減少、それから、76ページの13節委託料で健康管理システム、これもマイナンバー導入に伴う改修費を計上しております。442万8,000円であります。

2目予防費、本年度2,734万5,000円、比較111万8,000円の増であります。妊婦健康診査、それから乳幼児健診などの母子保健事業、それから予防接種事業の事業費を計上しております。

13節の委託料の予防接種事業委託料、こちらが日本脳炎、それから高齢者肺炎球菌ワクチン接種が法定化されたことによりまして190万円の増額となっております。

78ページをお願いいたします。

3目環境衛生費、本年度1億1,281万2,000円、比較203万1,000円の減であります。減額の要因でございますが、昨年度は、赤十字救護車両それから軽トラックを更新する経費を計上してございました。360万円でございますが、そちらが完了により本年度はなしということでございます。それ以外につきましては昨年度とほぼ同額の計上でございます。

4目健康増進事業費、本年度1,245万6,000円、比較227万5,000円。プロジェクト事業の一つであります健康づくりプロジェクトの経費を計上しております。昨年度に引き続きまして、健診費用の無料化、それからピロリ菌検査助成を実施するとともに、昨年度はウォーキングに特化して実施しておりました村商品券の贈呈を、本年度はポイント制を導入しまして、特定健診、それから人間ドックの受診で2ポイント、がんの検診でそれぞれ1ポイント、ウォーキング、それから水中ウォーキングへの参加で1ポイント、さらにはサロン、それから減塩の講習会などへの参加で1ポイントなどとして、ポイントを付与しまして、合計ポイントが目標に達した方へ村の商品券を贈呈する仕組みに改めます。こうしたことによりまして、高齢者の方々も含めまして多くの村民の皆様に健診の受診、それから適度な運動、減塩等の食生活改善に意欲的に取り組んでいただきながら、健康長寿の村づくりを進めることとしております。

79ページの8節の報償費の報償品が54万1,000円でございますが、これが村商品券の購入費用でございます。

それから、80ページの13節委託料、がん検診委託料につきましては、昨年度から60万円の増額をしているところであります。

なお、予算減額の要因でございますが、臨時事務補助員の人件費を総務費で一括計上したことにより、ここの費目からは減額となったためでございます。

5目保健センター施設費、本年度1,837万5,000円、比較59万6,000円の増。保健センター

の管理経費でありまして、ほぼ昨年度と同額の計上でございます。

6目墓地公園施設費、本年度74万8,000円、比較ゼロ。昨年度と同額計上でございます。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

- 参事兼総務課長（伊藤栄一君） 82ページ、7目放射能対策費、本年度39億8,761万5,000円、比較17億625万6,000円の増でございます。人件費につきましては昨年度とほぼ同額の計上でございます。この中で大きいもので申し上げますと、83ページの中の委託料、この中で下から3番目、地区除染事業委託料27億4,000万円ほど計上しております。これにつきましては、今回、除染実施計画の中で計画している地区の中で、27年度予算で全て予算化するといったことから、地区名でいきますと、西郷、中郷、児渡、後藤、大里東部、太多郎、飯豊、高林、沖内、大山、春日山、芝草、以上12地区の除染委託のほうを、今回ここで計上したところでございます。

次のページをお開き願います。

次に、工事請負でございますが、除染土壌等仮置き場設置工事の請負10億3,680万円でございます。これも今と同じように、予算化は平成27年度が最終的な予算計上というふうな形になります。内訳といたしましては、高戸屋仮置き場の2期分が5億4,000万円ほど、それから搬入物の設置工事、これが3億5,600万円ほどといったことで、予算的には27年度で全て計上し、早期完了を目指していくということでございます。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

- 住民福祉課長（揚妻浩之君） 2項清掃費、1目ごみ処理費、本年度4,438万4,000円、比較103万5,000円の減であります。設備更新費の償還が終了したことによりまして、組合への負担金が減額となったものであります。

2目し尿処理費、本年度1,535万8,000円、比較104万6,000円の増。こちらは事務費の負担、それから処理量の増加によりまして負担金が増額となったものであります。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

- 地域整備課長（佐藤市郎君） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、本年度予算額45万2,000円、比較82万4,000円の減でございます。これにつきましては、19節の合併処理浄化槽設置整備事業補助金を、今回、新規1基のみとしたものによる減額でございます。

次のページをお願いいたします。

3項上水道費、1目上水道施設費、本年度予算額4,103万円、比較111万7,000円の減でございます。これにつきましては、天栄村水道事業会計への繰出金の減でございます。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

- 産業振興課長（吉成邦市君） 5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、本年度予算額1万3,000円、比較ゼロ。昨年同様の計上となっております。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、本年度520万9,000円、比較180万5,000円の減となっております。こちらにつきましては、昨年の予算計上は16名ということでありましたが、ことしは14名の予算計上となっております。

また、87ページの9 節旅費でございますが、昨年度、視察研修ということで106万6,000円を計上しておりましたが、本年度は視察研修がないということになっておりまして、減額の主なものとなっております。

88ページをお開きください。

2 目農業総務費、本年度4,472万6,000円、485万9,000円の増。こちらにつきましては一般職員の給料でございますが、6名から7名というようなことで増えている分によります。

3 目農業振興費 1 億3,204万5,000円、1,347万の増。こちらにつきましては新規事業としまして7 節賃金、現地確認事務補助員賃金、こちらにつきましては中山間及び直接支払いの確認の賃金となっております。

19 節でございます。まず、新規の部分からお話をしたいと思います。92ページの19 節の上から2 番目です。産地生産力強化総合支援事業負担金110万円、こちらにつきましては、現在、JAすかがわ岩瀬で取りまとめをしておりますキュウリのハウスの負担金となっております。

その次ですが、すかがわ岩瀬農業協同組合漬物加工場改修負担金210万円、こちらにつきましては、現在のすかがわ岩瀬の加工場が経年による劣化のために改修の工事を行うための負担金となっております。

次に、米作農家特別資金利子補給事業補助金10万円。こちらにつきましては26年度に貸し付けの決定がある部分の農家の特別資金の部分でございます。

戻っていただきまして、91ページの下から3 段目です。環境保全型農業直接支払交付金、一番下の多面的機能支払交付金、この2 つにつきましては、平成26年度は負担金を協議会にお支払いして、協議会から直接農家に入るということでしたが、中山間直接支払いと同じように市町村を経由してこの支払いが出てくるということで、環境保全型では610万円ほどの増額、多面的機能支払の部分につきましては1,400万円ほどの増額というふうな形で増額の計上となっております。

92ページをお開きください。

4 目畜産業費、本年度50万6,000円、比較ゼロ。昨年同様の計上となっております。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） 5 目農業施設費、本年度予算額 2 億996万5,000円、比較2,925万6,000円の増でございます。これにつきましては、13 節農業施設測量設計委託料として100万円を計上しております。また、農業基盤整備促進事業としまして、湯本の糯田地区

の排水路の整備ということで、ことし950万円を計上したところでございます。

15節工事請負費でございます。村単農道整備事業としまして2路線ほど計画しております。農業基盤整備促進事業工事請負費としまして、先ほどの糯田地区に1,750万円の計上でございます。農道改良工事としまして、野仲地区の上ノ原地区を計画しております、450万円の計上となっております。

19節でございます。行政区協働の里づくり交付金として9地区を見込んでおりまして、405万円でございます。農業用特定管路等特別対策事業負担金でございます、これは沖内地区の継続でございます、675万円の計上となっております。また、新規として、農業基盤整備促進事業の補助金ということで、暗渠または湧水処理をするというふうなことで、この工事を行う方に640万円の補助を出すというようなことで計上しております。

以上でございます。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） 6目水利施設管理費、こちらはダムの管理費のほうになっております。本年度1,406万1,000円、178万6,000円の減。こちらにつきまして主なものは、昨年度委託料で県単調査設計の300万があったわけですが、そちらのほうがなくなっております。増加の理由としましては、ダム監視者の車検、あとは2節、3節、4節の一般職員の給与で80万円ほど増額となっております。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） 7目国土調査費2,875万8,000円、比較838万5,000円の増でございます。増加の要因といたしまして、所属職員が1名から2名に1名増加したことによりまして、2節、3節、4節の人件費が620万4,000円ほど増となっております。

また、次の96ページの13節委託料でございますが、26年度に実施しております牧本第22地区の後期の工程分の委託料、27年度新規地区として予定しております広戸第23地区の前期工程分の委託料として計上しておりますので、431万5,000円の増額となっております。

以上でございます。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） 8目水田農業構造改革対策費、本年度757万2,000円、257万2,000円の増となっております。こちらの257万2,000円につきましては、直接支払推進事業補助金ということで、こちらはJAのほうに繰り出しをする補助金として出す部分でございますが、県支出金のところを見ていただきますと、県のほうからの支出金をそのままJAのほうに補助金として支払いするという形になっております。

その下でございますが、水田農業経営規模拡大支援助成金ということで、これは新規の事業となっております。農地の流動化、貸し借りにつきまして借り受ける側の方々に助成金を

支払うということで500万円の計上をさせていただいております。

続きまして、9目地域農政特別対策推進活動費115万4,000円、1万2,000円の減。ほぼ昨年同様の予算計上となっております。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

- 学校教育課長（清浄精司君） 10目開発センター費でございます。本年度予算額58万9,000円、比較9万1,000円の増でございます。増の理由といたしましては、13節委託料におきまして空調衛生設備の保守点検料、こちらは2年に1度ということで27年度に実施するものでございます。

次のページをごらんいただきます。

18節備品購入費で消火器の更新をするものでございます。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

- 産業振興課長（吉成邦市君） 11目羽鳥湖高原交流促進センター費、本年度494万2,000円、2万5,000円の増となっております。こちらにつきましては、ほぼ昨年と同様の予算計上であります。

12目緊急雇用創出費、本年度167万7,000円、3万3,000円の増となっております。こちらにつきましては農地管理事務の臨時事務補助員の賃金となっております。

13目放射能対策費、本年度1,357万6,000円、4,061万3,000円の減となっております。こちらの主なものでございますが、昨年度行っておりましたため池実証事業がここでなくなっております。また、非破壊式の放射能対策の機械、こちらの部分を、昨年270万円ほど計上しておりましたが、それがなくなっているということになります。ふえている部分につきましては、営農再開支援事業補助金、19節でございますが、こちらは水田に散布しますカリウムでございますが、約400万円ほどの増ということになっております。

次のページをごらんください。

2項林業費、1目林業総務費、本年度5,170万1,000円、2,814万5,000円の増となっております。こちらにつきましては、主なものを申し上げますと、13節委託料でございます。新規で年度別計画作成業務委託料ということで、森林整備加速化交付金の部分で、現在、村全体の森林計画を行っておるわけでございますが、27年度から年度別計画の作成を行うと。また、それに伴いまして同意取得業務の委託料が972万円ということで、合わせて約3,000万円の増額ということになっております。これが主な増額の原因となっております。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

- 地域整備課長（佐藤市郎君） 2目林業振興費、本年度予算額820万3,000円、比較82万2,000円の増でございます。主な支出としましては、15節の工事請負費でございます。維持工事費として250万円を計上してございます。そのほかにつきましては人件費の増による

ものと思われます。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） 3目放射能対策費、本年度25万円、25万円の減となっております。こちらにつきましては、安全なきのこ原木等供給支援事業でございますが、昨年度まで50万円の計上でしたが、原木農家のほうから購入の要望がないために25万円の減額とさせていただいております。

3項水産業費、1目水産業総務費、本年度70万4,000円、比較ゼロ。昨年同様の予算計上とさせていただいております。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度1万2,000円、30万円の減となっております。こちらにつきましては、9節の旅費でございますが、視察研修費が昨年度より30万円減っているためということになっております。

2目商工業振興費、本年度815万4,000円、85万3,000円の減となっております。こちらにつきましては、19の負担金、補助及び交付金でございますが、東日本大震災利子補給事業補助金、その次の次、中小企業融資利子補給事業補助金、その次から1つ飛びまして、緊急経済対策利子補給事業補助金、こちらの部分が約85万円、昨年度より減っているということによるものでございます。

104ページをごらんください。

3目観光費、本年度1,112万7,000円、856万8,000円の減となっております。こちらの主なものでございますが、昨年度は13の委託料に登山道の測量が400万円ほど計上してありましたが、これがなくなっている部分と、15の工事請負費、こちらにもサイクリングロードの維持補修工事ということで100万円ほど計上してありました。8節の報償費ですが、こちらにつきましてもキャンペーンクルーの部分、9節旅費の部分にキャンペーンクルーの旅費が計上してありましたが、26年度の3月補正でとっておりますので、こちらで減額になっているためということになります。

次の106ページをごらんください。

4目地域開発費、本年度512万5,000円、11万4,000円の減となります。こちらにつきましては、ほぼ昨年同様の部分での予算計上ということでございます。19節の負担金、補助及び交付金の100万円、こちらは活性化プロジェクト交付金のイベント事業の補助金となっております。

5目緊急雇用創出費、本年度1,425万8,000円、比較ゼロ。こちらにつきましても13の委託料でございますが、昨年同様の計上となっております。上のほうから天栄村中小企業復興事業委託料で1人、地場産品安全・安心PR事業で2人、観光産業振興促進事業委託料で2人ということで、5名の緊急雇用を予定しております。

6目放射能対策費、本年度100万円、比較1,280万円の減。こちらにつきましては19の負担金、補助及び交付金でございますが、プレミアム商品券ようこそキャンペーンとサポーター会員の補助、こちらが約1,280万あったわけでございますが、地域創生のほうの事業として3月補正で組ませていただいておりますので、風評被害対策の商工業振興費、こちら元気債の部分が100万円、ここに計上させていただいているという形になります。

以上です。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額1,038万4,000円、比較291万5,000円の減でございます。ほぼ例年どおりの計上となっておりますが、291万5,000円につきましては臨時職員2名の分が総務課のほうへ移ったということの減によるものでございます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費1億1,115万1,000円、比較75万6,000円の増でございます。

次の110ページをお願いいたします。

修繕費、車両修繕費のほうに、これは除雪車等でございますが1,108万円を計上してございます。

13節委託料でございます。除雪委託料として2,298万3,000円を計上してございます。

次のページ、15節でございます。交通安全施設整備工事費として300万円、維持工事費として1,480万円を計上したところでございます。

18節除雪車、今年度、昭和63年に購入した除雪車を、1台購入する予定として1,800万円を計上してございます。歩道用除雪機につきましては大型の1台180万円を計上してございます。

2目道路新設改良費、本年度予算額2億1,248万9,000円、比較1,498万4,000円の増でございます。

これにつきましては、次のページ、112ページをお願いいたします。

桑名・南沢線の測量設計委託料として420万円の計上でございます。橋梁補修設計委託料として200万円を計上してございます。戸ノ内・丸山線の測量調査委託料としまして80万円を計上してございます。

14節は前年度並みでございます。

15節工事請負費でございます。桑名・南沢線につきましては流末処理がまだ終わってございませんでしたので、この流末処理に2,300万円、橋梁補修請負工事費として2,100万円を計上してございます。芝草・鎌房線請負工事に4,000万円、道路再生事業としまして、陥没、段差の解消等で1,500万円、舗装の打ちかえ工事として竜生・八十内線ほか計上して、5,400

万円を計上してございます。あと、新規に戸ノ内・丸山線の道路改良工事として2,500万円を計上したところでございます。

3項河川費、1目河川費、本年度予算額277万2,000円、比較36万9,000円の増でございます。主なものとしまして、15節工事請負費、除草工事請負費としまして、釈迦堂川の除草工事250万円を計上したところでございます。

次のページをお願いいたします。

4項住宅費、1目住宅管理費、本年度予算額1,136万3,000円、比較1,020万2,000円の増でございます。これにつきましては11節需用費の中で修繕費でございます。小丸山及び定住の施設修繕で118万8,000円を見込んでございます。

13節委託料でございます。住宅の耐震診断として、4戸として80万円を計上しております。あと、大きなものとして、空き家の実態調査を委託というようなことで432万円を計上しております。

15節工事請負費としまして259万2,000円を計上しております。これにつきましては村営住宅の解体工事、4棟ございますが、そのうちの1棟をことし解体を見込んでございます。

19節負担金、補助及び交付金でございます。木造住宅の改修工事としまして2戸、200万円を計上しております。あと、アスベスト含有調査としまして1戸、18万円を計上したところでございます。

以上でございます。

◎延会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

説明の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

(午後 4時02分)

3 月 定 例 村 議 会

(第 6 号)

平成27年3月天栄村議会定例会

議事日程（第6号）

平成27年3月17日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第43号 平成27年度天栄村一般会計予算について
日程第 2 議案第44号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計予算について
日程第 3 議案第45号 平成27年度牧本財産区特別会計予算について
日程第 4 議案第46号 平成27年度大里財産区特別会計予算について
日程第 5 議案第47号 平成27年度湯本財産区特別会計予算について
日程第 6 議案第48号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について
日程第 7 議案第49号 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について
日程第 8 議案第50号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について
日程第 9 議案第51号 平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について
日程第10 議案第52号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について
日程第11 議案第53号 平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について
日程第12 議案第54号 平成27年度天栄村介護保険特別会計予算について
日程第13 議案第55号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計予算について
日程第14 議案第56号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第15 議案第57号 平成27年度天栄村水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第43号 平成27年度天栄村一般会計予算について
日程第 2 議案第44号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計予算について
-

出席議員（10名）

- | | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-----|-------|
| 1番 | 大須賀 | 溪 仁 君 | 2番 | 服 部 | 晃 君 |
| 3番 | 大 浦 | トキ子 君 | 4番 | 廣 瀬 | 和 吉 君 |
| 5番 | 揚 妻 | 一 男 君 | 6番 | 渡 部 | 勉 君 |
| 7番 | 熊 田 | 喜 八 君 | 8番 | 須 藤 | 政 孝 君 |
| 9番 | 後 藤 | 修 君 | 10番 | 小 山 | 克 彦 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	副村長	森茂君
教育長	増子清一君	参事兼 総務課長	伊藤栄一君
税務課長	森廣志君	住民福祉 課長	揚妻浩之君
産業振興 課長	吉成邦市君	地域整備 課長	佐藤市郎君
参事兼 会計 管理 者	小山志津夫君	湯支所 本長	兼子弘幸君
天保所 長	北嶋正君	学校教 育課長	清浄精司君
生涯学 習課長	山本サト子君		

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 事務局 長	蕪木利弘	書記	星千尋
書記	吉田真由美		

◎開議の宣告

○議長（小山克彦君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第6号をもって進めます。

◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第1、昨日に引き続き、議案第43号 平成27年度天栄村一般会計予算についてを議題といたします。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） おはようございます。

115ページをお開き願います。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、本年度1億2,276万7,000円、比較122万7,000円の増。これは須賀川地方広域消防組合からの分担金の増でございます。

2目非常備消防費、本年度7,553万4,000円、比較5,089万7,000円の増。まず、1節報酬でございますが、これは条例定数による積算によるものでございます。

それから、8節報償費。これは、昨年度は2年に1度のポンプ操法大会がございましたが、今年度はないというようなことで、昨年度より減少しているところでございます。

次のページをお開き願います。

13節委託料の中の地域防災計画策定委託料1,000万円。これは東日本大震災の災害対応を教訓として、今現在の天栄村地域防災計画、この見直しを行うものでございます。

それから、同じ13節委託の中の防災倉庫設計委託540万、それから15節のほうの工事ですけれども、防災倉庫設置工事請負費3,240万。これらにつきましては、役場用地の西側に、今回新たに用地を取得いたしまして、防災倉庫のほうの設置に取り組むものでございます。

それから、18節備品購入の中の被服500万でございますが、これは消防団員に対する作業服の新調でございます。

3目消防施設費、本年度3,168万9,000円、比較145万7,000円の増。これの中では、まず15

節の工事ですか、消防施設の工事というようなことで、ホース乾燥用のポールで27年度は2分団の設置を計画しております。これで最終年度になります。それから、備品購入費の中の消防ポンプ自動車。これにつきましては、4分団第1班、飯豊でございますが、の更新を計画をしております。

4目水防費、本年度2,000円。比較ゼロ円でございます。

5目防災行政無線管理費、本年度421万3,000円、比較7,420万円の減。これは昨年度、屋外子局の設置工事7,182万円ほどございましたが、これが工事完了に伴ったもので、今年度大きく減をしたところでございます。平年ベースの予算計上となったところでございます。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） 10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額130万2,000円、6万5,000円の増でございます。これにつきましては、10節公債費におきまして、27年度総合教育会議の設置など、教育委員会制度の改正によりまして会議等がふえるため、増額させていただいております。そのほかは前年度と同様でございます。

2目事務局費、本年度1億35万円、比較25万3,000円の減。主な増減でございますが、次のページ、120ページをごらんいただきたいと思います。賃金におきまして、臨時事務員を総務課で一括計上したことによる減。あと、8節報償費におきまして、「英語の村てんえい」に向けまして幼稚園保護者向けの英語教育の講演会。また、神田外語大学の学生による小学校での英語活動。夏休み期間中、小学校6年生を対象といたしました「公営塾サマースクールてんえい」での英語の授業。これらを実施することにより増となっております。

また、11節需用費におきましては、420万円ほど増となっておりますが、施設修繕費の中で学校施設の表示板の英語の併記、また、教員住宅の修繕2棟ほど予定しております。12節役務費におきまして、前年度より174万円ほど増となっておりますが、こちらはPCB処理手数料ということで、天栄中の旧校舎、蛍光灯の安定機の処分。残っておるもの、これで新年度で全部の処分を終える予定でございます。

次のページをごらんください。

備品購入費で200万円ほど減となっておりますが、26年度、「がんばれ天栄応援基金」によりまして天栄中学校吹奏楽部の楽器購入、これが終了したことによる減でございます。

また、教材備品の中では、同じく「英語の村てんえい」に向けまして幼稚園児用の英語のCDつき絵本の購入を予定しております。

3目緊急雇用創出費828万円、592万2,000円の減。緊急雇用での事業といたしましては、環境整備等を行う学校生活支援員、そして支援を必要とする児童・生徒を補助していただく特別支援教育支援員、2つの制度でこれまでやってまいりましたが、新年度におきましては国の事業費縮減により学校生活支援員のほうの要望が認められなかったため、27年度におき

ましては特別支援教育支援員のみ予算のほうを計上しております。

4目放射能対策費134万円、26万円の増。この事業、放射線から子供の健康を守る支援対策事業によりますスキー教室、また、学校給食食材のモニタリング検査の食材代をこちらで予算化しております。増の理由でございますが、バスの借り上げ料、これが安全にかかわるコストを反映した新料金制ということで、使用料が上がったことによる使用料の増でございます。

次のページをごらんください。

2項小学校費、1目学校管理費3,949万7,000円、210万3,000円の減。増減の理由でございますが、11節需用費、施設修繕費におきまして前年度より250万円ほど減になっております。27年度におきましては、大里小学校、屋上のシート防水工事、広戸小学校校長室クロス張りかえ等を予定しております。

125ページになりますが、使用料につきましては、バス借り上げ料の上昇分と教育ネット接続回線をADSLから光回線に変更するための増となっております。

126ページになります。

2目教育振興費。本年度2,006万6,000円、746万円の増でございます。こちらにつきましては、14節バス借り上げ料の使用料で、バス借り上げ料の上昇分。また、18節備品購入費におきまして、小学校教科用図書が4年に1度の改訂がございます。このため、指導図書の購入とすることで800万円ほど予算化しております。

また、負担金でございますが、通学費補助金。こちらが57万円ほどの増となっております。これにつきましては、現在、牧本小学校に通う児童の西郷地区、下松本地区の児童のバス定期代を補助しております。ただ、この当時、57年にこの規則を制定して行っておりますが、現在、集団登校を行う中で、児童数の減少により低学年の児童しかいないという地区もございまして、保護者のほうでやむなくバス通学というふうなこともございますので、おおむね2キロ以上の地区。地区名としましては広戸小学校地区の今坂、中屋敷、あと、大里小学校学区の南沢、あと、牧本小学校学区の上松本の一部につきまして、定期代の2分の1を補助することで、こちらを上げさせていただいております。

3項中学校費、1目学校管理費2,363万4,000円、223万2,000円の減。

次のページをごらんください。

主な増減でございますが、水道料におきまして120万円ほどの減。あと、施設修繕費におきまして120万円ほどの減となっております。129ページでございますが、14節使用料につきましてはバス借り上げ料の上昇分を見ております。あと、18節備品購入費につきましても、昨年度から67万円ほど減となっておりますため、総額では減額となっております。

130ページ、ごらんください。

2目教育振興費1,169万5,000円、81万1,000円の減。主な増減でございますが、13節委託料、中学生異文化体験事業委託料。昨年度より対象の中学2年生、人数若干ふえておりますので、この辺で増となっております。また、18節備品購入費におきましては、教材備品が昨年より110万円ほど減額となっております。

4項幼稚園費、1目幼稚園費6,212万2,000円、219万7,000円の増でございます。

次のページ、ごらんください。

主な増減でございますが、11節需用費、施設修繕費におきまして、新年度年中、年長のトイレ入り口のドアの修繕。あと、保健室入り口のドアの修繕を行うための増となっております。

あと、備品購入費におきまして、教材備品、大型積木の購入。また、施設の備品ということで、園内放送用機材の更新のため、こちら43万円ほど増となっております。

〔生涯学習課長 山本サト子君登壇〕

○生涯学習課長（山本サト子君） 5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度4,039万6,000円、比較168万5,000円の減。この主な理由でございますが、放課後子ども教室の経費の中で、広戸子ども教室が児童クラブになるため、8節の報償費から12節役務費まで348万7,000円減額となるものです。また、1の報酬、社会教育員報酬2名分を予定しています。

また、18節備品購入費として、子ども教室加湿器を購入する予定としています。

新しい事業といたしましては、19、負担金、補助及び交付金の中で、県芸術祭研究地区実行委員会負担金といたしまして、平成27年9月に須賀川市で芸術祭が行われるための負担金の計上となりました。

2目生涯学習費、本年度484万4,000円、比較87万4,000円の減です。主な理由といたしましては、昨年、第50回文化祭として規模を大きく実施いたしましたが、今年度は例年どおりの予算計上になったため、8節報償費で90万ほど減額となっております。

このほかは例年どおりです。

〔湯本支所長 兼子弘幸君登壇〕

○湯本支所長（兼子弘幸君） 3目湯本公民館費、今年度189万1,000円、比較1,592万6,000円の減でございます。主な理由としましては、7節臨時職員賃金が総務課で計上されたことによるものと、15節工事請負費が昨年、湯本公民館の解体工事を行いまして、27年度はなくなったということと、あと、11節の光熱水費、13節委託料等につきまして、湯本公民館がなくなったために維持管理費がなくなったということで、減額となっております。

そのほかの公民館事業につきましては、ほぼ昨年並みの予算計上をしております。

以上です。

〔生涯学習課長 山本サト子君登壇〕

○生涯学習課長（山本サト子君） 4目文化財保護費、本年度90万5,000円、比較48万2,000円の増です。主な理由といたしましては、19節負担金、補助及び交付金の中で、天栄村文化財保存事業費補助金50万円を計上させていただきました。これは、村指定文化財の津室館城跡の石碑の修繕費に伴う補助金です。

5目伝統文化施設費、本年度581万6,000円、比較50万3,000円の増。主な理由につきましては、11、需用費の修繕費の施設修繕費53万2,000円。これにつきましては、伝承館の電気系統の修繕費の計上でございます。

140ページをごらんください。

6目生涯学習センター費、本年度953万3,000円、比較284万7,000円の減。この主な理由でございますが、昨年度、18節で備品購入費、椅子、机、陳列棚等を購入したため、302万4,000円減額となっております。

また、新規事業といたしましては、14、使用料及び賃借料のパソコンと賃借料81万円。平成27年度よりパソコン室のパソコンをリースに変えるためのものです。

142ページをごらんください。

6目保健体育費、1目保健体育総務費、本年度1,255万8,000円、比較104万円の増です。この主な理由ですが、18節の備品購入費において、マラソン大会の選手招集用のテントを購入するためのものです。

新規事業といたしましては、19、負担金、補助及び交付金の中で、マラソン大会の公認コースが平成27年度6月で切れるため、新たに購入していただくための負担金として40万円ほど計上させていただきました。

あとは例年どおりです。

〔湯本支所長 兼子弘幸君登壇〕

○湯本支所長（兼子弘幸君） 2目湯本保健体育費、本年度316万円、比較218万1,000円の増でございます。主な理由としましては、144ページ、11節修繕費の増加によるものです。体育館玄関ポーチ部の修繕を予定しております。約208万5,000円ほど予定しております。そのほかにつきましては、ほぼ昨年並みの予算計上となっております。

以上です。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） 3目学校給食センター費でございます。本年度4,271万8,000円、比較443万9,000円の減。この減の理由でございますが、146ページのほうをごらんください。今年度、15節工事請負費におきまして、調理室の空調設備の工事請負がございました。これが終了したための減。また、18節備品購入費におきまして、今年度、施設管理用器具ということで、カレー皿、あと、保温食缶等を購入いたしました。これが新年度になくなった

ための減でございます。

そのほかは例年どおりの計上でございます。

〔生涯学習課長 山本サト子君登壇〕

○生涯学習課長（山本サト子君） 4目天栄体育費、本年度876万4,000円、比較366万5,000円の減。この主な理由でございますが、15の工事請負費、18節の備品購入費が本年度は計上されておられません。昨年度、天栄体育館のバスケットゴール及びスロープの工事が完了したためです。

このほかの予算は、ほぼ例年どおりの予算を計上しております。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） 11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、本年度予算額40万円、比較20万円の減でございます。これにつきましては、農地等災害復旧事業費補助の2件の計上により、40万円になったものでございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、今年度予算額1,000円、比較ゼロ。これにつきましては、存目計上となっております。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費。本年度1,000円の存目計上でございます。

2目社会教育施設災害復旧費、本年度1,000円の存目計上でございます。

12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度3億4,825万3,000円、比較778万6,000円の増。これは、27年度における元金償還分の増でございます。

2目利子、本年度4,264万5,000円、比較650万6,000円の減。利子分の減でございます。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、1,000円の存目計上でございます。

2目建物取得費、本年度1,000円の存目計上でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度678万円、比較2万5,000円の増。

以上をもちまして、平成27年度一般会計の予算の説明を終了させていただきます。よろしくご審議願います。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 114ページ、15節工事請負費、村営住宅解体工事請負費となっておりますが、本年度、27年度、4棟のうち1棟が解体されるということなんですが、残りの3棟についてはどういう予定でしょうか、伺います。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

[地域整備課長 佐藤市郎君登壇]

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

本年度、4棟のうち1棟を取り壊すというような計画でございます。残りの3棟については今後どうするのかということでございますが、まだ耐用年数が二、三年残ってございます。中の住民の方もいらっしゃるしますので、その辺の動向を見ながら壊していきたいなと思っております。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） それでは、その二、三年のうちに何らかの決着をつけるということよろしいでしょうか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

[地域整備課長 佐藤市郎君登壇]

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

二、三年のうちにどうのこうのというのは、ちょっと予算の関係から無理でございますので、状況を見ながら取り壊していきたいと考えております。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） ただいまの件につきましては、わかりました。

続きまして、60ページ、高齢者にやさしい住まいづくり事業補助金とありますが、こちらは介護予防のための住宅改修制度なんでしょうか、伺います。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

[住民福祉課長 揚妻浩之君登壇]

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

介護予防のための住宅改修であります。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） わかりました。多くの村民の皆様にご利用いただくために、わかりやすい告知のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 35ページの15節防犯灯設置工事請負費3万となっておりますが、これは何件分か、また、今までに設置要望があつたのかどうか、お伺ひします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

防犯灯の30万の予算でございますが、1件3万円の10カ所というふうなことで予算化をしております。なお、今現在、各行政区から要望を出されている防犯灯で未実行というか、できないところはございません。これらにつきましては、その都度、行政区要望に基づいて対応しているところでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） わかりました。

続きまして、67ページの19節の負担金の施設型給付費。これの内訳、詳しくお願いしたいと思います。459万です。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

施設型給付費の内訳でございますが、国が定める公定価格の見込みが1人当たり月額8万500円と予定されております。そこから利用者負担額が1人当たり4,000円でございますので、それを控除した額の12ヶ月分。それを5名分計上しているということとなっております。

以上です。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 前の説明で、これ「てんえいジュニア応援金」であったか、ちょっと定かではなかったので申しわけないんですが、私立の幼稚園の5名の何か補助費なんてことでお話、前ありましたよね。説明の中に、それでお聞きしたいんですが、その中には施設型給付費の中に入っていますか。それに入っているんでしたら、それで質問したいんですが、いいですか。

私立幼稚園の5名の方というのは、何歳児で、もちろん私立の補助ですから、ほか天栄の幼稚園じゃなくて、ほかの幼稚園に行くということによろしいですか。

そうしますと、この5名の方ということで、どこの行政区で何歳児の方。3歳、4歳、5歳の何歳児の方ができるようになったんですか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

これは当初予算の編成時点での見込みの人数でございます。ですので、どこの幼稚園に行かれるか、どの方がどこに行かれるかというのは3月になりまして決められることですので、この予算額はあくまでも5人程度いることを想定して計上しているものであります。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 実は、私の知り合いの方なんですが、今年度4月から3歳児で初め

て幼稚園に上がるという方からお話がありまして、昨年のことなんです。それで、勤めの関係上、朝30分ぐらい保育のほうを、預かり保育ってやっていますね。それを30分ぐらい早くやってもらえないかという相談があったんですが、それで担当課長にちょっとその話をしたんですけれども、そういうことになると臨時職員1名ぐらいふやさなくてはならなくなるんで、経費も結構かかるということで、ちょっとこれはすぐには返答できない。これはちょっと考えさせてもらいたいというようなお話がありました。

私も、ちょっとそれも何回も言われたんで、その幼稚園に上がる生徒の保護者の方から、その後どうなっておりますかって、こういう二、三回そういうお話がありました。それで、ことしに入ってからもどのようにになりましたかって聞きに行ったところ、ほかの幼稚園に行くようになりましてということで、そのお話を聞いて残念だなと思っているようなわけです。

やはり幼稚園、3歳児からということで期待して、やっぱり天栄幼稚園に入りたいということでそういうお話があったということは、3、4、5という3年間一緒にいられるということで、皆さん、そこで幼稚園に上がってから、また同じ学校に行くかもしれないし、また違う学校に行くかもしれないですけども、やはりそういうことは、今、幼稚園児も今回もまた4月少ないということで、年々少なくなっているんじゃないかという懸念することもありますので、そういうところはもうちょっと、そういうところはどうでしょうかね。どのように考えておりますかね。早く30分ぐらい、もうちょっと早くしてもらいたいとか、そういう点においてはどのように考えておりますか。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） 幼稚園の預かり保育というご質問ですので、私のほうでちょっと答弁させていただきますが、その30分早くというお話は、私はちょっとその話は聞いてはなかったんですが、現実、7時半から預かり保育のほうは実施しております。幼稚園のほうは8時半からなんですけど、1時間早く、子供を早く仕事等で預けなければならないという方のために7時半から実施しております。

その30分早くというお話、ちょっと今初めてここで伺ったところなんですけど、こういう改めて30分早くという話はまだ全然、検討まではしておりません。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 前の教育課長とちょっとお話ししていたんですが、そのときもやはり7時半ということで、あと30分早いということになると1時間早くなっちゃうんで、なかなかちょっとそれは難しい状況ですということは重々その点では承知しておりましたが、そんなわけでもうちょっとなんていう要望があったんですが、残念なことにはほかの幼稚園に、鏡石とか、ちょっと幼稚園のバスなんかも自宅まで送迎してくれるんで、そちらのほうに入

園するようになりましたということでお話がなりましたので、そういうことなんですが、その辺はどうでしょうか。難しい状態ですか。今後またそういう人が出るという可能性も、今年度じゃなくて来年度あるという可能性もありますけれども、検討する余地はあるでしょうか。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 教育委員会として答弁させていただきますと、預かり保育の部分につきましては、住民福祉課部局と十分今後検討をいたしまして、対処していかなくてはならない、そういうような形で考えておりますので、住民福祉課と十分連携をとりながら検討をしていきたいと考えております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 教育長の話はわかりました。

それで、担当の住民課の課長に伺いたいと思いますが、この私立の幼稚園に対するその補助は、天栄村の幼稚園に上がる方で、ほかの幼稚園に行くときに補助金等などはあると聞いておりますが、どのような補助金ありますか。何か通園費とか何か、ほかにそういうのがあると聞いておりますが、金額にしてどれぐらいですか。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

今の天栄村では、私立幼稚園奨励費補助金ということで、村内にお住まいの方、住所がある方が村外の私立幼稚園等に就園する場合の補助金を支出しております。これにつきましては一概に幾らというふうなことではないんですが、そのお子さんが1番目の子なのか2番目の子なのか、そういう状況、あと、所得に応じまして金額が決まっております。

ちなみに納付すべき村民税の額を基準に、その額が決まっております。その年間の世帯の所得によりまして、年間の村民税の額が7万7,100円以上21万2,000円以下であれば、年額6万2,200円。7万7,100円以下であれば年額11万5,200円。このような段階的に決まった補助がございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） わかりました。

教育長も先ほどおっしゃられたように、検討する余地があるということで、住民課と相談をしながら、前に検討していきたいと、このような答弁でありましたので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、101ページの19節天栄村有害鳥獣捕獲隊補助金147万8,000円となっております。

すが、前年度に比べると大幅な増となっておりますが、その内訳を教えてくださいたいと思います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

101ページ、19節天栄村有害鳥獣捕獲隊補助金内訳でございますが、現在、捕獲隊活動につきましては隊員14名で行っていただいております。その中で出動回数が昨年、一昨年と急激に増加しております、3年前が、平成24年が560回だったものが昨年は630回というふうな形になっております。ことしはこれを700回の出動見込みを行っているというような形になります。

また、有害鳥獣の埋設処理に係る経費ということで、これが約40頭の埋設経費を見込んでおりまして、この部分におきまして約80万円の増額というふうな形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 前から比べれば今回が700回の出動回数を見込んでおる。あと、40頭の捕獲で80万見込んでいる。このような答弁でしたので、これは本当に今、被害が拡大しておりますので、この点は大変、増額の予算つけていただけてよろしいかと評価ができる件でありますので、一層努力していただきたいなと思っております。

続きまして、あと1点ほどお願ひします。

114ページの15節工事請負費。村営住宅解体工事請負費が259万2,000円となっておりますが、先ほど1番議員の方から質問もありましたが、もうちょっと突っ込んで質問したいと思います。

先ほどの課長の答弁では4棟のうちの1棟ということで、入居者はほかのほうのを解体したときに、やっぱり同じ棟の中に入ってもらうとか、その予備とか、そういうところはあるんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

現在4棟ございまして、下の段に2棟、あと上の段に2棟ございます。下の段が4世帯、4世帯の8世帯。上の段が3世帯の3世帯の2棟でございます。うち、取り壊しを考えていますのは、その上の段の1棟でございまして、現在1名の方が住んでいらっしゃいます。その1名の方にお話をして、下の段のあいている部屋、現在5号室と8号室があいておりますので、そちらのほうに了解の上、移動してもらうというようなことを考えております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 先ほどの1番議員の答弁では、3年くらいではちょっと無理、解体して新しくということはちょっと無理みたいなことのお話でしたが、やはり不便なんですよ、向こうが。私も何回も、議会では何回か取り上げたんですが、建ててまた壊して新しく建てるんじゃなくて、もうちょっと利便性のあるところに建てかえて、そっち、もう壊しちゃったら、それでそちらに移動してもらって、村営住宅と、あとはもうちょっとアパートみたいな形式で、そういうふうにやったらどうでしょうかということも、私、何回も質問したんですが、そういう可能性はありますか。今後どのように考えているのか。どうですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

現在、新たな住宅というものは考えてはおりません。ただ、ですが、できればもう用地があれば、そちらのほうに検討したいと考えております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 用地があれば、できたら転居したいという前向きな答弁でありましたが、ぜひこれ、人口減少とか、どんどん人口が少なくなっておりますので、やはりそういう点からも若者向けの住宅とか、いろんな件を総合的に考えていただいて、早急に、1年、2年後なんていうことは無理かもしれないんですが、そこはやはり前向きに利便性のある場所を選んでいただいて、していただきたいなと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 最初、48ページのなんですか、委託料の中のCS端末・公的個人認証端末統合委託料というのがありまして、いわゆるマイナンバーということかと思えます。何度か住民課長と税務課長と、両方このことが出てくるんですが、このマイナンバーはいわゆる住民課では何に使うのか、税務課では何に使うのか。その他の課で使う、今、決まっている、どういったものに使うんだということを説明していただきたい。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

住民福祉課でございますが、まず個人に番号を振るとというのが、一番大きな仕事が、住民福祉課の仕事になります。その後、例えば福祉関係ですと、児童手当などの所得の照会を必要とするもの。そういった、今、個人から所得を証明する所得証明書ですとか、そういった

書類を添付いただいて申請をいただいているようなもの。それらがその番号を使うことによって個人にそういうお手間をかけることなく、ご了解をいただければその番号で自動で、どこの市町村であっても村のほうで照会をして確定をするというようなことが、今のところ法で決められている内容でございます。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

今、住民課長がおっしゃいましたように、やっぱり番号制度、同じような使い方ございまして、現状ですと、例えばほかの市町村から転入してきた場合、その方が国保に加入した場合に、国保の場合は所得課税になってきますので前住所地に所得を照会するようになります。それがマイナンバー制が導入されることによって、本人、行政間でその人の個人番号でその人の所得が照会できる。あと、ただ申告や何かが全部、自分の番号で税の申告が済む。

あと、法人に対しても番号が全部つきますので、法人税や何かの申告状も、全てその番号によって申告され、なおその番号によって、うちのほうの法人村民税の課税状に使われるというふうなのが、今、決まっていることでございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

〔「ありますか、ない」「総務課長はないの。いいのか」の声あり〕

○6番（渡部 勉君） このマイナンバーができることによって、いわゆる住民がかなり便利になるということでしょうか。むしろ何か、この話をずっと総合的に、断片的に私、聞いていると、役所は非常に便利になってよくなるのかもしれないけれども、住民にとってはそれほど便利で何かすごくいいというふうなものではないんじゃないかというふうな気がしていたものですから、その辺のことをどういうふうに考えるのかと、いわゆるこのナンバーが他に漏れて、個人情報の流出につながるというようなことがないのかどうか。ちゃんとしたブロックされているのか。その辺の情報の漏れということに対しては、どういうふうな漏れを防ぐための手段というものを講じられているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

この個人番号制度の導入に伴いまして、今、システムの構築をしているわけなんですけど、総務課といたしましては、国、それから自治体、その間でさまざまなネット回線でもつながっております。そこの中の村の窓口となるところが総務課所管でもって、中間サーバーの整備というふうなことで総務課が窓口になって、そこの部署をうけ負っております。

安全面でございますが、独立した回線でもって情報のやり取りをしておりますので、そ

の間のほうに情報が漏れたり、そういったところはまずないというふうなことが、今、現在、説明を受けておるところでございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） その安全性については、皆、漏れないということはあるんですが、世間ではいろんなものが流出しているというのは、現実にはそういうことが起こり得る可能性というのは、どうも捨てきれないんじゃないかなというふうなことなんで、恐らく、これ、国の方針で進めていることなんで、ここでこういうふうな話をしてもなかなか難しいことかとは思いますが、その辺の管理は十分気をつけてやっていただきたいというのと、どうも新聞や何かで読みますと、これがいろんなものに拡大されて、最後にはいわゆる個人の預金まで把握される番号になるんじゃないかというふうな話がありますが、この辺は総務課長、どう思いますか。こういうことを質問するのはちょっとおかしいんですが。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

確かに、議員おっしゃるように、個人番号の制度になってくればさまざまな利便性が図られるといったことが考えられます。その一方で、安全管理の面でも、できるがために口座番号から引き落としということも物理上は可能かと思えます。

ただ、我々、国のほうから聞いておるのは、そういった福祉、それから税務、それから住民基本台帳、そういったところをこのネットワークでもってシステムで整備していくんだというふうなことでございますので、お金のやり取りといったところは、今現在、国からは聞いていないところでございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 今のは理解しました。

続いて、67ページですか。上のほう、民生費の中の負担金、補助金の中の「てんえいジュニア応援金」というのは285万。これ、何か、5万円ずつ卒業生にやるんだみたいな説明があったように思うんですが、これはどういうふうなことでこういうあれが生まれてきた、経過があつて、こういうふうなことが決まってきたのかを教えてください。それともう一つ、詳しく内容もです。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

このジュニア応援金の中身でございますが、説明の際も申し上げましたが、義務教育という課程を修了して高校進学、またあるいは就職という新たな門出を迎える中学校の卒業生の

さらなる飛躍を支援するということを目的としております。

この5万円の金額につきましては、いろんな保護者の方々からのご意見を伺いますと、進学するにしても就職するにしても、いろんな準備金が必要だというふうなことで、支度金として10万円程度はもう必要になるのだというふうな金額のお話がありました。

そういった点も踏まえまして、半分程度の助成ができればなというふうなことで、この金額のほうは設定をしたところでございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） これは、そうしますと、いわゆる天栄村だけのもので、全国的にとか県内全部がやるとかということではないんですね。村が独自にやるというふうなことで、村が決めたということですか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

天栄村独自の子育て支援策でございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 新規事業だから、議会にも多少の説明はあるのかなと思ったら、なかったですね、これは。子供さんを持つ家庭にとってはいいことなのかもしれませんが、何というんですか、余りにも、確かにいわゆる子供が少ない時代ですから、どうしても子供に目が行く、子供にお金をかけるという傾向はあるんですが、何かどんどんその方向にだけ向かって行って、その中身というものが伴っているのかどうか、私は最近のこの教育を含めまして、そういうふうなことをよく考えることがあるんですが、いわゆる金だけかければよくなるかと言うと、私、そんなことないと思うんです。それよりも中身をもっと充実させるというか、そういうほうに重きを置いた、いわゆる子供たちの教育、育て方というものをみんなが模索すべきではないかなというふうな、これは質問ではないんですが、私の考えを、まず今、述べさせていただきました。

それから、107ページです。商工費の中の13節委託料の中で、天栄村中小企業復興事業委託費の委託料の263万7,000円。地場産品安全・安心PR事業委託料581万4,000円。観光産業振興促進事業委託料508万7,000円。これはどうも、説明ちらっと聞いたんですが、1人、2人、2人の人たちを配置して何かやるみたいなんですが、どんなことをやってどんな効果を期待しているのか。その辺のことをもうちょっと詳しく説明してください。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

107ページ、緊急雇用創出事業の委託料の件でございます。それぞれ3事業に分かれてお
りまして、263万7,000円、581万4,000円、508万7,000円というような形になっております。
この一番上の中小企業復興事業委託金につきましては、商工会で中小企業復興というよう
なことで、商工会の会員に対しますサポートの臨時職員の賃金となっております。

地場産品安全・安心PR事業につきましては、これは観光協会でございます、観光協会
の臨時職員2名ということで、観光業務をやっております福島DC、そういったものに係る
部分のPR事業に当たる臨時職員の人件費。最後に、観光産業促進事業委託料につきましては、
商工会の中で商工業の中で観光産業と合わせたPRをするということでの促進事業の委
託料ということで、2名の臨時職員を雇って事業の展開をしているというふうな形になり
まして、ことしで4年目ですかね、になっております。

それぞれに各事業所と観光協会、商工会という中で、新たな事業に取り組んでお
りまして、その中に夢学校の事務ですか、夢学校に対するPRとか、あとは観光協会につ
きましてはDCが来年本番ということでございますので、そちらに対しての県内のPRを行
っております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） ちょっと、これ緊急雇用創出事業なんですね。ちょっと私、勘違
いしてました。かなりこれ、結構長年にわたってやっていることもあるんですが、産
業課長、この効果というか、こういうのをどう思いますか。かなり上がっているよ
うに思いますか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

緊急雇用創出ということでございまして、村内の緊急雇用を加速させ、また、その
中で地場産品、地場産業のPRをしていくというようなことでの使い方になってお
りまして、それぞれに頑張らせていただいているというふうに感じております。

○6番（渡部 勉君） 以上です。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 24ページ。がんばれ天栄応援基金の問題ですけれども、前
年度が1,853万、今年度が630万、1,222万3,000円の減ということですよ。これは
どういうことなんでしょうか。詳しく説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

がんばれ天栄応援基金の63万円でございます。まず、この基金の組み立て方なんですけど、1年間ということは、これでいきますと平成26年度中に寄附金をいただいたものを基金のほうに1度積みまして、27年度の予算の中で取り崩して、そしてこの基金繰入金という形でもって一般会計に入れて、そして今年度でいきますと、幼稚園のほうに関する子育て支援というようなことで、そちらのほうに使っていくというふうな予算立てでございます。

議員お尋ねの、昨年度が予算で185万3,000円、今年度は63万円の繰り入れというふうなことで、実際に1年間、平成26年度中にいただいた寄附金が一昨年と比べるとというか、平成25年度に比べると、26年度に寄附としていただいた金額が63万だったんだというふうなことで、このような繰り入れになったところでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そうすると、前年度よりも、これ122万3,000円ですか、少なくなったということですね。そうすると、村のほうの努力が足りないんじゃないんですか。これは後でゆっくり9月に聞きます。ここで長くなりますから。

じゃ、次に行きます。これは関連になるからいいな。これもやったんだな。これもやられちゃったな。

76ページ、19節。公立岩瀬病院の看護学院分担金です。387万9,000円。これ、看護学校に対しての天栄村の分担金ですよ。そして、私の聞きたいのは、今、天栄村からは看護学校には現在、恐らく村長になってからですけども何名ぐらい入っていますか。例えば二、三年で結構ですから。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

(午前11時09分)

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時09分)

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） それは後で、過去3年間で結構ですから出しておいってください。私の言いたいのは、私が公立病院の議員をやっているときに、3年とか4年に1回ぐらいしか天栄村の中学校卒業とか高校卒業した、あれは高卒ですから高卒者が入学に入れないうちがあるんですよ、天栄村が。そして山形県とか宮城県とか、県外の人が入っているんですよ。あの看護学校に。村長に理事会の中でそういう話、どうなっているかわかりませんが、私はそのときの相楽新平市長に聞いたんですけども、私の言いたいのは、優秀な人材を育てる学校なのか、地域医療に貢献するための学校なのか、それとも優秀な人を集める学校なの

か、どちらなんですかって聞いたときに、両方ですって言われたんですよ。天栄村で、あの当時はもっと、たしか400万ぐらいの負担金あったと思います。

私が言いたいのは、やっぱり天栄村地域、はっきり言えば、その広域病院の組合の中の天栄村、鏡石、須賀川、玉川、この方々をなるべく優先的に採ってくださいという願いをしたんですよ。

なぜかと言うと、その方々は公立学校を出た後でも地域の医療に貢献するんですよ。宮城県とか山形県とかしたら、学校を卒業したらそのまま地域医療に残らなくて、ほとんど行っちゃうんですよ。公立看護学校には三十何名卒業しても5名ぐらいしか入れない。全部三十何名入ったからって、卒業したって全部公立病院に入れられないんですよ。大体3名から5名ぐらいなんですよ、枠がね。そうすると、地域の医療のためには地域の方を採用してくださいということを相楽新平市長、その当時、何回も何回もお願いしたんですけども、今はどのようになっていますか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

看護学院に関しましては、私もそこまではいろいろと聞いていなかったものですから、この場でどうのこうのというお答えはできない状況でございますので、今後そういったこともいろいろと聞きながら、私も進めてはまいりたいというようなことで、今、初めて議員がおっしゃったようなことは聞いたものですから、今後、そういったものも反映させていければと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 今現在、名簿見て毎年天栄村から2人とか3人入っていれば何の問題もないんです。とにかく、宮城県とか、さっき言った山形県のほうから来ている人が、こうやって天栄村から1人も入らないとき、3年とかそういったの、3年に1遍ぐらいしか入れないんですよ。そして、補助金は天栄村で出しているんですよと私は言ったんですよ。分担金。宮城県とか山形県から分担金もらっているんですか。もらっていないところの人を卒業させて、そして学校卒業したら宮城県とか山形県に帰っちゃうんですよ。だから、なるべく地元の方を、余り下がった場合には困りますけれども、ある程度の99点と100点ぐらいの差だったらば、地元の人を、まして天栄村の人をお願いしますということを何回も何回も言ったんですよ。3年間も入っていないんですかと。

後で一覧表を見るとわかると思いますよ。10年間なら10年間の一覧表。私、出してもらったんですよ。当時、公立病院のときに。そうすると、3年に1遍ぐらいしか天栄村が入っていないんです。

だから、私が言いたいのは、分担金出しているんですから、ある程度、天栄村に対して、結局それだけの金に対しているんだから、天栄村からも、そうするとその方が学校卒業すると天栄村とか、そういう関連の近くの病院に貢献できるということで、村長さんのほうに理事会のほうでそのような話をお願いいたします。お願いします。

じゃ、次に入ります。

138ページの19節の天栄村文化財保護事業補助金。これは500万ですか。これはどういうふうな文化財であって、何か所やって、そこを詳しく説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 生涯学習課長、山本サト子君。

〔生涯学習課長 山本サト子君登壇〕

○生涯学習課長（山本サト子君） お答えいたします。

今回の50万の補助金は、飯豊地区の津室館城跡1カ所です。

○7番（熊田喜八君） もう一回。

○生涯学習課長（山本サト子君） 飯豊地区の津室館城跡です。

○7番（熊田喜八君） 何ですか、それは。

○生涯学習課長（山本サト子君） 春日山、飯豊にあります。昔、津室館城というお城がありまして、そこに石碑が何本も建っているんですが、その石碑が全部倒れている状態で、その石碑を全部もとに戻す工事です。それは飯豊区さんがやりまして、上限が50万の補助で、規則で定められているものです。

○7番（熊田喜八君） それ1点だけ。

○生涯学習課長（山本サト子君） はい、1点だけです。

○7番（熊田喜八君） それで500万。

○生涯学習課長（山本サト子君） 50万、50万。

○7番（熊田喜八君） 50万か、ごめんなさい。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） わかりました。俺、500万の勘違いしていました。

前に、龍生の馬頭観音あるんですよ、馬頭観音。あれが地震で建物がずれたんですよ。文化保護財の見に行ってきましたけれども、建物がずれたんですよ。そして、建物が壊れそうになっているんです。

中の馬頭観音が壊れるんだっただけ補強するけれども、建物の場合は補強できないというのは、これ今でもやっぱりそういうことなんですか。この文化保護財に対して。建物じゃなくて中の馬頭が、馬だけが文化保護財なんですって。建物が壊れても保護財には該当しない。私の聞きたいのは、建物が壊れたときには中も壊れるんじゃないですかということで、前、兼子村長に聞いたんですけども、あくまでも中の馬頭が保護財であって建物は保護財じゃ

ないから、建物に対しては保護できませんという、そういう話だったんですけれども、今でもそうなんですか。

○議長（小山克彦君） 生涯学習課長、山本サト子君。

〔生涯学習課長 山本サト子君登壇〕

○生涯学習課長（山本サト子君） お答えいたします。

龍生の件でよろしいですね。龍生の件は、議員さんおっしゃるとおり、中身が指定されていたもので、側は指定されていなかったもので、補助の対象にならないということで、補助が出ませんでした。

今回ののは県にも確認して、対象となるということを確認しておりますので、補助として出ることになりました。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 私の言いたいのは、建物がここにありますがね。そうすると、ここにこういうふうな基礎がありますね。これがずれているんですよ。これが。危ないからって、今度はここに上げてこういうふうな板で補強しているんですけれども、これが倒れると建物も壊れますよね。中のこの文化財も。建物が壊れるんですから。

だから、私は建物と中の文化財というのは、俺は一体と思うんですけれども、これは別なんですか、これ。建物が倒れたらば中の馬頭も壊れますよね。建物が崩れちゃうんですから。

だから、その辺が私はおかしいんじゃないかと思って、今、お聞きしたんですけれども、それは県のほうに後で確認してみてください。建物が壊れたらば中の馬頭も壊れますよということで、今、恐らく答弁もらえないと思う。恐らく県のほうに確認するんだと思うんですけれども、建物と中の保護財は一体じゃないですかということで、後でそれは確認でいいです。それだけです。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 議員、後で確認をさせていただきますけれども、今、議員おっしゃるとおり、県のほうでは、馬頭観音につきましては、その馬頭観音そのものが指定でございまして、建物は指定に入っていない。そういうふうな形で、先ほど議員がおっしゃるとおり、建物については今度は村のほうで、あるいはそのこの地区のほうで直すというふうな形の対処になると思いますというよりは、なります。

そういうようなことで、例えば馬頭観音が、確かにそれがなければもう壊れたり古くなったりというふうな、そういうような現象はあるんですけれども、あくまでも指定されているのはその馬頭観音であって、馬頭観音が壊れた場合については県のほうで補償対象にするけれども、その側はあくまでも地域、町村で対応してくれというようなことに今現在でもなっ

ております。

- 7番（熊田喜八君） わかりました。
- 議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。
4番、廣瀬和吉君。
暫時休議いたします。

（午前 11時20分）

- 議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 11時27分）

- 議長（小山克彦君） ただいま議案審議の途中であります、昼食のため1時30分まで休みます。

（午前 11時28分）

- 議長（小山克彦君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

- 議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。
- 4番（廣瀬和吉君） 114ページの委託料の住宅の耐震診断委託料と空き家の実態調査について、ちょっと詳しく内容等を。
- 議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。
〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕
- 地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

13節の住宅耐震診断委託料と空き家実態調査の事業委託料の件でございますが、住宅診断委託料でございます、これは4戸計画しておりまして80万円。1戸当たり20万円でございます。26年度におきましては3件ほど実施いたしました。27年度については4戸実施する予定でございます。

次の空き家実態調査委託料でございますが、全国的に生活形態の多様化、少子高齢化の進行によりまして、人口の減少や経済的な事情等により空き家が増加しているところでございます。

天栄村におきましても空き家が増加していることから、村内の空き家の現状を把握し、今後の空き家対策の検討資料としたいため、実態調査を実施するため委託料を計上したところでございます。

調査の内容でございますが、行政区長さんのほうに案内を申し上げまして、その後、空き家を絞り込んで、また、近くの住民の聞き取り等を実施しながら空き家の件数を調べていくというふうな考えを持っております。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 耐震の委託の、耐震のほうなんですけれども、去年は3でことしは4戸ということで、これはうちにはどういう条件があるのか。例えば何年に建てたうちとか何年前のやつとか、そういったやつも多分あると思うんですけれども、それとあと、個人的に耐震を見てもらいたい場合には、申し込みとか希望で言うとか、その手続のほうはどうなっているのか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。すみません。1点目、すみません。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午後 1時34分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時35分）

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えします。大変申しわけございませんでした。

対象となるものは、昭和56年以前の建物となっております。申請につきましては、地域整備課のほうに申し出ていただければ、申請用紙等をそろえて手続できるようにいたします。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） そのほうの手続はわかりました。

空き家実態調査のほうなんです、今年度は結局、空き家をどのくらいあるかということの調査だけで、今後どうするかというのは、それ以降になるわけですね。じゃ、今回は空き家がどのくらいあるか、調査ということですね。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、ことしについては実態の調査をいたしまして、その資料に基づきまして今後、先に進めていきたいと思っております。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） ただいまのはわかりました。

それでは116ページの第15節の工事請負費、防火倉庫設置工事請負についてなんですけれども、内容等をちょっと詳しく。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

116ページ、15節、防災倉庫設置工事請負費3,240万円の中身について、ご説明申し上げます。土地につきましては、先般ご説明申し上げましたように役場庁舎の西側に今回用地を取得いたしまして、その中で震災時におきます防災倉庫、つまり毛布であるとか土のう袋、あるいは食料品等の資材を確保するための倉庫を設置するというふうな計画でございます。

今年度というか27年度におきましては、まずは13節の委託というようなことで、防災倉庫設計委託料540万ほど計上しておりますが、まずは年度の前半で設計のほうに着手していきたいというふうに考えております。

その中で、建物の面積なり、そういった構造物が明らかになってくるというふうなことでございます。ただ、今現在、我々のほうで考えておりますのは、概略でございますが、大体面積にして鉄骨平屋建てでもって面積123平米、坪数にして37坪というふうな、その程度の建物というふうなことで防災用の資材を格納したいというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） そうすると、これから設計ということになる。大体はわかりました。

それで、この予算のほうは、ちょっと見ると財源のほうは、その他の財源で3,240万ほどになっているんですが、それがこのその他のほうの財源ということはどういうような。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、このその他の3,240万、これがまさに防災倉庫のためのその他の特定財源でございます。この中身でございますが、福島県市町村復興支援交付金事業というふうなことで、震災絡みの交付金事業でもって100%譲渡していくというふうな考えでございます。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 復興財源を使うということで100%ということ、わかりました。

まだできることあれば、質問します。

それでは、あと1点ほどなんです、127ページの19節の負担金、補助。通学費の補助金

の129万9,000円。何かちょっと聞きにくかったんですけども、前は多分4キロだったと思うんですが、さっきの説明ではちょっと2キロなんていうような話。ちょっとよく聞き取れなかったもんですので、もう一度、内容等。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

この通学費補助金につきましては、今、村の要綱の中で村が指定した地区のバス停を利用する場合という人が一つございます。あと、バス停を利用しない、それ以外の場合、小学校の場合は4キロ以上というふうなことで規定しております。

実際、この規則が制定されたのは昭和57年ごろでございます、そのころは児童数も大分いた中で、4キロ未満のところを集団登校にして通学していたわけなんです、現在、少子化という中で、集団登校を行うにも1、2年生とか下級生しかいないような地区もございます。そういう地区につきましては、保護者が小さい子供だけで歩かせるのも心配だというふうなこともございまして、バス通学をさせている実態がございます。

それで今回、今、対象になっている地区というのは牧本小学校学区の西郷地区と下松本地区ではあるんですが、それ以外の地区でも、3キロを超えたり2キロを超えたりでバス通学というふうな実態もございますので、この際、保護者の負担を軽減するのとあわせて、安全の確保というか保護者の安心のために、バスを使って通学している児童に対して補助を行いたいということで、今回ここに計上させていただいております。

その距離といたしまして、3キロ以上というふうなバス停が今、牧本小で戸ノ内地区、あと大里小が3.3キロ、南沢、あと広戸小が今坂、上白子、ここの辺が3キロ以上ございます。あと、2キロ以上ということで広戸小が中屋敷で2.1キロ、あと牧本小で新屋敷で2.8、荒井で2.5。この辺、距離もございますので、小さい子供だけで歩かせるのは心配だというふうなご父兄の声もございまして、バスで通学する場合には定期券の2分の1を今回補助していきたいということで、今回上げさせていただいております。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 定期券の2分の1ということで、安全のために父兄が送り迎えするという場合、2キロ、3キロの場合でも、そのバス停の料金というのか、定期の代金の半分を保護者が送って行っても出すという。あくまでもバスで通った人にだけ出すというのは、何かその辺、保護者がどうのと言ったからちょっとわからなくなったんですけども、もう一度その辺。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） ご説明いたします。

規則の中では、バスを利用して、バス停からバスを利用して、定期券を買ってバスを利用した児童に対しての補助ということになっておりますので、今回もバス停からの定期券を使って通学する児童を対象に考えております。

また、保護者が心配というのは、小さい子供たちだけで3キロなり学校まで歩いて行くのは心配だというふうな声もございましたので、その辺ちょっと私のほうで話しした内容がちょっとご理解しづらいところがありまして、申しわけございませんでした。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） そうすると、まだちょっとしっくりわからないんだな。結局は、バス停から定期券でバスで通った分の補助2分の1を出すということ。保護者が云々は関係ないんだ。それならわかるんだけど、保護者が送っていても何とかと言っているから、保護者送っていても、じゃ、定期券の代金だけは2分の1補助になるのかなど。その事業は、これはことしからなんですか。はっきりしたのは2キロまでとか3キロまでというのは、どうなんですか。2キロも3キロも話しているんですけども、その辺、もう一回。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） ご説明いたします。

今回2キロ以上ということで、各学校とバス停間の距離、福島交通の資料で調べました。それで2キロ以上ということで、今回、考えております。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） わかりました。これで終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） 83ページ。除染の委託料27億4,000万。これは27年度にその金を発注するということだべ。発注するまでに仮置き場とか、そういうのは間に合うのか。そして、この工期はいつまで、これ切るわけなの。ことし全部発注して、いいことだと思うけれども、時間がかかることもあっぺから、仮置き場できなければ仮々さ置くしかないだろうから。それができればいいけれども。これ、間違いなくことし中には発注するわけだべからね、これ。ことしといたって、これは3月過ぎてしまうのは訳無いからね。その辺どうだろう。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

除染委託の27億4,000万でございますが、地区名については先般ご説明したとおりでござ

います。その中で全ての除染委託が発注はするという事です。この中では、既に26年度中、今年度中に仮置き場がもうほぼ終わって、新年度早々にはもう発注できる集落、地区もあれば、まだ仮置き場がまだまだ完成の見通しがもう少し先だという地区もあるので、除染委託の発注はそれぞれ早いところと遅いところの差は出てくるということでございます。

比較的早く発注できるところについては、当然27年度中の事業というようなことで年度内完成を目指します。ただ、発注はいたしますが、年度内の完成ができないおそれは十二分にございます。そういった中で、繰り越しというふうなことを想定して発注をしていきたいということでございます。

そうしますと、最大で見積もった場合に、今27年度で割と早い時期に発注できたとして、それが繰り越しの手続をとって実質的には28年度の中でやっていくというふうなことであれば、24カ月ではないんですけれども、約20カ月程度の工期の中で仕事はできるのかなといったことで考えております。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） 27年度に発注して、繰り越して、28年度末には大体は済むという計画。いつまでできるんだっぺなんて聞かれるから、やったところはいいんだけど、これからやっぱり12区はこれ全然仮置き場がないところだから、それを仮々置き場というかこの前2億発注しているやつ早くやってもらわないと、順繰り、つかえてしまうと仕事が進まないことだからね。

これ、27億という金は結構あるからね、これ。2,700万じゃないんだから。わかりました。

92ページのすかがわ岩瀬農業協同組合漬物の工場の改修負担金だか。これは何を交換するんだか、どういうことでなんだか、ちょっと説明。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

漬物加工場の改修の件でございますが、現在予定しております部分につきましては、塩蔵施設の無線のクレーンの取り付け工事がまずあります。雑排水が出るわけでございますが、その後ろに処理場があるんですが、その改修。

あと、殺菌層の設置が、これは古くなっておりまして、殺菌層がなかなか使えないというか、水漏れがするということで、殺菌層の設置があります。

あと、でき上がった製品の袋についている水分を取る除水というものがあるんですが、そちらの除水機が古くて、うまく除水ができないということで、これの更新というようなことでございます。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） そうすると、クレーンとかこの中に入る、漬物の中の部品だね。我々余り言葉がわからない、何言われているのか。あれ、この建物は村が地主なんでしょう、農協に貸しておくのでしょうか、早い話が。1回、農協でやらないなんてこと、何年前に、儲からないんだったらやらないなんて言ったことあったんだよ。それから、村長が行って、村長と組合長としゃべってきたんだけど、まだ継続すっぺというような話もあったんだけど、結局これ、小作というか、ただで貸しておくのか。お金を幾らもらっているんだか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

この農協の漬物の加工場につきましては、定住事業で昭和59年に設置しておる部分でございます。事業主体は農協でございますので、建物上屋の部分、施設については農協の持ち物。下の底地の部分でございますが、底地の部分は村の底地ということで、地代をいただいております。毎年、今ですと、ちょっと正確な数字じゃないですけども、三十数万円の地代をいただいている。三十何万円かだったんですが、そちらの地代を毎年いただいているというような形でございます。

以上です。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） 建物は農協の建物で、土地だけは村の土地。この一本漬とか刻みというのは一番売れるんだよ。この天栄漬けでは。それで、その直売所とはたけんぼの値段がない、俺、常に言うんだけど、一遍に200円のを320円くらいに上げたんだよ、こっち側の一本漬。はたけんぼは200円だって。そういう地主の、貸しておくんだから、やっぱり同じく値段で売るとか、須賀川から高いやつは買いに来ないわい。

それで、ようやくと今2月になって、250円に同じくしたみたいだ。本当に農協でもそんなに「ふさふさ」してやりたくないんなら、振興公社あたりでオートキャンプ場とか向こうで常備職員が余ってくるから、そういう人たちにある程度やらせたり、いろいろなことが考えられると思うんだよ、これから。

大体、使っている従業員は、農協は3人や4人だか。舟木さんだって、個人でやったってあんなに人使って儲かっているわけだから、その辺もやっぱりこれからはちょっと、役場としたって今はみんながいいという時代は終わったんだよ、村民がいいという時代は。ある程度、営利策やっていかないと、やっていけなくなると俺は思うんだよ。だめならだめだであれしないと、スキー場で900いくら、オートキャンプで700万。相当な金額になっているから。

村長、どういふもんだらうな、これ。もし農協でやらないと言った場合は。そういう気はあるのか。村長にお聞きします。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今ほどの漬物加工場。実際、JAでは、老朽化してきて、もうなかなか継続は厳しいという話で私に來ました。そういった中で、JAさん、このすかがわ岩瀬地域のJAさんの中で唯一の6次化の加工場じゃないですかという話をさせていただいて、ここは天栄村のキュウリを切るとか、野菜の漬物の加工だけじゃなくて、須賀川市、鏡石町、天栄村3市町村、そういったところでどこまで支援できるか村として検討しますというような話をして、私が須賀川市長、鏡石町長にも話をして、これはやっぱり残していこうというようなことで、3市町村でも補助金を出しながらJAをバックアップしていきましようというようなことで継続になったというようなことで、その古くなった機器類、そのほかの施設の改修をしてやるというような方向になりましたので、今後はまたJAさんで、28年には合併はするかどうかと思うんですが、継続してやるというようなことで意思表示をしてもらっているものですから、私は安心してもう任せられるのかなというようなことで考えております。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） そういうわけで、任せて安心していられると言うから、村長が言うんだから間違いないんだろうけれども、ただ、金額そのものはやっぱり同じく、商売だから、はたけんぼと季の里とは同じ値段でないとうまくないから、その辺はよく、課長、気をつけて。俺、直売所さ3日に1回は行っているんだから。大体わかるんだ。それはそれでいいです。

97番の認定農業者の補助金か。これ、10万。今までも40人いても10万、30人いても10万。今度は約100人ぐらいにふえるみたいなこと、来るようなことになるのかい、100。それで10万でこれ足りないべと思うから、補正か何かで考えているんだべ、これ。そうでなくて金足りない金足りない騒いでいたんだから。100人で10万、40人で10万では、ろくな件数もできなくなっちゃう。その辺はどう考えているんだ、課長。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

97ページの地域農政特別対策推進事業の中の認定農業者の補助金10万円の部分でございますが、こちらにつきましては、現在、認定農業者48名ということで、ここ数年推移してきたわけでございますが、来年から国の制度の変更によりまして、今現在、3月27日が審査会に

なるわけですが、普通で約50名が追加になるというふうなことで、約100名になる予定とはなっております。

ただ、この認定農業者の補助金の部分につきましては、この予算をつくる段階ではそこまでの数を把握しておりませんので、今後、認定農業者会の中でお話をしながら、この補助金についても再度検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） それはわかりました。

100ページの林業環境整備委託料。これはどういう名目なんだか。これ松くい虫のあれかね。年度別計画策定業務委託料というの。これは何さ、どういうことか詳しく説明。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

100ページ、林業総務費の中の委託料。年度別計画策定業務委託料でございます。1,160万の件でよろしいでしょうか。こちらにつきましては、現在、福島林業再生事業というものがございまして、村の部分の森林の整備の総合計画を行っております。これが26年度で約300万円の事業費がありまして、全体計画は今、策定中でございます。

この策定が終わりますと、年度別の事業計画が入ってくるということになりまして、こちらにつきましてはエリアを当然決めます。そのエリアを決めた中でその樹種、あとは伐採の内容、そういったものを年度別の計画で行っていくというような形になります。

その下に、同意取得業務委託料ということで、その森林の持ち主の同意もとっていくということになります。単年度で言いますと、約20町歩から30町歩というような面積で業務の振興をしていきたいというふうなことで、現在、全体計画が終わったら、今度、年度別計画というような形で逐次、毎年エリアを決めまして、そちらで森林の除染とは言わないんですが、伐採による線量低減というふうなことで、福島森林再生事業というものに取り組んでいくというようなことになっております。

よろしく申し上げます。

すみません。中身としては間伐でございます。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） じゃ、その事業は大信村は早いんだわ。とっくに終わっているんですよ。これ、伐採、抜き切りだね早い話は。年数によって。だけれどもあの抜き切りは、やっぱり今度やってもらわなくては、いま少し、やっぱり今6尺、1メートル80に1本植えているから、倍くらいに抜いてもらわないと、その効果がないみたいなんだよ。天栄村でやると

きは、やっぱりいまま少し抜き切りよくやってもらって、いだましくないから。片方が育つからいんだよ。今までやったやつは、ろくに抜かないんでは藤つる切ったくらいで終わりなんだよ。

今度はそういうことではないと思うんだけど、その辺をやっぱり気をつけてやってね、課長、頼む、これ。わかりました。

終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 116ページ。13節の委託料、地域防災計画策定委託料1,000万という、これはどういう内容だか、説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

地域防災計画策定委託料1,000万でございます。先ほども申し上げましたように、東日本大震災の災害対応を教訓としてというようなことで、今現在の計画の見直しを行うということでございます。何度か策定委員会や検討委員会を開催し、有識者の中で内容については詰めていくというふうなことでございます。

その計画の主な内容でございますが、例えば災害時における村民行動のマニュアルであるとか、あるいは職員行動のマニュアル、あるいは地域の防災計画書、それぞれの地域ごとの防災計画であるとか、そういった、あとは防災計画の基礎資料の編集といった、そういったところで1つの冊子として計画をまとめていって、そういった震災時においては、この計画書に基づき瞬時的な行動ができるような、そういった計画書に持っていきたいと考えております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これ、いつごろできるんですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

これ、27年度事業というようなことで、まず最初に委員の選定から始まって、何回かそういった検討委員会を開催し、最終的な成果品としては年度末を見込んでおります。ですから、平成28年3月の完成を見込んでやっていきたいと考えております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） そうするとこれ、土砂崩れのマップも含んでいるんですか、これ。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

ハザードマップでございますが、これにつきましては、この地域防災計画書とは、最終的には関連してくるんですけれども、それとは別個な形で今現在動いております。26年度事業の中でも、地図情報の中に急傾斜地であるとか、そういった裏山の危険な地区であるとかというのは、今現在、地図情報の中での落とし込み作業であるとか、それを最終的に村のホームページに反映させていくとか、あとはそれに基づいて区長さんを始めとする自主防災組織の方々に、そういった危険な地域等々については、これは今度の27年度の中で早い時期に各行政区に対しての話をつないでいきたいというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 私も消防団をやっているんですけれども、これ、一番大事なことだと思うんですよ。これ、あと、震災あったとき、その地形が変わっちゃって土砂崩れるところがいっぱいになると思うんですよ。これ、広島であったみたいで、その先から防災意識を高めれば防げる部分もあるんですけれども、これを早めにデータを出してもらってハザードマップをつくってもらいたいと思います。

では、2点目です。

消防団分団活動補助金。これは詳しく、1分団何ぼずつ渡しているんだか、お願いできますか。どういう割合ですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） この消防団分団活動補助金44万9,000円のことでよろしいでしょうか。

○2番（服部 晃君） はい。

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 積算といたしましては、1人当たり1,900円の団員数。積算上は236名というふうなことで積算して、それぞれの分団ごとに、これに基づいて活動費を補助しております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これ、1分団の分団長にお話は聞いたんですけれども、これ活動費って人数多い少ないの問題じゃないと思うんですよ、これ。会議開くのも同じ回数ですし、だからやっぱり1分団が一番団員数が少ないということで、やっぱり少なくなっちゃうんですよ、これ。

だから、同じ例えば8万なら8万を1分団、2分団、3分団、4分団に渡して、あと人数

分を500円でも何でもいいからそれに合わせないと、やっぱり最低限、1分団ばかり、俺、少なくなると思うんですよ。この割り振りはちょっとおかしいと思うんですけども、考え直す必要はないですか、これ。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

その分団活動の算出ですね。正直申し上げまして、そういった分団によって、そういった意見があるというのは初めて聞いたものですから、我々としましては特段何か法的な根拠があるとか、そういうものではないものですから、天栄村の中で、あるいは消防団との話し合いの中で合意が形成されれば、それは均等割りをまず出して、それでもって残った分を団員数で割って、均等割りプラス団員割りというふうな2つの構えで活動補助を出すことについては、我々もまったくやぶさかではないというふうに考えておりますので、その辺は今後、消防団との話があれば、話をさせていただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これ、検討課題です。今年度はしようがないでしょうけれども、来年度からいろんな方法を考えて、同じあれで補助金を分配してほしいと思います。

あと、117ページの15節消防施設工事請負費、これ864万なんですけれども、ことしは2分団で、これホースのポールを設置だと思うんですけども、あと、その火の見やぐらの撤去。これ、撤去費用というのは予算とっているんですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

この工事費でございます。今回は4分団というようなことで、ポールを設置。それから……

失礼しました。今回2分団です。2分団の設置というようなことで5カ所。それから、昨年、飯豊が場所の確保ができないというようなことで、1カ所入って来るということで、都合6カ所のポールを設置というふうなことで予算化をしております。

あと、この金額864万の中には、火の見やぐらの撤去工事は2カ所ほど含んでおります。ただ、今後、各地区において火の見やぐらはまだ存在しております。あと、ようやく乾燥用ポールを設置がここで一巡しますので、次は今度は火の見やぐらの撤去について点検していきたいと考えております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） あの火の見やぐらが大分古くなって、何かあれば倒れるということは

ないと思うんですけれども、危険な部分はあるものですから、これ早目に来年度は予算をとって、要望があるところは早く撤去してもらいたいと思います。

今度は18節、消防ポンプ自動車2,029万8,000円となっているんですけれども、これ、飯豊に入る予定なんですけれども、これの補助金は、財源の割り振りはどうなっているんですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

恐れ入ります。27ページのほうをごらんになっていただきたいんですが、この下のほうに村債というようなことで、下から2番目、消防自動車購入事業1,520万というようなことで、村債のほうの収入を見込んでおります。これが今回の消防自動車の購入の特定財源でございます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 了解しました。じゃ、今の質問を終わります。

あと、128ページ、11節の需用費のこの水道料、この69万3,000円なんですけれども、私、聞き逃したんだか何だかわからないんですけれども、120万の減額って言ったと思うんですけれども、これ、もう一度説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

128ページの光熱水費、水道料ということで、私、120万ほどの減額ということでご説明いたしました。これ、中学校費でございますが、前ですね、中学校と給食センター、一緒の水道メーターになっておまして、その関係で一緒に予算要求した関係がございます。今は別個になっておりますので、その分、中学校費のほうでは必要ないということで、ここでは前年度との比較で減額ということでいただいております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） それに、早くそういうのを説明してもらわなければ、120万も減額したなんて、水どっかに行っちゃったのかと思ったんですよ。わかりました。

以上で終わります。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午後 2時19分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時30分）

○議長（小山克彦君） ほかに質問はありませんか。

5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） ちょっと、今、皆さんが質問したんですが、それらの質問の関連質問でございます。

まずちょっとお尋ねしたいのが、設計委託料。これについては、かなりの金額がかかるものと。それなりに私から見てこんなもんだなというような金額もそれぞれあるんですが、この設計委託料というのは、適正な設計委託料というのはどのくらいが適正なんだろうかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今回ご質問の件は、基盤整備事業に伴う委託料の件かと思われませんが、積算でございますが、県の積算基準をもとに設計して、この金額を算出したわけでございます。実際に積算の基準というようなものが設けられておりますので、それに基づいての積算でございます。

どれが適正なのかと言われても、なかなか難しいと思います。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 正直言って、今、話が出ましたが、この92ページ、93ページにわたります農業基盤整備促進事業設計委託料。これ、950万なんですね。そして、この工事費が1,750万というような金額になっております。

これら補助事業というようなことでありますが、この補助事業というのには全部、設計委託料も入るのかどうなのか。補助金としてもらえるのかどうか。それをひとつお尋ねしたいのですが、その前に今、基準というのは積算でいろいろだと言うんでありますが、何と言いますか、今先ほど県の基準に従った積算と言うんですが、その積算というのがわかりません。何を積算するのか。

例えば、住宅なら大きさとか、普通の住宅と耐震とは違うから、当然この委託料が出るんだというような話もあるんですが、同じ事業をやりながら、この基盤整備の工事と普通の工事とは何が違うんだ。余りにもこれ、設計委託料が高いと思うんですが、それと今の、補助があるかどうか、2点お尋ねします。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今の1点目、補助があるのかということでございますが、これにつきましては国・県合

せて55%の補助事業となつてございます。

2点目ですが、その積算基準は何ぞやという話でございますが、測量するために積算するというか、委託を発注するために測量、あと設計をどのぐらいかかるかというふうなことで、その積算をするわけでございます。

基準と申しますか、その委託として発注するための積算の基準というような冊子を利用して、実際は委託設計書をつくっているところでございます。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） ちょっと積算についてはわからないから、後でゆつくり教えてもらうから結構なんですけど、ただ、今、今回はこの設計委託料も補助事業の対象となる。今の事業についてはですね。ということなんですけど、これちょっと55%というと、これ合うんですか。

92ページの5目の農業施設の国・県支出金2,067万5,000円。これが補助金だと思うんですが、これ、そっくりそうなんですけど、これで合わせると合わないような気がするんですけど、合うんですか。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午後 2時37分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時39分）

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。大変申しわけございませんでした。

委託料950万と工事費1,750万、このほうについては55%の補助でございます。19節負担金、補助及び交付金の農業基盤整備促進事業補助金640万。これにつきましては100%補助でございます。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） いつもこの資料を見るとそうなんですけど、補助事業費、これトータルでここに書きちゃうんですよ。そうすると、我々、これはどれだけの補助でやっているんだということわからないんです。皆さんはそれぞれわかっているんだろうと思うんですけど、これ説明を受けないとわからないんです。これは資料上、この事業は何%の補助事業で幾ら国から出るんだということ、ここの目の頭のほうに、トータルじゃなくて事業ごとに出すということにはいかないんですけど、これ。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

ただいまのことでございますが、例えば特定財源の中で国庫支出金、この内訳といった記述ができないのかといったことと思いますが、今のこの予算書、いわゆるシステムというか財務会計システムでつくっているんですが、この場ではよくわからない部分あるんですが、多分、内訳として書き出すのは、ちょっとシステム上は困難であるということですので、あとは説明の中でご説明申し上げるしかないと思っています。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 書くことが難しいとすれば、この説明の中に、事業の頭にでもやっぱり米印くらいつけておいて、何か印つけておいて、これは補助事業ですよというようなことを、そのくらいのことはできるんじゃないかと思うんですよ。そして、説明の中で説明をしていただければと思うんですが、それも無理なんでしょうか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答え申し上げます。

この説明の欄で再節、再々節という書き方にもなっているんですけども、ここで例えば国庫事業であれば米印であるとか、例えばです。あるいは県単事業であれば三角、二重丸印であるとか、そういった記号を付して、それはもう事前の了解の中でつくっていくというのはできることでございますので、もしそういったことであれば、多少時間はかかりますが、1年かけてやるということであれば対応は可能かと思っています。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 今のことが可能であるというなら、来年度あたりからひとつ、そういった説明持っていただければ、私らも聞きやすいし、内容すぐにわかりやすいと思うんで、お願いしたいと思います。

それと、村の規約は、これは議会にかからなくても簡単に直すことができるんでしょうか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答え申し上げます。

規約というのはどこの部分なのかなんですけども、例えば例規集に入っております規則、それから入っておりませんが要綱。そういったものにつきましては、規則につきましては議会の議決は要しませんけれども、報告とか何かのそのほかの手続は、所定の手続をとった上で規則のほうは改正したり制定したりすることができる。

要綱は決裁という形でもって、新たにつくったり改正したりすることができるものとなっ

ております。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 具体的にということでありましたんで、先ほどバス利用の補助金。これ、昔、4キロ以上でないと補助金が出ないというようなことありました。今回は、今年度から2キロ以上について補助金を出すという話になりました。

これ、前に私、質問したことあるんですが、規則で4キロ以上になっているからだめだというような答弁を受けた経緯がございます。それが、今年度から、私らわからないうちに2キロ以上に補助金を出すというような話になったんです。ですから、これらについては別に村長決裁で簡単にできるのかどうか、再度お尋ねします。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

[学校教育課長 清浄精司君登壇]

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

今回、そのバス通学費補助については教育委員会の規則という形になっております。ですから、村長の決裁はいただきまして、あと、教育委員会のほうでご説明をいたしまして、そちらでの議決が必要になります。このような形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） わかりました。何か、前の質問の中で私にだめだというような答弁をさせていただいて、今まで何年か過ぎたわけなんですけど、今度わかりました。

それと、もう一つお尋ねします。これ、すかがわ岩瀬農業協同組合の農産物加工場の補修2,100万の負担金でございます。これらについては大分前から騒がれていた問題であって、私も何回か農協の方々から話を聞いて存じております。

そこで1つ、私、前から気になっていた点がございます。先ほど質問の中でも、農協ではやめたいと。今回の中でも、もう儲からないからやめたいというような話の中で、話を聞くと、村のほうでぜひその天栄漬をなくさないでほしいというような要望をされたというようなことでございます。

これは天栄漬、1つの天栄村としてかなり農協でも力を入れてつくった製品でございます。今、落ち込んでいるが、当時は相当な儲けがあったわけなんです。それが農協が合併して以来、だんだん落ち込んで、そして来たわけです。

それで、私、何度も農協の担当者にも言ったんですが、やはり30年以上同じ製品を同じ金額で売っていて、儲かるわけがないんですよ。だから、製品の開発は大事だよと。昔は村で製品の開発というと、ある程度の補助金をくれて、これでいろいろ試作をつくったわけなんです。

大分、当時はこの岩瀬キュウリにこだわっておったんですよ。ほかのものをやっちゃ悪い

だろうというような話もあって、なかなか手をつけなかったんですが、最後に製品開発に手をつけたのが、キュウリだけじゃだめだから奈良漬をやってみようというような話がありました。

奈良漬をやったんですが、特にここ、酒屋さんがあって絞るかす、酒かすです。これが豊富に余っているというようなことで始まったんですが、この酒かすが、絞ったばかりではやはりアルコールが強いんです。何年か酒かすを寝せておかないと、この酒の味が強くて奈良漬にはならないんですよ。そんなことで、しばらくおいてやったらいいだろうというようなことでおいたんですが、その後はもう合併してしまいまして、全然もう手つかずで終わっちゃった。

それ以後、セールスは歩かないわ、今まで取引していたところを回っているくらいじゃないかなと思うんですが、そんなことがありまして、ぜひ、これは私も課長にちょっと話したんですが、やはり農協が担当者を始め本気にならないところに、補助金出していいのかどうか。その辺は確認をとって出すべきだろうという話をしたから、当然、課長、村長はその話を聞いていると思うんですが、やはりそれなりの製品開発等もしながら、やはり今後の事業をこれだけの補助金出すわけですから、やっていくというそういった確認はとっての予算の計上だと思うんですが、いかがですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

議員、ご質問のとおり、農産物漬物加工場につきましては経年変化も激しく、農協のほうでも一時はやめたいという形も何回かあった中で継続をしてきたわけですが、現在、先ほど村長お話ししましたように、6次化という部分、また、このキュウリの価格の維持というふうな部分で、安くなったときには必ずそこで塩蔵して、価格の下支えをしていくというふうなことを今現在、農協のほうと確認をしているわけですが。

そういう中で、須賀川と鏡石、天栄でというような形で、約20億以上のキュウリの販売額があるという中で、こちらの加工場の重要性を再度認識していただくというふうなことでお話をしてきました。

その中で、JAさんとしまして合併に向ける前というふうなことでございますので、JAが自己負担で直す部分も自分で持つというふうなことでありまして、こちらの自己負担工場は約1,000万。これはJAさんが全部自己負担をする。これは塩蔵の中で、外にあります円形水槽のパッキンの部分でございますが、こちらの部分については農協が直す。

中身ですね、加工場の中についてですが、こちらの先ほど言いました殺菌装置とか、除水機。こちらについても市町村が全額ということではなくて、これも約800万以上あるわけでご

ございますが、これの2分の1はJAが持つ。残りの400万円について3市町村で負担をするということで、この28年、来年の合併に向けて、この加工場の体制をきっちり整えていく。

また、先ほど言われました新製品についても、こちらについてもまた農協のほうとお話をしながら推進していくというふうな形でございますが、なかなか最近、新製品を開発していないということがありまして、今のキュウリの漬物の売り上げとしては一番多いというようなことですので、これを中心とした製品のラインアップをまたこれから考えていくというようなことで確認はしておりますので、こちらを市町村も農協のバックアップをしながら、6次化の推進に向けて頑張っていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 当然、これ塩蔵の除塩の施設が相当の金額を占めるわけなんです、この除塩のほうは当然わかるんですよ。あれは1次漬けで売る。あれが一番楽なんです。農協はそれに特化したがついていたわけです。だから、製品の製造はもうやめようというような考えはあったわけですよ。

当時はこれ、塩蔵も、昔はもうかっていて、途中で、昔の話になりますが、輸入品、中国から入ってきて売れなくなって、そして中国製品に負けちゃってだめで。ところが、京都のほうでの老舗では、日本の国産の漬物をつくるのには原料でなければだめだというようなことで売れて、始まったわけなんです。それに乗ったから、一時は相当行ったんだ。だから、製品のほうはもう作るという気はなくなってきちゃったんですよ。面倒くさいから。一次漬で、あそこでただ詰めて塩漬したやつを売る。

そんなこともあって製品開発のほうはおろそかになったと思うんですが、とにかく、この間まではやめたいというのを、これをまだ2,100万。まだほかの市町も、鏡石、須賀川もやるわけですから、そしてましてやこれ、製品の機械まで補助してくれるわけですから、このとおり私は、今、力を入れないと、これまた来年、農協合併ですよ。そんなになったときにまた中途半端になっちゃうんじゃないか。それが一番心配なんです。

ですから、これだけのお金を出すんだから、やはりきちんとした製品開発、当然、村でも助成してやって欲しいわけですよ。やはり、一時はこの羽鳥湖漬ですか。これは私らが指導していたころは、担当者は本当にお盆のときでも引き物に、見舞い返しのお祝いの、いろんな引き物にまで担当者は歩いて箱詰めのを、セットのをちょうど手ごろな価格で販売できますんで、お願いしながら相当売ったわけですよ。一時は赤字の直売所が黒字にまで展開してきたんですよ。せつかくそこまで行った加工場をみすみすまだこれだけの金をかけて、まただめだよ、やめますよと言わないように、ひとつ指導して出していただきたいというふうに思っております。

最後にもう一つ聞きますが、振興公社の扱い。ことしは当然、これ指定管理者ということ

で振興公社の名前が載っています。これを株式会社に変えてやる。変えるといいますか、今1億のある出資金を幾らでも戻す。戻して村の役に立てたほうがいいんじゃないか。特に、村長があそこの道の駅周辺を整備するということについては、相当な金がかかる。これ、株式会社にして資本金2,000万か3,000万やれば、七、八千万の金は浮くわけですから、今まで。

そういった金をやはり有効に使うべきではないかなというふうに考えておるんで、その振興公社の株式会社との法人の進捗状況。どうなっているか聞かせていただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） 一般財団法人振興公社の取り扱いというふうなことでのご質問でございますので、こちらにつきましては昨年、公益財団法人から一般財団法人に名称がえ、内容の変更定款です。そちらのほうをやったばかりでございます。

こちらにつきましては、一遍に公益財団法人から株式会社にすると出資金の戻し先が国になってしまうというようなことで、一旦、一般財団法人振興公社ということで定款をつくり直しまして、次に一般財団法人が会社にするときには市町村に戻るというふうな手続を今、踏んだわけでございます。

昨年から1年間まだたっていないわけでございますので、これにつきましては今の一般財団法人の振興公社のほうと内容を詰めながら、株式会社化に向けてどのような手続または体制の整備をしていくかというふうなことで、今後とも検討して、早目に結論を出していきたいというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 今、検討しているというようなことなんですが、できればこれはもう、こちらの新しい道の駅の構想があるわけですから、せめて今年度中にはそれらの手続に入られるのかどうか。その辺まで。

ただ、検討するでは、まだいつになるんだかわからないわけですから、課長としてはいつまでに、また1年過ぎないと難しいとすれば、これ何年か過ぎれば、1年も過ぎればある程度もうできるんじゃないかと思うんですが、どうなんでしょうか。大体どのくらいを目途にやりたいと考えているんだか。そこをお知らせください。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

いつまでというふうな期限を聞かれたわけでございますが、今は始まったばかりということもありまして、今年度中、来年度中というふうな形はちょっと想定しておりませんでした。ただ、今、議員おっしゃられるとおり、季の里の拡張工事、その他もろもろ振興公社が

これからの力というか機能の拡充というか、そういったものも含めてやっていかなければならないというのは十分承知はしているところでございます。

こちらにつきましても振興公社の体制がまだ1年というようなことですので、そちらの体制がかたまって、また、今の欲を言うと、規則というか定款ですね、定款の変更がまた必要になりますので、またこれもすぐにただにできるということでもありませんので、こちらの部分について再度検討して、なるべく早い時期にこの結論というか、その方向性を出していきたいと思っております。

ただ、1年たったばかりでございますので、またこの1年間で新たに定款というか名前の変更というのは、余りなじまないのかなというふうに思っております。1年間やった中で一般財団法人から株式会社化にするという意識づけがされた中で進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 俺、課長、質問やめようかと思ったんだけど、1年過ぎてなじまないというのはちょっとおかしいと思うんですよ。あなたたちが早目に株式会社に一括してできなくて、ワンクッション置いて一般法人にしてやるということで、それで認めたわけですから、もうなじむなじまないの問題じゃないですよ。すぐやんなきゃなんない問題なんですよ。すぐやってほしいわけなんですよ。

ですから、今までと何ら変わっていないんですよ。新しい株式会社になじまないというんならわかるけれども、公社が一般法人になじまないというのはちょっとおかしいわけなんですよ。これ、会社にしたって内容的にはそう変わらないんですよ。出資の問題と定款の変更は、その辺の問題だけであって、中身はそんなに変わらないと思うですよ。やる気があるかどうかなんですよ。

ですから、私はもう1年過ぎたから1年間はまだ仕方ないと思っても、今年度には必ず手をつけて、来年度にはもうそういった移行できるように、もう頑張ってもらいたいわけなんですよ。その意気込みを聞いたかったのに、どうも中途半端な意見なんだから、意気込みあるかどうか、やる気があるかどうかなんですよ。そこをお尋ねします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり一遍にはできないということでワンクッション置いたというのがあるわけでございますので、なるべくそのワンクッション置いたのが早目に株式に移れるような手続をとっていきたいというふうに思いますが、すぐというふうなことで、手続の関係もありますので、今年度中に公社のほうと株式会社に移行する準備を進めてまいりたい

というふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 少し2点ばかり聞きたいと思ひますが、まず34ページの1項総務管理費の中で13節委託料。この中で、村長サミットについて予算が計上されております。村長サミットの具体的な内容をちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

村長サミットにつきましては、今度で第5回目が天栄村会場でというようなことで、本村が受け入れをするというふうなことを意思表示したところでございます。

失礼しました。第4回目を本村で開催するといったことでございまして、今回の開催につきましては、福島県町村会も一緒になって、開催についてはお互い力を出し合つてやるというふうなことで、県の町村会の中でもこの開催に当たっては協議をしながら進めさせていただいておるところでございます。

日時については、7月の上旬というようなことで、先般、一定の決定を見たんですけれども、開催の詳細については今後、またさらに調整が必要だろうというふうに思っております。

ただ、基本的には本村においては芝草もございまして、あるいは本庁管内の村の施設もありますので、そういった中で全国の首長さんにお越しいただいて、そして講演会並びにそういった分科会で村おこしについての議論をしていただく。そのままお泊りいただける方々には村のそういった施設を、民間施設を含めてお泊りいただき、翌日の基調講演等々については本庁の体育館を使うなりして、またそこでも基調講演をやって、震災からいろいろ取り組んでいる姿を全国に発信していきたいというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） このサミットについては、先般、全員協議会でも簡単な説明は受けたわけですが、この村長サミット関連の予算について、454万4,000円のかなり大きな金額が計上されておるわけですが、今時点ではまだまだ、どの範囲といいますか、人数的なもの。どのくらいの人にまで呼びかけるといいますか、村長さん、全国にはかなり多いわけですから、全員というわけにはいかないでしょうから、どのくらいの規模を予定しているのか。それから、現在ですと1泊2日の予定なんですか。その辺をもう少し詳しくお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

村長サミットの規模ですが、まずは全国で180数団体ございます村に対しての参加を一斉に行います。どのくらい来ていただけるかは、それはこれからなので何とも申し上げられませんが、ただ、前回、前々回開催したところの実績を見ますと、20ないし30団体の首長さんがお越しになった。あるいは、そのほかにもそれに付随する関係者もお越しになるというようなことで、数百名単位のそういった会合になるのではないかなというふうに思っております。

基本的には1泊2日のサミットなのですが、できましたらば、その1泊目の夜の懇親会も含めて、いろんな意見交換をやっていくというのがメインになってくるかと思えます。中には前泊で来られる方もいるので、それは前もって希望する方のみになってしまいますが、そういった前泊を希望する方にも、そういった村の特産なり、そういったおもてなし、歓迎をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 参加者については、もちろんそれは村長さんが参加するわけですが、2日間いるうちに1日でも村民の方、あるいは我々議員としても、どちらかの日に出席していただきたい、出席してほしいというような呼びかけというか要請があるのでしょうか。その点はどのように考えていますか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今現在の案といたしましては、2日目、最終日になりますが、最終日の午前中正午をもって解散という流れで今考えているんですが、その午前中に基本講演を催したいといったことで、テーマはまたこれから絞るんですけども、村の体育館を利用して基調講演をやっていきたいというふうな、これが一番、人数的には最もこの方が来ていただけるのかなと。

その中には、当然、村民の方々にもお声がけをするし、議員の皆様方にもぜひとも参加していただきたいというふうに思っております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） サミットについてはわかりましたが、村のこれも活性化の一因だと思いますので、成功を祈っております。

それから、次にもう一点聞きたいと思いますが、99ページ。13目放射能対策費の中で、19節です。営農再開支援事業の補助金って、これカリのたしか助成だということの説明がありました。前年度でゼロライトの散布は今年度からやらないということに決定して、そのような方向ですが、このカリについては次年度以降、今年度は今度、これ予算で上がりました

けれども、どこまでやっていく考えなんですか。可能性として。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

99ページの13目、放射能の対策費の中の負担金、補助及び交付金の中で営農再開支援事業補助金1,116万8,000円というところがございます。こちらにつきましては、カリウムを全水田に散布するための予算をとっておりまして、カリウムはことしで4年目というふうな形になります。

こちらにつきましても、ことしも実験をしながら、カリウムをまかないというふうな部分も考えながら、何しろ実験をしないと、この出る出ないというのはわからないものですから、なるべく多くの実験をして、そのカリウムの散布のやめる時期ですね、そちらのほう。

また、あと土壌の部分で粘土質は放射性物質をちゃんと取るというふうなこともありますし、その辺の部分でこの実験をしながら、いつまでにというのを決めていきたいと思います。

ただ、今年度につきましてはやりますし、今年度、来年度ですか、これは県のほうの営農再開支援事業ある限りは、ある程度続けていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、昨年まではゼオライトとカリウムのセットで散布しておりました。今度、ゼオライトをやめましたので、カリウムだけ散布して放射能が出ないか出るか、実証実験の意味合いも込めて、とりあえず今年度だけ予算に上げて、あと次年度以降はまだまだ予定は立てられないというようなことでよろしいんですか。ちょっと答弁お願いします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） カリウムについて、今この営農再開支援事業という、ここで、これ100%国・県の支出金でやっておりますので、これが来年度も継続するというふうなことであれば、来年度も行いたい。

これは国から放射性物質のこの営農再開支援事業がなくなった段階では、やっぱり再度考えていかなければならないと思いますが、県としてもカリウムについては、今年度は全額負担でやっていただきたいというふうなことで、ここにも計上されておりますので、来年度以降、そこら辺を見きわめながら中止の時期を考えていきたいというふうに思っております。

○9番（後藤 修君） わかりました。

○議長（小山克彦君） これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 反対の討論をしたいと思います。

いいですか、議長。

○議長（小山克彦君） 討論はありませんか。

○3番（大浦トキ子君） あります。

○議長（小山克彦君） じゃ、討論をしてください。

○3番（大浦トキ子君） 議案第43号 平成27年度天栄村一般会計予算について、反対の討論を行います。

有害鳥獣捕獲隊補助金において、平成26年度一般会計予算と比較しますと、大幅な増額となっており、一定の評価は認められるところですが、しかしながら、防犯灯の電気料の全額行政区負担など、村民の声が十分反映するという点においては、まだまだ不十分であります。したがって、議案第43号 天栄村一般会計予算について反対するものです。

○議長（小山克彦君） ただいま、3番議員より反対の討論が行われました。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。発言ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（小山克彦君） 発言なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小山克彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第2、議案第44号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第44号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成27年度天栄村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億156万1,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,163万円と定める。

第2条 地方自治法昭和22年法律第67号第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、事業勘定4,000万円、診療施設勘定1,500万円と定める。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

10ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度1億7,966万2,000円、比較696万4,000円の減。1節から3節までの現年度分で690万円ほど、4節から6節の滞納繰越分で6万5,000円ほどの減となっております。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度1,006万8,000円、比較44万8,000円の増。1節から3節までの現年度分で44万9,000円の増、4節から6節までの滞納繰越分で1,000円の減であります。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度5万円、比較ゼロ、督促手数料であります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、本年度1億2,980万2,000円、比較1,192万5,000円の減。これは、一般被保険者が減少しまして、退職被保険者、それから前期高齢者の被保険者が増加することとなるため、減少となるものであります。

2目高額医療費共同事業負担金、本年度516万4,000円、比較25万9,000円の減。やや減少する見込みでございます。

3目特定健康診査等負担金、本年度119万9,000円、比較12万3,000円の減。ほぼ同額でございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、本年度3,812万7,000円、比較65万9,000円の減。ほぼ前年度と同額でございます。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、本年度3,340万1,000円、比較879万4,000円の増。退職被保険者の増加により増と見込んでおります。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、本年度9,549万円、比較706万4,000円の増。対象者の増によるものでございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、本年度516万4,000円、比較25万9,000円の減。ほぼ前年度と同額であります。

2目特定健康診査等負担金、本年度119万9,000円。比較12万3,000円の減。こちらもほぼ

同額でございます。

2 項県補助金、1 目都道府県財政調整交付金、本年度3,527万9,000円、比較1,156万9,000円の減。療養給付費の減少に伴う減でございます。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金、本年度1,159万4,000円、比較93万円の減。ほぼ前年度と同額でございます。

2 目保険財政共同安定化事業交付金、本年度1 億7,137万2,000円、比較1 億1,986万4,000円の増。こちらにつきましては、現在、保険財政共同安定化事業は医療費のレセプト30万円以上の医療費を対象として実施をしておりますが、27年度より全ての医療費を対象とするということに拡大することに伴いまして、増額となるものであります。

8 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度5 万5,000円、比較6,000円の増。基金利子でございます。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度3,660万1,000円、比較236万4,000円の減。1 目の一般会計繰入金のうち、財政安定化支援事業分が減少となったためであります。

2 項基金繰入金、1 目国保基金繰入金、1,000円の存目計上でございます。

10 款繰越金、1 項繰越金、1 目療養給付費交付金繰越金、1,000円の存目計上であります。

2 目その他繰越金、本年度4,022万1,000円、比較98万8,000円の減。前年度繰越金でありまして、ほぼ同額を見込んでおります。

11 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、本年度10万円、比較ゼロ、前年度と同額であります。

2 目退職被保険者等延滞金、3 目一般被保険者加算金、4 目退職被保険者等加算金、5 目過料、いずれも1,000円の存目計上であります。

2 項村預金利子、1 目村預金利子、1,000円の存目計上であります。

3 項雑入、1 目滞納処分費、こちらも1,000円の存目計上であります。

2 目一般被保険者第三者納付金、3 目退職被保険者等第三者納付金、4 目一般被保険者返納金、5 目退職被保険者等返納金、6 目雑入、こちらも1,000円の存目計上でございます。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度568万6,000円、比較140万3,000円の増であります。こちらは、13 節委託料の一番下、国民健康保険システム保守委託料、それから14 節の国民健康保険システムの使用料が新システムの導入によりまして増額となったものであります。

2 目連合会負担金、本年度60万4,000円、比較1 万2,000円の減。ほぼ前年度と同額であります。

2項徴税費、1目賦課徴収費、本年度265万3,000円、比較130万7,000円の増。こちらは13節の事務共同電算処理委託料、これがシステム更新により120万円ほど増額となるものであります。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、本年度16万3,000円、前年度同額であります。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、本年度9万9,000円、比較1,000円の増、ほぼ前年度同額であります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、本年度3億3,464万9,000円、比較2,123万7,000円の減。被保険者数の減による減少であります。

2目退職被保険者等療養給付費、本年度2,921万5,000円、比較986万9,000円の増。退職被保険者数の増によるものであります。

3目一般被保険者療養費、本年度327万円、比較5万の減。ほぼ前年同額であります。

4目退職被保険者等療養費、本年度12万5,000円、比較13万2,000円の減。こちらは見込みの減少によるものであります。

5目審査支払手数料、本年度125万1,000円、比較7,000円の減、ほぼ前年同額でございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、本年度3,902万1,000円、比較26万1,000円の増。ほぼ前年同額であります。

2目退職被保険者等高額療養費、本年度461万1,000円、比較172万2,000円の増、被保数の増により増加を見込んでおります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、本年度10万円、前年同額でございます。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、1万円、前年同額でございます。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、本年度1万円、同額でございます。

2目退職被保険者等移送費、本年度1万円、こちらも同額でございます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、本年度420万円、比較ゼロ、前年同額でございます。10名分を見込んでおります。

2目支払手数料、本年度3,000円、比較ゼロ、前年同額でございます。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度60万円、比較ゼロ。前年と同額でございます。12件分を見込んでおります。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、本年度8,758万3,000円、比較625万円の減。こちらは制度改正に伴い減少となるものであります。

2目後期高齢者関係事務費拠出金、本年度8,000円、前年同額であります。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、本年度7万9,000円、比較5万5,000円の減。こちらは見込み額の減少によるものであります。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金、本年度8,000円、前年同額であります。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、本年度20万円、前年同額であります。

2 目老人保健事務費拠出金、本年度5,000円、前年同額でございます。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、本年度4,848万2,000円、比較195万3,000円の減。こちらは平均を見込みまして減少となるものであります。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額療養費共同事業医療費拠出金、本年度2,066万円、比較103万4,000円の減であります。

2 目保健財政共同安定化事業拠出金、本年度1億7,788万円、比較1億1,056万4,000円の増。歳入でもご説明申し上げましたが、30万以上の医療費から全ての医療費を対象とすることとなるため、大幅な増額となるものであります。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、本年度840万7,000円、比較98万円の増。これにつきましては、7 節の賃金、臨時保健師の賃金でございますが、今年度は1年分計上しておりますので、その分、増額となっております。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、本年度196万2,000円、比較4万6,000円の増。ほぼ前年同額であります。

2 目疾病予防費、本年度552万4,000円、比較125万8,000円の増。こちらは13節委託料、人間ドックでございますが、昨年度は110人分、今年度は130人分を見込んだことにより増となるものであります。

9 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目国保基金積立金、1,000円の存目計上であります。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、本年度100万円、前年同額であります。

2 目退職被保険者等保険税還付金、本年度1万円、前年度と同額であります。

3 目償還金、4 目小切手支払未済償還金、こちらは1,000円の存目計上であります。

5 目一般被保険者還付加算金、本年度1万円、前年度同額であります。

6 目退職被保険者等還付加算金、1,000円の存目計上であります。

2 項延滞金、1 目延滞金、1,000円の存目計上であります。

3 項繰出金、1 目一般会計繰出金21万6,000円、比較21万5,000円であります。こちらは収納率向上対策事業繰出金を本年度は当初予算より見込んだためであります。

2 目診療施設勘定繰出金、本年度900万8,000円、比較289万円の増。診療施設に対する運営費の特別調整交付金が増額となる見込みであるため、増ということになります。

11 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度1,423万4,000円、比較23万4,000円。

続きまして、30ページをお願いいたします。

診療施設勘定。

歳入、1 款診療収入、1 項外来収入、1 目国民健康保険診療報酬収入、本年度550万8,000円、比較307万2,000円の減。

2 目社会保険診療報酬収入、本年度344万4,000円、比較152万4,000円の減。

3 目後期高齢者診療報酬収入、本年度2,126万4,000円、比較516万円の減。

4 目一部負担金収入、本年度578万4,000円、比較32万4,000円の減。こちらにつきましては、本年度26年度の収入実績見込みを踏まえまして減額としたところでございます。

5 目その他の診療報酬収入につきましては、1,000円の存目計上であります。

2 項その他の診療収入、1 目その他の診療収入、本年度21万6,000円、前年同額の自費の診療代でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目手数料、本年度17万2,000円、前年同額であります。

3 款寄附金、1 項寄附金、1 目寄附金、1,000円の存目計上であります。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度522万5,000円、比較77万6,000円の増。これはレセプトコンピューターの更新に伴う繰入金の増でございます。

2 項事業勘定繰入金、1 目事業勘定繰入金、本年度900万8,000円、比較289万円の増。運営費分の特別調整交付金の増額分を見込んだものであります。

3 項介護保険特別会計繰入金、1 目介護保険特別会計繰入金、本年度1万5,000円、前年同額であります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度50万円、前年同額の50万円を見込んでおります。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度49万2,000円、比較19万2,000円の減。容器代等の収入でございます。

続いて、歳出。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、本年度3,546万5,000円、比較125万4,000円の増でございます。それにつきましては、35ページの18節備品購入費でございます。自動体外式除細動器、いわゆるAEDでございます。その購入。それから、その種の事務用備品としまして、レセプトコンピューターの更新210万6,000円。この分が増加となるものでございます。

36ページをお願いいたします。

2 項研究研修費、1 目研究研修費、本年度37万6,000円、比較3万9,000円の増。ほぼ前年同額であります。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費、本年度94万1,000円、比較31万6,000円

の減。13節の医療器具保守委託料の減少によるものであります。

2目医療用消耗器材費、本年度40万円、比較4万3,000円の減。ほぼ前年同額の計上であります。

3目医薬品衛生材料費、本年度1,140万円、比較718万円の減。薬剤購入費の減少でございます。

4目委託料、本年度64万8,000円、比較36万円の減。血液検査委託料の減少でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度40万円の計上でございます。

以上であります。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 21ページの19節です。負担金、出産育児一時金420万となっておりますが、これは何名で、1人につき幾らの補助金になりますか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

1名当たり42万円の10名分を計上しております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） わかりました。

続いて、10ページ。10ページの4節、5節、6節。これ、一緒に質問します。4節の医療給付費分滞納繰越分514万1,000円。あとは後期高齢者支援金分滞納繰越分99万7,000円。介護納付金分滞納繰越分66万4,000円。これの滞納額は、世帯数で何世帯くらいありますか。

1つずつお願いします。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午後 3時39分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時45分）

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） 失礼いたしました。

まず、滞納世帯でございますが、一般被保険者世帯のほうが74世帯でございます。あと、

退職被保険者世帯が2世帯でございます。あと、滞納額でございますが、滞納繰越分の今年度の2月末現在で申し上げます。一般被保険者の滞納額が3,124万8,024円。あと、退職被保険者の滞納繰越分が8万2,035円です。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると相当な滞納額ということになりますが、それに対する見込み額というのは何%ぐらいを見込んでおりますか。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

今の滞納繰越分の収納率でございますけれども、新年度の予算の計上上、収納率を20%で見込んだ金額でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） いずれにしても滞納額が多いということは大変なことなので、滞納者に対してはどのような対策をとっているか、教えていただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

まず、滞納者対策としましては、まず何度かの一応の催告、督促を行いまして、それでもどうしても納付がいただけない場合は、資産、財産の調査を行いまして、それなりの処分ということで滞納整理を行って、差し押さえ等を行っております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 督促状なんていうのは結構しょっちゅうは来ておるとは思いますが、資産、財産のやっぱり没収とかそういうことになると大変なことになりますので、そこら辺は資産とか財産の没収とか、そういうのというのはあるんですか。今の時点では、そういう。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） 現状といたしまして、滞納者対策としましてはやっぱり長期の滞納者、または多額の滞納者がいらっしゃいます。うちのほうとしてはどうしても接触を試みるんですが、やっぱりどうしても接触に応じていただけない場合はやむを得ないということもありまして、正直申し上げます、一番換金しやすいもの、預貯金等の差し押さえ、あとは給与、あと不動産。あと、きのうで終わりましたが、確定申告に伴いまして国税の還付金が出ております。その還付金は滞納者の分については全て差し押さえさせていただいて、村

税のほうに充当させてもらっているということで、現実、差し押さえはしております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） なかなかこの税の管理というものは大変なことでありますので、滞納額が少しでも減らされるように、一層の努力をしていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日18日は午後1時30分の開会となります。

(午後 3時51分)

3 月 定 例 村 議 会

(第 7 号)

平成27年3月天栄村議会定例会

議事日程（第7号）

平成27年3月18日（水曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第45号 平成27年度牧本財産区特別会計予算について
- 日程第 2 議案第46号 平成27年度大里財産区特別会計予算について
- 日程第 3 議案第47号 平成27年度湯本財産区特別会計予算について
- 日程第 4 議案第48号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について
- 日程第 5 議案第49号 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第50号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 7 議案第51号 平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について
- 日程第 8 議案第52号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 9 議案第53号 平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について
- 日程第10 議案第54号 平成27年度天栄村介護保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第55号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第56号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第57号 平成27年度天栄村水道事業会計予算について
- 日程第14 陳情及び請願審査報告
- 日程第15 閉会中継続審査申出
- 日程第16 議案第58号 工事請負契約の一部変更について
- 日程第17 発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について
- 日程第18 発議案第2号 JAグループの自己改革の実現に向けた意見書提出について
- 日程第19 発議案第3号 商工業者に対する原発事故営業損害賠償打ち切り（素案）の撤回を求める意見書提出について
- 日程第20 議会広報常任委員の選任について
- 日程第21 閉会中継続審査申出
- 日程第22 表彰状伝達

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪 仁	君	2番	服部	晃	君
3番	大浦	トキ子	君	4番	廣瀬	和吉	君
5番	揚妻	一男	君	6番	渡部	勉	君
7番	熊田	喜八	君	8番	須藤	政孝	君
9番	後藤	修	君	10番	小山	克彦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田	勝幸	君	副村長	森	茂	君
教育長	増子	清一	君	参事兼 総務課長	伊藤	栄一	君
税務課長	森	廣志	君	住民福祉 課長	揚妻	浩之	君
産業振興 課長	吉成	邦市	君	地域整備 課長	佐藤	市郎	君
参事兼 会管理 者	小山	志津夫	君	湯支所 本長	兼子	弘幸	君
天栄 保育所 長	北畠	正	君	学校教育 課長	清浄	精司	君
生涯学習 課長	山本	サト子	君				

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 事務局長	蕪木	利弘		書記	星	千尋
書記	森	和昭				

◎開議の宣告

○議長（小山克彦君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午後 1時30分)

◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第7号をもって進めます。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第1、議案第45号 平成27年度牧本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第45号 平成27年度牧本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成27年度牧本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

48ページをお開き願います。

2、歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円の存目計上でございます。

2項県委託金、1目県委託金、本年度1,000円の存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,000円の、これは土地貸付収入でございます。

2目利子及び配当金、本年度4,000円の、これは基金利子でございます。

3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、本年度1,000円の存目計上でございます。

す。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度64万9,000円、比較107万1,000円の減でございます。

5 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度1,000円の存目計上でございます。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度1,000円の存目計上でございます。

続きまして、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度23万6,000円、比較ゼロで、昨年度と同額を計上したところでございます。

2 目財産管理費、本年度32万3,000円、比較ゼロで、これも昨年度と同額を計上したところでございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度10万円で、比較として107万1,000円の減でございます。

以上です。よろしくご審議願います。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第2、議案第46号 平成27年度大里財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第46号 平成27年度大里財産区特別会計予算について
ご説明申し上げます。

平成27年度大里財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28万2,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

58ページをお開き願います。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円の存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1万円の、これは土地貸付収入でございます。

2目利子及び配当金、本年度1,000円の基金利子の収入でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度5万円で、比較で3,000円の減、前年度繰越金でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度21万9,000円、比較で3,000円の増でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円の存目計上でございます。

続きまして、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度21万3,000円、前年度と同額の計上でございます。

2目財産管理費、本年度5万9,000円、これも前年度と同額の計上でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費1万円、比較ゼロでございます。

よろしくご審議願います。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第3、議案第47号 平成27年度湯本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、兼子弘幸君。

〔湯本支所長 兼子弘幸君登壇〕

○湯本支所長（兼子弘幸君） 議案第47号 平成27年度湯本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成27年度湯本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ175万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

68ページをごらんいただきたいと思います。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円、存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度3,000円、比較5,000円の減、これは東北電力の電力柱移設に伴いまして、貸し付けの部分が減ったということによるものです。

2目利子及び配当金、本年度1,000円、比較ゼロ、基金利子でございます。

2項財産売払、1目不動産売払収入、本年度1,000円、存目計上でございます。

2目生産物売払収入、本年度1,000円、存目計上でございます。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度1,000円、存目計上でご

ございます。

2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度171万3,000円、比較5万1,000円の増、一般会計からの繰り入れの増でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度3万円、比較4万6,000円の減、前年度からの繰越金になります。

70ページをお開き願います。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度20万円、比較ゼロ、昨年度と同額計上でございます。

2款事業費、1項財産造成費、1目造林振興費、本年度3万7,000円、比較ゼロ、昨年度と同額計上でございます。

3款諸支出金、1項繰出金、1目繰出金、本年度146万4,000円、比較ゼロ、昨年度と同額計上でございます。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度5万円、比較ゼロ、昨年度と同額計上でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第4、議案第48号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別

会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

[産業振興課長 吉成邦市君登壇]

○産業振興課長（吉成邦市君） 議案第48号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,710万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

78ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目商工費補助金、本年度1,000円、存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産売払収入、1目土地売払収入、1,000円、存目計上でございます。

2項財産運用収入、1目財産運用収入、本年度1,700万4,000円です。比較52万1,000円の減となっております。こちらにつきましては、ハイテク大山工業団地の土地貸付収入でございしますが、26年度に繰り上げで買い取りになった分の減が52万1,000円となっております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算1,000円、存目計上でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度10万円、比較ゼロ、前年度からの繰越金となります。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、存目計上となっております。

次のページをごらんください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度1,601万6,000円、52万1,000円の減となっております。これは昨年とほぼ同様の予算の計上となっておりますが、繰出金、歳入の部分が減ったことにより繰出金のほうで52万1,000円減となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、109万2,000円、比較ゼロ。

以上でございます。よろしく申し上げます。

- 議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小山克彦君） 日程第5、議案第49号 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

- 地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第49号 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,212万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

86ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目加入分担金、本年度予算額1,000円、存目の計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、1,009万5,000円、比較2万6,000円の増でございます。これにつきましては、現年度、過年度の使用料でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額2万6,000円、比較7,000円の減でございます。基金の利子でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度予算額1,000円、比較599万9,000円の減でございます。これにつきましては、前年度、舗装復旧工事がございまして、その繰り入れがあったものの減でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額200万円、比較増減はゼロでございます。前年度繰り越しでございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、1,000円の存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1,112万4,000円、比較598万円の減でございます。これにつきましては、主なものとしまして工事請負費、本年度復旧工事が減ったということでの減でございます。そのほかにつきましては、前年度並みの計上となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額100万円でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第6、議案第50号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第50号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億333万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、5,000万円と定める。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

96ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書をもってご説明を申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林水産使用料、本年度予算額6,253万3,000円、比較178万8,000円の減でございます。現年度及び過年度の使用料でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農林水産業費国庫補助金、本年度予算額1,000円、存目の計上でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費県補助金、本年度予算額1,000円、存目の計上でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1億3,885万3,000円、比較284万6,000円の増でございます。一般会計よりの繰入金でございます。

2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、本年度予算額94万円、比較2万2,000円でございます。これにつきましては、特別会計の繰入金でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額100万円でございます。これは前年度の繰越金でございます。

6 款分担金及び負担金、1 項工事負担金、1 目工事負担金、本年度予算額1,000円でございます。存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

7 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度予算額1,000円、存目の計上でございます。

7 款諸収入、2 項加入金、1 目加入金、本年度予算額1,000円、存目の計上でございます。

8 款村債、1 項村債、1 目土木債、本年度予算額1,000円、存目の計上でございます。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額9,688万7,000円、比較161万3,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

主な減によるものでございますが、電算システムの賃借料の減によるものでございます。あと、その他につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

2 款事業費、1 項農業集落排水事業費、1 目農業集落排水事業費、本年度予算額1 億544万4,000円、比較269万3,000円の増でございます。これにつきましては、政府資金の元金償還金等の増によるものでございます。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額100万円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第7、議案第51号 平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第51号 平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ291万2,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000万円と定める。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

114ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度予算額1,000円、存目の計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度予算額101万5,000円、比較ゼロでございます。現年及び過年度の使用料でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1,000円、存目の計上でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額189万4,000円、比較53万2,000円の減でございます。前年度繰越金の減でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額1,000円、存目の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額276万8,000円、比較43万5,000円の減でございます。これにつきましては、15節工事請負費の配水池の修理がことしはないというようなことでの減によるものでございます。そのほかにつきましては、前年度並みの計上となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、14万4,000円、9万7,000円の減でございます。

よろしくお願ひいたします。

- 議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小山克彦君） 日程第8、議案第52号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計予算
についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

- 地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第52号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計予算に
ついてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,204万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予
算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金
の借入の最高額は、1,000万円と定める。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

124ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度予算額1,000円、存目の計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度予算額720万1,000円、現年度及び過年度の使用料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、本年度予算額2,933万8,000円、比較148万6,000円の増でございます。簡易水道事業施設整備国庫補助金でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額7,288万1,000円、比較221万円の増でございます。一般会計よりの繰入金でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額262万6,000円でございます。比較81万8,000円の増でございます。前年度繰越金です。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、1,000円、存目の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額1,033万1,000円でございます。比較112万3,000円の増でございます。主な理由でございますが、15節工事請負費の中のメーター交換の工事費の増、また備品購入でメーター機の購入の増がございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年度並みの予算の計上となっております。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、1億12万2,000円、比較292万円の増でございます。これにつきましては、測量設計の委託料及び簡易水道配水管布設の工事費の増によるものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額159万5,000円、47万1,000円の増でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第9、議案第53号 平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第53号 平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ176万3,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

134ページでございます。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度予算額66万1,000円、これにつきましては、現年度及び過年度の使用料でございます。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額5万円、前年度の繰越金でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額105万1,000円、比較145万4,000円の減でございます。一般会計繰入金の減でございます。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額1,000円でございます。存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額175万8,000円、比較145万4,000円の減でございます。これにつきましては、昨年度、処理施設の修繕を行ったわけでございますが、ことしはなかったというようなことで、前年度並みの予算計上となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額5,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第10、議案第54号 平成27年度天栄村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第54号 平成27年度天栄村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成27年度天栄村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6,532万3,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

144ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度9,803万円、比較1,852万円の増、現年度分の収入増を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、1,000円の存目計上であります。

2目督促手数料、本年度1万6,000円、比較8,000円の増であります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、本年度9,552万円、比較327万1,000円の減、実績を踏まえた計上でございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金、本年度2,765万5,000円、比較2,289万8,000円の減、制度改正に伴う減でございます。

2目地域支援事業交付金(介護予防事業)、本年度106万3,000円、比較6万9,000円。

3目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)、本年度354万6,000円、比較87万1,000円の減、実績を踏まえた計上であります。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、本年度1億5,486万8,000円、比較802万7,000円の減。

2目地域支援事業支援交付金、本年度119万円、比較3万7,000円、実績を踏まえた計上であります。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、本年度8,423万7,000円、比較47万4,000円、これも実績を踏まえた計上であります。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金(介護予防事業)、本年度53万1,000円、比較3万4,000円。

2目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)、本年度177万3,000円、比較43万5,000円の減、実績を踏まえた計上であります。

3項財政安定化基金支出金、1目交付金、本年度1,000円の存目計上であります。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、1,000円の存目計上であります。

2目利子及び配当金、本年度1万円、比較8,000円の減、基金利子であります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2目物品売払収入、いずれも1,000円の存目計上であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、本年度6,743万4,000円、比較

277万9,000円の減、若干の減収を見込んでおります。

2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）、本年度53万1,000円、3万4,000円の増。

3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、本年度177万3,000円、43万5,000円の減、ほぼ同額計上でございます。

4目その他一般会計繰入金、本年度749万8,000円、比較105万6,000円、事務費繰入分の減でございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、本年度1,463万5,000円、比較416万8,000円の減、所要額を計上したものであります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度500万円、比較400万円の増、前年度繰越金であります。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、2目第1号被保険者加算金、3目過料、いずれも1,000円の存目計上であります。

2項預金利子、1目預金利子、1,000円の存目計上であります。

3項雑入、1目滞納処分費、2目第三者納付金、3目返納金、次のページをお願いいたします。

4目雑入、いずれも1,000円の存目計上であります。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度161万6,000円、比較115万3,000円の減、13節、14節におきまして、新システムの導入により、それぞれ50万円、70万円ほどが減額となったものであります。

2項徴収費、1目賦課徴収費、本年度21万4,000円、5万7,000円の増、ほぼ同額計上であります。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、本年度261万7,000円、8万円の増。

2目認定調査等費、本年度300万7,000円、比較5万円の減、ほぼ前年同額の計上でございます。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、本年度4万5,000円、比較1万1,000円の増でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、本年度1億8,000万円、比較2,142万円の減、給付実績を踏まえた計上であります。

2目特例居宅介護サービス給付費、1,000円の存目計上であります。

3目地域密着型介護サービス給付費、648万円、127万2,000円の増、給付実績を踏まえた計上であります。

4目特例地域密着型介護サービス給付費、1,000円の存目計上であります。

5目施設介護サービス給付費、本年度2億7,200万円、100万円の増、給付実績を踏まえた

計上であります。

6目特例施設介護サービス給付費、1,000円の存目計上であります。

7目居宅介護福祉用具購入費、本年度120万円、比較73万2,000円の増。

8目居宅介護住宅改修費、本年度180万円、12万円の減。

9目居宅介護サービス計画給付費、本年度2,400万円、比較ゼロ、給付実績を踏まえた計上でございます。

10目特例居宅介護サービス計画給付費、1,000円の存目計上であります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、本年度1,020万円、195万6,000円の減、給付実績を踏まえた計上であります。

2目特例介護予防サービス給付費、3目地域密着型介護予防サービス給付費、4目特例地域密着型介護予防サービス給付費、いずれも1,000円の存目計上であります。

5目介護予防福祉用具購入費、本年度36万円、比較24万円の増。

6目介護予防住宅改修費、本年度60万円、6万2,000円の増。

7目介護予防サービス計画給付費、本年度144万円、比較6万円の減、給付実績を踏まえた計上であります。

8目特例介護予防サービス計画給付費、1,000円の存目計上であります。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度48万円、比較10万2,000円の減であります。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、本年度1,320万円、比較132万円の増、給付実績を踏まえた計上であります。

2目高額介護予防サービス費、1,000円の存目計上であります。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、本年度135万円、比較35万円の増、給付実績を踏まえた計上であります。

2目高額医療合算介護予防サービス等費、1,000円の存目計上であります。

6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、本年度84万円、比較14万4,000円の減、給付実績を踏まえた計上であります。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、本年度3,000万円、比較12万円の増、給付実績を踏まえた計上であります。

2目特例特定入所者介護サービス費、3目特定入所者支援サービス費、4目特例特定入所者支援サービス費、いずれも1,000円の存目計上であります。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、1,000円の存目計上であります。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、本年度1万円、8,000円の減、利子分の積立金であります。

5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費、本年度186万2,000円、21万2,000円の増。

2目介護予防一般高齢者施策事業費、本年度239万1,000円、比較6万2,000円の増、ほぼ前年同額の計上であります。

3目総合事業費精算金、1,000円の存目計上であります。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目介護予防ケアマネジメント事業費、本年度540万円、比較101万5,000円の減。

2目総合相談事業費、本年度355万5,000円、比較106万円の減。

3目権利擁護事業費、本年度4万5,000円、8,000円の減。

4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、本年度1,000円、包括支援センターの人件費の減に伴い減額となるものであります。

5目任意事業費、本年度9万3,000円、8,000円の減でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、2目第1号被保険者保険料還付金、いずれも1,000円の存目計上であります。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、30万円の増でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第11、議案第55号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計予算
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○産業振興課長（吉成邦市君） 議案第55号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計予算に
ついてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,591万3,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予
算」による。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

168ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度1,000円、存目計上で
ございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度3万7,000円、比較1万
円、こちらについては預金利子でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額500万円、比較ゼロ、昨年度と同額
の計上となっております。前年度の繰越金でございます。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度9,087万5,000円、比較ゼロ円、こちらにつきま
しては、電力の売却収入となっております。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度9,391万3,000円、比較1万
円の増、こちらにつきましては、昨年同様の部分となっておりますが、需用費の部分で、電
気料で約120万円の増額、それと委託料で風力発電の設備保守点検委託料、こちらが620万円
ほどの増額となっております。また、それに伴いまして、積立金のほうが約740万円ほどの
減額となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度200万円、昨年度と同額の計上となってお
ります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第12、議案第56号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第56号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,766万9,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

176ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度2,235万5,000円、比較221万円の減。

2目普通徴収保険料、本年度399万5,000円、比較39万円の減、いずれも所得割額の減収を見込んでおります。

2款手数料、1項手数料、1目証明手数料、1,000円の存目計上であります。

2目督促手数料、本年度3,000円、前年同額の計上であります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度52万4,000円、比較85万9,000円の減、事務費分の繰り入れ減でございます。

2目保険基盤安定繰入金、本年度1,874万8,000円、30万4,000円の減でございます。

3目広域連合分賦金、本年度25万1,000円、前年同額の計上であります。

4目保健事業費繰入金、本年度29万4,000円、3万3,000円の減、ほぼ同額計上であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1,000円の存目計上であります。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、2目過料、いずれも1,000円の存目計上であります。

2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、本年度84万2,000円、前年同額の計上であります。特定健診事業分であります。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度5万円、前年同額の計上であります。

2目還付加算金、1,000円の存目計上であります。

4項預金利子、1目預金利子、1,000円の存目計上であります。

5項雑入、1目雑入、本年度60万1,000円、人間ドックの委託料でございます。前年同額であります。

歳出、1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、本年度18万9,000円、比較1万5,000円の減、ほぼ同額計上であります。

2目徴収費、本年度33万5,000円、比較84万4,000円の減、13節委託料につきまして、新システムの導入により処理委託料が約85万円ほど減額となるものであります。

2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度4,509万8,000円、比較290万4,000円の減、保険料の収入源によるものでございます。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、本年度195万2,000円、比較3万3,000円の減、ほぼ同額計上であります。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度5万円、前年同額の計上であります。

2目還付加算金、1,000円の存目計上であります。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度3,000円、前年同額の計上であります。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、4万1,000円でございます。

以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、2時50分まで暫時休議いたします。

（午後 2時33分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時50分）

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第13、議案第57号 平成27年度天栄村水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第57号 平成27年度天栄村水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

（総則）

第1条 平成27年度天栄村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数1,473戸。
- (2) 年間総排水量62万5,524立方メートルでございます。
- (3) 1日平均配水量1,714立方メートルでございます。
- (4) 主要な建設改良工事、石綿管更新事業5,513万9,000円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款水道事業収益、第1項営業収益9,827万6,000円。

第2項営業外収益6,236万8,000円。

支出。第1款水道事業費用、第1項営業費用1億3,157万3,000円。

第2項営業外費用2,806万9,000円。

第3項特別損失2,000円。

第4項予備費100万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,972万9,000円は、過年度損益勘定留保資金1億1,406万4,000円、消費税資本的収支調整額566万5,000円で補てんするものとする。)

収入。第1款資本的収入。

第1項企業債3,500万円。

第2項負担金1,000円。

第3項補償費1,000円。

支出。第1款資本的支出。

第1項建設改良費7,648万2,000円。

第2項企業債償還金7,824万9,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率の償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的、石綿セメント管更新事業。限度額、3,500万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年4%以内(ただし、利率見直し方式で借りる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし政府資金については、償還期間30年間以内のうち、据え置き期間5年以内半年賦元利均等償還とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,442万7,000円。

次のページをお願いします。

(他会計からの補助金)

第8条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,103万円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、112万7,000円とする。

平成27年3月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

平成27年度天栄村水道事業会計予算実施計画説明書でご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予算額9,719万1,000円、比較5万円の減、前年度並みの計上となっております。

2目受託工事収益、本年度予算額100万2,000円、比較8万円の減、消火栓工事収益でございます。

3目その他営業収益、本年度予算額8万1,000円、前年度並みの計上となっております。

4目負担金、本年度予算額2,000円、消火栓負担金、工事負担金とも存目計上となっております。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、本年度予算額6万円、前年度並みの計上となっております。

2目他会計補助金、4,103万円、比較111万7,000円の減、一般会計補助金の減でございます。

次のページをお願いいたします。

3目雑収益、本年度予算額2万円、前年度並みの計上となっております。

4目消費税還付金、本年度予算額1,000円、存目の計上でございます。

5目長期前受金戻入、本年度2,125万7,000円、比較484万7,000円の減でございます。補助金を充てての工事をした工事費を資産として繰り入れて減価償却する金額でございます。

支出。

1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額1,561万7,000円、比

較950万6,000円でございます。主な増でございますが、委託料の滅菌設備設置工事設計委託料の120万9,600円。また、5節修繕費であります水源等応急補修等でございますが、これにつきましては、第5水源の補修、あと、今、設計委託で挙げました滅菌設備の工事費によるものでございます。現在、塩素ガスを利用して注入をしておりますが、それを次亜塩素酸の注入器にかえるものでございます。

2目配水及び給水費、本年度予算額1,319万円、比較5万9,000円でございます。ほぼ前年度並みの計上となっております。

3目受託工事費、100万4,000円、8万円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

4目総係費、本年度予算額2,109万8,000円、比較495万2,000円の減でございます。これにつきましては、主な減額となるものでございますが、昨年度、水道技術管理者の資格の取得のために1人を派遣したところでございますが、今年度はないというようなことで、研修旅費の減、会費負担金の講習会の費用が減となったことと、17節会計システムの減というようなことでございます。また、22節貸倒引当金繰入金の減額によるものでございます。

5目減価償却費、本年度予算額8,007万2,000円、比較521万3,000円の減でございます。これにつきましては、構築物の減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

6目資産減耗費、本年度予算額49万8,000円、比較309万5,000円の減でございます。これにつきましては、配水管布設工事に伴う除却費としまして、石綿管が該当しております。

7目その他営業費用、本年度予算額9万4,000円、8,000円の増、ほぼ前年並みの予算となっております。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、本年度予算額2,583万2,000円、192万5,000円の減でございます。これにつきましては、企業債償還金利息の減によるものでございます。

2目雑支出、10万1,000円、比較102万円の減でございます。これにつきましては、2節その他の雑支出におきまして、過年度分の賞与、法定福利費引当金の減によるものでございます。

3項特別損失、1目固定資産売却損、2目過年度損益修正損、これにつきましては、存目の計上となっております。

4項予備費、1目予備費、100万円、前年度並みの計上でございます。

続きまして資本的収入及び支出。

収入、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、本年度予算額3,500万円、これは上水道事業債でございます。

2項負担金、1目負担金、本年度予算額1,000円、比較1,879万9,000円でございます。これにつきましては、水道管布設工事の負担金の減でございます。

3項補償費、1目補償費、本年度予算額1,000円、存目の計上でございます。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、本年度予算額7,093万5,000円、比較250万7,000円の増でございます。これにつきましては、石綿管更新事業としまして、畑中地区、また、仁戸内・小川間の本復旧を予定しての計上でございます。

3節委託料につきましては、次年度の石綿管の委託設計費でございます。

2目固定資産購入費、本年度554万7,000円、比較15万4,000円でございます。これにつきましては、前年度並みの計上となっております。

次のページをお願いいたします。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額7,824万9,000円、比較296万9,000円でございます。これにつきましては、元金償還金の増でございます。

以上、ご審議の上、よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 15ページの1款資本的支出の中で、先ほど1節の工事請負費で石綿管工事、今回、今年度、畑中が予定に入っているという今説明だったんですが、天栄村全体で石綿管の布設になっているキロ数があとどれくらい残っていて、あと何年を目標に終わる予定を考えているんですか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○地域整備課長（佐藤市郎君） お答え申し上げます。

計画的には、平成32年です。距離数は、ちょっと今、記録にありませんので、ちょっと時間をいただければ……すみません。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情及び請願審査報告

○議長（小山克彦君） 日程第14、陳情及び請願審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日において産業建設常任委員会に付託となっておりました事件1件について、産業建設常任委員会委員長から審査の結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成27年3月18日。天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会産業建設常任委員長、揚妻一男。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号1。付託年月日、平成27年3月10日。件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について。審査結果、採択。委員会の意見、現在の福島県最低賃金は、時間額で689円となっており、その水準は、2007年からの7年間、全国水準で31位と低位で、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いことから、福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げを行うための環境を整備するとともに、速やかな改定諮問実施と早期の発効日実現を要請していくことが必要であると判断するため。措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

○議長（小山克彦君） 報告が終わりましたので、これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、平成27年受理番号1、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についての陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願についてであります。本定例会初日において産業建設常任委員会に付託となっておりました事件2件について、産業建設常任委員会委員長から審査の結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成27年3月18日。天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会産業建設常任委員長、揚妻一男。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号1。付託年月日、平成27年3月10日。件名、JAグループの自己改革の実現に向けた請願書。審査結果、採択。委員会の意見、国会における農協法改正案の審議に当たっては、規制改革会議の提案に沿った中央会の組織と監査制度の変更や、準組合員の利用制限のあり方などについて検討されているが、農協改革が真に農業振興や地域振興につながるものとなるよう、また、JAグループの自己改革実現に向けて、組合員、会員の意思が十分に尊重されるような内容となるよう要請していくことが必要であると判断するため。措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

受理番号2。付託年月日、平成27年3月10日。件名、商工業者に対する原発事故営業損害

賠償打ち切り（素案）の撤回を求める意見書提出の請願。審査結果、採択。委員会の意見、政府において、2016年2月分をもって、事業環境の回復が確認できる業種、業態があることを理由に商工業者等への賠償を打ち切る考えが示されたが、風評被害が皆無になる見通しが全く立たない状況にあることから、損害賠償を終了するという方針を示した素案を撤回し、個々の事業者の実態に見合った営業損害賠償を引き続き継続することを求めることが必要であると判断するため。措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

○議長（小山克彦君） 報告が終わりましたので、これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、平成27年受理番号1、JAグループの自己改革の実現に向けた請願書について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採択することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、平成27年受理番号2、商工業者に対する原発事故営業損害賠償打ち切り（素案）の撤回を求める意見書提出の請願についてを討論いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎閉会中継続審査申出

○議長（小山克彦君） 日程第15、閉会中継続審査申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの申し出を求めます。

議会運営委員会委員長、服部晃君。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃君登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃君） 平成27年3月18日。天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8号並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項並びに委員会運営に必要な調査研究のため。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、総務常任委員会委員長からの申し出を求めます。

総務常任委員会委員長、廣瀬和吉君。

〔総務常任委員会委員長 廣瀬和吉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（廣瀬和吉君） 平成27年3月18日。天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、廣瀬和吉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8号並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管事務に係る、調査研究並びに広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに
決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長からの申し出を求めます。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成27年3月18日。天栄村議会議長、小山克彦
殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し
たので、地方自治法第109条第8号並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究並びに広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したい
と思います。これにご異議がありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付するこ
とに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が5件ございますので、この際、日程に追加し議題といたしたいと思いま
すが、これにご異議がありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 3時24分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時26分）

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第16、議案第58号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第58号 工事請負契約の一部変更について。

平成26年6月10日議会の議決を受けた今坂区仮置き場建設工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

記。

3 契約金額中「1億2,852万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額952万円」を「1億2,755万160円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額944万8,160円」に改める。

平成27年3月18日提出、天栄村長、添田勝幸。

お手元にお配りしております説明資料によりご説明申し上げます。

この仮契約を3月3日付で有限会社おおき建設工業との間で結びました。中身としましては、第2条で工事請負代金が96万9,840円也を新たに減額するといった内容でございます。

次のページをお開き願います。

変更請負額の調書です。

まず、当初の設計に対する当初の請負額、この率に対して、今度は変更設計額部分に対する同じ率合いでもって変更請負額を算出したものが、一番下の計算式によって1億1,810万2,000円、これが変更請負額の工事価格といった計算でございます。

次のページ、平面図をお開き願います。

今坂区の仮置き場でございます。この図面の左側に、村道萱立・岡谷地線、あるいは釈迦

堂川が並行して走っております。この村道からの取りつけ口から入っていきまして、真ん中辺の五角形の形が、これが仮置き場でございます。それから、東西に四角が2つありますが、これが一時保管所というふうな形でもって隣接するといった仮置き場の形となっております。

この変更の理由でございますが、今坂区仮置き場建設工事につきましては昨年の5月に入札を行いまして、6月の議会で契約締結の議決をいただいて、今月27日の完成を目指して、今現在、工事は最終段階を迎えているところでございます。このたび、工事費の最終的な見込み額が確定したために、変更契約の議会の議決を求めるものでございます。

この変更の主な内容といたしましては、仮置き場内の立木の伐採量が確定したことによりまして処分費が減少したといったことで、全体の事業費が当初契約よりも下がったといったところでございます。

ご審議の上、議決を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第17、発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、大須賀溪仁君。

[1番 大須賀溪仁君登壇]

○1番(大須賀溪仁君) 発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年3月18日。

提出者 天栄村議会議員 大須賀溪仁

賛成者 天栄村議会議員 後藤 修

賛成者 天栄村議会議員 熊田喜八

天栄村議会議長、小山克彦殿。

提出理由

現在の福島県最低賃金は時間額で689円となっており、その水準は2007年からの7年間、全国水準で31位と低位で、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いことから、福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げを行うための環境を整備するとともに、速やかな改定諮問実施と、早期の発効日実現を要請していくことが必要であると判断するため。

意見書の送付先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島県労働局長

なお、意見書は別紙のとおりです。

○議長(小山克彦君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(小山克彦君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(小山克彦君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小山克彦君） 日程第18、発議案第2号 J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、揚妻一男君。

〔5番 揚妻一男君登壇〕

- 5番（揚妻一男君） 発議案第2号 J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年3月18日。

提出者 天栄村議会議員 揚妻一男

賛成者 天栄村議会議員 後藤 修

賛成者 天栄村議会議員 熊田喜八

天栄村議会議長、小山克彦殿。

提出理由

国会における農協法改正案の審議に当たっては、規制改革会議の提案に沿った中央会の組織と監査制度の変更や準組合の利用制限のあり方などについて検討されているが、農協改革が真に農業振興や地域振興につながるものとなるよう、また、J Aグループの自己改革実現に向けて、組合員、会員の意思が十分に尊重されるような内容となるよう要請していくことが必要であると判断するため。

意見書の送付先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

内閣官房長官

規制改革担当大臣

なお、意見書は別紙のとおりでございます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第19、発議案第3号 商工業者に対する原発事故営業損害賠償打ち切り（素案）の撤回を求める意見書提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、大浦トキ子君。

〔3番 大浦トキ子君登壇〕

○3番（大浦トキ子君） 発議案第3号 商工業者に対する原発事故営業損害賠償打ち切り（素案）の撤回を求める意見書提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年3月18日。

提出者 天栄村議会議員 大浦トキ子

賛成者 天栄村議会議員 後藤 修

賛成者 天栄村議会議員 熊田喜八

天栄村議会議長、小山克彦殿。

提出理由

政府において、2016年2月分をもって、事業環境の回復が確認できる業種、業態があるこ

とを理由に商工業者等への賠償を打ち切る考えが示されたが、風評被害が皆無になる見通しが全く立たない状況にあることから、損害賠償を終了するという方針を示した素案を撤回し、個々の事業者の実態に見合った営業損害賠償を引き続き継続することを求めることが必要であると判断するため。

意見書送付先

内閣総理大臣

財務大臣

経済産業大臣

なお、意見書は別紙のとおりです。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会広報常任委員の選任について

○議長（小山克彦君） 日程第20、議会広報常任委員の選任を行います。

お諮りをいたします。

議会広報常任委員は委員会条例第5条第2項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっておりますので、ここで本会議を休議し、全員協議会において選出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、これより休議し、全員協議会を開きます。
暫時休議いたします。

(午後 3時39分)

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時44分)

○議長（小山克彦君） 議会広報常任委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名いたします。

議会広報委員に9番、後藤修君、8番、須藤政孝君、6番、渡部勉君、4番、廣瀬和吉君、2番、服部晃君をそれぞれ指名いたします。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会広報常任委員に選任することに決定いたしました。

ここで、議会広報常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選を行い、議長まで報告願います。

暫時休議いたします。

(午後 3時44分)

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時59分)

○議長（小山克彦君） ここで、議会広報常任委員会で互選されました正副委員長のご報告を申し上げます。

議会広報常任委員長に6番、渡部勉君、同副委員長に8番、須藤政孝君であります。
以上で報告を終わります。

◎日程の追加

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

議会広報常任委員会より議会閉会中に係る継続審査の申し出並びに全国町村議長会会長より表彰状の伝達がありますので、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 4時00分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時02分）

◎閉会中継続審査申出

○議長（小山克彦君） 日程第21、閉会中継続審査申出書を議題といたします。

議会広報常任委員会委員長からの申し出を求めます。

議会広報常任委員会委員長、渡部勉君。

〔議会広報常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（渡部 勉君） 平成27年3月18日。天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8号並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事 件（1）議会広報発行のため、取材並びに編集及び調査研究。
- 2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎表彰状伝達

○議長（小山克彦君） 日程第22、表彰状伝達を行います。

去る2月6日、全国町村議会議長会総会において、全国町村議会議長会表彰規定により、自治功労者として15年以上議会議員に在職し、村自治の振興の発展に尽くされた熊田喜八君、渡部勉君の2名に表彰状が贈られていますので、ここで伝達をいたします。

7番、熊田喜八君、6番、渡部勉君の順に前にお進みください。

〔表彰状伝達〕

○議長（小山克彦君） 受賞されました両名、まことにめでとうございます。

これで表彰状の伝達を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（小山克彦君） 以上で、今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって平成27年3月天栄村議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午後 4時07分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 5月25日

議 長 小 山 克 彦

署 名 議 員 服 部 晃

署 名 議 員 大 浦 ト キ 子

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	3月11日	原案同意
2号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	3月11日	原案可決
3号	教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	3月11日	原案可決
4号	天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	3月11日	原案可決
5号	天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	3月12日	原案可決
6号	天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	3月12日	原案可決
7号	天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の制定について	3月12日	原案可決
8号	天栄村放課後児童クラブ条例の制定について	3月12日	原案可決
9号	天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定について	3月12日	原案可決
10号	天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について	3月12日	原案可決
11号	天栄村湯本スキー場の指定管理者の指定について	3月12日	原案可決
12号	天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について	3月12日	原案可決
13号	天栄村行政手続条例の一部を改正する条例について	3月12日	原案可決
14号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	3月12日	原案可決
15号	天栄村保育所条例の一部を改正する条例について	3月12日	原案可決
16号	天栄村墓地公園設置条例の一部を改正する条例について	3月12日	原案可決
17号	天栄村介護保険条例の一部を改正する条例について	3月12日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
18号	天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月12日	原案可決
19号	天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月12日	原案可決
20号	天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	3月12日	原案可決
21号	天栄村農林水産物直売食材供給施設設置に関する条例の一部を改正する条例について	3月12日	原案可決
22号	天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	3月12日	原案可決
23号	天栄村立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について	3月12日	原案可決
24号	大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	3月12日	原案可決
25号	村道の路線の認定について	3月12日	原案可決
26号	村道の路線の変更について	3月12日	原案可決
27号	村道の路線の廃止について	3月12日	原案可決
28号	平成26年度天栄村一般会計補正予算について	3月13日	原案可決
29号	平成26年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	3月13日	原案可決
30号	平成26年度牧本財産区特別会計補正予算について	3月13日	原案可決
31号	平成26年度大里財産区特別会計補正予算について	3月13日	原案可決
32号	平成26年度湯本財産区特別会計補正予算について	3月13日	原案可決
33号	平成26年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
34号	平成26年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について	3月16日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
35号	平成26年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
36号	平成26年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
37号	平成26年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
38号	平成26年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
39号	平成26年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
40号	平成26年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
41号	平成26年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月16日	原案可決
42号	平成26年度天栄村水道事業会計補正予算について	3月16日	原案可決
43号	平成27年度天栄村一般会計予算について	3月17日	原案可決
44号	平成27年度天栄村国民健康保険特別会計予算について	3月17日	原案可決
45号	平成27年度牧本財産区特別会計予算について	3月18日	原案可決
46号	平成27年度大里財産区特別会計予算について	3月18日	原案可決
47号	平成27年度湯本財産区特別会計予算について	3月18日	原案可決
48号	平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について	3月18日	原案可決
49号	平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について	3月18日	原案可決
50号	平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について	3月18日	原案可決
51号	平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について	3月18日	原案可決
52号	平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について	3月18日	原案可決
53号	平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について	3月18日	原案可決
54号	平成27年度天栄村介護保険特別会計予算について	3月18日	原案可決
55号	平成27年度天栄村風力発電事業特別会計予算について	3月18日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
56号	平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について	3月18日	原案可決
57号	平成27年度天栄村水道事業会計予算について	3月18日	原案可決
58号	工事請負契約の一部変更について	3月18日	原案可決

議 員 提 出 議 案

議案番号	件名	議決月日	結果
発議1号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について	3月18日	原案可決
発議2号	J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書提出について	3月18日	原案可決
発議3号	商工業者に対する原発事故営業損害賠償打ち切り(素案)の撤回を求める意見書の提出について	3月18日	原案可決

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
H27 1	平成27年 2月10日	J Aグループの自己改革の実現に向けた請願書	須賀川市大町85 すかがわ岩瀬農業 協同組合 代表理事組合長 橋本 正和	天栄村議会議員 揚妻 一男	産業建設 常任委員会
H27 2	平成27年 2月23日	商工業者に対する 原発事故営業損害 賠償打ち切り(素 案)の撤回を求め る意見書提出の請 願	須賀川市西川字池 ノ上54-13 須賀川民主商工会 会長 円谷 寅三郎	天栄村議会議員 大浦トキ子	産業建設 常任委員会

請 願 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
H27 1	平成27年 3月10日	J Aグループの自己改革の実現に向けた請願書	採 択
H27 2	平成27年 3月10日	商工業者に対する原発事故営業損害賠償打ち切り(素案)の撤回を求める意見書提出の請願	採 択

陳 請 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
H27 1	平成27年 2月17日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について	須賀川市森宿字ヒジリ 田50 日本労働組合連合会福島県連合会 須賀川地区連合会 議長 鈴木 重一	産 業 建 設 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
H27 1	平成27年 3月10日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について	採 択